

---

令和4年 9月 7日開会

令和4年 9月26日閉会

令和4年 第3回  
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

---

## 日 程 と 目 次

会期20日間〔本会議6日間、休会14日（議案調査3日、委員会2日、委員会予備日及び議事整理1日、県の休日8日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
9. 7	水	<b>本 会 議（第1号）</b>	
		1 吉田副知事の就任挨拶……………	1
		1 若林総務部長の就任挨拶……………	2
		1 利光商工観光労働部長の就任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（6月及び7月の例月出納検査結果、報告33件及び書類の提出、議員派遣報告）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第70号議案から第98号議案までを一括議題……………	2
		1 広瀬知事の提案理由説明……………	3
9. 8	木	休会（議案調査のため）	
9. 9	金	休会（議案調査のため）	
9. 10	土	休会（県の休日のため）	
9. 11	日	休会（県の休日のため）	
9. 12	月	休会（議案調査のため）	
9. 13	火	<b>本 会 議（第2号）</b>	
		1 平川公安委員会委員の就任挨拶……………	9
		1 代表質問……………	9
		1 古手川議員（自由民主党）の質問……………	10
		・ 県政について	
		・ 農業再生に向けた今後の展望について	
		・ 県土の強靱化について	
		・ 日出生台演習場の使用等に関する協定について	
		・ 地域共生社会の推進について	
		・ 脱炭素に向けた取組について	
		1 木田議員（県民クラブ）の質問……………	20
		・ 社会経済の変容を踏まえた地方創生の取組について	
		・ 賃金の引上げについて	
		・ 大分空港・宇宙港将来ビジョンについて	
		・ 子どもに関する施策について	
		・ コロナウイルス感染症対策における情報発信について	
		・ 業務継続計画について	
		・ 半導体産業の活性化について	
		・ 大分港大在地区の利用促進について	
		・ ポストコロナを見据えた観光振興について	
		・ 部活動の地域移行について	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を担う県職員の確保について</li> <li>・労働委員会における相談体制について</li> </ul> <p>1 河野議員（公明党）の質問…………… 31</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスまん延による医療逼迫について</li> <li>・エネルギー問題について</li> <li>・中小企業への支援について</li> <li>・最低賃金の引上げに向けた取組について</li> <li>・特別支援教育について</li> <li>・多胎児の出産や育児への支援について</li> <li>・東アジア文化都市事業について</li> <li>・監査の充実強化について</li> </ul>	
9. 14	水	<p><b>本 会 議（第3号）</b></p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 43</p> <p>1 平岩議員（県民クラブ）の質問…………… 43</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重社会づくりについて</li> <li>・関係人口について</li> <li>・女性支援法に基づく取組について</li> <li>・教育を巡る諸課題について</li> <li>・新型コロナに関する諸課題について</li> </ul> <p>1 井上（明）議員（自由民主党）の質問…………… 53</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を巡る課題について</li> <li>・地方創生を巡る課題について</li> <li>・森林等を巡る課題について</li> <li>・教育を巡る課題について</li> <li>・県職員の定年引上げについて</li> </ul> <p>1 吉村議員（公明党）の質問…………… 64</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の県政への参画について</li> <li>・ラグビーワールドカップ2019のレガシー継承について</li> <li>・福祉を巡る諸課題について</li> <li>・環境に配慮した行動の促進について</li> <li>・庄の原佐野線の整備について</li> <li>・部活動のDXについて</li> </ul> <p>1 今吉議員（自由民主党）の質問…………… 74</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DXの推進について</li> <li>・広域交通ネットワークの充実について</li> <li>・商工政策について</li> <li>・農業政策について</li> </ul>	
9. 15	木	<p><b>本 会 議（第4号）</b></p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 85</p> <p>1 太田議員（自由民主党）の質問…………… 85</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工行政を巡る諸課題について</li> <li>・福祉・医療を巡る諸課題について</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への備えについて</li> <li>・公金納付のキャッシュレス対応について</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 小嶋議員（県民クラブ）の質問…………… 95                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇宙港を巡る諸課題について</li> <li>・豊予海峡ルートについて</li> <li>・情報化社会における教育について</li> <li>・アーバンスポーツについて</li> <li>・線状降水帯発生予測の活用について</li> </ul> </li> <li>1 森議員（自由民主党）の質問…………… 104                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化について</li> <li>・畜産に関する諸課題について</li> <li>・ものづくり産業について</li> <li>・土木技術者の確保と育成について</li> <li>・豊後大野市における道路整備について</li> <li>・ネットワーク・コミュニティ維持に向けた取組について</li> </ul> </li> <li>1 末宗議員（志士の会）の質問…………… 118                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少対策について</li> <li>・コロナ対応の平時への移行について</li> <li>・農政を巡る諸課題について</li> <li>・行政のDXと情報弱者について</li> <li>・旧統一教会等の霊感商法等について</li> </ul> </li> </ul>	
9. 16	金 本 会 議（第5号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 諸般の報告（8月の例月出納検査結果報告、人事委員会意見聴取結果、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書の提出）…………… 129</li> <li>1 一般質問及び質疑…………… 130</li> <li>1 吉竹議員（自由民主党）の質問…………… 130                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業を巡る諸課題について</li> <li>・竹田市の治水対策について</li> <li>・畜産振興について</li> <li>・障がい者を巡る諸課題について</li> </ul> </li> <li>1 守永議員（県民クラブ）の質問…………… 139                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における健康寿命日本一に向けた取組について</li> <li>・女性の活躍推進について</li> <li>・地域の小児医療体制について</li> <li>・県職員の職場環境について</li> <li>・鉄道路線について</li> </ul> </li> <li>1 小川議員（元気な玖珠郡を創る会）の質問…………… 149                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨災害等への対応について</li> <li>・肉用牛の生産基盤強化について</li> <li>・児童福祉を巡る諸課題について</li> <li>・商工行政を巡る諸課題について</li> </ul> </li> </ul>	

第3回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

		1 麻生議員（時の会・県民の声）の質問…………… 158 ・ 県民の生活に対する意識等の変化について ・ 農業・農村の振興について ・ 中山間地域集落における集落営農組織・法人について ・ 広域交通を巡る諸課題について	
		1 堤議員（日本共産党）の質疑…………… 167 ・ 新型コロナウイルス感染症について ・ 物価高騰対策について	
		1 第70号議案から第83号議案まで及び請願3件を所管の常任 委員会に付託…………… 173	
		1 付託表…………… 173	
		1 特別委員会設置の件…………… 173	
		1 決算特別委員会を設置し、第84号議案から第98号議案まで を付託の上、期間中、継続審査に付することに決定…………… 174	
		1 決算特別委員の選任…………… 175	
9. 17	土	休会（県の休日のため）	
9. 18	日	休会（県の休日のため）	
9. 19	月	休会（県の休日のため）	
9. 20	火	休会（常任委員会のため）	
9. 21	水	休会（常任委員会のため）	
9. 22	木	休会（常任委員会予備日及び議事整理のため）	
9. 23	金	休会（県の休日のため）	
9. 24	土	休会（県の休日のため）	
9. 25	日	休会（県の休日のため）	
9. 26	月	<b>本 会 議（第6号）</b> 1 諸般の報告（決算特別委員会の正副委員長互選結果）…………… 178 1 第70号議案から第83号議案まで並びに請願19及び請願2 1に対する各常任委員長の報告…………… 178 1 二ノ宮福祉保健生活環境委員長の報告…………… 178 1 井上（明）商工観光労働企業委員長の報告…………… 178 1 太田農林水産委員長の報告…………… 178 1 清田土木建築委員長の報告…………… 179 1 阿部（長）文教警察委員長の報告…………… 179 1 今吉総務企画委員長の報告…………… 179 1 堤議員の討論…………… 180 1 猿渡議員の賛成討論…………… 181 1 原田議員の賛成討論…………… 182 1 第70号議案及び第73号から第83号までを委員長の報告の とおり可決…………… 183 1 第71号議案及び第72号議案を委員長の報告のとおりに可決…………… 183 1 請願19を委員長の報告のとおりに不採択…………… 183	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 請願21を委員長の報告のとおり不採択…………… 183</li> <li>1 第99号議案から第101号議案までを一括議題…………… 183</li> <li>1 広瀬知事の提案理由説明…………… 183</li> <li>1 第99号議案から第101号議案までに同意…………… 184</li> <li>1 議員提出第16号議案（私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書）、議員提出第17号議案（新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業の延長等を求める意見書）、議員提出第18号議案（コロナ後遺症及び新型コロナワクチン後遺症への対応強化を求める意見書）、議員提出第19号議案（旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書）、議案提出第20号議案（女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書）、議案提出第21号議案（地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書）を一括議題…………… 184</li> <li>1 大友議員の提案理由の説明…………… 184</li> <li>1 羽野議員の提案理由の説明…………… 185</li> <li>1 戸高議員の提案理由の説明…………… 186</li> <li>1 羽野議員の反対討論…………… 186</li> <li>1 議員提出第16号議案、第17号議案及び第20号議案を原案のとおり可決…………… 187</li> <li>1 議員提出第18号議案を否決…………… 187</li> <li>1 議員提出第19号議案を否決…………… 187</li> <li>1 議員提出第21号議案を原案のとおり可決…………… 187</li> <li>1 議員派遣の件…………… 187</li> <li>1 閉会中の継続審査及び調査の件…………… 188</li> <li>1 閉会…………… 189</li> </ul>
付	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 請願…………… 191</li> <li>1 継続請願…………… 194</li> </ul>

令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 1 号 9 月 7 日

# 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月7日（水曜日）

## 議事日程第1号

令和4年9月7日  
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3 第70号議案から第98号議案まで  
(議題、提出者の説明)

## 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件  
日程第3 第70号議案から第98号議案まで  
(議題、提出者の説明)

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄

小川 克己

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
公安委員長	岩本 光生
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美

午前10時

御手洗議長 おはようございます。

開会に先立ち、先般新たに副知事に就任された吉田一生君から御挨拶があります。吉田一生君。

〔吉田副知事登壇〕

吉田副知事 おはようございます。去る6月の県議会で選任の同意をいただき、7月1日付けで副知事を拝命した吉田一生と申します。もとより微力ですが、広瀬知事の下、尾野副知事と共に、県政の発展に全力を尽くす所存です。御手洗議長始め、議員各位におかれては、格別の



御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひします。

(拍手)

**御手洗議長** 次に、先般新たに総務部長に就任された若林拓君及び商工観光労働部長に就任された利光秀方君から御挨拶があります。若林拓君。

**若林総務部長** 7月25日付けで総務部長を拝命した若林拓と申します。何とぞ御指導よろしくお願ひします。(拍手)

**御手洗議長** 利光秀方君。

**利光商工観光労働部長** 7月1日付けで商工観光労働部長を拝命した利光秀方です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

午前10時3分 開会

**御手洗議長** ただいまから令和4年第3回定例会を開会します。

**御手洗議長** これより本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

**御手洗議長** 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、6月及び7月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、知事から、損害賠償の額の決定についてなど、33件の報告及び書類の提出がありました。

なお、報告書等は、いずれもお手元に配布の議案書の末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配布の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

**御手洗議長** 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第1号により行います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**御手洗議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、元吉俊博君及び守永信幸君を指名します。

#### 日程第2 会期決定の件

**御手洗議長** 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から26日までの20日間としたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、会期は20日間と決定しました。

#### 日程第3 第70号議案から第98号議案まで

(議題、提出者の説明)

**御手洗議長** 日程第3、第70号議案から第98号議案までを一括議題とします。

**第70号議案** 令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)

**第71号議案** 令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第1号)

**第72号議案** 令和4年度大分県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

**第73号議案** 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

**第74号議案** 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

**第75号議案** 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

**第76号議案** 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

**第77号議案** 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

**第78号議案** 工事請負契約の締結について

**第79号議案** 工事請負契約の締結について

**第80号議案** 工事請負契約の変更について

**第81号議案** 工事請負契約の締結について

- 第82号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について
- 第83号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて
- 第84号議案 令和3年度大分県病院事業会計決算の認定について
- 第85号議案 令和3年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第86号議案 令和3年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第87号議案 令和3年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第88号議案 令和3年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第89号議案 令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第90号議案 令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第91号議案 令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第92号議案 令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第93号議案 令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第94号議案 令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第95号議案 令和3年度大分県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第96号議案 令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第97号議案 令和3年度大分県港湾施設整備

事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第98号議案 令和3年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

御手洗議長 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 令和4年第3回定例会県議会の開会にあたり、県政諸般の報告をし、あわせて今回提出した諸議案について説明します。

初めに、県政諸般の報告です。

新型コロナウイルス感染症ですが、オミクロン株の亜種、BA.5への置き換わりが進んだことから、県内では7月以降、感染が再び急拡大しました。新規感染者数はかつてない規模で推移してきたところですが、ここに来て、ようやく減少傾向に転じようとしています。心配された病床使用率も、最近では55%を切るころまで下がってきました。しかし、これまでの経験から、いつ、どんな形で反転するか、安心できる状況にはなく、なお緊張感を持って対応しています。

一つは、検査体制の強化です。特に高齢者入所施設はクラスターが多発していることから、陽性者が発生した際の即座の検査はもとより、全職員分の抗原検査キットを無償配布し、定期的な検査をお願いしています。また、症状が軽く、若年で重症化リスクの低い方には、抗原検査キットを郵送又は医療機関窓口で直接、無償配布し、自宅等での自主検査と陽性確認時のWeb登録をお願いしています。

二つは、医療提供体制の拡充です。関係機関の御協力をいただきながら、現在、入院病床を535床、宿泊療養施設を1,370室と、過去最大数を確保しています。この宿泊療養施設を活用し、また、自宅療養もできるだけ行っていただくことで、医療関係者の負担軽減に努めています。

三つは、ワクチン接種です。県民の皆様の御理解、御協力により、随分と進捗してきました

が、3回目、4回目の追加接種がお済みでない方は、職場や家庭での感染を広げないためにも、早期の接種をお願いします。今後、接種開始が予定されているオミクロン株対応のワクチンについても、市町村と連携しながら、遅れることなく対処していきます。

こうして所要の対策を講じる中、先月24日、政府は感染者の全数把握を見直し、県の判断で、医療機関から保健所への発生届を高齢者等に限定してもよいという方針を示しました。早速、最前線の医療関係者に相談したところ、適切な医療提供を続けるには、やはり従前どおりの全数把握が必要であり、これに伴う業務負担については大幅な簡素化も進められていることから、何とか対応は可能とのことでした。このため本県では、引き続き、医療機関の御協力をいただきながら、県民の命と健康を最優先に、全数把握を継続しています。

なお、その後に政府はいろいろな議論を経て、今月26日から、全数把握の見直しを全国一律で導入する意向を表明しましたが、届出対象外となった方の体調急変時の対応など、現場の懸念が払拭されるのかどうか見極めていきたいと考えています。

今回の大波を抑え切るかどうか、事態が改善に向かいつつある今が大事なときです。県民の皆様には、小まめな換気や適切なマスク着用など基本的な感染対策を引き続き徹底していただくよう、ぜひともお願いします。

次に、社会経済の再活性化と県経済の復興についてです。

新型コロナウイルスの感染者が県内で初めて確認されてから3か月、社会経済は相当に傷んでいます。加えて、ロシアによるウクライナ侵略に端を発したエネルギー、原材料価格の高騰や、最近の急激な為替変動もあり、経済動向には十分な注意が必要です。こうした中、国内景気は厳しいながらも、このところ緩やかな持ち直しの局面にあります。本県の500社企業訪問調査でも、これからの景況に期待感が見られたところですが、その一方で、やはり県内企業は物価高の影響やサプライチェーンの混乱な

どを懸念しており、先が見通せないとの声もありました。社会経済活動の停滞が今後も長引くようなことになれば、家計の厳しさも増し、また、本県経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営は、さすがに耐え切れなくなるものと思います。感染対策に万全を期すことはもちろんですが、社会経済の再活性化も喫緊の課題です。

そのため、まずは生活福祉資金の特例貸付を始め、県制度融資や雇用調整助成金など、資金面での対策が生活者、事業者まで迅速確実に届くよう、遺漏なく対処していきます。また、国土強靱化予算等による公共事業の確保やプレミアム商品券による消費喚起、新しいおおいの旅割による観光振興など、できる限りの景気刺激策を打ちながら、県経済を上向かせていきたいと考えています。

そして、多方面にわたる地域課題の効率的、効果的な解決を促進し、その過程における新ビジネスの創造など、新しい大分県の流れを生み出していくため、先端技術への挑戦も続けていきます。

特にドローンに関しては、これを利用したい方と県内ドローン事業者をつなぐ民間プラットフォームが動き出すまでに実用化が進んできました。この枠組の下、高精度、短時間での土木測量や、水産養殖場の水中撮影によるリアルタイムでの生育点検など、現在、約40種類の多彩なサービスが商品化されています。県内企業が量産するアバターについても、遠隔地からのミュージアム見学やホテルの館内警備など、様々な使い方が試されるようになりました。用途に応じた本体開発の進展などで利活用シーンがさらに広がり、こうした先端技術がより身近なものになっていくことを望んでいます。

世界的に伸びゆく宇宙産業にも目が離せません。大分宇宙港を日本やアジア全体の宇宙産業の拠点として活用していこうという大きな期待の実現に向けて、関係者一丸でプロジェクトを鋭意推進していきます。

これから県経済を民需主導の自律的な成長路線へと戻していくためには、成長と分配の好循

環の実現も急がれます。

この8月、大分地方最低賃金審議会は、本県の最賃を過去最大幅となる32円引き上げ、854円とするよう答申を行いました。現状、中小企業等にとって賃上げは厳しい選択ですが、消費者物価の動向や労働力確保といった観点なども踏まえ、労使が慎重に議論を重ねた末に至った結論だと思えます。県としても、労務費の上昇分を適切に価格転嫁できるよう、企業間取引の適正化を後押ししていきます。また、国の業務改善助成金や、その事業者負担を軽減する県奨励金などの活用も促しながら、地場企業が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに努めていきます。

さて、コロナ禍で疲弊した社会経済を立ち直らせ、そして新たな挑戦を進めるにあたって、時代は、デジタル変革、DXを求めています。

DXといえば、事業の合理化や行政の効率化といったことだけに目が奪われがちですが、肝腎なことは、その実践により、企業であれば「サービスが向上した」と顧客の評価が上がり、「仕事が楽しくなった」と従業員に喜ばれる、また、行政であれば「手続等に職員の思いやりが行き届くようになった」と県民に実感してもらうことが大事です。

デジタル技術は単なるツールでしかなく、DXもそれ自体が目的ではありません。私どもは、顧客や県民の視点を第一に、将来のありたい姿に思いを巡らせて、それを実現するためにデジタル技術を導入していくという、デザイン思考でのDXを目指しています。そのためにも、企業や行政は、システム開発会社などにDXを丸投げするのではなく、自ら顧客等の立場を考え、これを創り上げていくことが大事になってきます。

そこで欠かせないのが、やはりデジタル人材です。政府は、今後5年間で全国230万人もの新たな人材が必要との試算を示しました。都市圏偏在の課題もある中、県内にデジタル人材を確保できるよう、前広に対策を講じていきます。

即効性が高いのは、社員の学び直しです。こ

れを応援するため、AIや衛星データなどの利活用に関する学習機会を多く提供するほか、例えば、ものづくり中小企業には、若手技術者等が現場レベルのスキルを身に付けることのできる実践講座を開講します。小規模事業者のDXに向けては、まずもって商工会議所、商工会の経営指導員が、デジタルの強みをいかした高度な指導力を発揮できるよう、そのリスクリングを支援しています。もちろん、離職者等を対象とした職業訓練にも注力し、人材の裾野を拡大していきます。

コロナ禍における都市から地方への人の流れは、移住・定住促進のチャンスと言われています。そうしたトレンドを、デジタル分野における人的資源の獲得という観点からもいかしていきます。現在、連携協定を締結している富士通株式会社からは、社員13人が転職なき移住で大分に移り住み、ソフトウェア開発などの仕事を続けています。そのような都市圏IT企業の人材を、県で整備を進めているサテライトオフィス等に迎え入れ、スキルや知見を県内事業者の課題解決につなげていければと考えています。また、昨年来、移住希望者に対するIT技術の習得を支援しており、これまでに約40人の若いデジタル人材が移住しています。あわせて注目したいのは、その約半数を女性が占めていることです。若年女性の県外流出が続く中、社会動態をよりよい形で改善させる取組としても、引き続き、このスキルアップ移住を推進していきます。

教育関係では、大学等における専門人材の育成に期待が集まっています。このため、さきの全国知事会議においては、情報系学部などの定員純増や教授陣の確保に関する政府要望を取りまとめたところです。その実現を目指し、県としても大学や高専と話をしながら、今後の準備を進めていきたいと思っています。これに関連して、県立工科短期大学校では、来年度の学科改編により、製造ラインへのIoT導入などに対応できる人材を育成していきます。情報科学高校や津久見高校でも、デジタル分野の即戦力を県内企業へ多数輩出できるよう、来年度、関

係学科を改編します。なお、令和6年度には、大分宇宙港の地元、国東高校に宇宙関連コースを設置することが決まりました。スペースポート大分の魅力や宇宙ビジネスの将来像を広く情報発信し、宇宙に挑む若者を全国募集したいと考えています。

他方、教育現場における先生方の御努力により、子どもたちの基礎的な学力も、九州トップレベルを維持しています。今年度の全国学力・学習状況調査でも、小学校、中学校ともに全ての教科で全国平均以上の成績を収めることができました。こうした確たる学力の下、DXの時代、これからは地球規模の思考ができるグローバル人材の育成や、創造性を育むSTEAM教育にも一層重点を置いていかなければなりません。先生方には、さらなる御奮闘をお願いしたいと思います。

女性活躍推進についても申し上げます。

多様化する社会において、県勢浮揚には女性の力が欠かせません。このため、キャリア形成の手本となるロールモデルの紹介や、再就職等にあたってのスキル習得支援などを通じ、女性が自ら望む形で活躍できるよう応援を続けています。特に本県では、製造業やサービス業など幅広い分野の266社が女性活躍推進宣言企業となり、女性の管理職登用や誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めています。女性の起業や地域活動も盛んであり、今年度で19回目となる内閣府主催の女性のチャレンジ賞を、これまでに県内8団体、個人が受賞しました。とりわけ、この5年間は大分県関係者が連続で受賞しており、大変心強く思っています。

他方、男性だから、女性だからといった、男女の役割分担に関する無意識の偏見、アンコンシャス・バイアスが身近に根強く残っています。ジェンダー平等に向けた障壁の一つと言われており、その解消にあたっては、私ども一人一人が、この問題を自分ごととして受け止めることが大切です。そのため、eラーニング研修やワークショップの開催を手始めに、啓発動画も広く配信しながら、県民各層の気付きと行動変容を促していきます。

次に、提出した諸議案について、主な内容を説明します。

第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)については、主に原油価格・物価高騰の厳しい現状を踏まえた諸施策を、前回6月の補正に続き、追加で措置するものです。補正額は92億898万4千円であり、これに既決予算額を合わせると、7,320億9,872万8千円となります。

以下、主なものを説明します。

まず、高齢者施設や保育所、病院といった公的価格として利用料金等が定められている施設などを対象に、電気代高騰分の一部を助成します。あわせて省エネ化を促進するため、LED照明や複層ガラスなどの導入に対する補助制度を設けます。

中小企業等にも、太陽光発電などを利用した自家消費型エコエネルギー設備の整備に対して助成します。また、コスト高で利幅が低下している事業者の資金繰りなどを支援するため、県制度融資に関連メニューを追加します。

農業分野では、畜産飼料の輸入依存度が高い酪農経営の厳しさが顕著になっています。このため、現在、配合飼料価格安定制度の生産者積立金に対して臨時に助成するとともに、自給飼料の生産拡大に資する機械導入などを支援しています。加えて、本年11月に乳価が増額改定されるまでの間、輸入粗飼料の価格上昇分に対する助成金を4月に遡って交付します。

今後の展開に向けて、今回の補正では、企業誘致を一層強化していくための手だても講じます。特に半導体に関しては、これからも旺盛な国内投資が見込まれており、シリコンアイランド九州復活への機運が高まる中、関連企業を呼び込めるよう備えていかなければなりません。その場合、不可欠なのは、工業用地の整備はもとより、企業ニーズを満たす量、質の用水を安定的に確保することです。このため、県内各所で利用可能な用水量や調達手法、浄化コストなどを調査し、誘致対策の立案や立地検討企業への説明などに活用していきます。

県有施設の整備についても、建設資材等の価

格高騰が続く中、ホーバークラフト発着地の建築、港湾工事や、国東市にある水産種苗生産施設の建替工事を円滑に進捗させるため、請負代金の上昇分を予算措置します。

予算外議案として、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、令和5年度より定年年齢を段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とするなど、改正地方公務員法の趣旨を踏まえた定年延長に伴う諸規定を整備するものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

—————→…←—————  
**御手洗議長** これをもって提出者の説明は終わりました。

以上で本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。明8日、9日及び12日は、議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、明8日、9日及び12日は休会と決定しました。

なお、10日、11日は県の休日のため休会とします。

次会は、13日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————  
**御手洗議長** 本日はこれをもって散会します。

午前10時30分 散会



令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 2 号 9 月 1 3 日



# 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月13日（火曜日）

## 議事日程第2号

令和4年9月13日  
午前10時開議

### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した案件

##### 日程第1 代表質問

#### 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

#### 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司
監査委員事務局長	河野 哲郎

午前10時

御手洗議長 おはようございます。

開議に先立ち、先般新たに公安委員会委員に就任された平川加奈江君から御挨拶があります。平川加奈江君。

平川公安委員会委員 9月8日付けで公安委員会委員に就任した平川加奈江です。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

—————→…←—————

午前10時 開議

御手洗議長 これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第2号により行います。

—————→…←—————

#### 日程第1 代表質問

御手洗議長 日程第1、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。古手川正治君。

〔古手川議員登壇〕（拍手）

**古手川議員** 16番、自由民主党、古手川正治です。本議会で代表質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。知事始め、執行部の皆さんよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、質問に入ります。

まず、県政運営について。

第5期県政の総括について伺います。

広瀬知事におかれては、平成15年の就任以来、県民中心の県政という基本理念のもと、安心・活力・発展の大分県づくりに一貫して邁進してこられました。

今期においても、引き続き現場主義を徹底し、県政ふれあいトークなどにより各地域の県民の思いを直接受け止めながら、本県最大の課題である大分県版地方創生の加速前進や、地域課題の解決や新産業の創出に向けた先端技術への挑戦、県民の安全・安心につながる強靱な県土づくりなど、関係施策を積極的に展開されています。

第5期県政を振り返ってみると、3歳児未満の第2子以降の保育料の全額免除や昨年度過去最高となった移住施策の推進、裾野の広い農林水産業の成長産業化や地域に雇用と活力を生み出す企業誘致など、知事自ら先頭に立ち、大きな成果をあげています。また、大分空港を宇宙港として活用するプロジェクトやホーバークラフトの復活など、本県の将来の発展を見据えた取組も果敢に進めてこられました。

他方、この2年半は、新型コロナとの戦いの日々であったと思います。これまで感染症対策と停滞する社会経済の再活性化にあらゆる対策を講じ、実行してこられたところですが、依然として感染の収束の見通しは立っていません。県民生活や県経済への影響が長期化する中、これまでの自粛傾向の社会生活が続けば、観光業や飲食業等は経営的にもさらに厳しい状況になることが予想されます。今後は、将来を見据えた感染症対策と社会経済再活性化の両立を図るコロナとの共生が重要な時期になっていると思

います。

加えて、世界的には、ロシアのウクライナ侵略などにより、国際情勢は緊迫度を増しており、国内にも物価高騰など様々な面で影響が出てきています。

こうした国内外の社会情勢が激動する時代にあって、ポストコロナを見据え、県民が将来に夢と希望を持てる県政運営の必要性がますます高まっていると考えています。

そこで伺います。残り半年余りとなったこの任期での県政運営をどのように総括し、将来につなげていこうとしているのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、県経済についてです。

7月に公表された6月の全国企業短期経済観測調査では、景況感を示す大企業製造業の業況判断指数のD Iが前回調査から5ポイント下落し、2四半期連続で悪化する一方、大企業非製造業は2期ぶりに改善しています。これは飲食や観光業でコロナ禍からの回復が進む一方、長引く原材料高と部品の供給不足が製造業の重荷になっていることを示しています。

景況感と並び注目されたのが、値上げを急ぐ企業の姿が浮き彫りになったことでした。大企業製造業の販売価格判断D Iはオイルショックの影響が残る1980年5月以来42年ぶりの高水準となるなど、資源価格上昇の影響などにより、販売価格を引き上げている状況が読み取れます。

一方で、価格交渉力が大企業に比べて弱い中小企業が実際に価格転嫁を行い、値上げの動きが広がるかは不透明です。

大企業製造業の販売価格D Iが34、仕入価格D Iが65でその差が31なのに対し、中小企業は販売価格D Iが35、仕入価格D Iが79で差が44もあり、中小企業が大企業と比べ仕入価格上昇の影響を価格に転嫁できていない状況があり、中小企業が多い本県にとって懸念材料となっています。

さらに、今後の中小企業を取り巻く環境に大きな影響を与えるのが最低賃金の引上げです。人手不足が深刻化しており、優れた人材を確保

するためにも賃上げが必要であるという側面は理解できます。一方で、ウクライナ情勢の混迷長期化等による資源、エネルギー価格の高騰やゼロコロナ政策が足を引っ張る中国経済の下振れ、さらに、円安の進行といった外部的要因により、中小企業の経営環境は非常に厳しい状況となっています。この上に単純に最低賃金の引上げを行うことは、人件費の高騰により経営をさらに圧迫し、中小企業によっては、健全な事業運営ができなくなるところも懸念されます。

一方で、消費者物価も上昇しており、最低賃金の引上げによる労働者側の生活環境の確保も重要です。この二律背反的な課題に対処することは非常に難しい課題であることは理解していますが、解決にあたっては、県内の全産業の生産性の向上による利潤の拡大と人材への重点投資を図っていくべきであると考えます。

前回の6月補正や今回の9月補正にもコロナ禍以降停滞してきた県経済を動かすための経済対策が盛り込まれていますが、これら施策を一つ一つの矢とすることなく、有機的にダイナミズムをもって政策展開し、産業政策を積極的に進めていくことが重要です。

現下の県経済の状況を踏まえ、どのように経済を動かし、中小企業等の生産性の向上などにつなげていくのか、知事の御見解を伺います。

次に、今後の財政運営についてです。

先頃、県の令和3年度決算と9月補正予算案が発表されました。3年度決算においては、コロナ対策はもとより、社会経済の再活性化などに積極的に取り組んだ結果、歳入、歳出ともに大幅に増加し、また県税の増収などもあいまって、単年度の黒字である実質収支が過去最高となったということであり、ひとまず安心しました。

しかしながら、今後目を転じると、短期的には現下の円安に伴う企業業績の悪化が税収に影響を与える可能性があります。また、物価高騰や労務単価上昇による諸経費の増などの影響も避けられないと思われます。

長期的には、災害等の多発による県債の本格的な償還が始まることから、公債費の増加が懸

念されるところです。さらに今後金利が上昇するリスクもあります。

加えて、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることから、社会保障関係費の高い伸びが確実であり、今後の財政運営について心配しています。

国においては、骨太の方針2021において、令和6年までは国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

一方で、地方財政全体では財源不足が続いており、本来は法定率の引上げにより地方交付税総額を安定的に確保することが望ましいところです。現在、代替策として実施している、財源不足を国と地方で折半するルールは本年度が期限となっており、今後の地方財政、とりわけ一般財源総額の確保については予断を許さない状況にあります。

そのような中、刻々と変化する世の中の動きを捉えながら、必要な政策対応を行い、また、財政健全化目標への取組を進めることは、どちらかに偏ってしまうのではなく、バランスが大変重要だと考えますが、今後の財政運営について総務部長に伺います。

次に、農業再生に向けた今後の展望についてです。

まだ記憶に新しい方もいると思いますが、約1年半前、農業産出額の落ち込みや農家数の減少により、県農業は危機的状況にあるとして、大分県農業非常事態宣言が発出されました。

その後、県では、非常事態宣言とあわせて設置された大分県農業総合戦略会議において、生産者、JAグループ、市町村などの関係者と議論を重ね、昨年10月には、今後の県農業の再生に向けた羅針盤とも言える農業システム再生に向けた行動宣言が公表されました。これを受けて、広瀬知事は、反転攻勢に向けて思い切った農業振興策を打ち出すとともに、農業再生の最後のチャンスと明言され、不退転の覚悟で農業の再生に取り組む決意を示されました。

この行動宣言によって、大分県の農業施策は大きく方針転換しました。象徴的なものの一つに、短期集中県域支援品目の新設が挙げられると思います。これまでの、あれもこれもと多くの品目を支援するのではなく、マーケットニーズが高く、短期間での産地拡大が期待できるものを短期集中県域支援品目として、ねぎ、ピーマン、高糖度かんしょ、ベリーの4品目に厳選し、県域での産地拡大と、それに伴う集出荷体制の整備を行うこととして、県も全面的にバックアップし、県農業の再生に向け、全力で取り組むことになりました。

先日、その短期集中県域支援品目の決起集会が開催されました。この決起集会は、生産者や関係者が一堂に会し、一層の一体感を高め、生産拡大に向けた取組を加速させるために開催されたもので、生産者が主体となって意欲喚起を図るような大きな決起集会は、平成15年以来、19年ぶりの開催とのことでした。出席された御手洗県議会議長、太田農林水産委員長からも、そのときの会場の話を伺い、生産者の意気込みの大きさが十分に伝わりました。これまでの県農業の課題として、県と団体、生産者の目標設定がばらばらであることが指摘されてきていた中で、今回、生産者自らが決意を述べ、関係団体や行政と同じ目標を共有することは、今までになかったことであり、今後の本県農業の可能性が大いに感じられ、農業再生に向けた大きな一歩になったのではないかと思います。

このように、農業総合戦略会議を中心にして、生産者の機運向上、関係団体の組織改編、県施策の転換など、生産者、関係団体、行政の3者がしっかりとスクラムを組み、県農業を取り巻く環境に好循環が生まれているものと思いますが、今後は、これらの行動宣言や行動計画が絵に描いた餅にならないように、引き続き戦略会議の場において、しっかり進捗管理していくことが重要であると考えます。

そこで、知事に伺います。行動宣言から現在に至るまでの農業総合戦略会議における進捗状況と、農業再生に向けた今後の展望について、知事の御見解を伺います。

次に、県土の強靱化について伺います。

まず、県土強靱化の検証と今後についてです。

本県は、内陸部に九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山を始めとする山々が連なり、県土の約7割を林野が占めています。これら山系から流れ出る水流は、筑後川、山国川、大分川、大野川、番匠川といった主要河川を成し、豊富な水資源を与えています。豊かな自然を利用して、農林水産業を始め、多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けた生活が営まれてきました。

半面、その地理的、地形的、気象的な特性ゆえに、災害の大きな要因ともなっています。過去10年間を振り返ってみても、平成24年7月の九州北部豪雨、28年4月に発生した熊本地震、29年には5月に朝地町綿田地区での地滑り、7月の九州北部豪雨、さらに9月の台風18号では私の地元、津久見市が大規模な浸水被害を受けました。30年4月には、中津市耶馬溪で発生した山地崩壊、そして今もなお復旧、復興が進められている令和2年7月豪雨と、気候変動に伴い自然災害が激甚化、頻発化してきており、深刻な被害が連続しています。

国においては、平成25年に公布、施行された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化の取組を効果的、効率的に展開するために国土強靱化基本計画を平成26年に閣議決定しました。さらに平成30年には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画を変更し、中長期的な目標や施策分野ごとの推進方針を明らかにしています。

県においても国に準じて、大分県地域強靱化計画を平成27年に策定、令和2年3月には見直しを行い、年次計画により進捗管理を行うこととしています。

このような中、特に緊急的かつ集中的に事業を実施するため、平成30年度から7兆円規模の防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策が、そして引き続き令和3年度から15兆円規模の

5か年加速化対策が講じられたことから、本県でも積極的に事業実施に取り組んできました。その結果、津久見川の改修や綿田地区の地滑り対策工事は完成のめどが立ってきており、地元の方々は喜んでます。

しかしながら、今年7月には九州北部に線状降水帯が複数発生し、玖珠町及び日田市で記録的短時間大雨情報が発表されるなど、大規模な災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、激甚化、頻発化する災害に備え、今後も計画的に推進する必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。県土の強靱化について、さきの3か年緊急対策と合わせて5年間にわたり緊急対策を進めてきましたが、これまでの効果を検証するとともに、今後加速化対策をどのように進めていくのか、知事の見解を伺います。

次に、工業用水道施設の老朽化対策についてです。

対策を講じなければならぬのは県土の強靱化ばかりではありません。高度成長期時代に建設された施設の老朽化も忘れてはならない問題です。

愛知県では、工業用水の取水先の堰である明治用水頭首工で、本年5月に大規模な漏水の発生によって川の水位が低下し、取水が不能となりました。これに伴って、豊田市や刈谷市等に集積されている自動車関連企業等131社への給水が一時的に不能となりました。国が原因を調査中ですが、頭首工の造成後、60年以上経過していることから老朽化が漏水の原因となった可能性が指摘されています。

工業用水道は、工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として、高度成長期に全国的に大都市臨海部の工業地帯の産業インフラとして急速に整備が進みました。

本県においても、昭和40年代半ばに、日本国内有数の製鉄所と石油化学コンビナートを備える複合的な大分臨海工業地帯が建設され、現在、本県企業局では、主にこれらのコンビナートに立地する46の事業所と55万4,330立米の工業用水の給水を契約し、安定的に供給

しています。

その給水施設である大津留浄水場や判田浄水場の施設や送水管は、昭和40年代の整備から約50年が経過しており、老朽化による施設の損傷によって、受水企業への給水が不能となった場合には、県経済への多大な影響が懸念されるところです。

そこで、お尋ねします。工業用水道施設の老朽化に伴う対策をどのように進めているのか、企業局長に伺います。

次に、日出生台演習場の使用等に関する協定についてです。

現在、ロシアのウクライナへの侵略など国際情勢が緊迫度を増しています。こうした背景もあり、政府・与党においては、我が国や国際社会の平和と安全を確保するため、年内には国家安全保障戦略などの改定や、防衛費のGDP2%も念頭に置いた議論が行われています。

防衛力の強化にあたっては、装備品の充実や確保とともに、個々の自衛隊員の練度向上が大変重要です。

こうした中、今月16日には、自衛隊の日出生台演習場の使用等に関する協定等が更新時期を迎えます。本県にある日出生台演習場は西日本最大の面積を有し、陸上部隊に必要な様々な訓練が制約なく実施できる演習地であると聞いています。

さきほども言いましたが、防衛力の強化にあたっては、やはり自衛隊の練度向上は極めて重要と考えます。

そこで、協定の更新に向けた現在の状況について知事に伺います。

次に、地域共生社会の推進についてです。

近年、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題など、世帯が抱える課題が多様化、複雑化する中、地域共生社会の推進は喫緊の課題であると考えます。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつく

っていく社会です。

そうした地域共生社会を国レベルでさらに推進するため、昨年4月に社会福祉法に基づいた新たな事業、重層的支援体制整備事業が創設されました。

これは、これまでの子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制にこだわらず、包括的に困り事などを受け止めながら、課題解決に向けて取り組んでいく体制の整備を市町村が中心となっていくものです。

県内では、津久見市が既に昨年度から当事業に取り組んでおり、九州内でも先進事例となっています。

津久見市では、つくみTTプロジェクトと題して、どの機関に相談があっても丸ごと受け止める包括的な相談支援体制の構築や、社会とのつながりを回復するために就労体験などを行う参加支援、孤立させないための居場所づくりや見守り体制を構築する地域づくり支援などに取り組んでいます。

市役所の社会福祉課、市民生活課、税務課、そして市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを福祉まるごと相談窓口として位置付け、どんな相談事であっても一旦受け止めています。こうして寄せられた相談は、必要に応じて関係者が集まる福祉まるごと支援協議会で情報を共有され、スムーズに必要な支援策につなげられています。

ぜひこうした取組を県内全域に広げていただきたいと考えますが、地域共生社会の推進のため、県としてどのように市町村を後押ししていくのか、福祉保健部長に伺います。

次に、脱炭素に向けた取組についてです。

まず、産業界の省エネルギー及びGXに向けた取組について伺います。

ガソリンや電気、ガスなど燃料高の状態が続いています。

また、グローバルな企業を中心に、自社のみならずサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す動きが広がっており、日本の企業も次第に他人事ではいられなくなってきました。これから我々には、燃料高への対応と

カーボンニュートラルの二兎を追わなければならないという大変難しい課題への挑戦が待ち構えていると考えた方がよさそうです。

中長期的な視点からは、水素エネルギーなど、温室効果ガスを排出しないエネルギーへの転換を可能にする技術への投資を行うとともに、それを受け入れる社会の変革を着実に進めていくことが大切だと思います。そうしたことから、本県が取り組もうとしている地熱を利用したグリーン水素の製造やコンビナートをいかすことのできる水素サプライチェーンの構築が、時代を先取りするものになることを期待しています。

同時に、現状の燃料高に対応しつつ、カーボンニュートラルへの一步を踏み出すためにも、再生可能エネルギーへの転換等を進めるグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXなど、今できる取組を速やかに開始することも必要かと思えます。

資源の乏しい我が国では、長年にわたって省エネの努力を続けてきたところですが、クリーンエネルギー戦略の議論によれば、中小事業者についても、経済合理的な範囲でまだ10%前後の省エネ余地があるとされています。

本県では、これまでも京都議定書の目標達成や、東日本大震災後の電力不足への対応などで、県内企業の省エネ等の取組を支援してきたと思いますが、昨今取り巻く情勢が再び大きく変化しています。燃料高対応や脱炭素を見据え、産業界における省エネルギーやGXをさらに後押しする取組も必要だと思いますが、商工観光労働部長に伺います。

次に、県有施設における再エネルギー電力等の導入についてです。

脱炭素に向けた取組は、県自らが地域脱炭素の旗振り役として公共部門から率先して取り組み、社会変革を先導していく必要があります。

そこでまず、県の公用車における電動車の導入状況と今後の導入の方針について、会計管理者に伺います。

また、再生可能エネルギーにより発電された、いわゆる再エネ電力についても、昨年度、県有施設の一部に、提案公募により導入を始めた

聞いています。再エネ電力に関して、現在の県有施設への導入状況と今後どのように取組を進めていくのか、あわせて伺います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**御手洗議長** ただいまの古手川正治君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** ただいま古手川正治議員から自民党を代表して御質問いただきました。

まず、私から答弁します。

初めに、県政運営についての御質問でした。

私は、就任以来、一貫して安心・活力・発展の大分県づくりを基本に県政を進めてきました。

今任期は新型コロナ対応に忙殺されて思うように動けなかった面もありますが、やはり同じ基本を理念に、具体的な対策を講じてきたところです。

安心の分野では、三つの日本一の実現に向けた取組を加速させ、保育所待機児童の解消や、さくらの杜高等支援学校の開校などを進めてきました。特に健康寿命については、大変うれしいことに、男性全国1位、女性4位にまで躍進したところです。

急激な人口減少を緩和するため、当面の対策として移住にも力を入れてきました。お陰で県外からの移住者数は、昨年度過去最多を更新するとともに、外国人の入国制限緩和もあり、今年の社会動態は、平成19年以来15年ぶりの転入超過となる見通しです。

県土強靱化にも取り組んできました。地方を挙げて要望してきた国の5か年加速化対策予算を積極的に活用し、令和2年7月豪雨からの復旧、復興はもちろん、ダムや護岸整備など予防対策も計画的に行っています。

活力の分野では、県内全域に展開する農林水産業の成長産業化に力を尽くしてきました。最近、ようやく米作から園芸への転換が見えてきたところです。

今や県経済を支える商工業では、中小・小規模事業者に対してあらゆる対策を講じています。特に、産業の基盤を広げる企業誘致に力を注ぎ、

昨年度過去最多の誘致を実現しました。

近年は先端技術の時代と言われており、地域課題の解決や新産業の創出にいかしています。とりわけドローンは、民間プラットフォームが動き出すまでに実用化が進んできました。

世界的に伸びゆく宇宙産業も目が離せません。大分宇宙港を日本やアジアの宇宙産業の拠点として活用するという大きな期待の実現に向けて、関係者一丸となって推進しています。

発展の分野では、将来の大分県を担う子どもたちの教育が重要です。今や学力、体力は九州トップレベルを維持しており、これをベースに、地球規模で思考ができるグローバル人材の育成や創造性を育むSTEAM教育に力を入れています。

それでも、新型コロナの世界的流行や緊張高まる国際情勢など、時代は急激に変化しています。

例えば、世界では、膨大なデータをネットワークに乗せて、あらゆる分野で活用するDXが急速に進んでいます。また、宇宙産業でも、ヴァージン・オービット社が韓国で打ち上げを検討するなど、国際競争が激化しています。さらに、カーボンニュートラルの動きは、九州唯一のコンビナートがある大分県にも多大な影響を及ぼすことが考えられます。

今は将来に展望を開く大事なときです。時代の潮流を捉えて、乗り遅れないよう気を引き締めて県政を進めていきます。

次に、県経済についての御質問をいただきました。

長引くコロナ禍で社会経済は相当に傷んでいます。加えて、ロシアによるウクライナ侵略に端を発したエネルギー、原材料価格の高騰などもあり、県経済の動向には今後も十分な注意が必要です。特に、原材料高は、本県の500社企業訪問調査で、今後の経営上の課題として多くの企業が挙げています。また、7月の中小企業団体の調査でも、原材料の値上がりを販売価格に転嫁できずに、苦慮する中小企業の声が聞かれています。

こうした中で、疲弊した県経済を民需主導の

自律的成長路線へと戻していくためには、成長と分配の好循環の実現も急がれます。

このため、県では、事業者が価格転嫁を行いやすく、また、賃金底上げに踏み出すことのできる環境づくりを、生産、流通、消費の各段階で、同時に進めることとしています。

一つは、消費の活性化です。売上回復や価格転嫁を促進するため、市町村と連携して第2弾のプレミアム商品券を発行します。今月から多くの市町村で利用が始まる予定で、年末にかけて消費を盛り上げていきます。

二つは、価格転嫁への取組です。同業者の動向や取引の打切りを警戒し、価格交渉を躊躇する事業者を後押しするため、9月末までを大分県価格交渉促進期間として、国の協力も得て、県内各地で価格交渉促進セミナーを開催します。下請Gメンによる指導やパートナーシップ構築宣言等の国の取組や、産業創造機構の下請かけこみ寺、県の取組等を紹介し、価格転嫁への理解と協力を広く促します。

三つは、物価上昇局面で従業員の生活を守り、有為な人材を維持、確保するための賃金の引上げです。本県の最低賃金は、過去最大幅となる32円の引上げが決定されました。現状、中小企業等には厳しい選択ですが、国や県では、賃上げを行う事業者の設備投資や人材育成による生産性向上の取組を支援していきます。

また、成長への新たな挑戦や、生産性向上を図るためには、DXの取組も重要です。そのため、県では、自社だけでDXに取り組むことが困難な事業者と、専門的知見を有するパートナー事業者との共創を促進します。加えて、多くの中小企業を直接支援する経営指導員のDX対応や経営者のDXへの理解促進、データ分析やAI活用ができるデジタル人材の育成等にも取り組みます。

このような取組を効果的に連携させながら、物価上昇に対応する適切な価格転嫁を進め、賃金を上昇させるとともに、生産性向上や人材投資を促進し、疲弊した県経済を好循環に戻していきたいと考えています。

農業再生に向けた今後の展望についても御質

問いただきました。

昨今の国際情勢の急変は、グローバル経済の中で日本農業が抱えたリスクを顕在化し、国全体に大きな課題を投げかけたと感じています。一方で、この状況に果敢に対応し、堆肥活用や自給飼料の増産に取り組もうとする本県生産者の姿を通じて、本県農業の今後の可能性も強く感じています。

生産者の努力に応えるためにも、行動宣言を確実に実行し、構造改革を進めていきます。

まず、園芸では、短期集中県域支援品目について農地確保から流通販売までパッケージで支援しています。白ねぎでは目標とする184ヘクタールを上回る農地を僅か5か月で確保し、担い手とのマッチングを進めた結果、今現在、約110ヘクタールもの生産拡大となっているのを始め、各品目とも着実に拡大を進めています。並行し、選果場の整備に着手するなど、あらゆるボトルネック解消に向けて取り組んでいます。

畜産においては、キャトルステーションの建設地が決定するとともに、全共日本一を目指す取組も県内各地で加速しています。

こうした動きに応え、県農協も、真に農業の成長を支えるべく、共済との営業兼務を改めて、指導に集中する専任指導員155人を配置しました。また、地域に密着した拠点として、10月から新たに6か所の営農経済センターを設置するなど、改革を強化しています。

担い手の確保も加速します。産地による主体性と責任を持った担い手確保に向けて作成した産地担い手ビジョンは、既に16市町51ビジョンが策定され、活用が始まっています。

これらに加えて、戦略会議では新たな取組にも着手しています。長年の課題であった耕畜連携については、県域流通の実現に向けて需給バランスを責任持って調整する堆肥マッチングチームを立ち上げました。また、中山間地農業については、活性化の柱となる集落営農法人等から幅広く意見を伺い、経営強化と人材確保に向けた方針を取りまとめました。

農業を取り巻く環境は厳しさを増しています



が、世界人口が増加する中で間違いなく成長する産業であり、大切なことは、課題を一つ一つクリアして成長の舞台に乗り続けることです。本県では今、戦略会議を軸に関係者が協力して、課題に向き合って産地を育てる農業システムへと、再生の展望が開かれつつあります。先日の決起集会には私も参加しましたが、今後、産地の中心となって活躍する若手生産者の力強い決意表明を通じて、再生にかけるエネルギーを直に感じることができました。県も、そうした思いに応じて、生産者、農業団体、行政が三位一体となって農業の振興に取り組んでいきます。

県土強靱化の検証と今後の取組についても御質問いただきました。

県では、国の3か年緊急対策及び5か年加速化対策を積極的に活用しながら、県土強靱化の取組を三つの柱で進めており、着実にその成果が現れています。

一つは、治水・土砂災害対策です。待望久しかった玉来ダムがいよいよ今年完成を迎え、治水の要として機能を発揮します。

また、河川の災害復旧に際しては、再度災害を防止する観点から、河道拡幅等の改良復旧を積極的に採用しています。平成29年に被災した日田市大肥川では、流れの悪い湾曲部に今年、捷水路が完成しました。バイパスですね。増水した河川の水が分かれて流れる様を見た地元の方から、大変安堵の声を伺いました。

さらに、議員御指摘の29年台風18号で被災した津久見川でも、川幅を約10メートル広げるとともに、橋脚のない橋梁への架け替えも終わって、市中心部の治水対策完成に向けてあと一歩まで来ています。

あわせて、砂防、治山ダム等を、昨年度新たに県下全域で121か所事業化するなど、土砂災害対策も加速させています。

二つは、地震・津波、高潮対策です。29年度に着手した大分コンビナートの護岸強化では、加速化予算により整備がスピードアップしており、約33%の進捗に達しています。

加えて、本年1月の日向灘の地震で被害を受けた漁港施設を始め、橋梁や農業用ため池の耐

震補強等も大切であり、優先度を勘案しながら計画的に進めています。

三つは、広域道路ネットワークの整備です。令和2年の豪雨では、大分自動車道が法面崩壊で一時通行止めになりましたが、4車線あったお陰で、3日という短期間で解除することができました。命の道を確保するためには、やはり高速道路の4車線化が必要不可欠です。現在、東九州自動車道では、県北の香下トンネル、県南の臼杵トンネルなど、延長20.7キロメートルの区間で着々と工事が進められています。

あわせて、これらの高速道路を補完する中津日田道路や中九州横断道路も重要な役割を担っており、そのミッシングリンクの解消を戦略的に進めています。

加えて、既存施設の老朽化対策も待ったなしの課題です。道路、河川等の公共インフラや農業水利施設等の対策にも取り組んでいます。

このように総合的かつ計画的に県土の強靱化を推進していますが、まだまだ道半ばです。このため、政府・与党を始め、関係機関に対し、全国知事会国土交通・観光常任委員長として、加速化対策終了後においても、引き続き国土強靱化に取り組むよう訴えています。議員各位にもぜひその線で御支援のほどお願いします。

年々激しさを増す自然災害から県民の生命、財産を守るため、災害に屈しない県土づくりに全力で取り組んでいきます。

日出生台演習場の使用等に関する協定について御質問いただきました。

昨今、国際情勢の緊迫化とともに、我が国周辺における安全保障環境も大きく変化しています。とりわけ、南西諸島方面で緊張が高まってきており、決して楽観できない状況と認識しています。

こうした中、5年ごとに期限を迎える陸上自衛隊との日出生台演習場の使用等に関する協定については、今正に、その期限が迫り、大詰めの協議を進めています。

課題となっているのは、りゅう弾砲の実弾射撃訓練の時間です。現在の協定では、7時から21時までと定めていますが、県と地元3市町

の要望により、日曜日と祝日の開始時間は朝8時から、秋分の日から春分の日までの冬期の終了時間は20時まで自粛することとしています。

県としては、今後も可能な限り周辺住民の静穏な生活を守るため、射撃訓練の時間短縮については譲れないものと主張しています。

また、この協定は、米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に対して援用されており、このことも念頭に置いて、慎重に考える必要があります。

もとより、日出生台での米軍実弾射撃訓練に対する基本的なスタンスは、将来にわたる縮小、廃止であり、米軍の訓練拡大につながるような協定内容の変更は認められないと考えています。

確かに、国際的な情勢変化の中、自衛隊の練度向上が一層必要となっている状況は理解できます。加えて、九州、沖縄を担当し、日出生台演習場を管轄する陸上自衛隊西部方面隊においては、南西シフトと言われる部隊の編成、配置が進んでいるとの報道もあります。こうしたことから、自衛隊の訓練ニーズは高まっているものと思われませんが、私どもとしては、県民の安全・安心を第一に考えていかなければならないと思っています。

このため、今回の協定更新にあたっては、実弾射撃訓練の時間について、これまでどおりの自粛を継続するよう、地元市町と共に折衝を重ねています。

**御手洗議長** 若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

**若林総務部長** 今後の財政運営について答弁します。

長期化するコロナ禍や緊迫化する国際情勢による原油・物価高騰など本県経済を取り巻く環境は刻々と変化していると認識しています。

こうした状況に迅速に対処するとともに、社会経済の再活性化や人口減少に対応し、安心・活力・発展の大分県づくりに即した政策を強力に進めていくためにも、同時に安定した財政運営を行うことが不可欠であると考えています。

予算編成にあたっては、歳入、歳出の両面か

ら取組を実施していきます。

歳出面では、EBPMに基づく効果の最大化に重点を置いた政策形成を進めながら、効果の低い事業の再編を加速していきます。

歳入面においては、臨時交付金など国の財政措置を活用するとともに、各種の基金等の効果的な活用も検討していきます。また、自主財源確保に向けた新産業への挑戦や労働生産性向上を支援し、県税収の増加を図ることも重要と考えています。

さらに、国に対して、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保、充実について、引き続き強く求めていきます。

こうした取組を通じ、財政調整用基金残高の確保、また、県債残高の適正管理といった行財政改革推進計画の目標の達成を念頭に置きつつ、安定した財政運営が行えるよう努めます。

**御手洗議長** 磯田企業局長。

〔磯田企業局長登壇〕

**磯田企業局長** 工業用水道施設の老朽化対策についてお答えします。

大分の豊かな水をいかし、低廉で質の高い工業用水を安定供給することにより、県経済の推進に寄与することは企業局の使命であると考えています。

工業用水道施設は、古いものでは63年が経過し老朽化が見受けられます。加えて、近年、自然災害が頻発し、激甚化も顕著です。被害拡大防止や災害リスク低減を図る上でも、施設の老朽化対策は喫緊の課題であると考えています。

そのため、アセットマネジメントに基づく施設整備実施計画を作成し、計画的に予防保全対策を行うことで、事故の未然防止や修繕コストの低減を図っています。

送水施設では、災害時の代替性強化を目的に、各送水系統を相互補完した給水ネットワークの構築を急いでおり、主要ルートについては平成28年に完成しました。現在、これを活用し、隧道、埋設管路の調査や維持補修、更新を緊急度に応じて実施しています。大津留や判田の浄水場では、沈砂池等の補強や電気・機械設備の補修、更新を順次実施しています。今後、将来

的な全面更新も含めて調査、検討しています。

今後も工業用水の安定供給に努めるとともに、補正予算案にある新たな用水確保に向けた調査に商工観光労働部と連携して取り組んでいきます。進出企業の発展とさらなる県勢の進展に、これからも寄与していきます。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

**山田福祉保健部長** 地域共生社会の推進についてお答えします。

地域住民が抱える様々な課題を包括的に受け止め解決を図る手法として、重層的支援体制整備事業は有効であると認識しています。

県内では、昨年度いち早く取組を開始した津久見市に続いて、本年度からは、中津市、竹田市、杵築市が取組を始めたところです。

また、次年度以降の開始に向け、大分市、由布市、九重町が、事業の一部を試行的に実施しています。

県では、本事業の制度化以前から、包括的な相談に対応できる人材の養成や、住民と協働した地域づくりを担う人材配置への支援を行ってきたところです。

昨年度からは、大分大学と連携して、地域福祉の実践者や社会福祉協議会等の多様な関係者から成る実務者ネットワークを設置し、津久見市などの好事例の紹介や、本事業の活用に向けた助言等を行っています。

今年度は新たに、市町村職員等が具体的な事例検討を行う実践的な研修会なども開催することとしています。

今後とも、地域共生社会の実現に向け、関係者と連携して、市町村の取組を積極的に後押ししていきます。

**御手洗議長** 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

**利光商工観光労働部長** 産業界の省エネルギー及びGXに向けた取組についてお答えします。

脱炭素に係る国際的な動向や国の方針に加え、足下のエネルギー価格を踏まえると、県内企業のエネルギー消費量のさらなる低減や、再生可能エネルギーへの転換などによるグリーントラ

ンスフォーメーション、いわゆるGXの重要性はますます高まっているものと認識しています。

まず、省エネルギーについては、地道な取組が不可欠です。事業者向けセミナーの開催や、省エネコーディネーターによる企業訪問などを継続して実施しています。

さらに、省エネルギー型の設備導入を促進するため、今定例会では、地域産業振興資金に融資メニューを創設する補正予算を提出しています。

また、GXについては、コスト競争力のある代替エネルギーなどの技術確立が課題であり、関連する研究開発などに挑戦する県内企業を後押ししています。例えば、水素透過金属膜を活用した水素高純度化装置の開発や、竹の熱分解による水素製造の実証などを支援しています。さらに、今補正では、水素サプライチェーン構築などの研究開発に対する補助枠を拡大するとともに、太陽光発電などの自家消費型エネルギー設備の導入補助を提案しています。

脱炭素の挑戦は難しい課題ですが、地方創生や産業活性化にもつながるものと考えています。経済と環境のバランスを保ちつつ、ものづくり未来会議おおいたなどを通じ、企業とも一体となり取組を加速していきます。

**御手洗議長** 廣末会計管理者兼会計管理局長。

〔廣末会計管理者兼会計管理局長登壇〕

**廣末会計管理者兼会計管理局長** 県有施設における再エネ電力等の導入についてお答えします。

まず、電動車の導入についてです。

温室効果ガス削減のため、公用車の更新時に合わせ、ハイブリッド車など電動車への転換を進めています。

現在の電動車の導入状況は、公用車1, 192台のうち73台、率にして6.1%となっています。そのうち、ハイブリッド車が69台、プラグインハイブリッド車が2台、電気自動車が2台です。

電気自動車については、現在、国内販売のほとんどが乗用車であるが、今後普及の加速とともに、公用車の中心的車種である小型貨物、軽貨物の販売が始まるとされています。

こうした点を踏まえ、電動車の普及に向け、代替可能な電動車がない場合などを除き、率先して電動車への転換に取り組んでいきます。

次に、再エネ電力の導入についてです。

再エネ電力については、昨年度、提案公募等により、産業科学技術センターなど知事部局の6施設に試行的に導入したところですが、これにより、知事部局使用電力の約12.3%が再エネ電力に転換されました。

今後の取組については、試行の検証結果及び燃料高騰、電力需給逼迫の影響を考慮しながら、本県の地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガスの削減目標に向け、段階的に導入施設を増やしていきたいと考えています。

**御手洗議長** 以上で古手川正治君の質問及び答弁は終わりました。木田昇君。

〔木田議員登壇〕（拍手）

**木田議員** おはようございます。県民クラブの木田昇です。今回初めて会派代表質問の機会をいただきました。大変光栄ですし、ありがたく思っています。

もうすっかり秋であり、スポーツの秋とも言いますが、先日9月10日、11日、両日にわたり、厳しいコロナ禍を乗り越えての県民スポーツ大会が開催されました。私も今回初めて大会の役員として携わらせていただきました。というのも、ライフル射撃競技の選手とのつながりがあり、県のライフル射撃協会の会長を今年度から務めることになりました。初仕事が今回のスポーツ大会での由布市での競技会場の開会式と表彰式を担当して、無事に何とか2日間の競技を終えることができました。県のライフル射撃協会の選手の皆さんも、国体等で大変活躍されています。そしてまた、先日報告がありましたが、埼玉県で開催されているジュニアオリンピックカップで、女子エアライフル（AR）の競技で県選出の高校代表の選手が優勝し、他の選手も上位入賞しているので、ぜひ今後も選手の育成、また強化に様々な面から御支援いただきたいと思っています。

今回のスポーツ大会は、コロナ対策が非常に皆さん苦勞されて、大会会長を務められた広瀬

知事始め、大会役員、スタッフの皆さん、本当にお疲れ様です。感謝と御礼申し上げたいと思っています。

本日の質問は、コロナ禍、なかなか先行きは見通せませんし、物価高も同様です。それらの課題等々に対して、正に骨を折りながら12項目の質問項目を作り上げてきました。知事始め、答弁される皆様方、どうぞよろしく願います。

それでは、1項目め、まずは社会経済の変容を踏まえた地方創生の取組について伺います。

広瀬知事は、この第5期の任期において、大分県版地方創生を加速前進させるとし、三つの日本一の実現や、新たな人を呼び込む魅力ある仕事づくりなど、人と仕事の組合せによる魅力ある地域づくりに取り組んでこられました。

その中で、長きにわたる新型コロナ感染症の拡大を契機として、社会生活を取り巻く環境や日常生活は大きな変化を現しました。

外出自粛やテレワークなど、感染防止のため、非接触、非対面志向の活動の長期化は、オンラインビジネスを活性化させるなど、新たなビジネスの創出につながりました。また、テレワークの普及は、働き方改革を加速させるとともに、東京圏の人口減少に見られるよう、地方回帰への流れを生む契機ともなりました。

一方、米中の対立で世界規模でのサプライチェーンの分断が懸念されていたところに、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵攻が加わったことにより、その動きが一気に拡大し、国内外での企業活動に大きな影響を及ぼしています。

このような社会経済等の変容は、大分県版地方創生実現の取組に少なからず影響があったのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、大分県版地方創生実現への影響と今後の取組について知事の考えをお聞かせください。

次に、物価高騰下における賃金の引上げについてお尋ねします。

ウクライナ危機などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物の供給不足が長期化し、世界的に物価高騰の状況が続いてい

ます。このような中、我が国においては、コロナ禍の長期化に加え、利上げを進める米国との金利差拡大による円安の進行が物価高にさらに拍車をかけています。

総務省が8月に発表した全国消費者物価指数は、昨年同月を2.6%上回り、11か月連続で上昇しています。また、内閣府の発表した今年4月から6月期の実質国内総生産は、3四半期連続のプラス成長となっていますが、コロナ禍やウクライナ危機の長期化、物価の高騰、欧米での金融引締め動向など、景気の先行きは不透明であり、国を挙げて実効性ある景気・物価高対策を継続していくことが重要であると考えます。

一方、8月に厚労省が発表した毎月勤労統計調査によると、物価変動の影響を除いた6月の実質賃金は前年同月比で0.6%減少しており、3か月連続のマイナスとのことです。物価だけが上がり賃金が上がらない状況が続けば、個人消費は落ち込み、景気回復の逆風となりかねません。

こうした中、8月9日、大分地方最低賃金審議会は、2022年度の県内の最低賃金を32円引き上げ、854円とする答申を大分労働局長に提出し、本年10月5日から適用されるとのことです。

そこで、お尋ねします。賃金の引上げは物価高に苦しむ家計への支援となるとともに、少なからず個人消費拡大を後押しするものであり、県経済を下支えするために非常に重要であると考えますが、現下の経済状況では、企業側も思い切った賃上げに慎重にならざるを得ません。実質賃金が上がらず、物価高に苦しむ労働者を支援するため、賃金が上がる経済を目指し、県としても賃上げを促進していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に3項目め、大分空港・宇宙港将来ビジョンについてお尋ねします。

2018年度に大分空港の乗降客数は16年ぶりに200万人を突破しましたが、その後、現在まで続くコロナ禍により、利用者数が大きく減少し、2021年度は90万人を割り込み

ました。

コロナ禍の収束は完全には見通せませんが、県は航空会社や空港アクセス事業者、経済団体、観光団体などからなる大分空港利用促進期成会からの提言を受け、大分空港の目指すべき将来像を明確にし、その実現に向けての戦略的内容を取りまとめた大分空港・宇宙港将来ビジョン(素案)を本年7月に策定しました。

この将来ビジョンでは、大分空港としては初めてとなる乗降客数の目標数値が示され、策定から10年後に約260万人を目指すこととしています。1997年度の207万人を最多とする大分空港にとって、この数値は非常に高い目標ですが、来年度に再就航となる国内唯一のホーバークラフトを有し、アジア初の水平型宇宙港としてスタートを切る大分空港は十分なポテンシャルを備えていると思います。

また、国内外の新規航空路線の開設も重要です。将来ビジョンにおいて、空港の一体的な運営に民間の資金とノウハウを活用するコンセッション方式の導入についても検討を進めるとなっていますが、現状のコロナ禍のような不可避な要因による空港利用者の減少への対策も課題になると考えます。

ポストコロナにおける大分県経済や観光等の反転攻勢、また、地方創生の加速前進のため、本県の空の玄関口である大分空港の活性化がその原動力になるものと考えるところであり、知事のリーダーシップの下、関係団体と一致団結してビジョンに掲げた取組を推し進め、この目標をぜひ達成していただきたいと思います。

そこで、今回のビジョン策定にかけた意気込みと狙い、さらに、このビジョン実現のために必要なポイントについて、知事の考えをお聞かせください。

次に、子どもに関する施策についてお尋ねします。

近年深刻化する少子化、児童虐待、子どもの貧困、孤独、孤立など、子どもを取り巻く課題が山積する中、来年4月に子ども政策の司令塔となるこども家庭庁が発足します。

また、国連の子どもの権利条約を批准しなが

らも対応する国内法が整備されてこなかった中で、こども家庭庁設置法と同時にこども基本法が成立したことは、日本の子ども政策にとって大きな前進だと言えます。

こども基本法では、全ての子どもの基本的人権が保障されることのほか、自己に関する事柄への意見表明の機会の確保や子どもの意見が尊重することなどが定められ、子ども本位の政策が進んでいくことを期待しています。

子どもや若者が抱える問題は表面化しづらく、何か問題を発見しても氷山の一角にすぎず、調べればほかにも多くの事柄が判明することもあります。近年注目されるヤングケアラーもその一つではないでしょうか。こども家庭庁においては、そのような問題を放置することなく、迅速に発見、支援する取組を進めていただきたいと思います。

こども家庭庁は、児童虐待や子どもの貧困対策など、主に厚生労働省や内閣府が所管してきた施策を一元的に担うこととされた一方で、幼児教育や義務教育は、引き続き文部科学省が担当することです。

子どもを取り巻く様々な問題をめぐっては、福祉と教育の両方で並行して対応する必要があると考えるので、教育部門に関しても、こども家庭庁が積極的に関与できるようになってもらいたいと考えます。

そこで伺います。こども家庭庁の設置、こども基本法の施行を契機とし、こども家庭庁に県は何を期待し、また、今後どのように子どもに関する施策に取り組んでいくのか、知事の見解をお聞かせください。

次に、コロナウイルス感染症対策における情報発信についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染拡大の波は回を重ねるごとに大きくなり、この第7波では、本県でも新規感染者数が3千人を超え、他の自治体でも過去最多の感染者数を連日記録する事態となりました。

こうした状況から、医療機関、保健所の業務は全国各地で逼迫し、国は新型コロナウイルス感染者の全数把握を見直す方針を示しました。

本県においては、緊急事態の対応に困るとの医師の声があるとのことで、広瀬知事は、全国一律での見直しについては、現場の懸念が払拭されるのかどうか見極めていきたいとの意向を示されました。全国的には、これまで行政が主体となって進めてきた感染者の健康管理を個人や社会一般に委ねるという流れができつつあるのではないかと考えます。そうした中、本県においても、新型コロナウイルスに関する情報について、改めて県民の皆さん一人一人に正しく認識していただき、適切に対応していただけるような環境を整えておく必要があるのではないのでしょうか。

県はこれまで、ホームページ等で日々、PCR等検査実施結果や感染状況の評価、ステージ等を公表し、県内の最新の感染状況を知らせるとともに、新型コロナウイルスの感染症に関する今後の対応等のメッセージを発し、基本的感染対策の徹底などを呼びかけてきました。事あるごとにこうした呼びかけを行うことは、大変重要であると思います。

しかし、デジタル情報の入手が困難な人もいれば、情報量の多い資料から適切に内容を理解するのは難しいと感じる県民も少なくないのではないのでしょうか。

発熱等があるなど感染の疑いを感じたときに、どこに相談すべきか、どのような対応が必要なのかといった基本情報を、どのようなタイミングと手段で確実に県民の皆さんに提供するのか、いま一度検討する必要があると考えます。国が発表した全国一律見直しの方針もあり、今後、全数把握しないようになれば、保健所が接触しない、行政と距離ができる感染者が出てくる可能性もあります。このような中、情報発信の在り方を整理し、検証の上、提供すべきと考えますが、福祉保健部長の見解を伺います。

次に、業務継続計画についてお尋ねします。

マグニチュード8から9の規模が想定される南海トラフ等を震源とする巨大地震の今後30年以内の発生確率は70から80%と予測されていましたが、政府の地震調査委員会は、本年3月に地震発生の長期評価を見直し、南海トラ

フに隣接する日向灘等でも、マグニチュード8の巨大地震が起き得ると公表しました。

県では、このような大規模地震の発生に備え、県の行政機能を維持し、県民の生命、財産を保護するため、最優先されるべき災害応急業務及び優先すべき通常業務等を特定するなど、災害時においても適正な業務執行が図られるよう、大分県業務継続計画を策定しています。

しかしながら、県の業務の継続が困難となるような事態は、地震などの自然災害だけではありません。現在直面している新型コロナのような感染症のパンデミックや、サイバー攻撃などによる情報システムのダウン等により、県行政の各組織での業務継続が困難になる事例も想定しなければならないと思います。

どのような状況においても、県の機能を維持し、県民の生命、財産を保護するという県の責務を果たすことができるよう、それら想定される様々な事態を対象として、本県の業務継続計画を見直すべきではないかと考えますが、県の見解を伺います。

次に、半導体産業の活性化についてお尋ねします。

デジタル化の急速な進展により、世界的な半導体の供給不足が続く、国内での安定調達課題となる中、半導体受託生産の世界最大手である台湾のTSMCの熊本県進出が決定しました。これを契機に同県内では、半導体関連企業の進出や設備増強が続いており、地元銀行の試算では、生産が開始される2024年からの2年間で生じる経済波及効果は1兆8千億円が見込まれるとのこと。

1980年代には世界市場の50%の売上高を占めていた日本の半導体産業も大幅に縮小したとはいえ、大手製造拠点や関連企業は現在でも集積しており、世界的にニーズの高い半導体供給体制の構築によるシリコンアイランド九州の復活が期待されています。

九州には約千社の半導体関連企業が集積し、本県には福岡県、熊本県に次ぐ数の企業が立地しています。TSMC進出に関連し、福岡、佐賀、熊本、鹿児島県の4県では、総額52億円を

超える事業費を今年度当初予算に計上したと報じられていますが、本県においても半導体産業の活性化の取組が急務であると考えます。

今後、半導体産業の活性化にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長の考えをお聞かせください。

次に、大分港大在地区の利用促進についてお尋ねします。

大分港は、国内有数の臨海工業地帯である大分コンビナートに立地する日本の代表的企業のほか、多くの企業の生産物などの物流を支える重要港湾であり、外貿コンテナ輸送による国際物流拠点として、また、首都圏や近畿圏と東九州をつなぐ国内物流拠点として重要な機能を果たしています。

近年、ドライバー不足などから、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトが進んでおり、大分港大在地区では、関東向けRORO船の便数は九州1位で、近年は貨物取扱量が過去最高を記録しています。

一方で、シャーシ置場の不足等が課題となり、2020年度から大分港大在地区複合一貫輸送ターミナル整備事業が進められています。

この事業により、1年間に約4万台の貨物を新たに海上輸送することが可能になるとのことであり、その能力を最大限に発揮するためには、より一層のポートセールスの推進が重要です。県が中心となって情報収集を行い、港運事業者、運送・倉庫事業者や立地企業等の関連事業者と情報共有しながら、大分港大在地区並びに大在地区の利用促進に一体的に取り組まなければならないと考えます。

今後、東九州自動車道の4車線化の進展、中九州横断道路の整備促進による物流増が期待される中、どのように大分港大在地区、大在地区の利用促進を図るのか、県の見解をお聞かせください。

次に、ポストコロナを見据えた観光振興についてお尋ねします。

コロナ禍の長期化は、本県の観光にも大きな影響を与えています。観光庁宿泊旅行統計調査の令和3年の確報値によると、県内延べ宿泊者

数は約416万人で、過去最高であった令和元年と比べ約47%の減、令和2年に続き、調査開始以来過去最低となりました。

今年は行動制限などもなく、昨年に比べ回復傾向にあり、県民割は9月末まで延長されたものの、国による全国旅行支援は、感染再拡大のため延期になるなど、先行きは不透明な状況です。

そのような中で、6月10日から観光客の受入れが一部再開されたインバウンドは、日本政策投資銀行等による調査において、コロナ収束後に訪れたい国・地域で日本が3回連続1位になるなど、本県の観光にとって明るい話題も見えています。

ラグビーワールドカップの本県開催を契機とし、欧米・大洋州から多くの観光客が来県しましたが、コロナ禍により、それも途絶えてしまいました。ポストコロナを見据え、本県観光産業を振興し、ツーリズムを推進していくためには、インバウンドが大きな柱になると考えます。一旦途絶えたインバウンドの復活、また、新たなインバウンド需要の開拓に今後どのように取り組んでいかれるのか、観光局長の見解を伺います。

次に、部活動の地域移行についてお尋ねします。

文部科学省が2023年度以降、学校の休日の部活動の運営主体を学校から地域に移す方針を決定したことを受け、本年6月にはスポーツ庁の設置した有識者会議が、運動部の運営主体を民間クラブなど地域社会に移すための対応策を取りまとめました。また、文化部活動に関しても、8月に文化庁の有識者会議が提言を同庁へ提出していますが、いずれも来年度から3年間で休日を中心に移行を進めるとしています。

顧問を務める教員の過度な負担や、少子化による部員不足で学校単位の活動が困難になるケースもあるなど、制度の限界が顕在化し、見直しの議論が進んできたものと思います。

しかしながら、議論の中で、受皿となる組織や指導者の確保、保護者の費用負担、地域間格差等の問題を指摘する意見もあれば、そもそも

部活動と子どもたちの関わり合いを見直すべきとの声も聞かれるし、教員の働き方改革も実現しなければなりません。本県においても、教員、生徒やその保護者など関係者は、今回の部活動の地域移行に戸惑っているのではないかと思います。

県教育委員会としても、早々に推進計画を策定するとともに、地域移行の現場を担う各自治体に対し、財政措置や人的支援を行う必要があると思います。こうしたことを踏まえ、部活動の地域移行についてどのように取り組んでいくのか、教育長の見解をお聞かせください。

次に、将来を担う県職員の確保についてお尋ねします。

急速な少子高齢社会の進行、新型コロナの感染拡大や経済情勢の急変等、県民生活を取り巻く環境が大きく変化する中、安心・活力・発展の下、地方創生を力強く推進する広瀬県政にとって、県政を支える優秀な人材の確保は極めて重要です。

そのような中、人材を確保する採用試験をめぐる動きとして、人事院は6月に公表した年次報告書において、国家公務員採用試験の申込者数は2021年度まで5年連続で減少し、行政を支える人材の確保にとって危機的な状況として、若年人口の減少に加え、採用試験に対する負担感や、民間企業の採用活動の活発化、早期化等が志望者減少の要因として考えられると分析しています。

本県の職員採用試験についても、ここ10年では2012年度の1,866人をピークに、昨年度は1,580人と受験者数は減少しており、競争率も低下しています。

民間企業を始め、国や他の自治体等との人材獲得競争が激化しており、受験者確保に苦勞しているのではないかと推察しています。

そこで、本県の将来を担う優秀な人材の確保について、今度どのように取り組んでいくのか、人事委員会事務局長に伺います。

最後に、労働委員会における相談体制についてお尋ねします。

2019年4月から、働き方改革関連法が順



次施行され、これまでに残業時間の上限を原則として月45時間、年360時間とするなどの労働時間法制の見直しや、同一企業等における、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す、同一労働、同一賃金の導入が進められました。

また、職場におけるパワーハラスメント防止措置が本年4月から中小事業主まで拡大されたほか、来年4月からは中小企業に対しても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%とすることが義務化されるなど、労使を取り巻く環境は近年大きく変化しています。

一方、長期化するコロナ禍や原油・物価高等で経済環境が急変する中、労使関係においても様々な課題が生じているのではないかと懸念しており、労働者救済機関である労働委員会の存在が重要視されます。

しかし、労働者や労働組合にとって労働委員会は必ずしも身近なものではないかもしれません。より広範囲に労働者救済や労使間の課題解決を図るためにも、労働委員会をより身近に感じてもらい、気軽に相談できる体制を整える必要があると思いますが、労働委員会事務局長の見解を伺います。

以上で私の代表質問となりますが、この時代の潮流変化を考えると、さきの大戦を軸に考えれば、明治維新から大戦終結までが77年、そして、戦後77年が今年です。現在のコロナの状況、そしてまたウクライナ、あるいはまた物価高騰の大変厳しい状況、今年で何とかピリオドが打たれて、新しい時代が訪れることを強く念願しながら、私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** ただいまの木田昇君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 木田昇議員には県ライフル協会会長として、早速、先日の県民スポーツ大会で御活躍いただき、誠にありがとうございました。これからも国体に向けて競技力強化の課題があります。引き続きぜひよろしくお願いいたします。

ただいまは、県民クラブを代表して御質問い

ただきました。まず、私から答弁します。

社会経済の変容を踏まえた地方創生の取組について御質問いただきました。

新型コロナウイルスの感染者が県内で初めて確認されてから30か月が経過しました。長期にわたるコロナ禍は、地方創生にももちろん大きな影響を与えています。

一つは地方回帰の流れです。コロナ禍を通じた価値観の変化等により、地方移住への関心が高まっています。本県独自の移住施策もあいまって、昨年度の本県への移住者は過去最高となり、5年連続の千人超えとなりました。

こうした移住施策の成果とあわせて、水際対策の緩和による外国人材の流入等により、本年10月の社会動態は、平成19年以来、15年ぶりに転入超過となる見込みです。

今後とも気を緩めることなく、時代のニーズに即した社会増対策を進めていきます。

二つはDXの加速です。コロナ禍以降、eコマース市場の急成長により、県内企業にとっても国内外に売り込むチャンスが広がりました。また、テレワークが浸透するなど、デジタルによる働き方も変化しています。DXは今や時代の要請となっています。県としても、中小企業等に対する伴走型支援やデジタル人材の育成などを含めて、社会、経済、そして行政など、全般にわたりDXを進めていきます。

三つは出生数の減少です。コロナ禍での婚姻数減少等により、本年の出生数は過去最低を更新する見込みです。苦戦が続いていますが、もとより少子化に歯止めをかけるには息の長い取組が重要です。昨年度から開始したオンラインお見合いなど、出会い応援の強化を始め、結婚、妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援をこれまで以上に進めていきます。

コロナ禍に加え、これまでの米中の対立やロシアによるウクライナ侵略等に端を発した、エネルギー、原材料価格の高騰や、急激な為替変動により、我が国の経済に厳しい影響を与えています。

こうした傾向が今後も長引くようなことになれば、さすがに家計も、事業者の経営も耐え切

れなくなるものと思って心配しています。県として、できる限りの対策をし、県経済を上向かせていきたいと考えています。

国際情勢の時流をうまく捉えていくことも必要です。昨年度の企業誘致件数は、サプライチェーンの見直しによる国内回帰等の流れもあり、過去最多となりました。

また、円安の進行は、海外誘客の好機です。インバウンド完全復活に向けて、先手を打って誘客対策を進めます。

社会経済等の変容を的確に捉え、人を大事にし、仕事をつくる、人と仕事の好循環で地方創生を加速していきます。

次に、賃金の引上げについて御質問いただきました。

国の進める新しい資本主義では、成長と分配の好循環の早期の実現を目指しています。その中で、働く人への分配を強化する賃金引上げの推進については、労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいくこととされています。

本県においても、国内の賃金、物価が上昇し、人材の流動性や働き方の多様性が増す中で、質の高い多様な人材を確保でき、地域経済の持続的発展を可能にする賃金水準を目指す必要があると考えています。

このような中、今年度の本県の最低賃金改定では、国が示した目安額30円を上回る32円の引上げという過去最大の上げ幅で854円となり、昨年度に引き続き九州では福岡県に次いで2番目の高い金額となりました。

長引くコロナ禍に加え、原油・原材料価格の高騰が続く中での改定ですが、労使で慎重に議論を重ねた結果と認識しています。

最低賃金の大幅な引上げは、家計負担の緩和につながる一方で、中小企業・小規模事業者の雇用や事業継続への影響が懸念されます。

そこで、さきの6月補正で、昨年度の9月補正と同様に、国の業務改善助成金の対象となる事業者の負担を軽減する制度を予算化しました。加えて、国の助成対象外となるものの、生産性

向上と賃金引上げをあわせて行う事業者を支援する制度も今回新たに創設したところです。

大分県中小企業団体中央会において、8月1日から受付を開始しており、既に200件を超える問合せが来ています。引き続き必要な事業者に情報が行き届くよう、労働局や商工団体等と連携して、一層の活用を促していきます。

一方、持続的な賃金引上げを可能とするには、消費の活性化等を通じた売上回復や、労務費の上昇分を適切に価格転嫁できる企業間取引の適正化などを支援することも必要です。

国においても、賃上げ税制の抜本的な拡充、持続化補助金等への賃上げ特別枠の設定、下請取引の監督体制強化などを進めています。

県としても、地域経済の活性化に寄与するプレミアム商品券事業や、各種旅割を活用した県内誘客、今後拡大が見込まれるインバウンド需要の取り込み等により消費を下支えしていきます。

また、8月29日から9月30日を大分県価格交渉促進期間として、国の協力も得て、県内各地での価格交渉促進セミナーを開催し、価格転嫁への理解と協力を広く促していきます。

加えて、多様な人材の確保や定着、生産性向上による中長期的な所得の向上につながる働き方改革の取組も支援していきます。

今後とも中小企業等が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでいきます。

大分空港・宇宙港将来ビジョンについて御質問いただきました。

大分空港は、本県唯一の空の玄関口であり、地域発展のための重要な交通基盤です。観光振興や企業誘致、関係人口の増加など、本県の地方創生を加速させるためには、その活性化を図る必要があります。

そこで、このたび、大分空港の目指すべき将来像を官民で共有し、一体となって戦略的に取組を推し進めるために、大分空港・宇宙港将来ビジョンの素案を策定しました。

策定にあたっては、産学官の関係者から、宇宙港やホーバークラフトなど、大分空港には世界の拠点空港となるポテンシャルがある、将来

的な有人宇宙旅行の実現を見据えるべきなど、夢のある意見を多数いただきました。

こうした意見を踏まえながら、県では、コロナ禍前には最高約207万人であった乗降客数について、10年後に約260万人を目指すこととして、実現に向けた四つの施策展開の方向性を示したところです。

まず一つは、航空ネットワークの拡充です。国内線では、東京、大阪、名古屋路線の増便や新規路線の誘致等を検討します。国際線では、韓国路線の早期再開に最優先で取り組むとともに、台湾、中国等の路線誘致を検討します。

二つは、アジアと宇宙をつなぐ宇宙港の実現です。有人宇宙旅行などの将来的な輸送ビジネスへの対応を見据えるとともに、宇宙港を核として関連産業が集積する、アジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点化を目指します。

三つは、空港アクセスの充実です。ホーバークラフトの令和5年度中の就航に向けて、船舶の調達や発着地整備など、着実に準備を進めています。また、バスやタクシー、鉄道等の交通手段を最適に組み合わせ、空港と目的地を結ぶルートを検索、予約、決済等を一括で行うことを可能にするMaasの導入を進めて、便利で快適なアクセスを実現します。

四つは、空港機能の拡充及び魅力向上です。最先端の技術やシステムの導入などにより、空港利用者の満足度を高めるとともに、航空機利用を目的としない人でも、日常的に集い、楽しむことができる空港を目指します。

そして、これらの方向性に沿って戦略的に空港を運営するため、民間運営により、民間のノウハウや資金を活用するコンセッション方式の導入についても、官民のリスク分担に関する国の検討状況等を注視しつつ、引き続き検討を進めます。

こうした取組を通じ、大分空港が陸、海、空、そして、宇宙につながる唯一無二のドリームポートおおいたとして、国内外から広く愛され、選ばれる空港となるよう、官民一体となって力強く取組を進めます。

子どもに関する施策についても御質問いた

きました。

私も、こども家庭庁の設置は子ども政策推進の大きな一歩と考えており、6月には国に対し、困りを抱える子どもに対する支援体制の強化や、子育て世帯への経済的支援の充実等について、要望、提言を行ってきました。

こども家庭庁には、次の三つについて、大いに期待しています。

一つは、強い司令塔機能の発揮による縦割りの打破です。私はこれまでも、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援に全力で取り組んできました。

今年度は、発達が気になるなど、困りを抱える子どもたちを支援するため、小学校の就学前後における関係機関の連携体制構築に向けて、ガイドラインの作成に取り組んでいます。

ヤングケアラーについても、昨年度、大規模な実態調査を行って、その結果も踏まえて、福祉保健部と教育庁が連携して支援体制の整備を進めています。いずれの政策についても、こうした横の連携が欠かせません。

今度できるこども家庭庁には、ぜひ省庁の縦割りを排すべく大胆な調整機能を発揮し、年齢や制度の壁を越えた、切れ目のない支援策を強力に推進していただきたいと考えています。これが一つです。

二つは、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を常に第一に考える、こどもまんなか社会の実現です。子どもが個人として尊重され、適切な養育や教育を受ける機会が保障されるためには、その意見を表明する機会の確保が必要です。

本県では、全国に先駆けて令和2年度から、子どもの意見表明支援員、いわゆるアドボケイトをこれまでに約80人養成し、児童養護施設の入所児童等を定期的に訪問して意見を聞く、権利擁護の取組を行っています。

今回制定されたこども基本法には、全ての子どもの基本的人権の保障や意見の尊重が盛り込まれており、こうした取組がしっかり進められていくものと期待しています。

三つは、子ども政策を後押しする安定財源の

確保です。本県では、子ども医療費の助成や第2子以降の3歳未満児の保育料を全額免除する取組などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。

こども家庭庁創設を機に、思い切った支援の拡充と、そのための安定的な財源確保に取り組んでいただくよう期待します。

今後、こども家庭庁と連携して、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育つことのできる大分県を築いていきたいと思いをします。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

**山田福祉保健部長** 新型コロナウイルス感染症対策における情報発信についてお答えします。

県では、コロナに関する一般的な相談窓口と診療・検査医療機関を紹介する受診に関する相談窓口の二つの電話相談窓口を設け、ホームページ等で案内して、24時間対応しています。

また、感染状況を適宜分析し、グラフ等を用いてホームページで分かりやすく情報提供を行っています。

一方、デジタル情報の入手が困難な方に対しては、感染状況や感染対策上注意すべき点について、報道機関に対する毎日の資料提供や定期的な記者会見を行うことで、テレビや新聞等による情報発信にも努めています。

加えて、全戸配布の県広報誌も活用し、常時の換気や不織布マスクの着用等の基本的な感染対策の徹底や、受診相談窓口の案内など、必要な情報が全ての年代に行き渡るよう取り組んでいます。

他方、感染者に対する情報提供については、ショートメールで健康観察方法の案内や療養中の留意点などを迅速に伝えており、スマートフォンを持たない高齢者等に対しては直接電話で丁寧に説明を行うこととしています。

今後とも県民一人一人に必要な情報がタイムリーに届くよう、積極的かつ効果的な情報発信に努めていきます。

**御手洗議長** 若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

**若林総務部長** 業務継続計画についてお答えします。

災害や感染症等の蔓延、サイバー攻撃の発生時等に、県民の生命、財産を守るために必要な業務を継続させる備えは重要であると認識しています。

今般のコロナ禍においては、多くの職員が出勤停止になるおそれが高まったことから、令和2年度に業務継続計画（BCP）の見直しを行いました。

感染症を含む非常事態が発生した際に優先すべき通常業務を整理するとともに、担当外の職員が円滑に業務を行うためのマニュアルの作成や専門的な知識、資格を持つ応援職員のリストアップを行ったところです。

また、BCPの実効性を高めるため、防災関係のシステムなど、特に早期の復旧が求められる23のシステムについては、今年度ICT-BCPを策定しました。今後、その他の基幹システム等についてもICT-BCPを策定していきます。

7月の地方機関でのクラスター発生の際には、さきほど言ったBCPを適切に運用することにより、優先すべき業務を応援の職員により継続して、県民サービスに大きな支障を与えることなく対応がなされたものと認識しています。

今後とも、優先すべき業務の見直しやマニュアルの充実等を毎年行うことによって、多様な非常事態に対応可能となるよう業務継続に対する備えを進めていきます。

**御手洗議長** 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

**利光商工観光労働部長** 半導体産業の活性化についてお答えします。

半導体産業は、国の半導体戦略においても中長期的に需要は右肩上がりの傾向であるとの予測が示されています。これからも旺盛な国内投資が見込まれる中、シリコンアイランド九州復活への機運が高まっています。

本年3月、国主導で九州の半導体産業の基盤強化に向け、産学官のコンソーシアムを立ち上げ、人材育成やサプライチェーン強靱化の議論

を開始したところです。調査事業やWeb研修などに着手されています。本県も積極的に関与し、広域的な取組を推進していきます。

県内では、産業振興に取り組むLSIクラスター形成推進会議を他県に先駆けて平成17年に設立しています。台湾と大分での相互商談会や、最新動向をフォローするフォーラムや交流会を開催し、企業がビジネスチャンスを見逃さないように支援してきました。

本年4月に立ち上げたものづくり未来会議においては、半導体も柱の一つとなっています。2030年、50年を見据えた産業のありたい姿から人材育成やSDGsの視点を踏まえた取組を議論しています。

さらに、関連企業のさらなる呼び込みに備えて、企業ニーズに応じた量、質の用水の安定的な確保に向けた調査の補正予算を提出しています。

国の施策と連携しつつ、九州と県内における様々な施策の相乗効果も図り、本県の半導体産業の活性化とさらなる集積を推進すべく努めていきます。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

〔島津土木建築部長登壇〕

**島津土木建築部長** 私から、大分港大在地区の利用促進についてお答えします。

大在地区では、県内外から貨物を呼び込むため、運送事業者等関係者と一体となって企業訪問やセミナーに取り組み、地理的優位性や豊富な便数、輸送経費への助成制度を積極的にPRしてきたところです。

こうした取組や高規格道路の開通も追い風に、大分発RORO船のシャーシ台数は昨年度までの6年間で3.9倍に増加し、定期コンテナ船の取扱貨物量も4年連続で過去最高を更新しています。

今後もモーダルシフトに伴う他港との競争激化が予想されることから、関係者との連携を密にしつつ、利用ニーズを踏まえた助成の在り方を検討しながらポートセールスを積極的に推進していきます。

こうした中、大在地区ではRORO船やコン

テナ船、バルク船が混在し、取扱貨物量の増加とあいまって埠頭用地が手狭になるなど、課題が顕在化しており、施設の機能強化が必要となっています。

このため、大在西部地区に新たなRORO船ターミナルを整備し、シャーシ置場を拡張するほか、シャーシの自動管理等DXによる荷役の効率化を図っていきます。

加えて、大在地区においてもコンテナヤードの拡張や老朽化したガントリークレーンの更新を進めていきます。

今後も計画的なハード整備と積極的なポートセールスの両面から大分港の利用促進を図り、物流の拠点化を推進していきます。

**御手洗議長** 秋月観光局長。

〔秋月観光局長登壇〕

**秋月観光局長** 私からは、ポストコロナを見据えた観光振興についてお答えします。

議員御指摘のとおり、日本への旅行意欲の高まりに加えて、受入制限の段階的な緩和、円安の進行など、海外誘客の好機が訪れています。

県では、こうした機会を見逃さず、10か国・地域に設置した戦略パートナーと共に、現地での誘客活動を既に再開しています。留学生を活用した観光動画制作など、海外の方に響く効果的な情報発信にも取り組んでおり、6月以降、県内へのツアーが催行され始めています。

今後、本格化するインバウンドを確実に取り込むため、次の取組を強化していきます。

一つは、コロナ禍前、外国人観光客の約8割を占めた韓国、台湾、香港など、東アジアのリピーター層の復活です。県内事業者と連携して、現地旅行会社との対面での商談など、ツアー造成に直結する取組を積極的に進めていきます。

二つは、今後の誘客の伸びが期待される中国や欧米等からの新たなインバウンドの獲得です。アドベンチャーツーリズムのコンテンツ造成やガイド育成など、観光資源の磨き上げに取り組み、コロナ禍で多様化したニーズへも対応していきます。

インバウンドの完全復活に向け、受入制限のさらなる緩和を引き続き国に要望するとともに、

先手を打って誘客対策を進めていきます。

**御手洗議長** 岡本教育長。

〔岡本教育長登壇〕

**岡本教育長** 部活動の地域移行についてお答えします。

県では、昨年度から運動部の、今年度からは文化部の地域移行に係る調査研究に取り組んでいます。これまでに専門的な指導による満足感や教員の負担軽減などの成果が見られた一方で、指導者の確保などの課題も明らかになっています。

調査研究校の中には、今年度、生徒の希望に応じてバドミントン部を新設するなど、再編を行った結果、参加する生徒が増加したり、教員の負担軽減につながった事例も見られるところです。

現在、各市町村教育委員会を訪問し、調査研究校の取組を情報提供するとともに、国に先んじて検討委員会を設置し、地域の実情に応じた移行の在り方について検討するよう助言を行っています。

また、スポーツ庁の検討会議の提言では、国がガイドラインを改訂し、各都道府県において具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画を策定することが明記されています。このため、県としては、国のガイドライン改訂を受けて推進計画を策定したいと考えています。

今後も国の動向を注視しながら、市町村と連携し、円滑な部活動の地域移行に努めていきます。

**御手洗議長** 後藤人事委員会事務局長。

〔後藤人事委員会事務局長登壇〕

**後藤人事委員会事務局長** 将来を担う県職員の確保についてお答えします。

若年人口の減少や、活発な民間企業の採用活動等の影響により、本県の職員採用試験の受験者も減少傾向にあり、特に技術系職種の人材確保は大変厳しい状況となっています。

これまでも受験者確保に向け、任命権者と連携した大学訪問やガイダンスの開催等を通じて、県職員の仕事のやりがいや魅力を伝える積極的な情報発信に努めてきました。

また、行政と総合土木の上級試験に関しては、6月の試験に加え、4月に特別枠試験を実施しています。その教養試験には、民間で広く使われているSPI3を取り入れ、行政では専門試験をなくすなど、民間企業を志望する方も受験しやすい試験内容としています。

こうした見直しに加え、今年度は新たに職員採用ポータルサイトを構築し、受験者のニーズに応えられるよう、情報発信をさらに強化することとしています。

あわせて、従来の試験や特別枠試験の検証等を踏まえ、より多くの方が受験しやすいよう、受験機会の拡大や受験者負担の軽減等の試験方法のさらなる見直しも検討していきます。

今後とも積極的な情報発信に努めるとともに、様々な試験手法の研究を進め、将来を担う優秀な人材の確保につなげていきます。

**御手洗議長** 田邊労働委員会事務局長。

〔田邊労働委員会事務局長登壇〕

**田邊労働委員会事務局長** 労働委員会における相談体制についてお答えします。

労働委員会に寄せられる労働相談は、年間300件余りで件数は横ばいですが、賃金の未払いや雇止め、配置転換、いじめやパワハラなど、内容は多様化、複雑化しています。

職場での課題を抱える労働者や使用者が、労働委員会を始め、労働相談に対応する機関を利用しやすいようにするとともに、関係機関が連携しながら、相談内容に応じ、より適切な対応等につなげることが大切です。

労働委員会では、商工観光労働部や大分労働局等と連携した労働相談の充実に加え、県のホームページやSNS、市町村の広報誌への掲載など、広報の強化に取り組んでいます。

また、労働者、使用者、公益の3者で構成された労働委員会の特性や活動内容を知っていただき、より身近に活用してもらえるようになることも重要です。

このため、昨年度から商工会議所等の経済団体や労働組合を直接訪問し、改めて労働委員会の周知を図るとともに、あっせんなどの申請手続を電子化し、申請者の負担軽減も図ったとこ

ろです。

引き続き広報の充実強化や相談等をしやすい環境の整備などを進め、労使紛争の早期解決と安定的な労使関係の構築に努めていきます。

**御手洗議長** 以上で木田昇君の質問及び答弁が終わりました。

暫時休憩します。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

**古手川副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。河野成司君。

〔河野議員登壇〕（拍手）

**河野議員** 37番、公明党の河野成司です。代表質問の機会をいただき感謝します。

本日は、感染拡大の波を繰り返す新型コロナウイルスへの対応、物価高の中での賃上げ問題、エネルギー供給不安等、直面する重要課題のほか、地に足をつけて取り組むべきいくつかの課題について取り上げるので、知事を始め、執行部の皆様、よろしくお願いします。

まず、大項目の1、新型コロナウイルス蔓延による医療逼迫についてです。

新型コロナウイルスの感染第7波、特に児童生徒を含む若年感染者の増加が顕著となり、感染経路としての職場内、家庭内感染の激増を招いたことが過去最大の感染となった要因とされています。若年感染者の増加に伴い、医療現場、介護現場、福祉現場等のエッセンシャルワーカーにおける陽性者、濃厚接触者等も増加し、一定期間就労不能となったことから、通常のサービス提供が困難となる事例も増加しています。特に全国的にはクラスターが多発した医療機関や高齢者施設、福祉施設の陽性者については、医療機関や宿泊療養施設への受入れが困難となる状況も生じ、そのような施設では陽性者や濃厚接触者となった職員の職場からの離脱が長期化し、本来期待されていた機能が満たされなくなるという事態が多発しています。さらには、今夏のお盆明けの期間では、医療機関の発熱外来に患者が殺到し、一般診療体制が維持困難と

なるケースも報じられています。

そこで、医療等の提供能力の逼迫対策について何点か伺います。

その1、全数把握の見直しについてです。

岸田総理が表明した陽性者の全数把握の見直しに関し、報告を要する者を都道府県の判断で高齢者や重症化リスクの高い基礎疾患保有者等に絞り込むことが可能とされました。

しかし、報告対象から外れた若年者やリスクが低いとされた者の中でも、特に単身生活者では急激な病状の悪化に行政の目が届きにくくなるといった不安を感じる方々もおり、これまでも単身陽性者で死亡してから発見されたケースも全国的には報じられています。この政府方針に対して、先日の県議会コロナ対策特別委員会で、当面本県は政府に独自判断の届出を行わない方向性との説明を受けました。

さらにまた岸田総理は、9月26日から全数把握の見直しを全国一律で実施すると表明しました。さきほどの当面の方向性とは別に、全国一律での全数把握の見直しという政府方針について、本県では届出対象外となった方の体調急変時の対応策など、現場の懸念が払拭されるのか見極めたいとの意向を示されましたが、その考え方について知事に伺います。

あわせて、考慮される一般診療や救急医療も含む医療提供体制への影響、行政機関の負担、自宅療養者のケア体制の維持等の課題についてもお聞かせください。

続いて2番目、若年者の感染予防対策について伺います。

主な感染経路としての職場や教育機関における若年者、特に児童生徒の感染予防対策をどのように講じており、それをどう強化するのか伺います。

オミクロン株対応の新ワクチンも薬事承認されましたが、あわせてワクチン接種の促進策についてお聞かせください。

三つ目として、医療、介護現場の人員確保について伺います。

今般の感染第7波についてはようやくピークアウトしたのではとされていますが、この秋以

降、気候が寒冷化して換気がおろそかになれば再びの拡大局面に至ることも懸念されています。そのような場合に備え、人的支援が逼迫する医療や介護、福祉現場で緊急的なバックアップ体制が必要となる場合への人員の融通制度等の準備状況についてお聞かせください。

その4、システムによる陽性者登録についても伺います。

保健所や医療機関等の陽性者発生時の対応余力が感染者の急増で逼迫しており、応援職員の配置等では間に合わない事態も想定されています。その問題の対策としての陽性者自らがWeb上で登録するシステムも始まりましたが、そのメリット、デメリットはどのようなことが想定されているのでしょうか。ネットスキルやネット環境のない人たちへの対策はどのように講じるのか、あわせて伺います。

続いて大項目の2、エネルギー問題について伺います。

まずはローカルエネルギーについてです。

ロシアのウクライナ侵攻による石油、天然ガスの供給不安からのエネルギー資源の国際価格の高騰が国内の物価高を招いています。日本のエネルギー自給率は2019年度で12.1%と他のOECD諸国と比べても低く、1次エネルギー供給構成を見ても、石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料依存度が84.8%となっています。このように、エネルギー資源を海外からの輸入に頼っている日本では、今回のエネルギー資源の高騰が電気代を上昇させるなど、企業や家庭にも影響を及ぼしています。

また、東日本では6月に電力の逼迫を受け、経済産業省が東京電力管内に電力逼迫注意報を発令しました。これは火力電力所の休・廃止や猛暑による冷房需要により安定的な供給ができなくなることが予想されたためですが、全国的にも政府により7年ぶりに節電要請がされるなど、暮らしの中でも節電を意識した夏でした。さらに、今年の冬も電力逼迫が予想されており、エネルギー自給率を向上させ、国際情勢に左右されずに電力需給を安定化する取組が必要です。

一方、エネルギーを語る上で欠かせないのが

カーボンニュートラルです。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。そのために、2025年までの集中期間に脱炭素先行地域を選定し、そこで得られた効果的な重要施策を全国で実施することで脱炭素ドミノを全国に伝搬させていくこととしています。中でも重要な取組の一つが再生可能エネルギーの導入です。本県は地熱発電の供給量が高いなど、再生可能エネルギーによるエネルギー自給率が全国トップクラスですが、今後はさらなる地域に眠るエネルギー源、いわゆるローカルエネルギーを積極的に開拓する必要があるのではないかと考えます。

具体的には、急峻な地形をいかした小規模水力発電、林地残材や畜産廃棄物を活用したバイオマス発電やメタノール生産、地熱を活用した水素生産、洋上風力、潮力、潮汐力等、各地で進む民間事業者の活力を取り込んだ多様な再生可能エネルギー開発や、生産の拠点を本県に招致するための条件整備を盛り込んだ戦略を策定すべきと考えます。

また、系統電力網のみに頼らずに、ローカルエネルギーを地域内の電力需要に組み込む仕組みづくりの検討も必要ではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、本県の恵まれた自然環境の持つポテンシャルを引き出すためのローカルエネルギーの開発について、知事の御見解を伺います。

2として、クリーン電力の売電について伺います。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアのウクライナ侵攻による原油、液化天然ガス価格の高騰によって、旧一般電気事業者のみならず、市場から電力を調達して割安な料金設定をしていた新電力会社についても、電力調達コストが高止まりした状態が続いて経営が圧迫され、電力事業からの撤退も見受けられます。電力を取り巻く情勢は混沌としており、企業や県民等の需要家にとっては負担が増大しています。

その一方で、世界的にカーボンニュートラル



に向けた取組が進められる中、発電事業者にとっては、このような状況だからこそビジネスチャンスと捉えることができるのではないのでしょうか。

そこで、これまでも議会の委員会審議等で執行部に質問し、提案してきましたが、企業局による売電に関し、取り巻く環境が変化していることから、改めて伺います。

本県企業局では、電気事業を展開しており、12の水力発電所と一つの太陽光発電所を所有し、固定価格買取制度による契約分を除いた全量を九州電力へ売電しています。現在は基本契約にのっとり、令和7年度まで九州電力への売電を継続するようですが、現在のような電力の需給状況や小売電気事業者を取り巻く環境を踏まえると、カーボンフリーな水力発電をクリーン電力として有利販売を行い、電気事業における収益の向上やSDGsの観点からの社会貢献として積極的に活用するなどの取組を進めてはいかがでしょうか。企業局長の見解を伺います。

続いて大項目の3、中小企業への支援についても伺います。

さきほどはエネルギーの高騰について言いましたが、加えて物価全般が上昇しています。日本銀行が発表した7月の国内企業物価指数は速報ベースで前年比8.6%、昨日また新たに10%を超える企業物価が上がっているという話も報道でありましたが、円安などにより輸入物価指数は対前年比48.0%増となっています。それに伴い、企業の業績に影響が出ており、全国的には物価高倒産が過去5年間で最多ペースとなっており、県内でも7月の企業倒産がコロナ禍の影響を受けて3件発生したと報じられました。業種別の倒産件数を見ると、全国的には運送業が全体の3割を占めてトップ、建設業や卸売業が続いています。食品や飲食関連の倒産も多く、県内の7月倒産には飲食店運営会社と旅館が含まれています。

円安の進行はまずは輸出企業の売上げを押し上げることから、製造業などの大手企業は高い収益を上げることができ、特に価格転嫁が進んでいる鉄鋼、輸出が好調な情報通信機械、業務

用機械が好調な収益を牽引しています。しかしながら、原材料価格の高騰により売上原価の増加を十分に価格転嫁できない中小企業は収益性を悪化させています。

第7波の拡大により、今後とも経済活動への影響の長期化が懸念される中、特に中小企業が大宗を占める県内の重要産業である観光業、運送業へのダメージは深刻であり、政府系の融資で支えられてきた企業からも、返済のめどがつかない融資をこれ以上借りることは困難といった声や、返済の猶予が切れる頃には経営が行き詰まるとの声もあります。

岸田総理は、4月に原油価格、物価高騰対応分として創設した1兆円の地方創生臨時交付金のさらなる増額を指示しました。この交付金を活用し、本県でも物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業や地域公共交通燃料高騰緊急支援事業など既に事業者支援に取り組んでいますが、このような地方創生臨時交付金の活用のみならず、県としても倒産を防止し、事業継続の後押しとなる中長期的な中小企業への支援策の強化が必要と考えますが、知事の御見解を伺います。

大項目4として、最低賃金の引上げに向けた取組について伺います。

さきほども代表質問の中で取り上げられましたが、大分地方最低賃金審議会は、先月9日、本年度の県内の時給としての最低賃金を32円引き上げて854円とするよう大分労働局長に答申しました。この引上げは、国の中央最低賃金審議会が示した目安の30円を上回っており、この結果、九州では福岡県に次いで2番目の上げ幅水準となる見込みです。

しかしながら、この引上げ額については労使双方から不満の声が上がっています。原材料価格や商品の仕入値の高騰で経営環境の厳しい県内中小企業については、さらに商品価格やサービスの対価への価格転嫁を円滑に実施できる対策が必要であり、一方、労働者については物価高騰に見合った賃金上昇がなければ購買力が低下し、消費行動に重要な影響もあり得ることから、賃金のアップは経済対策としても早期に実現する必要があります。

折しも国は例年9月を価格交渉促進月間と設定し、今後の持続的な発展に向け、ある程度の物価上昇を受け入れる社会へと変化させるため、価格転嫁と賃上げによる所得向上を進めていくことが重要としています。本県でも同様に価格交渉促進期間を設定し、企業への支援に取り組むこととしています。このことについては、最終的には賃上げによる経済の好循環を生み出していくことが重要ですが、まずは企業が労働者に支払わなければならない最低賃金の引上げをしっかりと進めていくことが重要です。最低賃金の10月からの引上げに向けたこれら課題について対策をどのように取られるのか、商工観光労働部長に伺います。

加えて、就労していない年金生活者等への支援策も検討する必要があるのではないのでしょうか。急激な物価上昇と消費の減退対策として、自治体によるフードクーポンの支給といった地域内消費を喚起する取組は検討できないか、あわせて見解を伺います。

続いて大項目の5、特別支援教育について伺います。

発達障がいなどにより、支援学校への進学は望まないが、通常学校での特定科目の履修に問題を抱える児童生徒の増加に対応して、一部の授業を別室で受ける通級指導を受ける児童生徒が全国で過去最高の16万人を超えたとの報道がありました。文部科学省では、発達障がいと診断される子どもが増えていることや通級指導の存在が広く知られるようになったことが背景にはあると分析しています。

通級による指導とは、大部分の授業を小、中、高等学校の通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を特別な場である通級指導教室で受ける指導形態で、障がいによる学習上、又は生活上の困難を改善し、又は克服するための指導が行われています。障がいに応じたきめ細かな配慮が可能だということで近年需要が増加しているようですが、この通級指導を含めた特別支援教育全体についていくつか質問します。

まず1番目として、本県の通級指導の実態に

ついてです。

本県における通級指導を希望する児童生徒の状況と、実際に通級指導を受けている児童生徒の実態及びそれら近年の増減の状況について伺います。

さらに、4年前から通級指導が始まった高校では、指導を受けられなかった対象者が全国で1,100人に上り、障がい特性に応じた教育の充実強化に向けた方策が必要ではないかとの声が上がっています。本県の高校での通級指導は希望者全員に行き渡っているのか、また、希望がかなえられなかった生徒へはどのように対応しているのかについて伺います。

その2として、特別支援教育における教員の状況について伺います。

過去にも障がいを持つ児童生徒への専門教育を担う教職員の配置が、それを必要とする児童生徒の増加に追い付かず、教職員の養成が懸案となってきました。通級指導を含めた障がい児童生徒の特別支援教育の教員の適正配置に向けた取組状況についてお聞かせください。

その3として、特別支援教育の体制強化について伺います。

本県でも支援学校の定員超過と支援学級の需要の増加が顕著で支援学校の新設もあります。特別支援教育の長期的な体制強化に向けた取組はどのように推進されてきたのでしょうか。今後の見通しも含めてお聞かせください。

大項目の6番目です。多胎児の出産や育児への支援について伺います。

近年、不妊治療の充実等により双子や三つ子といった多胎児の出産も増えていますが、妊娠中は複数の赤ちゃんがおなかにいるため、母体への負担が単児に比べて大きく、つわりや早産、妊娠糖尿病などの合併症が単児妊娠に比べて起こりやすいと言われており、出産前に管理入院が必要となることも多くなります。そのため、母親にとっては単児との違いによるちょっとした周囲の言葉に不安になって傷ついたりすることもあり、母親にとっては身体的、精神的な負担が大きいと言われていています。不妊治療の一般化により、このような多胎妊娠・出産の事例が

増加したことについて、そのような家庭への支援が求められていると思います。

そのような中、県は子育て満足度日本一を目指す取組の一環として、双子や三つ子といった多胎児の出産、育児や同時に2人以上の乳幼児を抱えた家庭への支援策として、本年度助産師による家庭訪問制度を創設されました。この制度の狙いと当事者の評価、利用状況はどのようになっているか、お聞かせください。

また、この制度の利用者から寄せられた様々な相談内容や御意見にはどのようなものがあり、そのうちに新たに子育て支援策として取り組むべき課題はないのか、お聞かせください。

大項目の7です。東アジア文化都市事業について伺います。

東アジア文化都市事業は、日中韓3か国において、芸術文化による発展を目指す都市を各国が選定し、その都市の芸術文化を始め、伝統文化、生活文化など、多彩な文化芸術イベントを1年にわたって実施するもので、本年は日本は我が大分県、中国は温州市と済南市、韓国は慶州市が選定されました。

大分県では、東アジア文化都市のオープニングとなる開幕式典を5月22日に開催し、マルタ・アルゲリッチさんによる開幕記念演奏や、関連行事として由布はさま太鼓、津久見檜の実少年少女合唱団など県を代表する団体の演技も披露されました。東アジア文化都市事業の成功は、県民一人一人の文化に対する関心、情熱を高めるだけでなく、中国、韓国を始め、東アジア地域に対し大分の文化を発信できる絶好の機会ですが、その実現には課題もあるのではと思います。東アジア文化都市2022大分県の基本構想では、「県民総参加で大分の文化を発信し、東アジアとの交流によって新たな文化を切り拓く」を開催テーマに掲げており、若者から高齢者までの県民総参加で取り組むことが成功の鍵となると思います。

その一方で、コロナ禍により中国、韓国との交流が様々な制限を受ける中で協調した取組が難しくなっているのではないかと懸念しています。また、東アジア文化都市事業の県民の認知

度についてもまだまだ低いのではないかと思います。

こうした状況を踏まえ、さらに、インバウンドの再開というこの機会を捉えて、東アジア文化都市事業について、現在の進捗状況と今後の取組について、企画振興部長に伺います。

最後の大項目です。監査の充実強化についてです。

監査委員事務局は、監査委員の指揮の下で、県の機関が適正かつ効率的に事務執行を行っているのか、所期の目的を達成しているのかとの視点で監査を実施し、県行政に対して是正、又は改善に向けた指導、助言を行う重要な役割を担っています。

これまで県庁内の全所属に加え、財政的援助団体等含めて毎年度350を超える機関を対象に職員監査を行っています。

こうした中、急速に進む人口減少、少子高齢化に加え、最近では頻発・激甚化する災害対応や長期にわたるコロナ禍で疲弊した社会経済活動の再活性化等の喫緊の課題に対応するため、行政事務が多様化、複雑化しており、これに伴い、監査の対象範囲も広がっているのではないのでしょうか。

また、各所属では課題であるデジタルトランスフォーメーションへの対応、この導入により各種手続のオンライン化や電子化等が進んでおり、監査においてもデジタル関連の知見が監査をする側には必ず求められるようになっていくということです。

こうした環境変化の中、監査には引き続き県行政に対するチェック機関としての役割をしっかりと果たすことがますます求められていますが、監査委員事務局においては、限られた人員の中で迫られる高度な知見を身に付けた職員の配置と、どのように監査の充実や強化を図っていくのか、監査委員事務局長に伺います。

最後になりましたが、今般の様々な課題が山積する中であって、この大分県をかじ取りされている知事において、また、執行部の皆様において、本当に御苦勞されていることと思います。

そのような中で、政府は様々な予算措置を講

じようとしています。その予算をしっかりといかした形で県民にぜひ大きな希望を与えていただきたい、このことをお願いし、私の代表質問とします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

**古手川副議長** ただいまの河野成司君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 河野成司議員から、公明党を代表して御質問いただきました。私からまずお答えします。

初めに、新型コロナの感染症に関連し、全数把握の見直しについての御質問です。

国は、初め医療機関や保健所の業務逼迫を緩和し、適切な医療を提供することを目的に、9月2日以降、医療機関から保健所への発生届を都道府県知事の判断により限定できることとしました。

しかしながら、自宅療養中の届出対象外の方には健康観察など保健所の関与がなくなるため、体調急変時の受診、入院調整等に懸念が残り、急な受診や救急要請により一般診療や救急医療にも影響を与えかねません。県内の医療関係者からも、届出項目が既に大幅に削減されていることもあり、何とか対応できるという御意見をいただきました。これらの状況に鑑み、大分県では、これまでどおり全ての感染者について医療機関から保健所への発生届を継続しています。

こうした中、国は先週8日の対策本部において、ウィズコロナに向けた新たな段階に移行するという考え方を示し、具体的には次のような方向で、今月26日から全国一律で全数届出の見直しを行うと決定しました。

まず、感染が疑われる方は、診療・検査医療機関を受診していただいた上で、高齢者や妊婦、医師に入院や投薬治療が必要と判断された方は保健所に発生届が提出され、重点的に健康観察や入院調整等が受けられます。

他方、それ以外の若い軽症者等については、国では新たに健康フォローアップセンターを整備して、自宅療養中の体調急変時にも相談対応や医療機関の紹介等を受けられる体制を整える

ことにしています。

このセンターの機能を強化して、医療機関を受診せずに自己検査により陽性になった方も含めて、希望する方全てが登録できるようにすることで、フォローアップセンターからの支援をスムーズに受けられるようになります。これは地方の工夫でそういう機能強化をすればということですが。

そこで、県としてはこうした体制を整備することによって、当初の心配を払拭できるのではないかと考えていますが、現在、医療関係者の御意見を伺うとともに、保健所の設置市である大分市とも協議を行っています。

これらを踏まえ、県として取るべき対応についてしっかり見極めたいと考えていますが、何よりも大切なのは県民の命と健康を守ることです。国に対して主張すべき点は主張しながら、新型コロナ対策に万全を期すとともに、社会経済活動との両立を図っていきます。

続いて、ローカルエネルギーについての御質問をいただきました。

本県は、日本一の発電規模を誇る地熱や九州一の発電ポテンシャルを持つ農業用水路など、多様かつ豊かなエコエネルギー資源を有しています。平成15年に大分県エコエネルギー導入促進条例を施行し、長年にわたりこのような環境に優しいエネルギー、エコエネルギーの導入を積極的に進めてきました。

また、本条例に基づき、令和6年度までを計画期間とする大分県新エネルギービジョンを策定し、エコエネルギー導入量の目標を設定するとともに、エコエネルギーを活用した産業振興や地域振興に資する取組を推進しています。

このエコエネルギーは、条例により定められた本県独自の考え方であり、地熱や水力など地域の自然や産業の特色をいかしたエネルギーを指しています。正に議員御提案のローカルエネルギーと同じ趣旨であると思います。

県としては、新エネルギービジョンに沿い、エコエネルギーに関して二つの取組を推進します。

一つは、地熱や小水力など地域における再生

可能エネルギーのさらなる導入促進です。導入を進めるためには自然の特性を十分に理解することが重要です。例えば、小水力発電では、発電装置を現地に合わせて製作するため、地形や水の状況などの調査が必要です。再生可能エネルギーの新たな活用に向けて、可能性を探る県内企業を支援していきます。

なお、忘れてはならないのは地域との共生です。県としても環境アセスメントや開発行為の手続きを通じ、必要に応じた住民説明の要請や合意形成の指導を事業者へ行っていきます。

二つは、県内エネルギー産業の振興です。県では、エネルギー関連企業を育成するため、新たな研究開発等への挑戦を後押ししています。例えば、姫島村における太陽光で充電した電気自動車を観光に活用する取組や、臼杵市における半導体産業から発生する廃棄物を利用した水素製造実証等を支援してきました。また九重町では、大手企業2社による豊富な地熱や木質チップを活用したグリーン水素の製造実証が進捗しています。貯蔵、運搬から利活用に至る検証を行って、大分県版水素サプライチェーンの構築を進めていきます。地域の強みと魅力を引き出す再生可能エネルギー等の活用をビジネスチャンスと捉え、新たな事業に取り組む企業を引き続き後押しします。こうした取組は、エネルギーの地産地消を促し、地域のエネルギー自給率の向上にも貢献します。

今回の補正予算では、太陽光発電等を利用した自家消費型エコエネルギー設備導入への助成を提案しています。県内企業の電力コスト削減に加え、エコエネルギーの地産地消をさらに拡大していきます。引き続き経済と環境のバランスを保ちながら、持続可能性の視点を持って、県民や企業とも一体となって取組を加速させていきます。

次に、中小企業への支援について御質問いただきました。

県内の倒産件数は、コロナ前と比べて顕著な動きはなく推移していますが、コロナ禍が長引く中、関連融資の返済が始まるこれからが事業者にとって正に正念場です。引き続き必要な支

援を届けていく必要があります。

まずは倒産の回避です。県では、資金の借換えや追加資金のニーズに対応する制度資金を用意するほか、金融機関や信用保証協会には中小企業からの返済期間延長等の相談に対し柔軟に対応するよう繰り返し要請しています。また、商工団体や金融機関、専門家等による中小企業再生支援協議会では、再生計画の策定や金融機関との調整支援を行っています。

こうした資金繰り支援とあわせ、プレミアム商品券や旅割等の事業でヒト、モノの流れを呼び起こし、消費を喚起することで事業者の業績回復を下支えしていきます。

一方、長らく続くコロナ禍はビジネスを取り巻く環境に大きな変化をもたらしました。事業者は、その変化に的確に対応し、中長期的な視点に立って経営体質を強化していく必要があります。

このため、国ではリアルからeコマースへの業態転換や成長分野への新規参入など、前向きに挑戦する事業者を事業再構築補助金で支援しています。また、持続化補助金やものづくり補助金、IT導入補助金により、中小企業の販路開拓や整備投資、ITシステムの導入を後押ししています。コロナ対応、賃上げ、グリーンといった特別枠を適宜設けるなど、社会のニーズに合わせた柔軟な支援を行っています。

県でもオリジナル商品の開発に取り組む飲食店、訪問サービスを開始する美容室など、新たな事業活動を行う中小企業を経営革新制度で支援しています。ポストコロナに向け経営革新計画を策定する事業者は増加しており、その実現をしっかりとサポートしていきます。

また、生産性の向上を図るため、IoTやAIなどを活用したデジタルものづくりの支援や、デジタル企業との共創によるDXのモデル事例づくりに引き続き取り組んでいきます。

こうした様々な支援策を県内の中小企業に届けていくためには商工団体の存在が欠かせません。コロナ禍における事業者の補助金活用のサポート件数はコロナ前に比べて倍増しました。令和3年度では551件に達しています。加え

て、最近では新たにDXのプロジェクトチームを発足させ、経営指導のDXも進めています。

今後とも商工団体を始めとする関係団体と連携して、県内中小企業の事業継続や成長をしっかり支援していきます。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

**山田福祉保健部長** 私からは4点お答えします。

まず1点目は、若年者の感染予防対策についてです。

行動が活発な20代以下の若年者は感染者の約4割を占めており、その感染予防対策が重要なのは議員御指摘のとおりです。若年者であってもやはり基本となる感染対策は変わらず、日常的な健康観察や3密の回避、マスクの着用、手洗いの励行、換気等の徹底をお願いしています。中でも集団活動が多い学校では特に換気が重要であることから、換気状態を可視化し、効果的な換気が行えるように、7月には全ての小、中、高校、特別支援学校、合わせて492校に二酸化炭素濃度計を配布し、活用を促しました。

また、ワクチン接種については、ツイッターやインスタグラムを活用した広報を行うとともに、県営接種センターでは、平日の夜間や土曜日に開設することで児童生徒や若年者の接種機会の拡大に努めています。

今般、5歳から11歳へのワクチン接種が努力義務化されたことから、その有効性や安全性について市町村と連携して保護者等への周知を図り、接種を促進していきます。

続いて、医療・介護現場の人員確保についてです。

県では、クラスターが発生した医療機関や介護施設等を支援するため、県医師会や県看護協会、県社会福祉協議会と職員の応援派遣協定を締結しています。今年度は感染管理の指導のため、83の病院や施設に感染管理認定看護師等を派遣しました。

他方、代替要員の派遣については、これまでに延べ178人を4施設に派遣しましたが、今年度は感染の急拡大により、各施設とも応援要請に応じる余裕がなく派遣できていません。こ

のため、人員不足となった施設や医療機関では、通所・訪問サービスを一時的に縮小して入所サービスに必要な人員を確保したり、急を要しない手術を延期したりして急場をしのいでいる状況にあります。

他方、協定外の取組として、地域の医師会が医師等の輪番制によるドライブスルー型の発熱外来を開設し、地域の診療体制を支える動きも見られます。

県としてはこうした取組を支援するとともに、高齢者施設への全職員の定期検査のための抗原検査キットの無料配布や各施設、医療機関への感染管理認定看護師の派遣等を継続し、施設内感染を防ぐことで医療や介護サービスが機能不全にならないよう努めていきます。

三つ目はシステムによる陽性者登録についてです。

発熱外来の逼迫回避のため、先月24日、重症化リスクの低い若年輕症者に対し、希望に応じて抗原検査キットを郵送し、自己検査の上、Web上で陽性登録ができる体制をスタートしました。対象者がこの仕組みを利用することで安心して療養できるとともに、重症化が心配される高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中の方が速やかに医療機関を受診できるようになると考えています。昨日までに検査キットの配布を1,904人、陽性者の登録を156人が利用しており、簡便で助かる、小さな子どもがいるので、自宅で検査、登録ができるのはありがたいなどと、利用者からは大変好評をいただいています。

デメリットとしては、郵送となるため、検査キットが御自宅に届くまでに時間を要する点が挙げられます。このため、本県ではコロナの診療・検査医療機関に御協力いただき、お急ぎの方には直接配布も行っています。

今回のシステムは、対象年齢を12歳から39歳までに絞り込むことで、ネットスキルやネット環境のある方を前提とした仕組みとしています。このような環境にない方については、代理申請をいただくか、又は従来どおり医療機関での受診をお願いすることとしています。

4点目、多胎児の出産や育児への支援につい

てお答えします。

本県における多胎児出産は、令和2年で85組に上っており、その支援は重要です。昨年、県内の多胎児ママサークルが行ったアンケートでは、多胎育児の経験者から、産後は余裕がなく、出産前に情報が欲しいとか、経験者からの支援が欲しいといった声が聞かれました。

そこで、多胎育児の困難さを軽減するため、助産師や多胎育児経験者であるピアサポーターによる妊娠期からの訪問支援を今般事業化しました。事業着手にあたり、まず、助産師やピアサポーター、地域で多胎児や多胎妊産婦の支援を行う保健師等約130人に対し、多胎育児の理解や支援方法に関する研修を実施しました。その上で、先月から市町村の母子保健窓口や産科、小児科を通じて相談希望者の募集を開始したばかりであり、現時点の実績は訪問済みが1件、予約が1件となっています。訪問した家庭では、助産師が不安を抱える妊婦に子育て支援の紹介や入院、産後の準備等について助言したところ、専門職に相談ができてとても安心できたといった感想をいただきました。

今後も事業の周知に努めるとともに、当事者の声に耳を傾けながら、多胎妊産婦が抱える課題の把握と解決に努めていきます。

**古手川副議長** 磯田企業局長。

〔磯田企業局長登壇〕

**磯田企業局長** 私からクリーン電力の売電について御答弁します。

企業局は、豊かな水をいかして約5万6千戸、県内全世帯の約12%分の電力量に相当するクリーンな電力を安定供給し、県経済の振興や地域社会の発展に寄与しています。

現在の契約を締結した平成20年当時は、電気事業法により売電先が限定されており、本県においては九州電力一者と長期安定的な内容で随意契約しています。

売電価格は、総括原価方式により、発電に要する費用に一定の利益を加えて算出しています。直近では1キロワットアワー当たり10.63円で現在売電しています。

その後、東日本大震災を受け、平成28年に

法が改正され、現在は県内外に複数の売電先が存在するという状況になっているので、令和8年度以降の契約では、収益の向上や安定性を前提に入札による契約も検討していきます。

また、電力の地産地消による県内企業や県民への安定供給の確保、地場産業の育成といった視点も含めて検討を進めていきます。

今後も拡大するクリーン電力需要に対応して、新たな電源開発も検討しながら、県勢発展に向けて地方公営企業としての役割を果たしていきます。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

**利光商工観光労働部長** 最低賃金の引上げに向けた取組についてお答えします。

今年度の最低賃金の改定は、コロナ禍に加え、物価上昇の中、労使で慎重に議論した結果と認識しています。

最低賃金引上げは、労働者の処遇改善や人材確保、消費拡大などが期待できます。一方、中小企業や小規模事業者には2年連続の大幅な引上げは大きな負担となるものと認識しています。

このため、県では事業者が賃金底上げに踏み出すことのできる環境づくりを生産、流通、消費の各段階で同時に進めていきます。6月補正において賃金引上げを生産性向上とあわせて行う中小企業などを対象とした県独自の業務改善助成金などの支援制度を設け、県のホームページや商工関係団体などを通じて活用を呼びかけています。

また、労務費やエネルギー、原材料価格などの上昇分を適切に価格転嫁できるよう、9月末までを大分県価格交渉促進期間とし、振興局単位でのセミナー開催などを行っており、価格転嫁への理解と協力を広く促していきます。

加えて、個人消費を喚起し、経済の好循環を生み出すため、市町村と連携し、プレミアム商品券の第2弾を実施します。日常生活に欠かせない地域の小売店や飲食店などで広く利用可能であり、年金生活者などの生活の後押しにも資するものと考えています。疲弊した県経済を立て直し、成長と分配の好循環の実現に向け、今

後も必要な対策を講じていきます。

**古手川副議長** 岡本教育長。

〔岡本教育長登壇〕

**岡本教育長** 3点についてお答えします。

まず、通級指導の実態についてです。

小中学校の通級指導教室の利用者数は、この10年間で10教室、241人増加し、今年度は5月1日現在で59教室、470人となっています。昨年度、市町村の就学指導委員会で通級指導教室での学びが必要とされた児童生徒のうち、16人が自校に通級指導教室がないなどの理由で受けられていません。

通級には、自校通級のほか、他校で指導を受ける他校通級と通級担当者が対象児童生徒の学校を訪問する巡回通級があります。本県では約8割が自校通級を利用しており、他校通級と巡回通級がそれぞれ約1割となっています。

今後は、通級指導教室が設置されていない学校の児童生徒が巡回通級を利用できるよう、小中学校通級指導教室充実事業で巡回通級のモデル校を設定し、ノウハウの共有を進めていきます。

高等学校においては、爽風館、由布、佐伯豊南、中津南高耶馬溪校の4校を拠点校として通級による指導を実施しています。それぞれの学校で入学後に全員を対象に希望調査を行い、希望者と面談を行った上で決定していますが、希望する48人全ての生徒に対して通級指導が実施できている状況です。

特別支援教育における教員の状況についてお答えします。

現在、専門的な知識が必要な特別支援教育を担う人材の育成に向け、特別支援学校と小、中、高等学校との人事交流等を進めています。

特別支援学校教諭免許状を有しない者については、特別支援学校に異動後、免許取得を促すとともに、特別支援学校で採用された教諭を、その専門性が発揮できるよう、小中学校の特別支援学級担任として配置しています。

加えて、特別支援学校の教員が特別支援教育コーディネーターや個別の指導計画推進教員として市町村立学校を支援しています。

昨年度、文部科学省の特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議において、特別支援教育に関する教師の専門性向上に向けた方策が取りまとめられました。この中で、特別支援教育の教員育成指標への位置付けへの明確化や専門性を有する人材の育成、キャリアパスの構築などが求められており、現在、大分県公立学校教員育成指標の見直しを進めています。今後とも特別支援教育を担う全ての教員の専門性の向上を図っていきます。

最後に、特別支援教育の体制強化についてです。

特別支援教育に対する年々高まるニーズに対応するため、平成20年3月に大分県特別支援教育推進計画を策定し、その後、更新を行いながら様々な体制強化に取り組んできました。

小中学校においては、特別支援学級の新增設を進め、今年度は10年前と比べ312学級増の745学級となっています。

特別支援学校では、児童生徒数の増加に対応するため、平成21年度に中津支援学校の前身となる宇佐支援学校中津校を新設しました。さらに、令和6年4月には大分市内3校目となる知的障がい特別支援学校を開校する予定です。本年4月に開校したさくらの杜高等支援学校では、一般就労を目指す生徒を対象とした職業教育に取り組んでいます。

学校や学級の新設のみならず、各特別支援学校に配置している特別支援教育コーディネーターや外部の専門家による個別相談など、校内支援体制の強化も図っています。

今後も国内外の動きや児童生徒の教育的ニーズを捉えながら、特別支援教育の体制強化に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

〔大塚企画振興部長登壇〕

**大塚企画振興部長** 東アジア文化都市事業についてお答えします。

東アジア文化都市事業では、5月の開幕式典を皮切りに、本県の特色ある芸術文化イベントとしてのコア事業と、県内の芸術文化団体等による連携事業を展開しています。



コア事業では、8月から混浴温泉世界の塩田千春展を開催しており、今後は、大分アジア彫刻展の中国、韓国での作品展示や、中国、韓国のアーティストとDRUM TAOのコラボライブなどを予定しています。

連携事業では、県内各地の116団体や市町村による様々なジャンルの芸術文化イベントの開催を後押しし、広く周知にも取り組んでいます。中には交流都市を訪問し、現地でパフォーマンスを行うなど、コロナ禍でも工夫し、直接的な交流に取り組む団体もあります。

11月の閉幕行事では、県立美術館前を歩行者天国にし、公募した県民がメインステージでパフォーマンスを行うなど、できるだけ多くの方々に芸術文化を楽しんでもらえるイベントを予定しています。

また、閉幕式典では、都市間交流を末長いものとするための共同宣言も行うこととしています。

東アジア文化都市事業を一つの契機として、関係3都市との交流を深め、本県の芸術文化のさらなる発展につなげていきます。

**古手川副議長** 河野監査委員事務局長。

〔河野監査委員事務局長登壇〕

**河野監査委員事務局長** 監査の充実強化についてお答えします。

監査にあたっては、効率的、効果的に行うことを基本に、各所属の業務執行におけるリスクに着目し、重点を絞るなど、メリハリを利かせています。例えば、今年度の監査では、新型コロナウイルス感染拡大に対応した補助事業の種類や件数が急激に増加していたことなどから、補助金事務を重点項目として監査を実施しました。

また、不適切な事務処理を未然に防止することが結果的に監査の効率化にもつながることから、実地監査では、各所属が主体的に行う内部統制の実施状況を確認するとともに、業務改善に関する助言も行っています。

あわせて、過去の監査結果や指摘等に対する措置状況報告等を検索するシステムを事務局で開発し、先般、全庁向けに公開したところです。

さらに、各所属でDXが推進され、専門性の

高いシステム関連の契約が増えていることから、監査にあたってIT関連の専門家である外部アドバイザーに助言を求めるなど、デジタル化への対応も行っています。

今後も県民に説明責任を果たし、県政への信頼が得られるよう、監査の充実強化に努めていきます。

**古手川副議長** 以上で河野成司君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

**古手川副議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

**古手川副議長** 本日はこれをもって散会します。お疲れ様でした。

午後2時19分 散会



令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 3 号 9 月 1 4 日

## 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月14日（水曜日）

## 議事日程第3号

令和4年9月14日

午前10時開議

## 第1 一般質問及び質疑

## 本日の会議に付した案件

## 日程第1 一般質問及び質疑

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第3号により行います。

—————→…←—————

## 日程第1 一般質問及び質疑

御手洗議長 日程第1、第70号議案から第98号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。平岩純子君。

〔平岩議員登壇〕（拍手）

平岩議員 おはようございます。34番、県民クラブの平岩純子です。質問の機会を与えていただきました。今日は大変朝早くから傍聴に来てくださった皆さんもいらっしゃいます。本当にありがとうございます。そして、お茶の間で

テレビを御覧の皆さん、それから、会社で見たいらっしゃる方もいるかもしれませんが、本当にありがとうございます。

それでは、知事、そして執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

最初は、人権尊重社会づくりについてです。

ここ数年、世界で起こる様々な事象を受け止めながら、決して心穏やかに生活できる状況ではないことに、いつもいら立ちや不安や無気力感を覚えています。そして、何も現状を変えることのできない、余りにちっぽけな自分を感じています。

私にとっては最後の質問になると思うので、この大きなテーマについて触れます。

8月6日に広島は、被爆77年を迎えました。平和宣言の中で松井一實広島市長は、冒頭、広島で被爆し、地獄絵図のような経験をした16歳の少女の話を語られました。そして、ロシアによるウクライナ侵略では、国民の生命と財産を守る為政者が国民を戦争の道具として使い、他国の罪のない市民の命や日常を奪っていることを非難しました。さらに今、世界中で核兵器による抑止力なくして平和は維持できないという考えが勢いを増していることに警鐘を鳴らしました。

日本は民主主義国家だと教えられ、それを享受してきた私たちですが、現在は、民主主義を唱える前に人としての何かが欠落している社会が目の前に広がっています。

殺人、詐欺、強姦、暴行、虐待。毎日の報道される事件を聞き悲しくなります。人を殺して自分も死刑になりたかったと捕らえられた人が言う言葉を聞いたたびに力を失います。

孤独や孤独死と向き合えない社会です。さらに大阪の富田林では、2歳になる子どもが長時間、暑い部屋の中でおりにつながれ熱中症で命を落としました。パパ、ママ許してと書き残した結愛ちゃん、お父さんから虐待を受けています、助けてくださいと訴えながら死んでいった心愛ちゃんの死の後、私たちは二度とこのようなことが起こらないようにとみんなで考えてきたのに繰り返される虐待事案。

このような時代になった原因は何なのでしょう。私は、背景にあるのは、人権意識の欠落ではないかと考えます。

次の世代に希望を持ちながらバトンを渡すためには、多様性を認め合い、人は皆平等なのだと思う心がみんなの心の中にあることが大切です。

そして、松井市長が言われたトルストイの言葉「他人の不幸の上に自分の幸福を築いてはならない。他人の幸福の中にこそ、自分の幸福もあるのだ。」ということをかみしめながら、お互いの人権を尊重し、地域で支え合って生きていくことが県民一人一人の幸福につながるのではないかと感じています。

県では、自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会、差別や不合理な格差の是正、解消に取り組む社会及び一人一人の多様な生き方を共に支え合う社会を実現することを基本理念とした条例を制定し、人権尊重社会づくりに取り組んできました。

知事は、この厳しい時代の中で、精力的に行政を担ってこられました。県民一人一人が幸福を実感できる社会の実現に向けて、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重し、地域で支え合っていくためのこれまでの取組をどう総括されますか。そして、次の世代にどのようにつないでいきたいとお考えですか。

〔平岩議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの平岩純子君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 冒頭、平岩議員には、最後の御質問になるかもしれないという話がありました。そうでないことを願っていますが、もしそうであればということで、本当に長きにわたる御活躍、そして、いろいろな御功労に対して心から敬意を表し、また、感謝を申す次第です。この場を借りて、厚く御礼を申します。

さて、人権尊重社会づくりについて御質問をいただきました。

さきの大戦の惨禍を経験し、人類は国際連合を設立して、全ての人間は生まれながらにして

自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言を定めました。

21世紀は人権の世紀と期待を込めて言われましたが、貧困や虐待など生きづらさを生む社会的構造や、またもや究極の人権侵害である戦争が勃発するなど、人の尊厳や命がないがしろにされる現状に心が痛みます。

私はこれまで、人を育て、仕事をつくり、人と仕事の好循環で地域を活性化させる大分県版地方創生を県民と共に進めてきました。

少子高齢化、人口減少に加え、近年のコロナ禍による経済の停滞など課題は様々ありますが、人権意識の醸成も極めて重要です。

そのため、平成20年に大分県人権尊重社会づくり推進条例を制定し、二つの柱を掲げて、着実に進めているつもりです。

一つは、人権教育・啓発の取組です。講座や啓発イベントなど、人権について学び考える機会を県民に提供し、昨年は企業や地域等で約4万人の方々に参加いただきました。

二つは、相談、支援、権利擁護の充実です。若者が多く利用するSNSを活用した心の相談窓口の開設や、児童虐待への対策強化など、市町村やNPO等と緊密に連携しながら取り組んできました。

こうした積み重ねの成果もあり、平成30年の県民意識調査では、差別や人権侵害を受けたことがあると答えた方は、条例制定前と比べて3.7ポイント減少しています。

また、ここ数年、千人を超える移住者からは、大分の人は温かく暮らしやすい、障がい者への理解が進んでいるなどの声をいただいていることも心強く感じています。

一方、部落差別問題を始め、根強く残る人権問題に加えて、近年、ネット上の誹謗中傷、性的少数者への偏見、新型コロナに関連する差別なども深刻化しています。

こうした情勢を踏まえて、本年3月に人権条例を改正して、決意を新たにしました。

自分は差別とは関係ないと思い込まずに、無意識の偏見、アンコンシャス・バイアスに気付き、生きづらさの声に自分ごととして寄り添う

ことが大切であると考えます。

さらに、地域で支え合う子ども食堂や認知症カフェのように、社会的課題解決に向けて行動する人の輪を広げていきたいとも思っています。

多様な価値観が認められ、個々の能力を存分に発揮できる人権尊重の温かい大分県づくりにしっかりとこれからも取り組んでいきます。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** 本当にお優しい言葉をありがとうございました。また、丁寧な御答弁も本当にありがとうございました。

何と生きづらさを抱えている人が多いことだろうというのをつくづく感じます。目も耳も塞いでいて、何も見ないでおけばもっと楽なのかもと思いますが、でも、人は人と関わる中で生かされて、そして、自己肯定感や満足感を味わって成長していくと思えば、やっぱりそれは失ってはいけないことだと思います。

私はいつも家を出るときに、お仏壇にお参りして、そして、人は皆平等ですよと伝えて出ていくのですが、でも、一歩外に出ると、やっぱり強い人に何か気を遣いそうになったり、それから、忸度しそうになったり、私自身が自分の立場で誰かを傷つけているのかもしれないと思うこともあります。やっぱりこれは人間のさかなんだなと思いますが、でも、やっぱり多様性を認め合って、一人一人の存在が大切にされる大分県づくりについて、私もあと7か月頑張っていくので、よろしくお願いします。

では次に、関係人口について聞かせてください。

総務省が8月9日に発表した人口動態調査によると、外国人を含む総人口は今年1月1日現在で1億2,592万7,902人でした。人口減は46都道府県に拡大し、大分県は1万644人減の113万1,140人とのことです。

総務省は、長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者を関係人口と定義しています。この概念は、各自自治体の子育て支援や住環境整備などをアピールして移住者を増やすことに力を入れているという自治体同士の定住人口争奪戦が行わ

れる中で改めて注目されています。

県でも、関係人口に着目した広報事業「大分で会いましょう。」を展開してきました。今年度は、関係人口創出事業で地域活性化を図るため、都市圏在住で地域課題の解決に積極的に取り組む人材と地域のキーパーソンがミーティングなどを通じて協働を進めています。

一方で専門家は、関係人口と地域住民との間に多層的な信頼関係を築くことで地域住民そのものが主体的に地域課題の解決に動き出すとし、地域住民が新たに地域再生の主体として形成されることが関係人口の現代的な意義であると論じています。

また、そういう意味で関係人口は量ではなく、地域住民との関係の質が重要であり、関係人口創出、拡大を量的な目標として設定すべきではないと提唱しています。

そこで、お尋ねします。今後、関係人口創出事業によって生み出される関係人口に対して、地域社会との人間関係の深化を後押しする仕組み、すなわち量から質への転換にどう取り組むのか。そして、受け入れる側である地域の対応も重要になると思われますが、具体的な体制整備をどのように進めていくのか、企画振興部長に伺います。

量から質へとは言いましたが、関係人口そのものを増やす取組も必要です。特定地域に関心を持ち、その地域のために何かしたいと考えている人が関係人口へと一歩踏み出すきっかけづくりも大事だと思います。周辺地域の住民や都市在住で地域との関係性を持たない人など、多様なターゲットに合わせたアプローチを重ねながら、地域との関わりを生み出す情報発信をどのように進めていくのか、あわせてお尋ねします。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** お答えします。

関係人口の創出、拡大は、地域課題の解決や将来の移住者確保の観点から有効な取組です。地方創生を加速させるためには、知見に富んだ多様な人材を関係人口として地域に呼び込むことも重要と考えています。

これまでも、例えば、地域おこし協力隊が地域に入り、集落のサポートや魅力発信などを通じて地域に活力をもたらしています。加えて、今年度から地元のキーパーソンと地域貢献したい都市圏人材を結び付け、外部人材ならではの地域活性化等の解決策を提案する関係人口創出事業を実施しています。

本事業の参加者には、将来の移住を見据え、県内でつながりを築きたい人や、ビジネス機会を探している人もいます。こうしたニーズに応えるため、例えば、地元のキーパーソンが仲介する先輩起業家や地元生産者など、地域住民との交流の場を設け、関係が深まるよう支援します。

さらに、関係人口の数を増やす取組として、SNSやWebサイトを駆使して関係人口から移住者になった方の経験談などの情報も発信しています。

こうした取組を通じ関係人口の創出をさらに促進していきます。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。他県から入ってこられた方が、大分はすばらしいと、さきほど知事も温かく暮らしやすいと言われました。車の運転はちょっと乱暴な点もありますが、大分のすばらしさを地元の人間は気付かないことがとても多いんだと思います。

関係人口は自分だけの得ではなくて、地域の良さを住民に気付いてもらって、それを商品開発したり、地域を盛り上げることに繋がっていく事業だと思うので、両者をつなぐ情報発信がとても大切なことだと思います。

そこで、もう一つ質問しますが、関係人口という概念にも変化が起きていると感じます。特にコロナ禍によりリモートやオンラインが身近になり、地域への定住のみを重視する価値観から開放されたバーチャルでの関わり方の存在感も高まっているのではないのでしょうか。関わり方のバリエーションが増えることは、地域にとっても関係人口にとっても望ましいことだと考えます。

今後、存在感を増やすことが予想されるオンラ

イン関係人口に対する県の捉え方についてお聞かせください。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** オンラインが身近なものになり地域に足を運ばない関わり方も確かに増えています。例えば、インターネット経由で農家とつながり、産地直送の野菜を購入したり、あるいはおんせん県おおいだオンラインショップで県産品を購入したりする方などです。

このような大分県とつながりを特に意識していない方を広い意味での関係人口と捉えることもできると思います。そうした方に対して、工夫しながら大分や地元の情報を届け、大分により関心を持ってもらうことも大切なことだと思います。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。最初はリモートでつながって、でも、やっぱり見て触って感じてということにつながっていくんだと思うので、期待します。

では次に、女性支援法に基づく取組について質問します。

2022年5月19日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が衆議院本会議において全会一致で成立しました。保護施設などの支援機関の働きかけにより、超党派の女性議員が中心となり取り組まれた議員立法であると認識しています。

現行の婦人保護事業は、社会環境浄化のために売春をするおそれのある女性のため、保護更生を目的につくられています。戦後の混乱期に、貧困などを背負った女性たちには、処罰ではなく救済が必要だとして創設されました。

売春防止法から66年。現在の女性が置かれている状況も変わってきています。女性が抱えている就労、貧困、暴力、家族関係など様々な問題に対する女性支援の考え方が、これまでの保護を目的とした考え方からどのように変わっていくのか、福祉保健部長に伺います。

また、婦人相談所の名称も変わるとされています。厳しい環境で生きている女性への住まいや医療の支援、生活保護から仕事につなげるに

は、いろいろな立場の人との連携がこれまで以上に必要になると考えますが、婦人相談所と民間団体などとの協働は進んでいくのでしょうか。

2年後の法の施行に向けて、新法の趣旨も踏まえながら、女性とその子どもを守ることを目的としてどのように取り組んでいくのか、あわせて伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 女性支援法に基づく取組についてお答えします。

現行の婦人保護事業は、売春防止を目的としながら、時代の流れに応じて、家庭関係の破綻に悩む方やDV被害者、ストーカー被害者等にも対象を広げ、実質的に困難を抱える女性への支援を担ってきました。

婦人相談所への相談件数は、令和3年度に3,711件と過去最多となり、その相談内容も、精神不安やDV、住居や離婚、子ども等の家庭の問題など多岐にわたっています。

今回の新法は、こうした流れを受け、女性の人権尊重や複雑多様化する課題への対応を現状に即し法的に明確化したものと認識しています。

新法では、国の基本方針に基づいて県の基本計画の策定、また、民間団体との協働による支援を行うことが新たに規定されました。

県ではこれまで、DVやひとり親など困りを抱える女性への支援に関する計画を策定しています。また、婦人相談所とアイネスを中心に、DVや性暴力被害者などへの支援に際して、DVシェルターや性暴力救援センターを運営する民間団体と連携しています。

今後、令和6年4月の法施行に向け、関係部局と共に計画策定を進め、困難を抱える女性への支援の充実を図っていきます。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。つらく厳しい状況に置かれているのは決して女性だけではないことは分かっているつもりです。お年寄りもいる、子どももいる、若者もいると思っていますが、でも、これはコロナによって浮き彫りになった部分もありますが、やっぱり女性が本当に厳しい状況に置かれている。それは自助



努力が足りないからではなくて、社会構造的につくられてきた女性の地位とか暴力に関する歴史をずっと振り返っていくときに、私はこの新法に大きく期待しています。

一つ再質問しますが、婦人相談所の在り方が変わっていくのでしょうか。婦人相談所は相談員の熱意や、そして、一生懸命支援する努力に支えられてきたと思うんですね。でも、85%が非正規の方たちで支えられている状況です。

新たに相談員を正規の方にしていくとか、継続的な研修をしていくことも必要だと思いますが、婦人相談所がどう変わっていくのか、考えがあったら少しお聞かせください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** ただいま議員から御指摘があった婦人相談員のことで。

婦人相談所には婦人相談員が設置されており、これは現行の法律上、都道府県知事が社会的信望があり、熱意と識見を持った者のうちから委嘱すると法に規定されており、これを受けて、全国大半の都道府県が非常勤職員を配置しています。

本県においても、非常勤職員3人、会計年度任用職員ですが、配置しており、この3人いずれの方も保育士とか教員とか社会福祉士の資格を持って、豊富な知識と経験を有する方ばかりです。また、正規職員も4人配置して、この婦人相談員をしっかりとサポートする体制を取っています。研修も毎年、国が行う研修に派遣してスキルの向上に努めています。

今回の新法では、婦人相談員を女性相談支援員と改めて、必要な能力と専門知識、経験を有する者の登用に配慮して配置すると規定されており、この新法の趣旨を踏まえながら、6年度の新法の施行に向けて、適切な組織の在り方を検討していきます。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。今お聞きして、大分県はやっぱり進んでいる、しっかり支える体制ができていると思いましたが、また新法に合わせて変わっていくこともあると思うので、そこはよろしくお願ひします。

女性の衣食住の脆弱さというのをいつも思うんですね。女性労働を象徴するM字型カーブが最近本当に変わってはきているのですが、でも、困窮する女性たちの存在はずっと残っていてクローズアップされていると思います。

これは一つの例ですが、私の知人が最近離婚しました。子どもを抱えて小さなアパートに移ったのですが、都内は非常に家賃が高くて、生活が大変です。そんな中で、別れた夫が養育費をきちんと払ってくれるだろうかとか、面会をきちんと守ってくれるだろうかとか、11月には七五三があるのに、来年は小学校に入るのに、大丈夫だろうかと本当にいろんな苦勞を抱えながら、独りで踏ん張っているのを見たときに、やっぱり私は女性の背景に、離婚を含む未婚化もあるなと感じました。

よくも悪くも、生涯を保障してきた結婚というセーフティーネットがなくなってしまったときに、そのときに本当に女性たちが厳しい状況に置かれているというのを、経済力さえあれば何とかずっといける。でも、そこが本当に今厳しい状況に置かれていると思うので、自立した女性がしっかり生きていけるような方向性をまたみんなで考えていきたいとも思います。

この女性支援法は、三つ視点があると思います。さきほど部長も言われました。当事者の意思や尊重、その人の抱えている問題や背景を心身の状況に応じて適切に支援することができるようになるということですね。そして、さきほど基本計画を立てると言われていたので、本当にそこが大変大きなポイントだと思います。

そしてもう一つは、民間との協働ですね。民間は組織的には小さいが、いろんなところに気が付いて、これまでの経験で細かいことにも動きが取れているところがあるので、民間と行政がしっかりタッグを組んでやっていけば、少しはいい方向になるのでは——少しはではいけないが、思います。

そしてもう一つは、女性が直面する困難の解決には、やっぱり性差別の在り方を問うていかなければならないと思います。一番最初に質問した人権尊重社会づくりの中に、人権擁護とか

男女平等とか、そういうことが当たり前で唱えられていけるようになっていくといいなと思うので、ぜひそこをよろしくお願いします。

では、次に進みます。教育をめぐる諸課題についてです。

教職員不足への対応についてです。

コロナ発生から2年半経ちました。学校の現場は混乱の中に置かれ、その対応に追われてきました。長い休校が明けてからは、行事や活動は制限されたまま続いています。

そんな学校現場には、いくつもの課題が山積していますが、私はその一番の原因は、教員配置が完全にできていないことではないかと感じています。人員が不足する中で最も神経を使い、疲労こんぱいしている教員の状況が、ひいては子どもたちを不安定な学習環境の中に置くことになっています。

そこで、これまでも質問されてきましたが、現段階で県下の義務制、特別支援学校、高等学校で教職員の配置が不完全な状況は産休、育休、病休代替も含めてどのくらいなのか伺います。さらに、その対策として新たにどのようなことを検討しているのか、お聞きします。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 教員の確保は依然として厳しい状況が続いており、9月1日時点の欠員は市町村立学校で49人、特別支援学校で2人、高等学校で2人の合計53人となっています。

欠員の補充にあたっては、校務分掌を見直した上で、他教科の臨時講師や、常勤ができない者を非常勤講師として採用するとともに、非常勤講師が近隣の学校を兼務するなど、これまで以上に弾力的な人員配置を行っています。

また、教育職員免許法の改正により、免許状失効者の再授与に必要な手続きの簡素化を行うとともに、新聞やラジオ、全戸配布の県広報誌などにより周知を図り、新たな臨時講師候補者の掘り起こしに努めています。

さらに、教職課程のある県内大学と連携して、将来教員を目指す県立高校生を対象にしたガイダンスを今年度初めて実施することとしており、教員志望者の早期確保に向けた魅力の発信も行

っています。

今後とも採用試験の見直しや再任用の促進を図るとともに、あらゆる手段を講じて人材確保に取り組みたいと考えています。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございました。4月当初から少し増えているような状況で、まだまだ多いと思います。学校に伺うと、1学期の初めは、あれが足りないんだ、これが足りないんだと校長も一生懸命言って、人も探していたんですね。でも、2学期になって伺うと、もうどうせ来ないんだろう、だからもう諦めている、いる人間で何とかするしかない、半ば諦めのような、居直りのような言葉も聞こえてくるので、これでは学校はうまくいかないかと正直思っています。

どうしてこんなに先生を希望する人数が少ないのか。今、教育長が言われたこともいろいろ背景があると思うし、教員免許を取得する人自体が少なくなっている。また、特別支援学級もできたこともあると思いますが、もう一つ、おおむね10年、3地域という2011年から入ってきた制度が、大分県を敬遠してしまう教員をつくっているのではないかと思っています。この制度も11年過ぎて、いろんな弊害が出ていますが、学校の先生が落ち着いてその地域の中にはまって安心して生活ができる状況にはつくられていないと思います。私はこのおおむね10年、3地域がいろんなことで悪影響を与えて、今年の競争倍率も小学校、中学校1.0でした。これは九州管内の他県と比べても、これほどひどい状況ではない。これだけひどいということは、来年はもっと先生になる人が少ないんだという状況を示していると思うので、解決策として、人事交流の広域人事も含めた見直しをする検討会をもう立ち上げてもいいのではないかと思います。考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 広域人事ですが、これは全県的な教育水準の維持、向上、若手教員の人材育成、それから、教職員の意識改革の三つの観点から取り組んできたものです。特に若年期の広域異動は、周辺部の市町村教育委員会を中心に、教

育水準の維持、向上のために必要だという声を数多くいただいています。

見直しについては、これまでも異動年数の弾力的運用とか、一定の臨時講師経験を1地域として見直すなど、必要に応じて行ってきました。

教職員の結婚や育児、介護など個別事情にも十分配慮しながら教職員の広域人事を進めていきたいと考えています。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** 10年間、広域人事の正当性をずっと私は歴代教育長から聞いてきたんですね。確かにそういういい面もあるかもしれないが、もっとひどい状況がそれによってつくられているのも事実だと思うので、そこはいろんな関係者の中に入れて、もう一回人事を見直すことを教育委員会としてやっていくべきだと思います。この制度は今の教育長が入れた制度ではありません。前の前の前の人たちがつくった制度ですが、やっぱり今ここに来て、本当に綻びを出していると思います。

教員は少ない中で、何とかやりこなしています。そして、いろんなことに取り組んでいますが、それが子どもたちにやっぱりぎりぎりの状態でやっているということは、安全性も担保してあげられない、十分なゆとりもないまま、時間を削ってやっているということは、決して子どもにはいいことではないと思います。

保護者の人たちが、充足しているところはまだいい、足りないところは、ここの学校は何人足りませんというのをきちんと出していったら本当に驚かれると思うし、それはとてつもなく恐ろしいことだと思います。地域の中で育てられるのが教員だと思うし、地域の人と関わって、地域の中でしっかりと根付くためには、やっぱりある程度の人数が必要。その人数が確保できない状況をつくっている背景の大きなものが広域人事だと思います。でも、すぐには変えられない部分があると思います。これまでも少しずつ少しずつ変えていったが、でも、変えられるところはもっと変えて、もう少し各市の状況も聞きながらやっていっていただきたいと思います。

今、大分市に多くの先生が集中していると思います。それは交通の利便性がいいから、大分から通えばと。そうすると、大分だけいっぱいになって、地域には本当に地域の人がない状況がつけられているので、やっぱりここはもう一度再考して、いろんな関係者を交えて、抜本的に変えていかなければいけない。でも、子どもたちの時間は決して失われていい時間ではないので、これは本当に継続していかなければいけないから、早急な対応が必要だと思います。来年もまた先生が足りない、足りないという状況、日本列島全部そうだとされるかもしれないが、特に大分県が厳しい状況にあることはお互いに共通認識していると思うので、私はこの対策について、解決策のために動いていただきたいと思います。それを要望して、次に行きます。

外国人生徒の特別入試についてです。

第2回定例会で羽野議員が質問した帰国・外国人生徒の高校入試について、なぜ受験言語を英語に限定しているのかという質問に対して、まずは、別府翔青高校のグローバルコミュニケーションに力点を置く取組の確実な実施と検証をし、日本語指導が必要な児童生徒数の推移や他県状況も踏まえて研究を重ねたいと答弁されています。

この答弁は、一見説得力があるように聞こえましたが、別府翔青高校の取組は、グローバルなコミュニケーション能力を備えた人材育成を目的としているため、その検証や研究をしても外国人生徒に多様な選択肢がないという課題に対する正面からの取組とはならないように映りました。

他県では、幅広い生徒を救済しようと、日本語、英語を組み合わせで受験している県が多く、来日間際の生徒には、自国語での受験配慮を実施している県もあります。

県でも、入試の際に時間延長や問題にルビを振ることを実施しています。その配慮は、日本語が母国語ではない生徒に対して支援してきた多くの方々が積み重ねてきた声に、県教委が応えてくれた成果だと思います。

ただし、この特別措置だけでは来日して間もない日本語習得が困難な生徒が救済できません。背景や事情に限らず、日本で高校進学、就職の壁を越えようとしている生徒のために、特別入試枠の言語制限や対象校の見直しが必要です。

また、外国人生徒が点在することから、より多くの生徒が制度を活用し、将来設計していけるように、対象校及び対象言語の拡大の検討が急がれます。

高校入試の受験言語や入試内容へ配慮することで、日本語を母国語としない生徒は、日本人生徒と同じように多様な選択肢から学校を選べるようになります。今後、外国からの生徒が増えることが予想される中で、外国人生徒の進学率を上げるためには、さらにきめ細かく推し進めていくことが必要だと考えます。教育長の見解をお聞かせください。

夜間中学開設についてです。

第1回定例県議会で質問した際、今後ニーズ調査を深く探っていくと答えられました。

5月29日に、県民クラブで夜間中学を題材にしたDVD視聴と講演会を持ちました。

講師の元夜間中学教員、関本保孝さんからの報告では、2020年の国勢調査から見える大分県の義務教育を修了していない人が9,280人いるとの報告がされました。この人数には形式卒業者は含まれていないので、夜間中学入学への該当者は、外国の方も含めるとかなりの数になるのではと予想しています。前回の回答から約5か月経ちます。ニーズ調査がどのように深掘りされているのか現状を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 2点についてお答えします。

まず、外国人生徒の特別入試についてです。

県立高校の帰国・外国人生徒に係る入学者選抜において、日本語以外での入試に対応しているのは、九州では大分、熊本、長崎の3県となっています。

本県では、別府翔青高校の英語による特別入試以外にも、全ての県立高校において配慮申請があれば、ルビ振りや検査時間の延長などの対応をしています。

帰国・外国人生徒に対しては、入試段階の対応だけでなく、所定の教育課程の下で単位を習得できるかといった入学後の学習について考えることも必要です。別府翔青高校では、英語を主とした教育課程の設定や、生徒間のコミュニケーションツールとして英語が多用されていることから、英語での特別入試を行っています。

受験言語や実施校の拡大については、小中学校における外国人児童生徒の在籍状況や県立高校に在籍している外国人生徒の学習状況も踏まえ、どういう対応が可能か研究していきたいと考えています。

次に、夜間中学についてです。

平成29年以降、アンケートや日本語教室などでの聞き取りでニーズ調査を行ってきました。

夜間中学の入学対象は、まず一つ目に、満16歳以上で中学校を卒業していない方、二つ目には、中学校の既卒者であるが事情があって登校できていない方、それから三つ目として、本国で義務教育を修了していない外国籍の方で、毎日通学ができることが求められます。

これまでの調査で得た、延べ200人以上の回答を精査した結果、高校や大学の既卒者であったり、毎日通学できないなどを除き、対象と考えられるのは延べ9人です。

内訳は日本国籍が4人、外国籍が4人、国籍無回答が1人となっており、年齢は10代が4人、30から40代が2人、60から70代が1人、無回答が2人となっています。設置の希望地としては大分市、別府市、杵築市、日田市と多岐にわたっています。

アンケートは、これまで3万6,500枚を配布しました。特に昨年度は国際交流団体の協力を仰ぎ、2千人を超える会員に意向を聞きました。質問表は多言語とし、回答はWebでもできるようにしましたが、夜間中学入学希望者の数は少数にとどまっており、同様の手法ではこれ以上の把握は難しいと考えています。

今後は、対象者の把握について、これまでとは違ったアプローチも考えながら、検討を進めていきたいと考えています。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。お手元に義務教育未修了者の一覧を18市町村の分を乗せましたが、9,280人ということで、該当者はいます。だから、そこにどうつなげていくか。今回答を聞いていると、前回とほとんど変わらない状況で、でも、これから踏み込んでいくぞという決意をお聞きしたので、ぜひお願いします。

宮崎市が再来年、宮崎市情報教育センターに設置することを打ち出しているのも、やっぱりどこの県もみんなやっているということは、それだけニーズがあるということで、大分県だけが少ないということではないと思います。それはたくさん数はないかもしれないが、本当に学びたい、学び直しがしたい人に情報をいかに届けていくかが大きな大きな課題だと思うので、ぜひそこは協力してやっていきたいと思えます。ぜひ協力したいと言いながら、この5か月間、私、十分な協力ができていなかったものですから、また一緒に考えていきたいと思えます。

それから、外国人生徒のことですが、どうしても特別入試枠と特別措置とごっちゃになっていて、とても難しいなと思えますが、特別入試枠は、その入学の枠の外にこれだけの枠を設けますよということで、それが別府翔青高校だと思います。この特別入試枠のある県がだんだん広がってきているのは事実だと思います。しかも、受験のときに、教科の科目を減らして、面接だとか、論文だとか、そういうことに切り替えているところもあると思うので、できるだけ多くの方が不利にならないように広げていっていただきたいと思えます。

それから、特別措置は、入試のとき、普通の人と同じように高校入試を受けます。でも、そのときにルビを振ったり、時間を延長したり、辞書の持込みを許されたり、別室での試験ができるということで、それは措置されていますが、でも、ルビを振っても、やっぱり言葉が分からない子どもには、漢字を平仮名に置き換えても分からないということもあるので、みんな対応が難しいのですが、さきほど言っていた

いた進学のための支援もしていくのだということ、本当にありがたいことだと思います。

今、16人が五つの学校に通っていると思いますから、そこもしっかり支援していただきたいし、大分県内に点在する人たちが85人います。その人たちに本当に日本語指導は十分やっていたらいいが、もっともっと充実させていきたい。これは本当に、この夜間中学校も外国人生徒も数はそんなに多くないが、学びたいということの表れだと思うし、生活言語は1年や2年で覚えていくが、学習言語能力は7年も8年もかかると言われているので、息の長い支援が必要だと思うので、よろしく願います。

それでは最後に、コロナの感染症について質問します。

代表質問でも質問が出ていました。コロナに関して県の最新状況とこれからの方向性について聞きます。

第7波も落ち着いてきましたが、一時的に検査キットが足りないという声が高齢者施設から聞こえていました。薬局で検査キットが買えない状況もありました。今後の検査キットの配布は確実に行われるのか伺います。

私は3月末にコロナから回復した者の一人ですが、後遺症が残っていて生活する上で困難を生じています。コロナ患者は軽症者が多く、後遺症については余り報道されていませんが、私のようにきつい思いをしている人も多いのではないかと考えます。

コロナ感染症の後遺症の課題について、どのように情報発信し、どう取り組んでいるのか、以上2点について福祉保健部長に答弁を求めます。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 新型コロナウイルスに関する諸問題についてお答えします。

高齢者施設の検査キットについては、全職員の定期検査用として、先月、高齢者入所施設1,100か所余りに約7万個を配布しました。

この結果、高齢者入所施設のクラスターは、8月第4週は23か所であったものが、翌週は

13か所と一定の効果が認められたことから、先週、同じ規模で検査キットを再び配布しました。

このほか、無症状者には県内82か所に無料検査場を設けるとともに、若年の有症状者には検査キットの無料配布を行うなど、検査体制を強化しています。

コロナの後遺症については、今回、558か所の新型コロナの診療・検査医療機関に対し調査を実施し、約7割の医療機関から回答がありました。そのうち、3割の133の医療機関が後遺症患者を診療しており、その症状としては、国の調査と同様に、咳や息切れ、疲労、倦怠感や頭痛などが多く確認されています。

また、多くの医療機関から後遺症の診療が可能との回答をいただきました。現在、こうした医療機関の公表に向けて調整を進めています。

加えて、今月末から第6波の患者、約2千人を抽出して、後遺症の症状や日常生活への影響などより詳細な調査を行う予定であり、その結果を今後の対策に生かしたいと考えています。

**御手洗議長** 平岩純子君。

**平岩議員** ありがとうございます。第7波がもうピークアウトしていくのだろうと思います。でも、亡くなる方が増えているのはとても懸念しています。

コロナに関してですが、私は春からずっと体調が悪かったのです。鬱的傾向も入ってきて、ふだんならやり過ごしていることができない、なぜなんだとずっと悩み続けてきました。でも、ずっと考えたら、ああ、コロナになった、その後の時期から重なっているなと思って、何となく自分の中で原因が分かった気がして少し楽になったのですが、やっぱりコロナによってきつい思いをしている人は、目立たないがたくさんいると思うので、医療機関がしっかり診てくださって、自分一人ではない、そして、解決方法があるんだということが分かれば、とてもありがたいことだと思います。

今、6.1人に一人がコロナにかかる時代と言われていて、大分県も16万人以上がかかっているのですが、やっぱりかかると本当につら

いです。ですから、皆さんもかかるかもしれないが、かからないように、ぜひ努力していただいて、元気に過ごしていただきたいと思います。大変雑駁ですが、これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** 以上で平岩純子君の質問及び答弁は終わりました。井上明夫君。

〔井上（明）議員登壇〕（拍手）

**井上（明）議員** 皆さんこんにちは。自民党の井上明夫です。

質問の機会を与えていただいた同僚、先輩議員に感謝します。

さて、7月8日、安倍晋三元総理大臣が選挙応援演説中に凶弾に倒れるという悲惨な事件が発生しました。今から90年前にも私の地元である、当時の日田郡大鶴村出身で日銀総裁や大蔵大臣を歴任した井上準之助も選挙の応援演説中に凶弾に倒れました。言論を暴力で封殺するという民主主義を真っ向から否定する暴挙に怒りと悲しみを禁じ得ません。安倍晋三元総理の御冥福をお祈りするとともに、日本国民が一つになって民主主義を守り抜くという決意を新たにすることを願うところです。

かつて、大蔵大臣井上準之助の時代に全線開通に向けて大きく前進した日田彦山線についての質問から始めます。

平成29年7月の九州北部豪雨により、日田彦山線は大きく被災し、5年経った現在も不通が続いています。復旧方法の決定までには紆余曲折ありましたが、BRT方式による復旧に決定し、来年夏の開業を目指し、JRにより開業準備が進められています。

このほど、日田彦山線BRTの駅設置計画が発表されました。BRTひこぼしラインと名付けられた同線では、これまでの鉄道駅12駅に加え、新たに25駅のBRT駅を増設し、合計37駅となる予定とのことで、開業が待ち遠しいところです。

発表によれば、専用道を経由し定時制の確保を実現するとともに、学校や病院など生活に密着したエリアにBRT駅が増設されるなどにより、利便性が高まるということであり、地域住

民も期待しています。

ただし、BRTの開業が終わりではありません。BRTが持続可能な交通手段として維持されるよう、沿線住民に対する二次交通の充実を図るほか、域外からの利用者の増加にも工夫が必要です。加えて、復旧後の地域振興や観光振興は、沿線地域における地方創生を加速していくためにも非常に重要なことです。

そこで、お尋ねします。BRTひこぼしラインの開業まで1年を切った今、同線の復旧・開業を見据え、継続的な運行の確保はもとより地域振興なども含めた広く地域全体の将来像を考えていく必要があると思うが、知事の考えを伺います。

〔井上（明）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの井上明夫君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 井上明夫議員から、日田彦山線BRT開業に向けた地域振興について御質問をいただきました。

日田彦山線は地域住民の誇りであり、通勤、通学等の日常生活を支える重要な路線です。

平成29年7月の発災以来、被災地域に何度も足を運び、復旧、復興への強い思いをお聞きしました。

平成30年4月から復旧会議の場等で福岡県や沿線自治体、JR九州と真摯に議論を重ね、令和2年7月にBRTによる復旧が決定したところです。そして、このたび、開業時期が公表され、あとは来年夏の運行開始を待つばかりとなりました。

このBRTは地域の皆さんのニーズに合わせて学校や病院などに通いやすいように駅を増設するほか、バスの現在位置や待ち時間を案内するロケーションシステムが導入される予定です。さらに、自然に優しい電動車両の導入や地域の象徴を待合ブースにあしらうなど工夫も施されています。

鉄道に比べ、利便性だけでなく魅力も格段に向上しているので、地域の皆さんに今まで以

上に活用していただき、長く愛される交通手段になることを期待しています。

路線の復旧はめどが立ちましたが、真の復興は沿線住民の皆さんに、地域が以前よりよくなったと思っていただくことです。そのためには、BRTと地域振興の相乗効果で人を呼び込むことが重要になります。

例えば、農産物直売所を生かした誘客拠点の整備、歴史ある酒蔵や大肥川の桜並木をBRTで巡る旅、グリーンスローモビリティを活用した観光や二次交通などが考えられます。

折しも令和6年度に大分、福岡の両県でJRデスティネーションキャンペーンが開催されます。県境の東峰村や添田町と一体となった誘客イベントなども、にぎわいづくりにつながると思います。

こうした地域資源の磨き上げやにぎわいづくりを進める上で大事なことは、地域の皆さんがプランを練り、コンセンサスを形成していくことです。

沿線地域には、令和3年2月に立ち上げた大肥の郷まちづくり会議があり、現在、ワーキンググループなどでの議論を踏まえ、災害からの復旧、復興に向けた将来ビジョンの策定が進められています。

議論の中で、大鶴駅と今山駅では地域の皆さんが集う拠点の整備、夜明駅ではアクセスの改善など、様々なアイデアが寄せられています。

私は、こうした皆さんの声をしっかりと受け止め、地域の元気回復なくしては復興なしとの決意で、地域の思いが実現できるように力強く支援していきます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 力強い御支援をいただけるということで、大変ありがとうございます。

令和2年7月16日の日田彦山線復旧会議での合意事項によると、JR九州、福岡県、大分県、東峰村、添田町、日田市が連携して沿線の観光振興や利用促進に努めるという趣旨の記述があります。

この間、福岡県側は被災した区間が複数の自治体にまたがるというそれなりの事情があった

からだとは思いますが、地域振興のために10億円の基金を積んで、既に取り組を始めています。これを見た大鶴、夜明地域の住民からは、大分県側はどうなるのだろうかと心配する声も上がっています。そのような中、広瀬知事、先般7月5日にふれあいトークで大肥においでいただいたのですが、そのときの大明地区の振興を約束していただいたので、参加者の皆さんも大変喜んでいきます。本日いただいた答弁でさらに期待が大きくなったと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、鉄道等公共交通ネットワークの活性化について質問します。

7月に国の鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言が発表されました。それによれば、危機的な状況のローカル線区については、沿線自治体、特に都道府県が中心となり、法定協議会等を設け、利用者や地域戦略の視点に立ち、将来に向けた地域モビリティの在り方について関係者と検討を進めていくことを基本原則としつつ、基本原則がうまく機能しない地域においては、鉄道事業者又は自治体の要請を受け、国が特定線区再構築協議会を設置し、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず協議することとされました。

その対象は、利用者の著しい減少等を背景に、利便性及び持続可能性が損なわれており、対策を講じることが必要と認められることとされており、具体的には、JRのローカル線区については輸送密度が1日に千人未満、かつピーク時の1時間当たり輸送人員500人未満を一つの目安としつつ、より厳しい状況にある線区から優先順位をつけながら総合的に判断などとされています。

本県でも日豊本線の佐伯―延岡間が1日に431人であるほか、豊肥本線の宮地―豊後竹田間が1日に129人であるなど、主に県境の区間を中心に平均通過人員が厳しい区間もあります。

しかしながら、鉄道ネットワークは国全体、地域双方にとって重要であり、一たび廃止となれば容易に復活できないものです。幸いにも日

田彦山線はBRTという形で廃線は免れましたが、地域住民の足であり、観光のための基礎インフラ等でもある鉄道が失われていくのではないかと懸念しています。

そこで、お尋ねします。県内にさきの国の提言が示す該当路線があるのでしょうか。また鉄道事業者はコロナ禍でますます厳しい経営状況となっていますが、今後、鉄道等公共交通ネットワークの活性化にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** お答えします。

県内のJR各線は、路線全体で見れば、いずれも輸送密度が千人以上であり、また貨物列車や特急列車が走行している基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区でもあることから、該当路線には当たらないと認識しています。

ただし、日豊本線の佐伯―延岡間、豊肥本線の宮地―豊後竹田間など、被災に伴う区間運休やコロナ禍の影響も加わって厳しくなっている区間があることは承知しています。

鉄道は住民生活や経済活動等、地方創生に不可欠な基盤であり、一たび廃止等がなされれば容易に復活はできません。

このため、利便性が向上し、利用者数の増加にもつながるよう、沿線自治体と連携し、駅舎のバリアフリー化や通勤、通学時間帯の増便、ICカードの導入などを国やJR九州に対し要望しています。

今後とも沿線自治体、事業者と緊密に意見交換しながら、県民の利便性の確保に資するよう公共交通ネットワークの活性化に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 鉄道経営は非常に厳しいところがあるわけですが、近年のトレンドのSDGsの観点から見直されて、大量の輸送ができて、エネルギー効率が高いということで、最近では新幹線の貨物列車も検討されているというニュースもあります。そういう意味で、地域住民の足というだけでなく、いろいろな意味で貴重なインフラである鉄道をしっかりと維持してい



く施策の充実を望みます。

大きな2項目めとして、地方創生をめぐる課題について質問します。

まず、人口増に向けた結婚支援についての質問です。

今年6月に国が公表した人口動態統計によると、令和3年の出生数は81万1千人と前年から約3万人の減となり、少子化に歯止めがかかっていません。婚姻件数についても50万1千組と、前年から約2万4千組減少し、戦後最少を記録しています。

本県も国と同様の傾向で、令和3年の出生数は7,327人と、前年より255人減少し、減少の一途をたどっている状況です。婚姻数については、いわゆる令和婚の影響により、令和元年こそ増加に転じましたが、その後は2年連続で減少しており、今後、少子化の進行にさらに拍車がかかることを大変心配しています。

少子化の要因としては、若年女性の都市部への流出に加え、晩婚化や晩産化、生涯未婚率の増加などが挙げられますが、長期にわたるコロナ禍により、若者の将来不安が増大し、また、人と人とが交流する機会が減少したことで出会いの機会も減っています。コロナ禍で婚活を取り巻く環境はさらに厳しくなっていると言えます。

令和4年版男女共同参画白書では、20代の男女の半数以上が結婚意思ありと回答している一方で、結婚意思なしと回答した20代、30代の女性の約半数が結婚するほど好きな相手に巡り合っていないことを理由として挙げています。ライフスタイルが多様化する中で、結婚や家族形成に対する考え方も変化してきており、個人の希望する生き方を尊重することはもちろん大切ではありますが、この白書のデータは、よい出会いがあれば、結婚の意思がない方も結婚を前向きに考える契機になるということを表しているのではないのでしょうか。

本県では、平成30年度に出会いサポートセンターを開設し、1対1のお見合いによる出会いの機会創出に取り組んできましたが、今後はこうした取組をさらに強化するとともに、若者

を結婚へと後押しする、もう一步踏み込んだ積極的な支援も必要ではないかと考えます。

地方創生の根幹である自然増に向け、結婚を希望する若者に対して、今後、県としてどのような支援に力を入れていくのか、知事の考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 人口増に向けた結婚支援について御質問いただきました。

結婚15年以上の夫婦が持つ子どもの数は、県民が理想とする2.77人には及びませんが、平均2人前後を維持していることを踏まえると、結婚支援の充実は人口増対策としても大変重要だと考えています。

県では、結婚を希望しながら、適当な相手に巡り合えないという独身者への出会いの機会の創出に取り組んできました。

5年目を迎えた出会いサポートセンターでは、会員数が1,700人を超え、それも男女バランスよく分かれています。これまでに125組の成婚カップルが誕生しており、開設当初に設定した令和6年度末の目標90組を既に上回っています。

今後は、さらなる成果に向け、次の三つを重点に結婚支援に取り組みます。

一つは、センターの機能強化です。

年齢や収入等の特定の条件で相手を検索する現在のシステムでは、価値観の合う方となかなか巡り合えないことや、自らお見合い申請することにためらいがちな方もいるという課題がありました。

そこで、12月から新たにAIを活用したマッチングシステムを導入します。このシステムでは、会員が事前に100項目を超える価値観診断テストを受けることにより、AIが相性のよい相手をお見合い候補として紹介します。客観的な相性一致度を示すことで、会員のお見合い申請を後押しし、さらなる出会いの機会の増加につながるのではないかと期待しています。

100項目ですから、これまでの数項目の事前情報に比べると、相当相手に対する情報が多くなって機会が増えていくのではないかと思います。

ています。

二つは、企業や団体との連携強化です。

県内には、出会いや結婚を応援する345の企業や団体が、結婚おうえん団として登録されています。おうえん団の方には、レストラン等での出会いイベントの企画、開催や結婚を希望する従業員に対するセンターの周知に御協力をいただいています。こうした企業や団体とのさらなる連携により、結婚への機運醸成を図っていきます。

三つは、県外在住の独身者への働きかけです。

7月に開催した子ども・子育て応援県民会議では、県外在住者に向けた結婚支援を充実してほしいとの御意見をいただきました。そこで早速、県外在住の本県出身者が登録するオオイタカテ！メンバーへのメール配信や各地の県人会を通じてセンターを紹介したところです。

加えて、今年度は福岡在住の女性向けに、県のUIJターン促進拠点であるdot.を活用した婚活イベントを開催し、大分県の魅力と出会いサポートセンターについてもあわせて紹介する予定です。

こういういろんな形で、私どもでできることをやっけていこうと思っています。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上(明)議員** ありがとうございます。

出会いサポートセンターは県が運営しているということで、非常に安心感があるという声も聞いています。

12月からAIマッチングを取り入れるということで、今後、交際率がアップすることを期待します。

ただ、最近はお見合いはちょっとハードルが高いとか、すぐに結婚とは思わないが、ちょっと気軽に付き合ってはみたいとか、そういう方も増えています。

また、職場ではなかなか出会いがないとか、これは要望ですが、県が音頭を取って安心して気軽な感じで参加できる出会いの場、そういうものもつくることも検討していただけたらと思います。

次に、空き家対策についての質問です。

先日、ある有名人が空き家となった実家を売却するまで苦勞したエピソードが報道されました。私の周りでも実家が空き家になり、管理が大変だという声をよく耳にします。

国の調査によると県内には、賃貸用の住宅や別荘等を除き約4万8千戸の空き家があるとのことですが、少子化や、より利便性の高い地域への転出等に伴い、この数は今後も増えていくことが予想されます。また、空き家の所有者が分かっている場合はまだいいのですが、相続されないまま所有者が分からない空き家もあります。

空き家の増加については、近隣トラブルや災害時の危険につながるなど多くの問題を抱えています。その半面、上手に活用すれば移住者の住居に生まれ変わるなどメリットにもなり得るところです。

空き家の問題は多くの県民に直結する課題であり、県民一人一人が自分のこととして考え、解決に向けて取り組まなければならない問題だと思います。

第1回定例会では、今後の空き家対策については、県と市町村、そして民間のノウハウも最大限に活用して対策強化を図っていくとの答弁がありましたが、あらゆる力を総動員して取り組むべきと考えます。

そこで、現時点での空き家対策の進捗状況や今後に向けた課題などについて企画振興部長に伺います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** お答えします。

空き家の放置は、景観や防災にも影響を与える重要な課題です。今年度から一層対策を進めるため、所有者の空き家問題への気付きと、きめ細かな相談対応などを強化しています。

所有者の気付きに対する取組として、まずは6月から全市町村で官民連携空き家対策会議を順次開催し、関係者が一堂に集い空き家対策を協議しています。

会議を踏まえ、7月からは地域の自治会や民生委員の会合に出向き、空き家の危険性を説明するなど、一人一人の問題として認識してもら

う取組を進めています。

また、相談対応の充実を図るため、これまでの相談窓口に加え、移住者等の空き家取得などを支援するマッチングチームを編成しています。既に51件の相談が寄せられ、マッチングに向けた具体的な調整を進めています。

今後は特により早い段階での意識啓発が大事になると考えています。空き家になる前から所有者や関係者に我が事として空き家問題を捉えてもらえるよう、さらに取組を進めていきます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 空き家が増加すると、非常に環境を悪化させて人口流出の原因にもなるということですが、また空き家をリノベーションして地方創生につなげたという事例もあるということなので、マッチングもいろいろやるということなので、こっちはAIを使ってとか、そういうマッチングもいいのではないかと思います。

それをやろうとしても、やはり所有者不明の物件が非常にネックになると思います。今年5月に公布された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律では、市町村を始めとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みが新たに盛り込まれています。

こういう法改正も追い風に空き家を生かして地方創生につなげる施策を求めるところです。

大きな3項目めとして、森林等をめぐる課題について質問します。

一つは、森林環境譲与税の活用についての質問です。

平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立しました。

この法律は、所有者や境界が分からないなどの理由により、適切な整備が行われない森林の増加が課題となっていることから、CO2排出削減目標の達成や山地災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものです。

国税として一人当たり年間1千円が課税される森林環境税は、令和6年から納税が開始される予定ですが、市町村及び都道府県への交付は

森林環境譲与税として令和元年度から前倒しで始まっており、今年度で4年目を迎えています。

森林環境譲与税は、主に市町村に対して交付され、市町村が主体となった間伐等の森林整備の促進や、担い手の確保、育成などへの活用が想定されており、都道府県分は、市町村が実施する森林整備などの施策の支援等に活用することとされています。

しかし、前倒し交付にもかかわらず、令和2年までに全国の市町村に配分された500億円のうち、半分以上の272億円が使われずに基金として積み立てられている現状があります。

このような状況を受けて行われた自民党の地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチームによる全国の主だった市町村に対するヒアリングによると、活用されていない原因として、使途としての具体的な範囲の判断が困難なことや、専門知識を持った担当職員が不在であることといった課題が浮き彫りとなりました。このため、プロジェクトチームでは、林野庁などに対し、具体的な使途を整理したポジティブリストの作成や、体制が不十分な市町村に対する国と都道府県が連携した支援等についての提言を行ったところです。

これは本県においても同様で、県内市町村への配分額の半分が未使用という状況であり、県では今年4月に市町村への助言や技術指導の相談窓口として森林環境譲与税活用支援センターを設置する等の対策を進めています。

とはいえ、既に4年が経過しています。災害の激甚化や気候変動が進む中でもあり、森林整備による山地災害の未然防止や放置林の解消など、譲与税の恩恵をより多くの県民が、より早く享受することが大事です。そして、それこそが森林整備の貴重な財源である森林環境税及び森林環境譲与税への理解を深めていくことにつながると考えます。また高齢化等により減りゆく担い手の確保も待たなしです。

そこで、市町村による森林環境譲与税の有効活用に向けて、県としてこれまでどのように取り組み、今後どのように支援していくのか、森林環境譲与税活用支援センターのこれまでの活

動状況とあわせて知事に伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 新設された森林環境譲与税の活用について御心配をいただきました。

県土の7割を超える森林は、水源涵養や災害防止、木材生産など、県民に広く恩恵をもたらしており、森林環境の保全と適正な整備は重要な課題です。

このため、県では平成18年に県独自の森林環境税を創設し、森林の保全や循環利用、森林づくり意識の醸成等に取り組んでいます。

国においても、地球温暖化や災害の防止等を目的に、令和元年度に森林環境税と譲与税の制度を創設し、市町村主体による未整備森林の解消に向けた取組が始まったところです。

この取組を進めるにあたっては、まず森林資源の詳細な情報や未整備森林の所在等を把握する必要があります。県では、日田市などで航空レーザー測量を実施し、精度の高い森林資源情報を把握するとともに、間伐などの施業履歴や林道等の情報とあわせ、4月から森林クラウドシステムの運用を開始しました。

これらの情報を基に、市町村による森林整備を推進するため、二つの課題の解決に取り組めます。

一つ目は、市町村での森林整備など専門的な業務を担う人材の育成です。市町村には林業技術職員の配置が少ないことから、森林所有者への意向調査や森林整備の企画立案などを行う地域林政アドバイザーの育成を図っています。これまでに森林組合のOBや林業関係団体職員など13人が受講しており、今後の活躍が期待されます。

あわせて、市町村の担当職員には、県の林業研修等への参加を促し、知識の習得に努めています。

二つ目は、円滑な事業実施です。制度創設当初は譲与税の具体的な活用基準が曖昧であったため、県では令和元年度に全国に先駆けて使途の目安となるガイドラインを作成しました。今年6月には、国が活用に向けての事例を示したため、その内容も反映させ、事業実施の参考に

していただいています。

さらに、市町村での取組を加速するため、4月に森林環境譲与税活用支援センターを設置しました。センターでは、個別訪問等により市町村からの相談に応じているほか、電線沿いの立木を災害に備え伐採する事業の提案や森林整備に向けた技術指導など、きめ細かに支援を行っています。

このような取組により、今年度は市町村全体の事業費がその配分額を初めて上回るとともに、累積の活用率も7割を超えて、有効活用に向けた取組が着実に進んでいます。

今後とも市町村や関係団体と連携しながら、森林整備にしっかりと取り組んでいきます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 森林環境譲与税、特に活用支援センターに対する期待は大きいと思うのですが、まだできて半年なので、本格的な動きはこれからだとは思いますが、市町村に対して譲与税が使えていないことを指摘するだけでなく、林業の専門的知識を背景として具体的な活用方法のアイデアを示せば、より効果が上がるのではないかと思います。今後、活用支援センターにはそのような人材配置をぜひ要望します。

また、森林環境譲与税は、高齢化等により減りゆく担い手の確保というのも一つの大きな使い道になっているので、ぜひともこちらに重点的に使うような指導をよろしくお願いします。

次に、森林関連の課題として盛土規制法に基づく今後の取組について質問します。

令和3年7月、静岡県熱海市で梅雨前線豪雨により盛土が崩壊したことに伴い、大規模な土石流災害が発生し、関連死を含め死者27人、行方不明者1人など多くの尊い生命や財産が失われました。

この災害を受け、大分県では盛土緊急点検を395か所、さらに国からの依頼に基づく盛土総点検を327か所実施しました。その結果、措置が必要な箇所が6か所あったものの、不特定多数の人に被害を与えるような盛土がないことを確認したと聞き、ひとまず安心することができました。しかしながら、今後、新たに行わ

れる盛土等に対し、昨今の頻発化する豪雨などがきっかけとなって土石流災害が発生するのはと不安を感じる県民も少なくありません。

このような中、静岡県熱海市での被害が二度と繰り返されることがないように、国民の生命、財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する宅地造成等規制法の一部を改正する法律、通称、盛土規制法が令和4年5月27日に公布されました。

この盛土規制法では、盛土等による土石流災害への対策が期待されるとともに、都道府県等が基礎調査や規制区域の指定など新たな役割を担うことになると伺っています。

そこで、盛土規制法に基づく県の役割と今後の取組について土木建築部長に伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** お答えします。

熱海市での大規模な土石流災害を踏まえて公布された盛土規制法は、都道府県、政令市、中核市が法の運用主体となっています。

その具体的な役割は、一つ、規制区域を指定すること、二つに許可申請に対する計画審査や工事の中間検査、完了検査を行うこと、三つとして違反工事等に対し工事の施工停止や災害防止措置の命令等を行うことなどです。

規制対象範囲は宅地だけでなく森林や自然公園等も含め広範に及ぶなど、関係部局と緊密に連携を図る必要があることから、円滑な運用に向けた執行体制について検討を進めています。

本県では区域指定に必要な基礎調査を法施行予定の令和5年からおおむね5年間で実施しながら、順次区域指定することを検討しています。

現在、国においては、基礎調査や区域指定に必要なガイドライン等を策定中であり、その情報収集にも努めています。

引き続き盛土に伴う災害の未然防止に向け、しっかりと取り組みます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 近年のゲリラ豪雨とか線状降水帯、これまでの常識をはるかに超えた豪雨災害がもたらしているのです、この盛土規制法を自

治体が最大限に活用して減災につなげていってほしいと思います。

大きな4項目めとして、教育をめぐる課題について質問します。

一つ目は教員の人材育成についてです。

ソサエティ5.0時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、急激に変化する予測が困難な時代の中で、一人1台端末等のICTを活用したGIGAスクール構想の実現やSTEAM教育の推進など、教育を取り巻く状況も大きく変化しつつあります。

このような中、ICTの活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びや協働的な学びを実現するためには、教員一人一人が社会の変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能が変わっていくことを意識し、自律的に学ぶという主体的な姿勢を持って継続的に学び続けることが必要です。それにより教員の資質能力を維持、向上させることが重要だと感じています。

今回、国は教育公務員特例法及び教育職員免許法を改正し、教員免許更新制を本年7月1日から発展的に解消しました。そして、今後は校長及び教員ごとの研修等に関する記録の作成や校長及び教員に対し資質の向上に関する指導、助言等を行うといった新たな研修制度の導入により、教員の資質能力の向上を図ることとしています。

そこで、生涯を通じて主体的に学び続けることができる新たな研修制度への対応や、教員に求められる資質のさらなる向上を図るべきと考えますが、今後どのように教員の人材育成を進めていくのか、教育長に伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 今回の法改正を受け、教員の研修履歴の記録や、それを活用した対話による受講奨励など、今後の研修の在り方が先月、国から示されました。

また、小中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や、GIGAスクール構想など、子どもの多様化や社会の変化を踏まえ、国からは、これからの教員に求められる資質能力もあ

わせて示されています。

県では、昨年度、研修の受講履歴を一括管理するエールシステムを構築しています。このシステムでは受講手続の簡素化やオンライン研修の充実も図り、学校現場からも好評を得ています。

さらに、県内の教員養成大学、市町村教育委員会及び学校長の代表による協議会を先月開催し、大分県公立学校教員育成指標の見直しにも着手したところです。

今後は時代の要請に応える教員の育成に向けて研修履歴を活用した受講奨励や育成指標を踏まえた研修の見直しを行い、教員の主体的で継続した学びの充実を進める所存です。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 教員免許更新制を導入した目的というのは、やはり教員の知識や技能をアップデートして、旧態依然とした教員にならないようにすることがあったと思うのですが、この制度が時間的な負担が大きいとか更新制度の仕組みが複雑だとか、更新する人が減って人手不足となる心配が出てきたとか、いろんな問題が出てきて、今年7月で廃止になったということですが、保護者や子どもたちにとっては教員の皆さんの知識や技能のアップデートが必要なことに変わりはありません。すなわち、教育再生の流れを止めてはいけないと思うので、新たな制度を有効活用して、教員の人材育成につなげるようよろしくお願いします。

続いて、理工系分野を志望する女子生徒の育成についての質問です。

内閣府が今年3月に公表した、女子生徒等の理工系分野への進路選択における地域性についての調査研究報告書によると、2021年度入学の大学生の分野別進路状況について、入学者に占める女性の比率は、理学分野では30.2%、工学分野は15.2%であったとのこと。

同じく内閣府の第5次男女共同参画基本計画には、女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成が掲げられています。また、おおいた男女共同参画プランにおいても、

女子中高生が科学技術に興味、関心を持つ機会を増やし、保護者、教員に対し、理工系選択のメリットの意識啓発やキャリア教育の推進を図る必要があるとしています。

もちろん生徒自身が主体的に進路を選択することが大切ですが、本年度からは私立学校でも理工系女子生徒の育成が始まっているようです。こうしたことを踏まえ、今後、県立学校において、理工系分野を志望する女子生徒の育成に向け、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 昨年度の県立高校卒業生の大学入学者に占める女性比率は、理学分野が27.6%、工学分野で18.4%と、全国平均とほぼ同等となっています。

教育委員会では、理工系分野の人材育成に向けて、次世代人材育成推進事業を実施しています。昨年のでSTEAMフェスタやSTEAM探求講座への参加者は、その半数が女子生徒でありました。

また、私学振興・青少年課で行っています理工系女子育成支援事業にも、県立高校の女子生徒が参加しています。

さらに、大分女性活躍推進事業では、女性起業家マインドやSTEAM的思考等に触れる取組を行っています。大分豊府中高で行った第1回特別講演会では、何も考えずに文系志望だったが、よく考えてみようと思った、あるいは数学を通して彼女——これは講師のことですが、彼女のようなライフスタイルを目指したいなど意欲的な感想がありました。

今後も理工系学部への興味、関心が高まるような取組を行っていきます。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 最近男女問わずですが、いわゆるデジタル人材の需要が非常に高まると言われています。その分野への女性の進出というのも大いに期待されています。

そういうことで、本県の将来を見据え、理工系女子を始めとする人材育成を全県的に進めていくことが大事であると思います。

また、忘れてならないのが地域での人材育成であり、教育委員会でも魅力ある学校づくりに取り組んでいただいています。残念ながら、地域の県立高校では定員割れとなっているのが実情です。

私の地元である日田林工の林業科では、今年40人の定員に対し15人もの欠員が生じてしまっています。そのような中、今後の県立高校の魅力づくりなど、学校、学科の在り方についての将来ビジョン、県立高校未来創生ビジョンを策定する旨の公表がありました。

これから先考えられることとして、例えば、日田林工高校の林業科に全国公募枠を設けて日本有数の林業地である日田市に全国から林業科を目指す生徒を集める、そういう思い切った見直しが必要ではないでしょうか。教育長の見解を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 地域の高校においては、魅力ある学校づくりに継続的に取り組む中で地域とも連携が深まり、定員確保につながった学校も見られます。

全国募集については、他校にない学びなど、学校の一層の特色化や県内外の生徒が切磋琢磨できる環境づくりを進めることで、学校の活性化につながると考えています。

全国募集を行う上では、生活環境の確保という点においても、地域との連携、協力体制の構築が必要不可欠であると考えており、その方策としてコミュニティスクールというものもあるのではないかと考えています。こうした制度の活用も視野に入れつつ、学校と地域との連携の状況を踏まえながら、県内の先行事例を参考として検討していきたいと考えています。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上(明)議員** そのように特色ある学校、学科の生徒を全国から募集することは大分県のPRにもなるのではないかと思いますので、ぜひ今後の検討をよろしくお願いします。

次に、私立高校におけるICT環境について質問します。

コロナ禍は、学校活動にも様々な影響を及ぼ

しました。子どもたちの学びの保障に向けた教育の提供に全力を挙げた結果、教育現場では一人1台端末の配備といったICT環境の整備が一気に進みました。特にGIGAスクール構想により全国的に配備が進んだ小中学校だけでなく、高校にも本県独自に一人1台端末を配備したことは大変すばらしく、知事の御英断にこの場を借りて感謝します。

その活用に課題が移っている中、気になることもあります。県立高校には100%配備されたのですが、高校教育の両翼を担う私立高校の中には、いまだに全員には端末が配備されていない学校もあるようで心配しています。

もちろん私立学校は学校設置者の経営判断の下、特色ある教育を行っているものと認識していますが、今や基礎インフラとなった一人1台端末が配備されないままの教育により影響を受けるのは生徒本人ということになります。

こうしたことを踏まえ、公教育の一端を担っている私立高校でのICT環境整備の現状をどう分析し、一人1台端末の整備をどのように促進していくのか、生活環境部長の考えを伺います。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 私立高校におけるICT環境についてお答えします。

本県では国のGIGAスクール構想に基づき、私立高校の一人1台端末を含むICT環境の整備を積極的に支援してきました。

私学における端末の整備については、各学校設置者が公的補助の活用を始め、経営状況なども踏まえて、総合的な判断の下、行っています。

国が今年4月に行った小中学校を含む私立学校のICT環境整備状況調査というのがありますが、これによると、県内の端末整備率は全国平均と同じ42%でした。ちなみに、九州では佐賀県、長崎県に次ぐ順番でした。

この調査によると、一人1台端末の整備を完了した全国の私立高校の75%は個人購入であり、本県の私立高校に対して今後の方針を聞き取って見たところ、大半が個人購入による整備を検討しているということでした。

この場合には、ただ、個々人に応じた学習アプリが活用できる、あるいはまた卒業後も継続的に使えるメリットもある一方で、経済的負担が生じることにもなっています。

こうしたことから、一人1台端末については、各学校での議論を踏まえ、効果的な促進策を検討していきたいと考えています。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 私学関係の団体からも私立学校でのICTを活用する教育の推進支援についてという要望の項目も出されています。公立、私立が同じレベルの教育環境の中で切磋琢磨することが大分県の教育レベルの充実につながると思うので、よろしくをお願いします。

最後に、県職員の定年引上げについて伺います。

今議会に、令和5年4月1日を施行期日とする定年引上げに伴う一連の条例改正議案が上程されています。定年の引上げは、能力と意欲のある高齢期の職員にこれまで以上に活躍してもらおうとともに、次の世代に対し知識、技術、経験などを継承していく必要性から国において法改正が行われ、現行の定年60歳を令和5年度から段階的に引き上げて、最終的に65歳とするものです。

公務員の定年年齢が見直されるのは、昭和60年に60歳定年を定めて以来のことであり、対象となる職員だけでなく、県内自治体や県内企業・団体、また公務員を目指す生徒や学生等にとっても、県の制度設計は関心事であろうと思います。

今回は新たに60歳時点で役職定年制が導入されると伺っています。職員にとっては環境変化であり、負担があると推察されますが、モチベーションの維持についても心配されます。

また、定年年齢が段階的に引き上がる2年に一度のタイミングにおいては、定年で退職する職員が一人も出ないこともあり得るということです。退職者数を採用により補完する原則からすると、3月末で誰も退職しなければ、4月から新たに職員を採用できないことになってしまいます。

優秀な人材を安定的に確保するという観点だけでなく、地域に若者の雇用の場を維持し、県職員になりたい生徒や学生等の門戸を閉ざさないためにも、毎年、採用していく姿勢を示すことが必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、県職員の定年引上げによる諸課題への対応と職員採用の今後について総務部長に伺います。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** お答えします。

人生100年時代と言われる中、経験豊富な高齢者が活躍できる環境を構築していくことが重要であり、県職員についても65歳まで士気高く、その能力を存分に発揮できる働き方を確立していくこととしています。

一方で、管理職が長くそのポストに在職すると、中堅若手職員の昇進機会の減少や士気の低下を招くことも考えられます。

そこで、60歳以降は管理職等のラインポストから高度な専門性を持つスタッフ職に位置付けを変え、年々割合が高まる若手職員へ業務を通じて技術を伝承していただいたり、支援を行っていただくこととしています。これは人材育成や組織の活力維持の観点からも有効であると考えています。

職員アンケートを行ったところ、60歳以降、県以外への就業や県での短時間勤務など、定年延長以外を希望する職員が半数を超えたという結果でした。

このため、定年退職者がいない年度においても、一定程度の退職者が見込まれるところで、今後も毎年しっかり新規採用を行っていく考えです。

**御手洗議長** 井上明夫君。

**井上（明）議員** 公務員、民間を問わず、何の仕事でも業務の継続性を維持することは非常に大切なことなので、ただいま御答弁いただいた取組が成果を得ることを期待するとともに、昨日答弁があった職員採用のポータルサイトをつくりたいということで、そこでも若手職員のサポートについて、そういう情報発信をするというのではないかと思います。



これで私の質問を終わります。(拍手)

**御手洗議長** 以上で井上明夫君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

**古手川副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。吉村哲彦君。

〔吉村議員登壇〕(拍手)

**吉村議員** 皆様こんにちは。公明党、吉村哲彦です。

それでは、早速、質問に入ります。

若者の県政への参画について伺います。

18歳選挙権を実現する改正公職選挙法が2016年6月に施行され、本年4月からは成人年齢が18歳に引き下げられました。

少子高齢化が進む今、これからの未来の担い手を育てていくことは非常に重要だと考えます。そして、私たち大人が、子どもや若者を地域の一員として向き合い、子ども・若者時代を過ごす地域において、地域の担い手であるという自覚を促していくことが非常に重要ではないかと思っています。

また、若者を始め、幅広く県民の声を聞き、何に困り、何を求め、何を希望としているのかを県政に反映させることは非常に重要なことです。

私たち県議会としては、出張おんせん県議会若者DAYや議員出前講座、さらには今後行う予定の新たな広聴事業等により、若者の声に耳を傾けるよう努力を重ねています。また、知事におかれても、県政ふれあいトーク等を積極的に実施されていると思います。

しかしながら、各選挙の投票率や様々なデータを見ても、若者の声を十分に生かしているとは必ずしも言えない状況であると考えます。今後さらなる高齢化時代を迎える中、将来にわたり負担と責任を負うことになる若者が、政策決定を含む社会づくりに参加する仕組みや機会が少ないのは不合理とも言えるのではないでしょ

うか。

各選挙の投票率が約8割を超えるスウェーデンの若者の多くは、自分は社会に影響を与えられる、社会を変える力がある、このように考えていると言われます。

愛知県新城市では若者議会を設置しています。新城市の取組が他と違うのは、この若者議会が予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らが考え、政策立案しています。さらにそれを市長に答申し、市議会の承認を得ることができれば、市の事業として実施されます。また、他県では審議会の委員を選任する際に、若者の任命に配慮する取組を行っている事例もあるようです。

これは一例ですが、このように若者に政治、自治の場における居場所と出番をつくるなど、若者の声を聴き、施策に反映させることが、今後の県政にとって非常に重要になってくると考えます。

現在、全国旅行支援もよく耳にしますが、コロナ禍において、周囲の人が旅行に行くことについて、若年層は賛成が多い、つまり、旅行に対して寛容な姿勢が見受けられるものの、年代が上がっていくにつれ、感染リスクを恐れる場合もあると思いますが、反対の割合が高まっていく、このようなデータもありました。これは観光施策をめぐっての一つの例ですが、ある一つの政策の実施についても多様な意見があることから、施策を構築するためには、若者も含めた多様な意見を反映させることが肝要です。

近年はICTの技術革新等により、リモート方式など若者も参加しやすい手段も増えていきます。県でも「宇宙ノオンセン県オオイタ」など、若者の目を引く面白い広報を進めています。それに比べて、広聴は余り若者向けの取組が少ないのではないかという気もします。

こうしたことを踏まえ、今後の県政の運営にあたり、どのように若者の声を聴き、施策に反映させていくのか、知事の考えを伺います。

以下、対面席より行います。

〔吉村議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの吉村哲彦君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 吉村哲彦議員から、若者の県政への参画について御質問いただきました。

少子高齢化の進展とともに、若年層の絶対数が減少していく中、将来の大分県を担っていく若い人たちの意見をいかにして吸い上げ、その思いをどのように反映していくかは、県政にとって重要なことだと考えています。

私は、日頃から県民中心の県政を心がけ、若者から高齢者まで幅広く意見を伺いながら、県民の思いを我々の思いとして、県政に取り組んでいくよう心がけています。

これまでも、県政ふれあいトークを始め、あらゆる機会を通じ、直接県民から話を伺っていますが、特に将来、その地域を支え、また、地域の中心となって活躍してくれる若者の声には心に響くものがあります。

今年度も人口減少が進む中で、地域振興に奮闘する商工団体青年部の皆さんや、ファーマーズスクールで新規就農に向けて学ぶ若者たち、地域に溶け込み、パブリックナースとして活躍する御夫婦などから様々なヒントをいただきました。今年3月、竹田市に新規就農者向けのスタートアップ圃場がオープンしたのも、若手農業者の皆さんとの意見交換会がきっかけでした。

また、県政モニター制度においても、学生モニターの皆さんに御協力いただいております。若い感性を生かした発想での御提言は、幅広く新たな風を吹き込んでいただいております。

一方で、県が実施している事業については、若い人たちに積極的に関わってもらうことで、県の施策に興味を持ってもらい、県政に参画する意識を醸成していくことも大事です。

例えば、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、未来を担う大学生18人を学生推進員に任命し、小学生向け環境学習ツールの作成など、地球温暖化対策の普及啓発に取り組んでもらっています。

また、おおいた子ども・子育て応援県民会議では、現役の大学生にも委員として御活躍いただき、妊娠や出産などのライフデザインを早い時期から考えるための啓発本作成につながって

います。

行政に若者の感性や活力を取り込んでいくことは、施策をよりよい方向に深めていくとともに、将来を担う人材育成にも資するなど、非常に大きな意義があります。

これからも、より多くの若者が県政に積極的に関わっていただくように、心して各分野における参画の機会を増やしていきたいと考えています。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** 知事、ありがとうございます。さきほど若者の声は心に響くといった話、また、現実に今取り組まれている様々な若者の声を聴く取組、心から感謝します。ぜひとも大きく広げていただければと思っているので、重ねてお願いします。

1点、総務部長に伺います。

政治自治の場における若者の居場所、出番づくりという点で、県における各審議会等に具体的な若者枠を設ける等の取組も考えられるのかなと考えていますが、御見解を伺います。

**古手川副議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 現在、審議会等については指針という形で、私の方で考え方を示している立場です。現在の審議会の委員については、各界各層のほか、幅広い年齢層から適切な人材を選任していくこととしています。御指摘の具体的な年齢とか、そういったものの枠はありません。

こうした審議会の中には、若者の意見を施策に反映させる観点から、20代の若者を登用しているものもあるし、委員の中には30代、40代の方々が入っているものも複数あります。

一方で、審議会においては強制力を伴う行政処分の執行を答申するものなど、高い専門性に加えて豊富な経験が特に求められる性格の審議会もあります。

それぞれ審議会の目的とか、果たすべき機能、そういったものも踏まえながら、議員御指摘の県民等の多様な意見を反映させて、しっかり機能を果たしていくことについて、若者の登用も含めて、それぞれの審議会で、まずは適切に判断いただくべきものかと思えます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。ぜひ今後も若者が参画しやすい県政を何とぞよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。ラグビーワールドカップ2019のレガシー継承について伺います。

2019年のラグビーワールドカップから既に3年が経とうとしています。本県で準々決勝を含む5試合が開催され、海外から延べ10チーム、国内外から17万3千人もの観客が訪れ、大分がワンチームとなって大いに盛り上がったと思っています。

令和2年度のスポーツ実態調査では、成人の70.4%がラグビーワールドカップ2019を通じて、感動し印象に残っていると回答しています。ラグビーワールドカップ2019で得たラグビーの魅力と感動の共有、グローバル人材の育成や海外との継続的な交流など、レガシーを将来にわたってつないでいくことが重要です。

そのような中、本年からキャノンイーグルスのセカンダリーホストエリアとして本県を登録いただいたことで、チームの皆様による学校訪問など、ラグビーの普及活動や県民の観戦機会の拡大を通じて、ラグビーの持つ品位、情熱といったグローバルな精神を県民と共有し、ラグビーワールドカップのレガシーとして地域の元気づくりを進めていくことになったのは大きな成果です。

さらに昨年は東京オリンピック・パラリンピックも開催され、県内にも多くの海外選手が来県しました。陸上男子三段跳びでは、大分市で合宿を行ったポルトガルのペドロ・ピチャルド選手が金メダル、同じく女子三段跳びではパトリシア・マモナ選手が銀メダルを獲得し、県民、関係者に大きな喜びを届けてくれました。

その他、ラグビーの国際試合の開催等、関係者の皆様の並々な御努力により、大分におけるラグビー熱、スポーツ熱はその炎を絶やさず燃え続けているのではないのでしょうか。この場をお借りして、心から御礼申し上げます。

このように、県としてもラグビー文化の定着はもとより、海外との継続的な交流、インバウンドの多角化など、そのレガシーを育み、広げる取組を行っていますが、これまでの交流の実績等を生かし、この3年という節目にさらなる進化を遂げていく必要があると思います。

そこで、この3年間のラグビーワールドカップ2019のレガシー継承の成果と、今後どのように取組を進めていくのか、知事に伺います。  
**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** ラグビーワールドカップ2019のレガシー継承について御質問いただきました。

アジア初の開催となったラグビーワールドカップ2019は、本当に県民の皆さんの総力を挙げた御尽力のお陰で、日本中が沸き上がり、本県でも海外からの6万人の観客と共に、多くの県民が世界最高峰のプレーに触れて、ラグビーの魅力や感動を分かち合うことができたと思います。この大会で得られた様々なレガシーをぜひとも継承していきたいと考えています。

一つは、情熱、結束、尊重といったグローバルなラグビー精神の共有です。県ではキャノンイーグルスや元ラグビー日本代表キャプテンの廣瀬俊朗さんと連携し、ラグビー教室や講演会等を開催しています。こうした取組を通じて、多様性を認め合うことのできる、ラグビーの持つ幅広い魅力の普及に取り組んでいます。

二つは、ラグビーの魅力若くは若い世代が体感できる機会をつくることです。大分開催の成功が背景にあったからだと思いますが、昨年引き続き、今年もラグビー男子日本代表候補が別府で合宿を行っています。予定ではメディア向けのみ公開練習でしたが、明日、一般公開の練習時間を設けるということです。こうした機会は、県内の子どもたちにとって、世界で活躍するラグビー選手を身近に感じられる大変よい機会になると思います。

三つは、海外との継続的な交流です。インバウンドの多角化に向けた機運の高まりは、将来の誘客につながる大事なレガシーです。残念ながら、新型コロナ感染症のパンデミックによって、海外からの誘客は大きく影響を受けました

が、欧州とは新たな交流が始まっています。

ラグビーワールドカップをきっかけに交流が始まった英国ウェールズ政府との間で、今年3月、五つの分野でのMOUを締結したところです。その一環として、ウェールズ国立博物館と県立美術館との相互協力関係の構築やウェールズの男声合唱団オンリー・ボーイズ・アラウドとの交流計画など、芸術文化の分野で具体的な交流が着々と進展しています。

こうしたラグビーの魅力普及や若い世代に引き継ぐ取組、さらには海外との交流といったワールドカップのレガシーは、これからも大事にしていかなければなりません。そのためにも引き続き、できるだけ多くの県民にラグビーの魅力を伝え、新たなラグビーファンの獲得に取り組む必要があります。

タグラグビー教室やラグビーリーグワン公式戦への子ども招待を始め、MRやVRなどの先端技術を活用したラグビー体験会を展開します。加えて、国内トップレベルのキャノンイーグルスとの連携を一層強化していきながら、これまで積み上げてきたレガシーをさらに磨いていきたいと思っています。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** 知事、ありがとうございます。特に文化的なつながりも生まれているということで、非常にうれしく思っています。

その上で、1点御要望します。

現在、スポーツ庁を中心に、第3期スポーツ基本計画に示された新たな三つの視点とか、昨年の東京オリ・パラのレガシー継承という部分で、国立競技場で開催されているスタジアムツアーなど、コロナ禍、そして東京オリンピック・パラリンピックを通じてスポーツの在り方や関わり方も大きく変化してきていると思っています。

恐らくいろんな部局横断的にだと思えます。企画振興部、教育委員会、そして、土木建築部等、スポーツ、また、スポーツ公園に関係する部署が横断的に取組を進めながら、ラグビーにとどまらず、できれば陸上も含んでいただいて、スポーツ公園自体の価値をさらに高め、レガシ

ーを広げていただければと思っています。

例えば、先日、中学校の陸上大会、九州大会がスポーツ公園で行われました。急な雨が降り、すぐにドームの屋根が閉まったわけですが、その姿を見て、この九州各県の指導者の皆さんは、冗談半分ではありますが、毎年、大分でやろうと、こんなにすばらしい競技場があるのであれば、大分でいいではないかという話も出るほど、このスポーツ公園、昭和電工ドーム大分の持っているポテンシャルは非常に大きなものがあると感じています。

あとは芝生の問題等ありますが、どう活用していくかという部分なのかと思っています。そういった面でいえば、ラグビーだけにとどまらず、大分県のスポーツそのものを大きく広げていくチャンスではないのかなと思うので、できれば高校生、中学生がスポーツ公園で競技ができることを目標にできるような、そういった大分の国立競技場と言えるような価値あるものに育てていただければと思っているので、ぜひ横断的な取組をお願いします。

では、次の質問に移ります。福祉をめぐる諸課題について、3点にわたって質問します。

初めに、がんになっても安心して暮らせる社会づくりについて伺います。

令和元年度の国民生活基礎調査によると、がん検診の受診率は全国で6割から4割、大分県においては5割から4割程度と、半数の方が検診を受けられていない現状があります。

高齢化の影響を除いたがん全体の年齢調整罹患率で見ると、減少又は横ばい等の統計も見られますが、現実のがんの罹患率、死亡率ともに増加傾向にあることは周知のとおりです。

国立がん研究センターが公表している最新の診断数データを見ると、前立腺がんは9万4,748人であり、この10年間で約1.6倍と急増しています。また、がんの統計2022では、男性において前立腺がん、膀胱がんが、がん診断総数の2割を占めており、部位別でも前立腺がんは男性の罹患率1番目となっています。

また、同センターによる2021年発表のデータでは、がん全体の5年相対生存率67.5

%に対し、前立腺がんは98.4%と示されており、要は、非常に多くの方が社会復帰を果たしています。

しかしながら、術後の副作用として患者さんが経験されるのが尿漏れです。前立腺を全て摘出した場合、3か月から6か月でおおむね回復するとは言われているものの、摘出直後は全ての患者さんが尿漏れを経験し、中には尿漏れが続き、苦しんでいる方もいらっしゃるようです。

その際、欠かせないのが尿漏れパッドです。現在は非常に優れたパッドも発売されており、早期の社会復帰に役立っています。しかし一方で、使用済みの尿漏れパッドを捨てる場所がなく、人知れず外出先での捨て場所に苦慮している、このような声も聞くところです。

このような課題に対応するため、他県においては、県庁舎など男性個室トイレにもサンタリーボックスを設置する動きも出てきています。

このような排せつ行為は、人の大切な尊厳の一つではないかと考えます。病気で苦しまれ、社会復帰した後も排せつ等で大変な思いをされている方がこの大分にもいらっしゃいます。男女ともに健康寿命日本一、あるいは地域共生社会の実現を目指す大分県としては、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会づくりにも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

男性トイレにサンタリーボックスを設置することの考えも含め、がんになっても安心して暮らせる社会づくりをどのように進めていくのか、福祉保健部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 県では第3期大分県がん対策推進計画において、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目標の一つに掲げ、その対策に取り組んでいます。

患者や家族からの不安や悩みに対しては、がん診療連携拠点病院と協力病院の計9か所ががん相談支援センターが設置され、治療や療養生活等のサポートを行っています。

また、治療と就労の両立に向けては、医療用

ウィッグや乳房補整具等の購入費用を支援することで、社会参加を後押ししています。

男性トイレのサンタリーボックスについては、がん患者はもとより、加齢に伴う尿漏れに悩む方も含め、安心して外出できる環境づくりとして重要なことから、まずは公共施設を中心に設置を呼びかけていきます。

今後ともがん患者の不安や生活のしづらさに目を向け、がんになっても自分らしく、生き生きとした生活を送れる社会環境の整備に努めます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。では、1点再質問しますが、男性トイレへのサンタリーボックス設置については、例えば、熊本県でも大きな取組が進んでいます。県庁のホームページを拝見すると、まずは熊本県庁の本庁舎に率先して設置していることを情報発信する。その上で民間施設での設置も働きかけているようです。

本県においても、まず、県庁の本庁舎から男性トイレへのサンタリーボックス設置と、その設置が分かるような表示を始めてみてはと思いますが、庁舎管理者である会計管理者の見解を伺います。

**古手川副議長** 廣末会計管理者兼会計管理局長。

**廣末会計管理者兼会計管理局長** 現在、本庁舎に9か所ある多目的トイレには、全てにサンタリーボックス、少し大きめのサイズのことを備え置いています。一方、男性用トイレの個室部分には、これまで要望等いただいていたこともあり、現在設置していません。

ただいまの話で、がんの副作用等により尿漏れ等の悩みを抱えている方のためには、より細やかな配慮が必要と思われれます。そのため、本庁各階にある男性用トイレについて、手始めに、個室部分は複数ありますが、その個室のうちの1部屋ずつに備え置くことを検討します。あわせて、表示についても分かりやすくなるように工夫します。

その上で、それ以上の設置が必要であるかどうかは、また利用状況を継続して見ていきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。発達障がいの子どもの持つ親の支援について伺います。

現在、県では支援学級における教員の育成等、発達障がいのある子どもたちへの支援を進めています。当事者の皆さんや現場の先生方からは、特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの活用、連携など、さらなる声が上がっています。ぜひ関係する部局が横断的に連携を取り、支援拡充に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

さて、本日は視線を変えて、親の立場から質問します。

先日、発達障がいの子どもの持つ保護者の集まりに参加しました。様々な御意見を頂戴したところですが、その中で、親が元気で余裕があってこそ、子どものSOSに気付ける、親への支援もぜひお願いしたい、このような切実な声をいただいたところです。

そのような中、県で実施しているペアレントプログラムが話題となりました。これは発達上の困難や発達障がいを持つ子どもの育てにくさ等に悩みを抱える保護者に対して、関わり方を学ぶ研修です。この研修を受講することで、子どもの行動を否定することなく受け入れる能力を身に付けることができ、保護者の心理的不安がかなり軽くなると言われています。

実際に参加した保護者も、ペアレントプログラムのお陰で子どもへの接し方が変わった、この子らしさを受け入れることができるようになってきた、少しでも不安がある保護者に受けてもらいたい、このような感想を話されていました。一方で、その研修そのものを知らなかった、私も参加したかった、こういった声があったのも事実です。

現在、発達障がいは脳の機能障がいということで一般的な理解は進んでいるものの、外見からは障がいが分かりにくいことから、育て方のせいにされたり、周囲から厳しい目で見られることも多く、悩んでいる保護者はたくさんいらっしゃいます。

また、発達障がいの特性があるものの、診断基準は満たさない状態にある、いわゆるグレーゾーンの場合、診断基準を満たす場合と比べ困難は少ないと思われがちですが、理解や支援が得られにくいなど、グレーゾーンならではの悩みもあります。

最近では、発達に気になる子どもへの早期療育を行う例も増えています。早期から介入し、子どもに合った環境の中で学ぶことで、必要なスキルを身に付けやすくなります。また、抑鬱など二次的な問題が起こるのを予防できるとも言われます。

こうしたことを進めるためには、ペアレントプログラムなどを通じた保護者の理解と支援を深めることが肝要です。

そこで、県として、このような保護者への支援に今後どのように取り組んでいくのか、特に参加者の評価が高いペアレントプログラムは重要な取組だと思いますが、その取組をどのように周知し広げていくのか、福祉保健部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 発達障がいの子どもの持つ親の支援についてお答えします。

ペアレントプログラムは、発達障がいを始め、育てにくさ等の悩みを抱える保護者を対象に、県内6圏域ごとにワンクール7回の講座を年3回実施しています。参加者からは大変好評の声をいただいています。

平成30年度以降、367人が受講していますが、参加者一人一人に寄り添った支援が必要であることから、少人数によるグループワーク方式で開催しているため、対象児童の多い圏域では、議員御指摘のとおり、受講ニーズに十分応えられていない状況にあります。そのため、今後、県下全域でバランスよく開催できるよう、受託可能な児童発達支援センターの開拓やファシリテーターの養成などを進め、受講機会の拡充を図ります。

また、取組の周知については、SNSや母子手帳アプリ等も活用するなど、情報発信も強化していきます。

このほか、保護者の相談にワンストップで対応する子どもの発達支援コンシェルジュや、発達障がい児の養育経験のあるペアレントメンターの派遣なども活用して、保護者の不安や悩みの解消を図っていきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。ぜひ取組を進めていただければと思います。

1点再質問しますが、1歳半や3歳等の健診で、特に発達障がいなどの診断がつかなければ、我が子に発達障がいがあるかもしれない、このような考えに至りにくいんだと、当事者の話も伺っています。その場合、御自身の育て方などを責めてしまい、相談や支援につながるができないケースを耳にします。まずは広く発達障がいとその支援について、障がいがある、ないにかかわらず、周知することも必要なのかなと考えますが、いかがでしょうか。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 議員御指摘のとおり、乳幼児期の軽度の発達障がいを見極めるのは大変難しいと言われてしています。長期的に観察をすることが必要だと思います。

そこで、県としては、発達障がいの特性や対応方法について、分かりやすく記載したリーフレットを毎年7千部作成して、市町村や保育所、幼稚園等を通じて配布しています。また、発達障がいについての理解を深めるため、広く県民向けの講演会も開催しています。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。今言われたリーフレット、また、講演会が幅広く皆さんの耳に、目に届くように、さらなる取組をお願いします。

では、次の放課後等デイサービスについて伺います。

発達障がいのある子どもへの療育の重要性は、さきほど簡潔に述べました。放課後や長期休暇中に日常生活動作の指導や集団生活の適応訓練等の療育を継続的に行うのが放課後等デイサービス事業所です。県が指定した事業所は、本年4月時点で109か所、また、大分市が指定し

た事業所は97か所となっています。

事業所が障害児通所給付費の受給に必要な指定を受ける場合、職員の人員基準として児童指導員、また、保育士といった専門性を有する人材の配置が必要であり、職員数の最低基準については、利用者数が10人以下の場合は2人以上、利用者数が10人を超える場合、さきの2人に加え、利用者が5人以内増えるごとに1人の加配が必要となっています。

こうした中、現場からは、児童指導員任用資格を持つ人はなかなか集まらない、保育士は当然保育所に就職するから、うちには来ない、このような声もあり、人材確保に苦慮している事業所もあるようです。

その他の職員については、無資格、未経験であっても、障害児通所給付費の算定対象にはなるものの、有資格者に比べ低額であることから、事業所の人員配置が促進されず、人手不足の一因となっていると伺っています。

この放課後等デイサービスは、平成24年に児童福祉法に位置付けられた比較的新しい支援制度ですが、発達障がいの認知の広がりや女性の就労率の上昇等に伴い、10年間で利用者数の増加とともに、そのニーズも多種多様となっています。

また、利用者数の増加を背景に、多様な業種が事業所を開設しており、県内においても、10年間で8倍に増加するなど拡大傾向にあると言えます。そのため、各事業所における職員数の確保に加え、適切な運営や提供するサービスの質の確保も課題ではないでしょうか。

実際に複数の事業所を利用している保護者からは、各事業所での支援の違いに戸惑う声もあれば、その子に合った支援に喜びの声もありました。サービスに差が生まれていることから、どの事業者がよいのか、情報交換が欠かせないんだと、こういった声もあります。

サービスの差は各事業所の特徴であり、その多様性は必要です。しかし、療育という事業所の役割をしっかりと果たし、当事者、家族が満足できる質を確保することは欠かせないことではないでしょうか。何より利用する子どもたちの

将来につながる事が重要です。

保護者からは、発達障がいの子どもは学校と家庭以外の場にまだまだ入りにくい、放課後等デイサービスが第三の居場所なんだとの声もあり、その役割、ニーズはますます高まっています。

そこで、今後の放課後等デイサービス事業所における人材の確保とサービスの質の向上に対し、県としてどう支援していくのか、福祉保健部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 放課後等デイサービスは、利用者、事業所ともに増加する中で、支援の質の低下を懸念する声もあることから、県としても対策を講じています。

まず、優秀な人材の確保のためには、賃金向上が不可欠です。最高で月額3万7千円相当の処遇改善加算が受けられるよう、事業所に対し、必要条件となる研修の実施やICTの活用などを促しています。この加算を受けた事業所には、本年2月分の賃金から、月額9千円相当の加算が追加されており、引き続き処遇改善の強化を図っていきます。

次に、サービスの質の向上については、まずは国のガイドラインの遵守が基本であり、県では独自に開設3か月後の調査を実施するほか、定期的に行う指導、監査の際にも、重ねて丁寧に指導しています。

加えて、児童発達支援管理責任者や療育担当者向けに、発達障がい児への対応や困難事例の解決手法等の習得を目的とする実務研修を行い、スキルの向上を図っています。

今後も利用児童の健全な育成が図られるよう、放課後等デイサービスの支援に力を入れていきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。今後も人の確保、そして、質の向上に向けて、県としての取組をお願いします。

1点質問しますが、保育士の育成については、その支援として、保育士修学資金貸付の返還免除、また、再就職に係る就職準備金貸付の返還

免除など、こういった支援を行っていると思いますが、放課後等デイサービス事業所は返還免除の対象になるのか、伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 保育士の修学資金は、放課後等デイサービスに就職した場合も返還免除の対象になります。一方、再就職の際の就職準備金については、国の実施要綱上、放課後等デイサービスは対象外という取扱いになっています。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。修学資金は返還免除になるということです。知らない事業者さんたくさんいらっしゃるよう見受けられるので、ぜひこの部分はまた今後、事業者への周知も含めてお願いします。

では、次の質問に移ります。環境に配慮した行動の促進について伺います。

国は消費者のエコな行動について、ポイント還元を通じて見える化し、行動変容につなげていくことを目的に、グリーンライフ・ポイント推進事業を行っています。これは新たなポイント制度が用意されるものではなく、既に各企業等が実施しているポイント制度にグリーンライフ・ポイント分が上乘せされる仕組みとなっており、消費者の行動変容を促す企画、サービスを提供する企業、自治体の後押しなどを目的としています。現在、32団体が採択されていますが、県内の自治体、企業は残念ながら、今のところ含まれていません。

本県においても、昨年、第5期大分県地球温暖化対策実行計画を策定し、カーボンニュートラルに向けた取組を進めています。国内の温室効果ガス排出量の約6割が、衣食住を中心とした家計関連が占めていることから、地球温暖化対策計画にも挙げられている、2030年度の温室効果ガス排出量を13年度比で46%減、50年度の実質ゼロという目標達成には、家庭における意識転換が必要不可欠です。

そのような中、北九州市ではこのグリーンライフ・ポイント推進事業により、小型電子機器の回収や宅配便の初回受取に対してポイントを付与するなど、市民の意識転換を促す取組を進



めています。

本県でもグリーンライフ・ポイント推進事業などを活用しながら、日常生活の中で県民一人一人の意識転換を図る必要があると考えます。

そこで、身近な家庭から、そして、日常生活の中から、地球温暖化防止やエコな行動への転換など、環境に配慮した行動をどのように促していくのか、生活環境部長に伺います。

**古手川副議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 環境に配慮した行動の促進についてお答えします。

地球温暖化対策を進める上で、身近な家庭や日常生活で取り組む環境配慮行動は極めて重要だと考えます。

本県では今年度、小、中、高生を対象に、プラごみアートプロジェクトを実施して、その制作活動や環境学習を通じ、身近なごみ問題から地球温暖化に対する意識を高める契機としています。

また、買物をする際に、消費期限の近いものから選ぶ手前取りキャンペーンを実施し、家庭での食品ロス削減にも取り組んでいます。

加えて、ポイント付与制度は環境配慮行動のインセンティブということで有効だと考えるので、本県でも実は昨年からはグリーンライフ・ポイントに先駆け、九州7県合同でスマホアプリのエコふぁみというソフトを導入しています。このエコふぁみは、家庭での節電、ごみの分別など身近なエコ活動をポイント化し、取組を進めるものです。

利用者を増やし、さらなる行動変容を進めるため、今後、アプリの機能充実、あるいは対象行動の拡大について、前広に議論していきます。

あわせて、グリーンライフ・ポイント事業については、独自のポイント制度を有する小売の事業者等に対し、その活用を働きかけていきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。現在、県でやっている事業をさらに広げていただくとともに、企業、行政、そして、家庭と、あらゆる面からの推進を、国の施策も十分に活用しながら

取組を進めていただきたいと思うので、お願いします。

では次に、庄の原佐野線の整備について伺います。

先日、地元期成会の皆さん、行政関係者の皆さんと共に、庄の原佐野線の早期完成を斉藤国交大臣に要望してきました。席上、大臣からも、一日も早く完成するようにとの話もいただき、関係者一同、大変喜んでます。

さて、2年前の第3回定例会でも庄の原佐野線について取り上げましたが、下郡、明野、また大分市東部の皆様にとっては、早期完成を非常に強く望まれている区間であります。

当時の部長答弁では、平成29年度に事業化した下郡工区で用地取得を進め、令和4年度には工事に着工、早期完成を目指すとの話をいただき、現在、正にその答弁どおりに事業が進んでいることに心から感謝します。

しかし、依然として、加納西交差点や下郡工業団地入口交差点などを中心に、深刻な渋滞が発生します。特に朝夕の通勤時間帯や雨などの悪天候時には、通行に何倍もの時間を要することもあります。

こうしたことから、下郡バイパスと米良バイパスを結ぶ下郡工区を一日でも早く完成させるとともに、さらに東部の下郡・明野工区に延伸し、東西骨格軸の整備を推進する必要があると考えます。

そこで、庄の原佐野線の現在の取組状況と下郡・明野工区の早期事業化も含め、今後の見通しについて、土木建築部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 庄の原佐野線の整備についてお答えします。

まず、平成29年度に事業着手した下郡工区では、地域の方々に御協力いただきながら、鋭意事業を進めており、先月末の用地契約率は、面積ベースで約80%に達したところです。引き続き丁寧に交渉を進めながら、残る用地の早期契約に努めていきます。

用途取得が完了した箇所では、本年11月からいよいよ橋梁の下部工工事に着手します。工

程上、最も重要となるJR豊肥本線をまたぐ橋梁は、JR九州に工事を委託する予定で、年度内の契約締結及び来年度の工事着手を目指し、現在、実施協議を進めています。引き続き、下郡工区の早期完成に向けて、事業の推進に努めていきます。

次に、米良バイパスから明野地区を結ぶ下郡・明野工区については、本年2月、事業評価監視委員会の審議で事業実施が妥当とされたところであり、今後、事業実施に必要な都市計画変更を行うこととしています。

県としても、補助事業採択に向け、その必要性を国土交通省など関係機関へ強く訴えており、今後も大分市や地元期成会と連携を密にしながら、新規事業化に向け積極的に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。先日の要望の際にも、道路を含めて、つながってこそ意味があるという話もいただきました。ぜひとも、一日も早いこの取組をお願いします。

あわせて、明野南から明野東交差点まで、この区間も渋滞が非常に厳しい区間です。地元としては、明野東交差点までの4車線化を望む声も現状強くあるので、今後も検討を進めていただくようお願いします。

それでは、最後に部活動のDXについて伺います。

現在、県においては、部活動の地域移行に向けた調査研究を進めています。実際に取り組むことで様々な成功事例を積み上げるとともに、多くの課題も見えてきていることと思います。

国は2023年度より3年間で集中期間とし、休日の部活動から段階的に地域移行を進めるよう取り組んでいます。私も現場で部活動を見ている一人として、賛否両論あると感じています。大変な御苦労だと思いますが、主役の子どもたちが戸惑うことなく、自分らしく部活動に取り組めるよう、丁寧かつ大胆な大分ならではの枠組みを何とぞよろしくお願いします。

さて、様々な分野で進められているDXですが、さいたま市ではスマート部活動の実証実験

が2018年より行われています。運動部活動のDXにより、データに基づいた効率的、効果的な指導法や、個別最適化された多様なトレーニングが実現できるのではないかと評されています。

さいたま市の担当者は、従来の部活動には正解やロールモデルがなく、部活動の指導方法は先生によって十人十色、その中で、勝つためなら何でもやる勝利至上主義や明確な根拠のない根性論、先生の知識や経験に頼った指導などが見られるため、科学をベースにした最適な指導法を確立する目的で、スマート部活動の実証実験に取り組んだと話されています。

指導の場に身を置く一人としても、このことは大変共感するし、本県においても同様の課題は間違いなく存在しています。もちろん、時と場合によっては、また、子どもへの声かけの場面において、根性論や指導者の知識、経験も重要だと思います。その上で、現在得ることのできる科学的データを裏付けとし、かつ、子どもの成長に合わせた部活動指導が大事ではないでしょうか。

さいたま市で主に使用されているツールは、映像による課題分析をするスプライズ・ティームス。気質、コンピテンシーを可視化するアイ・グロー。そして、コンディショニング、栄養状況を可視化するツールであるワン・タップ・スポーツとのことですが、これらを使用することで、子どもたちの成長、技術の向上のみならず、顧問の先生方の負担軽減にもつながった事例も見受けられます。また今後、より優れたツールが出てくることも想像できます。

予算面やソフト、ハードともに課題はあると思いますが、部活動のDXを進め、このようなツールを使える人材を育成するとともに、科学的なデータを根拠とした部活動指導を広げていくことが大切だと考えますが、部活動のDXについて教育長の見解を伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** ICTを活用し、データと理論に基づいたトレーニングの実施や栄養管理などを行うことは、生徒にとって合理的で効率的、効

果的な部活動につながるものと捉えています。

他方、部活動のDXを進めるには、コストの問題やツールを使いこなすまでに時間を要するなど課題も多く、プロチームや企業、大学などでの活用実績はありますが、中・高等学校の部活動への導入例は少ないのが現状です。

本県では運動部活動指導者講習会において、ICTを活用した短時間で効果的な部活動の事例や医科学を活用した取組の講義を通して、指導者としての知識の習得と指導力の向上を図っています。

また、高校ではオンラインを活用して、優秀指導者、時には日本代表チームの専属コーチにお願いしたりすることがあるし、あるいは栄養士による遠隔指導が行われている事例があります。中学校では、部活動の地域移行での活用も期待されるところです。

今後もICTを活用した部活動指導の先進事例の情報提供など、指導者講習会の充実を図り、適正な運動部活動が行われるよう努めていきます。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。急にこの機器、また、ソフトの導入は、人材の面からも難しい部分もあるかと思います。ぜひともできることから、子どもたちのための取組をお願いします。

ここで1点伺いますが、今、競技側面の強い運動部活動について伺ったところですが、現在は勝ち負けにこだわらない、いわゆるゆる部活というものも進んでいます。県内でそういった取組の事例があれば伺いたいと思うし、県としてこのゆる部活、どのように考えているのか、御見解があれば伺います。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 手元に資料がないので正確なことはお答えできませんが、私、県立高校を回っていると、ダンスのような緩い部活動をやっているという声は結構聞きます。

そういった取組であっても、要は児童生徒が楽しめるのが一番大事だろうと思っているので、応援していきたいと思っています。

**古手川副議長** 吉村哲彦君。

**吉村議員** ありがとうございます。競技としての部活動に加え、さきほどのゆる部活など、新しい部活動の在り方が求められています。クラブチームの中体連参加なども来年度からスタートする予定です。報道だけで先に情報が流れると、いろんな声が届いてくるので、ぜひこの部活動について正確な情報を幅広く、迅速にお伝えいただくよう、よろしく申し上げます。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

**古手川副議長** 以上で吉村哲彦君の質問及び答弁は終わりました。今吉次郎君。

〔今吉議員登壇〕（拍手）

**今吉議員** 5番、自由民主党の今吉次郎です。今回、質問の機会をいただいた先輩議員には感謝します。今日最後ですが、頑張るので、よろしく申し上げます。

ウクライナの問題にしても、いろいろと、今、大変な時代ですし、物価高騰とかあります。まだ株も、昨日ニューヨークの株価が1千ドル落ちたり、なかなか大変な経済界です。まだまだ収束が見えない新型コロナ感染症ですが、医療関係者を始め多くの人々がパニックで大変だと思っています。今度着任された、厚生労働省から来られた副知事と、9月7日でしたか、勉強会で交流しました。医療体制について大変詳しくてよかった。ぜひとも広瀬知事を助けて、県職員と皆様と一緒に、地方医療の実情も理解して、福沢諭吉の独立自尊の気持ちを持って頑張ってください。副知事も壱万円お札せんべいを食べたと思いますが、独立自尊も染み込んでいますから、ぜひとも頑張ってください。期待しています。

では、DXの推進について質問します。

最近、よく知事はいろんなところでDXの話をして、デジタル変革で加速、安心、活力、発展の大分県を掲げています。今議会での提案理由の説明の中でも、デジタルの変革に見合う人づくりと挙げているし、国・地方も含め、コロナ禍の中で補助給付やワクチン接種等で問題になったのがデータの共有化が進んでいないと

いうことで、手続とか大変だと思います。データで共有できれば、いろいろと変革が進み、変わると思うし、逆に、データの管理等いろいろな問題もありますが、DXの推進に頑張っしてほしいと思います。

さきほどの吉村議員もDXの質問がありましたが、DXはこれからも大変大事になります。それで、DXの生産性の向上について質問します。

ウクライナ侵攻や供給制約、円安など様々な要因により、物価の上昇が続いています。急激な上昇に対しては、激変緩和措置として政府が石油元売への補助を続けていますが、ある程度の物価上昇は今後も続いていく可能性があります。適度な物価上昇と経済成長という好循環につなげていくためには、企業サイドの賃上げが重要と言われていますが、その前提として企業は賃上げを可能にする生産性の向上を図る必要があります。

生産性の向上については、これまでたびたび経済の課題として取り上げられ、議論されてきましたが、依然として厳しい数字が並んでいるようです。政府の新しい資本主義実現会議によれば、2010年から2019年までの我が国の労働生産性の伸び率はG7諸国で最低の0.3%、2019年時点の絶対水準に比較しても、やはりG7で最低となっています。その原因については、人材投資を含む無形資産投資の不足など、いろいろなことが考えられますが、デジタル化への対応の遅れがその一つではないかと思っています。

コロナ禍はいみじくも、そのデジタル化の遅れを白日の下にさらすようなことになりましたが、これを契機に、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進という形で、改めてデジタル化は国を挙げて進めている状況です。DXでは、これまでの反省も踏まえ、単にITシステムを導入するだけではなく、デジタル技術やデータを活用して、業務そのものや組織、さらには企業文化まで変革することを目指しており、結果として、生産性の向上につながっていくことも考えられるのではないかと思います。

また、DXの推進は、いろいろな情報をうまく利用して、地域での医療、交通、教育、産業など様々な課題を解決する切り札として期待されているため、県庁全体として幅広く連携しながら取り組んでいくことが肝要です。

こうした中、県では、本年3月に大分県DX推進戦略を策定し、今年度からは産業のDXについても取組を本格化させようとしています。具体的には、DXを支援するパートナー企業とDXに取り組もうとするDX宣言企業を募集し、そのマッチングを図ることにより、県内企業のDXを進める戦略と聞いています。DXを生産性の向上につなげることにより、この取組は賃上げや経済の持続的な成長に貢献する施策になるのではないかと思います。

こうしたことを踏まえ、DXによる生産性の向上について今後どのように進めていくのか、知事に伺います。

あとは対面席からお願いします。

[今吉議員、対面演壇横の待機席へ移動]

**古手川副議長** ただいまの今吉次郎君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

[広瀬知事登壇]

**広瀬知事** 今吉次郎議員から、DXによる生産性の向上について御質問をいただきました。

日常生活のあらゆる面でデジタル化が進展し、暮らしや産業活動を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えています。

県では、本年3月にDX推進戦略を策定して、暮らし、産業、行政の各分野で全庁を挙げてDXを推進しています。

特にコロナ禍の影響に加え、エネルギー、原材料価格の高騰など厳しい経済環境の中で、成長への新たな挑戦や生産性向上を図るためにはDXの取組が重要です。

ただし、DXはこれ自体が目的ではなく、デジタルも解決のツールにすぎません。DXで大事なことは、顧客等の視点を第一に、どこに不便や不足があり、それをどう便利にし、充実させていくか、そして、顧客満足度等を上げていくか、将来のありたい姿に思いをめぐらせることが大事です。その上で、デジタル技術を導入

して実現するというデザイン思考で取組を進めることが重要だと思います。

本県経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者が、限られた人材で自社だけでDXに取り組むことには困難が伴うと思います。議員御指摘のとおりです。そのため、県では経営者のDXへの利益促進や、データ分析等ができるデジタル人材の育成に加え、商工団体の経営指導員のDX対応にも取り組んでいます。経営者、従業員、そして、商工団体等のDX対応に取り組んでいるところです。

さらに、事業者が専門的な知見を有するパートナーとの共創により、ともにDXを推進する取組を進めています。

まず、DXの考え方を広めるため、本年6月に県内6か所でキックオフイベントを開催し、200人を超える多くの事業者に参加いただきました。参加者からは、ありがたい姿の重要性に共感できた、今後の取組にわくわくしているなどとの声があり、DXへの理解の深まりに手応えを感じています。

続いて、DXに取り組もうとする事業者が、パートナー事業者と共に、自社のありがたい姿を描く座談会形式のセミナーを7月から連続して6回開催しました。延べ約280人が参加し、DXに挑戦する事業者と支援する事業者のコミュニティが形成されつつあります。

現在、DXに取り組むことを経営者自ら宣言するDX宣言事業者は58者、パートナー事業者は55者の応募があり、DXの機運の高まりを実感しています。

今後、選抜した宣言事業者10者程度が、パートナー事業者の伴走支援を受けながら、それぞれが思い描くありがたい姿の実現に向けて、DXによる業務変革に取り組めます。また、創出されたモデル事例については、事例集の作成や発表会等を通じて、身近なお手本として横展開していきたいと思っています。

引き続き、広く県内事業者がDXによる生産性向上や新たな挑戦に踏み出すことのできるように、きめ細かな支援に努めていきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** やはりいろいろな組織と連携して、県全体で生産性を上げていくようにぜひとも頑張ってください。

では、次に、そのためには行政のDXについても質問します。

これからの時代は、国もデジタル田園都市国家構想を掲げ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指していくとされています。本県でも安心、活力、発展の大分県を目指し、デジタル変革で加速し、少子高齢化、過疎化の進行等地方が直面するいろいろな課題を解決する切り札としても期待しています。

行政のDXのためには、情報のデータ化だけでなく、行政事務の業務全体のデジタル化が重要です。これが土台となって、目的である県民、企業の利便性の向上、行政の情報価値の向上及び新たなサービスの創出につながります。

国では、国・地方間、地方、準公共企業間などの分野横断によるサービス創出を促進するために、データ連携基盤の構築を進めることとしています。これを受け、各地方でもどのようなデータを連携していくのか検討していく必要があります。そのために県の職員の人材育成はもとより、知見を持った外部の専門家の知恵をお借りすることも大事です。

先頃県が取り組むDXの推進にあたって、ビジネスの第一線で活躍するプロフェッショナル人材の専門的な知見や経験も借りようと、公募を行った結果、全国から300人もの応募があったと聞きました。その動機を伺うと、本職で培ったスキルや経験を自治体の立場になって試していきたい、あるいは大分県のDX推進戦略のデザイン思考やありがたい姿という価値観に共鳴したという方が多くいらっしゃったということで誠に頼もしい限りです。結果として5人のアドバイザーを委嘱したと伺いましたが、これは入口であり、これからが本番です。こうしたことを踏まえ、アドバイザーと共に庁内でも連携を進めながら、今後どのようにデジタル行政基盤の構築や人材の育成等、行政のDXを進めていかれるのか、総務部長に伺います。

**古手川副議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 行政の分野においても、DXの大きな変革を捉え、行政サービスの利便性向上やデジタル行政基盤の構築、また、人材育成を進めていく必要があると考えています。

現在、行政手続の100%電子化や公金収納のキャッシュレス対応について、令和6年度までの完了を目指し、計画的に取り組んでいます。

また、今年度から、例えば、福祉と土木など分野の異なるデータを蓄積し、活用していくための基盤の構築に着手したところです。この基盤がデータに基づく政策立案にいかせるよう、検討にあたりDX推進アドバイザーからデータの分析手法や活用方法等の知見をいただきながら進めています。

また、県庁内の人材の育成、確保も重要と考えています。アドバイザーの協力の下、デザイン思考やデータ分析等の研修を充実するほか、社会人経験者採用にICT枠を設置することで人材の確保にも取り組んでいます。こうした取組により、県民の皆様がデジタル技術の恩恵を享受できるよう、そういった社会の実現を目指して取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** 総務部長も壱万円お礼せんべい食べましたよね、福沢諭吉さん。ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

DXは、さきほど言いましたが、人材が大変ですが、スマホやPCで従来の作業ができるようにすることではなくて、不要な操作、作業から人を解放することですから、やはり今言いましたが、人との連携もあります。自治体同士の連携とか、全庁的、横断的な推進体制をぜひ構築の第一歩として頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、3番目に、被災調査や定期点検における先端技術の活用について質問します。

河川や道路、砂防施設の被災などの調査については、災害の頻発化、激甚化によりマンパワーだけでは迅速な調査を進めることは難しくなっています。このような分野こそ、先端技術を活用し、早期復旧につなげるべきだと考えます。

また、技術者不足の中、非常時だけでなく定

期点検などにも有益と考えます。

例えば、河川堤防は、河川氾濫などの大規模水害から住民の生活、財産、生命を守る重要な社会インフラです。気候変動の影響により、大規模水害が毎年のように発生する中、河川堤防の強化は喫緊の社会的課題となっています。堤防が決壊する要因は、堤防を越え、外側にあふれた水が法面を下から削り取って崩壊させる越水や、勢いよく流れる川の水が堤防を河川側から削る浸食、そして、川の水が堤防の土の中に染み込み、強度が弱くなって法面が滑る浸透がよく知られていますが、これに加え、堤防下の地盤の弱い部分に、川の水がパイプ状の通り道をつくり、堤防を沈下させるパイピングという現象も最近言われています。

河川堤防は、基礎地盤が複雑で地質構造が把握しにくく、複雑な土質構造であることが特徴的です。これまでは主にボーリング調査で確認していましたが、パイピング現象が発生する可能性まではなかなか解析できていませんでした。しかし、物理探査技術を組み合わせた電気探査が有効な方法であり、今年、愛媛県内で国がこの方法で調査を行っているとの報道がありました。

先端技術の活用については費用対効果も考慮しなければならないと思いますが、技術者不足をカバーする契機となります。こうしたことを踏まえ、土木施設の被災調査や河川堤防などの定期点検における先端技術の活用について、土木建築部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 頻発・激甚化する自然災害や、今後、急速に進展する土木施設の老朽化、さらには働き方改革の推進など、建設産業を取り巻く様々な課題に対応する上で、調査、点検業務への先端技術の活用は極めて有効と考えています。

例えば、昨年6月に土砂崩れのあった津久見市小網代地区では、ドローンによる3次元測量を活用し、規模の把握や工法の検討、設計を行い、早期復旧につなげることができました。

また、定期点検では、高さの高い橋脚や沖合

の防波堤をドローンで撮影し、その画像をAI解析することで、ひび割れなどの損傷の検出や記録の自動化を試行しています。

さらに、トンネルでは、コンクリートの損傷や背面の空洞等を自動で検出、記録する点検システムを施工し、作業の効率化に加え、交通規制の期間短縮効果も確認しました。

議員御指摘の河川堤防の電気探査については、研究段階から近年実証段階に移った先進的な取組であり、興味深くその有効性等を注視しています。

今後も建設産業が抱える様々な課題の解決に向け、積極的に先端技術の活用に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** これからどんどん技術は進むので、パイピングなんかこの電気探査とかもぜひとも活用を進めて頑張ってください。

では、再質問しますが、土木建築分野のICT化、DXの推進は近年急速に進んでいると思います。土木事務所においても、ドローンの活用が当たり前のように行われてきます。官が民より進んでいるところがあれば、その分、民の技術力向上に力を入れ、また既に様々な現場の最前線で施工している業者の現場、経験的なノウハウを官に提供する場があればよいのではないかと思います。質問しました。本県の技術力はしっかりと担保されるよう、民間との連携を深めてはどうかと考えますが、再度見解を伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 官民の連携強化について御質問いただきました。

県ではこれまで建設業協会など関係する11団体との意見交換会を定期的で開催しながら、官民双方が抱える技術的課題を共有し、解決策を議論しています。

また、建設業界のICT活用を促進するため、3次元測量やICT建設機械の操縦等に関するセミナー、体験会等を令和2年度から開催しています。さらに、測量設計コンサルタンツ協会とも連携し、今年度から測量や設計に3次元データを活用するモデル事業の試行にも取り組ん

でいます。

本県の技術力向上に向け、今後も引き続き官民の連携を深めながら、しっかりと取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** ぜひとも職員のレベルアップのために、民間と連携をよろしくお願いします。

では次に、広域交通ネットワークの充実について伺います。

一般質問でいろいろな道路網とか交通機関の質問が出ますが、平成28年4月に東九州自動車道の北九州市から宮崎市までの全線が開通し、九州の循環型高速道路ネットワークが形成されました。これを受けて、県では九州の東の玄関口としての拠点化戦略を策定し、港湾や空港などの交通結節拠点の強化や、そのアクセス道路の整備などを着実に進められてきました。その成果の一つとして、県内の企業誘致件数の増加が挙げられます。コロナ禍の反動もありましたが、昨年度の企業誘致と設備投資は過去最多の68件でした。正に広域交通ネットワークのストック効果の一面が発揮された結果だと思えます。

また、現在は、台湾半導体製造大手のTSMCの熊本県への進出を契機とした活発な民間主導の投資などにより、シリコンアイランド九州の発展に向けた動きが九州全域で顕在化しています。今後は、これまで以上にサプライチェーンの強靱化などに資する広域交通ネットワークの整備が重要になることは想像に難くありません。加えて、大分港大在地区では、RORO船やコンテナ船取扱貨物量が増加するなど、物流業界の2024年問題を背景にモーダルシフトが進んでおり、今後も海上輸送ニーズは高まっていくと思われます。これらのニーズの増大に対応するためにも、港湾の機能強化も推進していく必要があると思えます。

一方、コロナ禍の長期化により、本県の一大産業である観光業界は極めて厳しい状況です。おおいた旅割の対象拡大などもあり、一部で回復の兆しが見え始めていますが、この動きを県内全域で確かなものにするためにも、それぞれ

の観光地の魅力をしっかりと発信するとともに、広域交通ネットワークを活用した周遊観光ルートを構築すべきと考えます。

このように物流の効率化や新たな観光需要の創出など、ポストコロナを見据えた経済の再活性化による大分県版地方創生を進めるためにも、基盤となる広域交通ネットワークの整備が重要です。しかしながら、県内の状況に目を向けると、東九州自動車道では暫定2車線区間が多く残されており、中九州横断道路や中津日田道路はまだまだ整備途上です。経済活動の再活性化には物流や人流を支える広域交通ネットワークが不可欠であり、高規格道路の整備が喫緊の課題ではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、今後、広域交通ネットワークの充実に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 広域交通ネットワークの充実について御質問いただきました。

大分県版地方創生を加速前進させていくためには、広域交通ネットワークを担う高規格道路と港湾を連結し、一体的な機能を発揮することが重要だと考えています。高規格道路では、縦軸である東九州自動車道と横軸である中九州横断道路や中津日田道路の整備が肝要です。

まず、東九州自動車道では、平成28年4月に北九州市から宮崎市まで開通し、物流の円滑化や経済活動の活性化、広域的な周遊による観光振興など、様々な面で開通効果が目に見えて現れています。

しかしながら、暫定2車線区間が多く残されており、速達性、定時性の確保という課題があることから、現在、県北、県南それぞれの区間で4車線化を進めています。

次に、中九州横断道路はシリコンアイランド九州のさらなる発展にも資する重要な路線です。竹田阿蘇道路では、いよいよ今年から工事に着手するので、これを契機に、より一層の進捗を図っていきます。

また、未事業化区間の大分宮河内から犬飼間についても、早期事業化に向けて計画段階評価

の加速化を熊本県と連携しながら、国に強く要望しています。

さらに、中津日田道路についても、日田山国道路のトンネル工事を本格化するなど、国の強靱化5か年加速化対策も活用しながら、戦略的に事業を推進します。

一方、港湾では高規格道路の整備により、九州の東の玄関口として、物、人が集積するポテンシャルが高まっており、機を逸することなく、その需要をしっかりと取り込むことが肝要です。

このため、大分港では2隻同時に着岸できるRORO船ターミナルを整備するほか、コンテナターミナルでは、ガントリークレーンの更新や埠頭用地の拡張を進め、物流の拠点化を加速します。別府港では、大阪航路フェリーの大型化に合わせた港湾の改修や、にぎわい空間の創出に向けた港の再編を進め、ポストコロナの旅行需要を取り込むなど、人流の拠点化に取り組んでいます。

また、中津港では、本年7月に5年ぶりとなるクルーズ船が寄港し、深耶馬溪や日田市などへのオプションツアーも設定されたと聞いています。今後の中津日田道路の整備により、滞在時間の延長や訪問可能エリアの拡大が見込まれることから、観光面での活用も進めていきたいと思えます。

今後も九州の東の玄関口としての拠点性を高める広域交通ネットワークの充実、強化に全力で取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** 広域交通ネットワークの重要性というか、全県的にいろいろな取組をしていると思います。ただ、県北地域は、多分、中津日田道路がまだ時間が大変かかりますが、福岡市とそれができればかなり近くなるので、次は県北地域への企業誘致について質問します。

県北の中津市では、ダイハツ九州の誘致などもあり、中津港が国内海上輸送網の拠点となる重要港湾として整備されました。また、大分、福岡両県をまたぐ東九州道や中津日田道路などの交通網が整備されて、まだ時間はかかりますが、広域での連携にもつながってくると期待さ



れています。移住や誘致を進めるためにも、その利便性について、さらなる情報発信も必要だと思います。

一方で、ポストコロナ社会へ向けてテレワークがどの程度定着するのかは見極めが必要かとは思いますが、大企業でテレワークを進めることができる業種を中心に進んできた働き方改革は、今後あらゆる業種、そして、企業の規模の大小を問わず広がりを見せていくこととなり、社会全体の価値観や消費行動の変化などとともに、ワーケーションやサテライトオフィスなどでの働き方や休憩の取り方の変化が一層進んでいくのではないかと考えます。

テレワークにより地方に働く場を提供できるワーケーションやサテライトオフィスなどの取組は、地方にとっても第2の企業誘致とも言うべき重要な取組です。本県の人口は減少傾向にあり、生産年齢人口についても加速的に減少が進むと考えられ、今後さらなる人手不足が見込まれる状況であることから、地方への回帰志向を好機と捉え、積極的に企業を誘致していくことが必要です。

これまで県北地域では、恵まれた道路網、重点港湾等を生かしながら、裾野が広い自動車産業を中心に企業が集積しました。居住者にとっても便利となった道路網の充実を生かし、今後、その取組は継続することが大切ですが、一方で、必ずしも場所を選ばないテレワークなどの取組にも目を向けていくべきと考えます。

そこで、お尋ねします。

ウィズコロナ、ポストコロナ社会において、県北地域への企業誘致について今後どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長に伺います。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** 県北地域は、企業進出や投資が好調で直近5年間の立地件数で見ると、県全体の約4割を占めています。これはダイハツ九州株式会社の進出を契機として、自動車関連産業の集積が進んだ結果であると考えています。今後も本県の重要な産業である自動車関連産業の企業誘致を地道に進めていきます。

一方で、議員御指摘のとおり、場所を選ばないテレワークの浸透など多様化する働き方にも目を向けていくことが大切であると考えています。これまでテレワークを活用しながら、都市部で働く社員の移住にもつなげる人の誘致に取り組んでいます。

県と連携協定を結んでいる富士通株式会社の事例で申すと、中津市を始め県内各地に13人の社員が移住されています。同様の事例を増やし、人口の社会増のほかに、社員のスキルや知見を地域課題の解決などにつなげてもらう新たな効果にも期待しています。

また、福岡など都市部への若年女性の転出が課題となる中で、女性も働きやすいオフィス系企業の進出が県内でも近年増加しています。県北地域においても、各市と連携しながら、サテライトオフィスなどの環境整備をさらに進め、オフィス系企業の誘致に一層力を入れていきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** 県北は大分変わりますが、まだまだ交通網も変わります。これは再度要望ですが、中津高田線という海側の道路が福岡に20年つながっていないんですかね、あれを前からお願いしているし、それもぜひ福岡と交渉して、どうか前に進めてほしいと思います。

それと、さきほど知事も言いましたが、中津港、クルーズ船も来ました。来ましたが、機能強化を中津港もぜひとも頑張ってもらいたいと思います。これは要望です。よろしくお願ひします。

では、次は宇宙ビジネスですが、昨日の代表質問でも大分空港、宇宙港、将来ビジョンとして知事の思いが伝わり、大分空港がアジア初の宇宙港として整備されていますが、この際、宇宙ビジネスについて、地元企業、地元人材が参入できるように、地元のレベルアップが第一だと考えます。大分空港は、アジア初の水平型宇宙港として航空ネットワークの拡充、ホーバークラフトの導入等の空港アクセスの充実、空港機能の魅力アップなどの整備を進めています。そのような中で、本年7月に、大分空港・宇宙

港将来ビジョンが策定されました。アジアと宇宙をつなぐ宇宙港の実現などを目指していますが、アジアと宇宙をつなぐ宇宙港の実現はビジネスにとっても、とてもチャンスです。多くの県民も期待していますが、まだ具体的な姿が見えていないためか、宇宙ビジネスに向けた産学官の連携はまだまだのように感じています。

宇宙関連産業を担う人材の育成のために、国東高校に2024年度から、宇宙に関するコースの新設もありますが、宇宙ビジネスに向けた産学官の連携強化策が大事だと思います。種子島と内之浦の2か所にロケットの発射場がある鹿児島県では、県、大学、企業が参加して、鹿児島県宇宙ビジネス創出推進研究会が6月に設立されるとともに、鹿児島県宇宙ビジネス共創支援事業補助金も新設されました。宇宙ビジネスはその裾野の広さから、多様なビジネスが展開されています。宇宙港を契機として、県内に宇宙ビジネスを集積させていくことにより、幅広い企業を県内に誘致し、雇用機会の創出や県内総生産の拡大などにつなげることも可能です。また、挑戦的な取組も多いと考えられることから、こうした取組を踏まえた産学官の連携強化策が大事だと考えます。そのためにも時間を要する人材の育成や産学官の連携に早期に着手することが肝要だと考えますが、宇宙ビジネスに向けた産学官の連携の強化にどのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** 宇宙港を核とした宇宙ビジネスのエコシステムを構築していくためには、産学官の連携が非常に重要であると考えています。既に県内では衛星データを活用する取組を県内のIT企業と大分大学などが連携して実施するなど、宇宙に関連した産学連携の枠組みが生まれています。

県としても、こうした産や学の取組を後押しするだけでなく、県自らも主体的に関わり、産学官の3者が連携した宇宙ビジネス創出に向けた取組を始めています。

例えば、本年7月から開始した宇宙ビジネス

人材育成講座では、県内の大学や企業の方々の意見も踏まえて講座の内容を決定し、それに沿って県内のベンチャー企業の経営者を含む企業関係者や大学生が、宇宙ビジネスの最先端で活躍する講師陣から知識を習得し、ともにビジネスアイデアを磨いています。

また、将来の宇宙ビジネスを担う若者の教育でも多様な連携が開始しています。県では国内有数の宇宙関係の研究者を中高生向け教育プログラムに招聘するなど、大学や研究機関との連携を強化しています。さらに、国東高校では、イギリスで宇宙港の取組を進めるコーンウォール州の学校と国際的な連携を開始しています。

今後とも県内における宇宙関連企業や人材を育成し、宇宙ビジネス創出につなげていけるよう、県として産学官連携の取組を積極的に進めていきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** 県としてそういうセミナーをやっているのは知っているのですが、やはりそういうある程度研究会的な組織というか、その代わりに組織をつくらないと、ビジネス、チャレンジができないと思うんですよ。私はたまたまものづくり次郎として中津で伝統工芸を作っていますが、この宇宙ビジネスは、伝統的なものではなくて、ものすごくレベルが高いと思います。競争もすごく厳しい、そういう中で、絶対今回は地元人材と地元の企業に、とにかくそれに乗るように県としては組織づくりをしてほしいと思います。

次の再質問ですが、知事の提案理由説明の中でも工科短大の来年度、学科の改編という説明がありましたが、工科短期大学のレベルを上げて、先端技術者を養成するために情報科等の増設や、やはり前から言っていた4年生大学への移行を検討してはどうかと考えますが、この見解を伺います。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** 高度な専門的知識と技術や技能を備えた優秀な人材の育成が正に工科短期大学校の使命であると考えています。ものづくり現場での即戦力となる人材の育成につい

ては、企業から高く評価されています。これまでもデジタル技術の進展でしたり、県内の産業構造の変化を踏まえ、カリキュラムの見直しや機器の整備などによるレベルアップに随時取り組んできたところです。

さらに、来年度からはものづくりの現場でIoTやビッグデータ、加えてAIなどの先端技術を活用できる人材の育成を目指し、電気エネルギー制御科の新設を決定しています。

議員御指摘の文部科学省所管の4年生大学の移行については、教員の確保に加え、施設や設備などの多くの課題があるものと承知しています。今後とも県内企業が必要とする優秀な技能、技術人材の育成にしっかり取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** ぜひとも地元の人材と企業、こういうところがレベルアップするように、この宇宙ビジネスを利用して頑張ってもらいたいと思います。

では、農業政策についてです。

本県農業をめぐるデータには厳しい数字が出ています。本県の農業経営体の減少率は2015年比で九州で一番大きく65歳以上の農業従事者割合も本県が最も高くなっています。さらに、農業経営体のうちデータを活用した農業を行っている割合も12.3%と九州で最も低く、九州各県における農業産出額の推移においても、本県はマイナスの状況となっており、データ上は大変厳しい数字が出ています。こうした中、本県でも農業総合戦略会議を立ち上げ、もうかる農業への構造改革を進めてきているとは思いますが、データからもうかる農業に転じることが不可欠だと思います。

そこで、まず農業の担い手及び労働力確保について質問します。

農業の担い手の減少が止まりません。農林水産省の2020年農林業センサスによると、基幹的農業従事者数は5年前に比べて、22.4%、約40万人減少し、年齢は65歳以上が約7割を占める高齢化が止まりません。本県でも農業従事者が約3割減少、65歳以上が77.3%を占めるなど同様の傾向です。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年以降は減少

に拍車がかかることから、農業分野でも2025年問題の対応が待ったなしです。県でも新規就農者の確保はもとより、親元や第三者継承による後継者確保の強化にも取り組んでいると聞いていますが、取組を加速する必要があると考えます。また、雇用労働力による労働力不足も顕在化しています。本県でも大分県農業総合戦略会議で農林水産業における労働力確保に向け、農業に人材を呼び込む上で必要な雇用対策の強化を目指し、品目、作業過程ごとの具体的な対策を講じていると聞いています。負担となる作業の軽減や労働力の外部化なども必要であると考えます。こうしたことを踏まえ、農業の担い手及び労働力確保についてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 本県農業の成長産業化を進めるには、既存の経営体の規模拡大はもとより、新しい人材を呼び込み、もうかる経営体へと育成していくことや、経営資源の円滑な継承も重要と考えています。このため、産地自らが具体的な所得目標を定めた上で、担い手の確保、育成策を明示した産地担い手ビジョンを16市町の51産地で策定しています。これで取組を加速しています。あわせて、スムーズな継承を推進するため、認定農業者約3,850人の年齢や後継者の有無等をリスト化し、経営継承がすぐに必要な約150の経営体の絞り込みをしています。今後、資産情報等を収集し、市町村とも情報を共有し、就農フェア等で活用していきます。

また、労働力確保については、例えば、豊肥地区では外部労働力を活用した農作業受託による白ねぎの規模拡大が進められており、今後、この取組を他地域へと広げていきます。さらに、こねぎではAI技術等を取り入れた調製機を開発し、調製作業の省力化による労働力不足の解消を図ります。今後とも農業経営体及び労働力確保対策に全力で取り組んでいきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** いろいろな取組対策の中で、担い手確保をいかにするかは、最後はもうからないと

続かないと思うので、ぜひともよろしくお願ひします。

では、農林水産物のブランド戦略について伺います。

農林水産物の市場競争力強化に向けては、新たな技術、品目の導入や品質向上などの不断の取組はもとより、産地規模の拡大等を図ることにより、ブランドを確立させることが大切です。本県では、かぼす、おおいた和牛、乾しいたけ、関あじ、関さばなどの農林水産物と本県特有の自然環境や経過、歴史、文化等を合わせ、様々な付加価値を高めることによって「おおいた」を総合的にイメージさせる地域ブランドとして、The・おおいたブランドを掲げています。ところが、肉用牛1つを取ってみても、おおいた和牛と豊後牛という2つのブランドがあります。細かい定義分けがあるのは知っていますが、やはり消費者にとっては分かりにくいと言わざるを得ません。今日は歌舞伎俳優の方に、おおいた和牛PR大使に就任していただいたようですが、このような機会を利用して、今後、おおいた和牛に一本化させたPRを進めていくべきだと考えます。大きな産地ではない本県が、多様化、複雑化するマーケットニーズを的確に捉え、産地間競争に打ち勝っていくためには、生産者を中心にJA及びJAグループ、行政、普及センター、試験研究機関等関係する諸団体が連携し、一丸となって売り込みを行っていくことが何より大切だと思います。

本県における農林水産物のブランド戦略とそれを一体となって進める体制づくりについてどのように考えていくのか、農林水産部長に伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 農林水産物のブランド化に向けては、県域での出荷体制整備によるロット及び品質の確保と、拠点市場への集中的な出荷により、市場シェアを高めていくことや、取扱店舗の拡大による認知度向上が重要です。このため、品目ごとに新規取引先の開拓や量販店でのフェアの開催といった販売促進などに取り組んでいます。加えて、生産者、農業団体、行政

が一丸となり、農林水産物全体で売り込むことも大変重要です。そのため、関係団体で構成するThe・おおいたブランド流通対策本部を組織して取組を推進しています。

例えば、県外の大型量販店では、県産の肉、魚、野菜、加工品を組み合わせた販売イベントを開催し、The・おおいたブランドとして総合的にPRを行っています。また、坐来大分での飲食店関係者への食材提案や、シェフ向けの産地視察に取り組み、有名ホテルでの様々な県産品による大分メニューフェアの実施につながりました。今後もこうした取組により、生産者、農業団体と今まで以上に一丸となり、農林水産物のブランド化を進めていきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** では、農業の生産性の向上について、また質問しますが、7月末に日本経済新聞に掲載された数字は衝撃的でした。耕地1ヘクタール当たりの農業産出額を都道府県別に産出し、2005年から2020年にかけての増減率を調べたものですが、九州・沖縄各県の多くがプラスとなっている中、本県はマイナス1.4%と、この15年間で耕地収益性が減少し、そして、1ヘクタール当たりの産出額は220万円と8県の中では最下位でした。上位県では、カット野菜向け野菜の増産や国際認証の取得などにより、付加価値を増しているとの内容でした。もちろん、この数字だけで判断できるものではありませんが、面積当たりの農業産出額が大きい稼ぐ農地への転換が進んでいないことを示していると考えます。担い手が減り、耕作放棄地も広がる農業を再活性化するには、収益性を高める努力が欠かせません。今回、担い手確保やブランド戦略についても質問しましたが、いずれも根底に流れるのはもうかる農業へと変革すべきだとの考えからです。もちろん、県でも農業非常事態宣言を受け、様々な取組を進めていることと思いますが、ブランド戦略を持って売ればもうかる農業に結び付きます。そうなれば、担い手も集まってきます。こうしたことを踏まえ、農業の生産性向上のためにどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 農業の生産性を示す生産農業所得額について、本県は全国平均を上回っています。これの数字は最下位が47位は富山県、下部では秋田県とか新潟県ということで、米どころが下位を占めていますが、よりもうかる農業の実現に向けては、水田畑地化を強力に進め、マーケットニーズの高い品目の導入と、その効率的な生産に取り組んでいます。現在、マーケットニーズの高い白ねぎやピーマンなどを短期集中県域支援品目として重点支援することで、おおいの顔となる園芸品目の産地拡大を目指しています。生産の効率化のためには、産地全体の技術向上が重要であり、営農指導員の資質向上や専任化、篤農家への指導委嘱など農協の指導体制の強化を支援しています。

さらに、今後、必須となるスマート技術について、生産者、大学、企業等と広く連携して、普及、実装を推進しており、現場への導入件数は着実に増加しています。

また、効率的かつ持続可能な生産には土づくりも重要です。このため、高品質な対比を県域流通させ、生産者が適時適量に利用できるよう、JAグループを主軸とした耕畜連携の体制を強力に後押しします。

こうした対策を進め、さらなる生産性の向上を目指していきます。

**古手川副議長** 今吉次郎君。

**今吉議員** さきほど農業の問題について、担い手労働の確保、あるいはブランドとか生産性と、一番根底はもうからないと続かないということ。いろいろ地域ブランドの戦略を確認したら、やはり地方自治体は積極的に関わるということ、あるいは消費者の認知を向上させるとか、そういうこともやらなきゃいけないし、小売りや外食産業の取扱とかをもっとそれに入れ込んで拡大するとか、あるいは地域内の生産者が加工業者や金融とか流通業も含めた異業種が共同するような組織づくりも大事だということも確認できました。いろいろとある面で、気持ちは分かるのですが、そういう異業種とも連携するとか、あるいはもっとそれを外食産業と手を組んで発

信するとか、そういう組織づくりをぜひして、やはり農業が、1次産業が一番根底、大事な産業なので、大分県としては成長できるように、ぜひとも知事も頑張ってもらいたいと思います。

知事もたまには福沢諭吉せんべいを食べて頑張ってください。どうもありがとうございました。（拍手）

**古手川副議長** 以上で今吉次郎君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**古手川副議長** 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

**古手川副議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

**古手川副議長** 本日はこれをもって散会します。

午後2時50分 散会

令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 4 号 9 月 1 5 日

## 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月15日（木曜日）

## 議事日程第4号

令和4年9月15日

午前10時開議

## 第1 一般質問及び質疑

## 本日の会議に付した案件

## 日程第1 一般質問及び質疑

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

## 欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治

副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

古手川副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

古手川副議長 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第4号により行います。

## 日程第1 一般質問及び質疑

—————→…←—————

古手川副議長 日程第1、第70号議案から第98号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。太田正美君。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 皆さんおはようございます。7番、自由民主党、太田正美です。

9月11日日曜日に3年ぶりの大分県県民スポーツ大会が開かれました。私も久しぶりに選手として水泳競技に出ました。大会役員ではな

く、選手で出ました。これまで水泳をすることで、自分の健康寿命、また、現役で仕事がやれる基本になっていると思います。人によっては年寄りの冷や水と言われる方もいますが、可能な限り続けていきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。

商工行政をめぐる諸課題について、旅の高付加価値化について。

コロナ禍で最も大きな打撃を受けたと言っているのが観光業界です。5月、6月の宿泊客数は前年比で約2倍と、ようやく回復の兆しが見えてきたものの、コロナ前にはまだ及ばない状態です。

そのような中、令和6年春のデスティネーションキャンペーンの開催決定は久しぶりの明るい話題となりました。過去にも大きな経済効果をもたらした国内最大級の観光キャンペーンが再び本県に戻ってくることとなります。観光業界、さらには経済界、行政が一丸となり、その効果を最大限に引き出せるよう取り組んでいかなければなりません。

県では、今回のデスティネーションキャンペーンのポイントとして、大分・福岡連携による新たな旅の提案、ポストコロナを見据えた新たなステージへの挑戦、地域への愛着を育むおもてなしの実現の三つを挙げています。

九州最大の人口を誇り、九州の玄関口でもある福岡との連携では、どのような相乗効果が生まれるのか期待が膨らみます。また、本県の魅力の一つでもあるおもてなしの力を改めて確認し、発揮する絶好の機会にもなります。

中でも、ポストコロナを見据えた新たなステージへの挑戦は最も重要なポイントです。新たなステージには様々な意味があると思いますが、その一つは、コロナ前から言われていた旅の高付加価値化ではないかと思います。難題ではありますが、コロナ禍の苦境の中にあっても反転攻勢に備え、積み重ねてきた取組の成果を発揮していきたいところです。

昨年度予算化した観光産業リバイバル推進事業では、食、観光消費、二次交通、インバウンドをテーマに、地域が一体となって観光の課題

解決を図る取組が展開されています。同じく宿泊施設受入環境整備緊急支援事業では、多くの宿泊事業者が今後の誘客に向け、施設改修を含めた受入環境の整備を行ってきたところです。

様々な取組が生まれ、観光業界の地力アップにつながっているのではないかと期待するところです。

旅の高付加価値化は、来訪者の満足だけではなく、観光事業者の収益増にもなります。こうしたことを踏まえ、さらなる旅の高付加価値化に向け、どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以降、対面席で行います。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの太田正美君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 太田正美議員には、先日の県民スポーツ大会で水泳選手として御出場されたということであり、主催者として御出場に心から敬意を表し、また、感謝申します。順位は問いません。

ただいま、旅の高付加価値化について御質問いただきました。

観光産業は、宿泊や飲食、物販、交通など関連産業の裾野が広く、その復興は県経済の浮揚に重要な役割を果たしています。そのために県では、旅行需要喚起策として、九州や隣県を対象を拡大した新しいおおい旅割に加え、コロナに対応した食事処の個室化やワーケーション向け通信環境整備等に取り組む宿泊事業者を支援してきました。

こうした取組もあり、県内宿泊客数は今年に入り7か月連続で前年同月を上回っていますが、コロナ禍前の水準にはまだ回復しておらず、本県観光業の復興に向け、取組のさらなる上積みが必要であると認識しています。

コロナ禍を受け、密を避けた個人や少人数旅行の増加、キャンプやグランピングなどアウトドア活動の人気の高まりといった旅行ニーズの変化が見られます。こうした新たなニーズに的確に対応し、観光消費額を増加させるためにも、



旅の高付加価値化に取り組むことが重要です。御指摘のとおりです。

県内の宿泊施設は、事業者の努力により、7月の民間調査会社の都道府県魅力度ランキングにおいて、魅力的な宿泊施設部門で第1位を獲得するなど全国的に高い評価を得ています。そうした魅力的な宿泊施設に本県ならではの観光コンテンツ等が組み合わせることで、観光客の満足度を一層高め、滞在日数の延長やリピート頻度を高めることができ、地元での消費額の増加につながるものと考えます。

県内には世界に誇る自然が多くあり、自然体験型観光資源に事欠くことはありません。例えば、九州の屋根に位置する久住高原には、大自然を24時間満喫できるグランピング施設があります。広大な景色や満天の星空を独り占めできると人気を博しており、こうした自然体験型コンテンツをしっかりと発信していきます。

また、宇宙港やホーバークラフトなど、唯一無二の素材を生かした観光コンテンツの開発に向け、観光事業者を対象に宇宙港をキーワードとした観光ビジネスの検討講座を開催します。

さらに、大分空港を起点としたMaaS実証実験を行うなど、デジタルを活用したストレスフリーな移動環境整備にも取り組みます。

加えて、おもてなし人材の育成も大切です。現在検討を進めている本県独自のアウトドアガイド認証制度では、安全確保や自然環境の解説はもちろん、心に残る特別なサービスを提供できるガイドを育成します。

まずは、来年5月10日にdestinationキャンペーンの前哨戦として、全国の旅行会社等を招いた宣伝販売促進会議を開催し、本県ならではの取組をアピールします。

おんせん県おおいたを旅する感動を多くの観光客に味わってもらえるように、関係者一丸となって引き続き努力していきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** destinationキャンペーンのような大規模キャンペーンの実施から旅行会社等の商談会の開催、また、情報誌の発行、ホームページやSNSなどのインターネットを通じ

た情報発信まで、観光客の誘客手段には様々なものがあります。

中でも、デジタル技術が進化し、社会に広く浸透する状況下では、誘客においてもデジタルの占めるウェイトが明らかに大きくなっていると思われます。その代表とも言えるのがデジタルマーケティングです。単にホームページなどで情報を発信するだけにとどまらず、インターネットなどから得られる属性等の様々なデータを活用し、より効果的に情報発信や広告を行う手法が自治体にも広がっています。

本県においても、従来型の手法に加え、インターネットを通じた情報発信を行ってきたところであり、各種の調査なども含めれば多くのビッグデータが蓄積されています。コロナ後はますますデジタル化が加速し、その比重が増していくものと考えます。

デジタルマーケティングを活用した誘客対策の現状と今後の取組について、観光局長に伺います。

**古手川副議長** 秋月観光局長。

**秋月観光局長** 本県では、これまでもSNS等を活用した情報発信や調査分析等に取り組んできました。特にコロナ禍での旅割を活用した誘客活動においては、その中断や対象エリアの変更にも迅速に対応することができ、デジタルの優位性を改めて認識したところです。

今年度は、観光客の消費動向調査などから得られた興味や関心度合いを踏まえ、年齢層や来県回数等に応じてターゲットを設定し、各ターゲットに訴求力のあるコンテンツや媒体、配信頻度等を工夫したデジタルマーケティングを本格的に展開します。

例えば、若い世代には、SNSで見栄えの良い四季折々の絶景やおしゃれなカフェ、インパクトのあるアバター体験などをInstagram等で配信予定です。また、リピート率の高いシニア世代には、フグやカキなど旬を迎える食材を各地の特色ある温泉とともにユーチューブなどで配信します。ターゲットの反応を踏まえ、配信内容等を柔軟に見直すことで、旅行意欲を高め、オンライン予約サイトに誘導し、大分へ

の旅につなげていきます。

また、旅行者の反応などから得られたデータを基に、よりターゲットに魅力的なプロモーションを企画するなど、戦略的なデジタルマーケティングを進めていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 今、ほとんどが国内の旅行者なんです。一方、円安が進んだ中で、インバウンドのお客さんには日本の旅行商品がすごく魅力的なんですよ。国内は非常に物価高で大変なんです。逆に外国人旅行者にとっては円安の影響で、すごく魅力的な旅行商品がいっぱいできていると思うので、そういう意味でも積極的なインバウンドに対する働きかけ、また、外国の旅行業者に対する接点をもう少し厚めにお願いしたいと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

**古手川副議長** 秋月観光局長。

**秋月観光局長** 言われるとおり、インバウンドがこれまでずっと受入れが整わなかった中で、徐々に水際対策が緩和されています。6月10日からは2万人を受け入れ、さらに5万人で、先々にはもっと広がるだろうと言われています。

ただ一方で、PCR検査の問題であったり、ツアーの中で添乗員が付かないといけないとか、そういった問題もありましたが、徐々にそこも緩和されています。

私どもとしても、国に対してさらなる緩和をお願いしていますが、議員の言うとおり、県自身のPRもとても大事です。現在、大分県では、各地域戦略圏に戦略パートナーを設置しており、渡航ができない中であっても、しっかりとそれぞれの国の旅行会社に対してアプローチしています。今年はまだ、留学生に協力していただいて、ネイティブ目線での情報発信なども取り組むようにしているので、しっかりとインバウンドを取り込めるように観光事業者の皆さんと一緒に努力していきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** ぜひ積極的な取組をよろしくお願ひします。

コロナ融資後の対応について伺います。

民間調査会社の調べによると、新型コロナウイルスの企業活動への影響が継続している企業は73.7%に達し、また、今年7月単月の売上高がコロナ禍前の2019年7月の売上高を下回った企業は54.3%あったとのことで、多くの企業が依然とし、コロナ禍前までの状況に回復できていないようです。

加えて、コロナ禍に追い打ちをかけるように原材料高が加速し、先行きの不透明感が漂っています。また、熊本・大分地震や豪雨災害で被災した地域などでは残債も抱えており、先行きが見通せない状況にあります。

そのような中で、コロナ対応の無利子、無担保融資を借り入れた多くの企業が据置期間満了による元本償還を今後本格的に始める時期になりますが、コロナにより経営が弱っている中で原材料高が追い打ちをかけ、さらに元本償還となると、経営が立ち行かなくなる懸念があります。

また、県内の本年上期の倒産の状況を見ると、件数は前年同期と同数で、負債総額は減少している状況であり、県制度資金などの無利子、無担保や低利での融資などにより急場をしのぐことができているような状況にあると考えられます。一方で、本年2月には負債総額10億円を超える宿泊業者の倒産が発生し、報道によれば、7月に発生した3件の倒産は全てコロナ関係倒産であり、今後、コロナ禍の影響を受けた企業経営の悪化による倒産はこれから顕在化していくのではないかと思います。

もちろん、中小企業側でも体質改善していかなければならないことは分かっているものの、外的環境から必ずしも進んでいない中小企業も多いと思われます。

こうした状況の中で、今後、金融対策を始めとする何らかの対策を講じる必要があると考えますが、コロナ関連融資による支援策の今後について、商工観光労働部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** 県内では、コロナ関連倒産が令和2年5月から本年7月末までの2年3か月で29件発生しています。コロナ禍の影

響の長期化による今後の動向などを引き続き注視していきます。

倒産は、地域経済や雇用に大きな影響をもたらします。そのため、厳しい経営環境にある企業の事業継続に向けた支援策を講じていくことが引き続き重要であると考えています。

これまで無利子、無担保融資などで企業の資金繰りを支援してきました。コロナ禍が長引く中、無利子融資の据置期間や無利子期間の終了などによる負担金返済や利子支払の開始は企業にとって重荷となるおそれがあります。

このため、最長5年間、元金返済なしで繰り返し借換え可能な短期資金や、借換えて緩やかな返済が可能な長期資金を昨年度に創設しました。また、金融機関や信用保証協会に対し返済期間や据置期間の延長も含め、柔軟な対応の継続を繰り返し要請してきたところです。金融機関などは、条件変更などの相談にほぼ全て対応していただいていると承知しています。

また、コロナ後を見据え、金融機関の継続的な伴走支援による生産性向上などを図る低利資金を創設し、企業の経営改善も促進しています。

さらに、物価高騰に伴う原価率上昇に悩む企業向けの低利資金制度も今議会に提案しています。今後とも中小企業などのニーズを踏まえ、事業継続、発展のための資金繰り支援を行っていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 12月になると、どうしても資金繰りが苦しくなる中小企業者が出てくると思います。その辺、きめ細かな対応をどうぞよろしくお願いします。

次に、福祉、医療をめぐる諸課題について質問します。

医師の働き方改革について。

本県において、新型コロナウイルスの感染が初めて確認されてから2年半が経ちました。この間、次々と変異株が発生し、収束にはまだまだ時間がかかる状況です。

感染収束の特効薬がない中、県では、県民に対して基本的な感染対策の徹底を呼びかけるとともに、ワクチン接種を推進し、感染拡大防止、

重症化予防に努められており、また、感染状況に応じて入院病床や宿泊療養施設の確保に奔走していただいています。今夏のように感染拡大局面においても、大きな混乱なく医療提供体制が維持できているのは、知事を始め、執行部の御尽力によるものと深く敬意を表する次第です。

もちろん、こうした取組は、医師を始めとした医療従事者の献身的な対応に支えられていることは申すまでもありません。昼夜を問わず検査や診療、ワクチン接種などに従事し、長時間の勤務をいとわず、県民の生命と健康を守る姿勢には頭の下がる思いです。県民の皆さんも新型コロナウイルスを経験して、改めて医療従事者のありがたさを再認識していると思います。

こうした中、令和6年4月から時間外労働を原則年960時間までとする上限規制が医師に対しても適用されることとなり、特例として、一定の条件に合致する場合は年1,860時間まで認められますが、その特例も令和17年度末までに解消しなければなりません。

こうした医師の働き方改革が推進される背景には、他職種と比較しても突出した長時間労働の実態があります。医師は、昼夜を問わず患者への対応が求められるほか、日進月歩の医療技術への対応や、きめ細かな患者対応といったニーズの高まりにより長時間労働に拍車がかかっています。

このように、これまでの医療提供体制は医師の長時間労働により何とか支えられてきたと言っても過言ではないわけですが、不規則な勤務時間に長時間労働が加わることで、医師自身の健康を損なうおそれも指摘されています。

医療の質、安全の確保の観点からも、医師の長時間勤務の是正に向け、医師の働き方改革を確実に進めていく必要があると考えます。県として、医師の働き方改革にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** コロナ禍において、医療関係者の昼夜を分かたぬ御尽力には私も頭が下がる思いです。

さて、平成31年4月に施行された働き方改

革関連法では、多くの業種で時間外労働の上限規制が直ちに適用されましたが、医師については、御指摘のとおり、長時間労働の実態や働き方の特殊性から令和6年3月末までの5年間猶予が与えられています。

少子高齢化の進展により、医療需要が今後ますます複雑多様化していくことが考えられるわけであり、医師の働き方改革は労働時間の短縮のみならず、安心で質の高い医療との両立が重要と考えます。そのため、県では次の三つの取組を進めています。

一つは、やはり何といたっても医師の確保対策です。

医師不足により特定の医師が過重労働にならないように、自治医科大学に加え、大分大学医学部の地域枠制度などにより地域勤務医師の拡充に努めています。順調に養成が進み、今年度は昨年度から14人増となる49人の医師が地域で診療に当たっています。また、診療科ごとの医師の不足状況にも目を配っており、小児科や産婦人科に加え、今年度からは救急科も研修資金の貸与対象としたところです。

二つは、医療機関の勤務環境改善への支援です。

県が設置している医療勤務環境改善支援センターでは、労働時間とみなされる業務範囲の明確化や勤務間インターバルの確保などについてアドバイザーが助言を行っており、昨年度は115件の相談に対応しています。

また、女性医師の増加を受け、出産や育児などライフステージに応じた働きやすい職場づくりを推進するために、産休・育休明けの円滑な職場復帰に向けた支援プログラムを作成したり、短時間正規雇用制度の導入を支援しています。

三つは、タスクシフトの促進です。

医師の勤務時間を短縮するためには、医師でなくても行うことのできる業務を他の職種へ移管することも有効です。

県立看護科学大学では、特定の医療行為を行えるナース・プラクティショナーを養成しており、現在、35人が県内の医療機関等で勤務しています。また、昨年度からは特に医師の時間

外勤務が多い三つの救急病院を対象に、看護師や救急救命士などへのタスクシフトの取組も支援しています。

安全で質の高い医療サービスを将来にわたり提供していくためにも、医師が心身ともに健康で、そのポテンシャルを十分に発揮できるように、医師の働き方改革をこれからもしっかりと進めていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** よく分かりました。よろしく申し上げます。

次に、社会福祉施設等における物価高騰の影響について。

原油等の燃料価格の高騰は、様々な分野に影響を及ぼしています。物価高騰相当額はサービスの値段に上乗せするのが原則ですが、例えば、社会福祉施設等では国が決定する公定価格によりサービスを提供していることから、自由に価格に上乗せすることが困難です。

幼児教育・保育施設や高齢者施設、障がい者福祉施設、児童養護施設などの社会福祉施設は規模の小さい事業所が多く、電気代等の高騰が経営を圧迫しているのが現状です。

本来ならば、実情を反映して国が公定価格を上げるのが筋ですが、国は臨時改定の動きを見せていないため、急場をしのぐための緊急対策が必要です。

県では、そのような状況下でも安定的に社会福祉サービス等を提供するため、今定例会において緊急的に電気代高騰分を一部補助する補正予算を提案していますが、実際には対象施設数が多いこともあり、実際の支援には煩雑な手続が必要になるのではないかと懸念しています。

そこで、お尋ねします。社会福祉施設等における物価高騰の影響について、どのように分析し、逼迫する事業者に速やかに支援が波及するよう、どのように取り組まれていくのか伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 今般の物価高騰による社会福祉施設等への影響を把握するため、この7月に抽出調査を実施しました。回答のあった施設

の今年4月から6月の電気代は、昨年同時期と比べ、平均で約2割高くなっており、これは国の消費者物価指数の伸び率と同程度でした。

電気は、利用者へのサービス提供等に欠かせないものであり、運営費に占める割合が高い電気代の高騰が長期化することは、施設等の安定運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。このため、負担軽減を図る緊急支援策を本定例会に提案したところです。

一方で、1万1千か所を超える施設に対し、一日も早く支援を届けるためには、手続の簡素化とあわせ、電子申請の活用が有効です。申請に必要な添付書類は、電気代が確認できる画像データのみとし、それをスマートフォンやパソコンから送信していただくことで、申請者の負担軽減と審査事務や支給事務の迅速化を図りたいと考えています。

また、今後も見据えると、電気使用量を抑える省エネ設備の導入も効果があるため、今回、その支援制度もあわせて創設し、しっかり後押ししていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 物価高騰はいろいろな面でも影響が出ているので、いち早い対応をよろしくお願ひします。

次に、歯科健診の受診についてお尋ねします。

骨太の方針2022では、全ての国民に歯科健診を義務付ける生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討が盛り込まれました。直ちに実施するわけではありませんが、健診の対象や頻度を拡大して歯周病などを早期に発見し、他の病気の誘発を抑えることで医療費全体を削減する狙いもあるとされています。

現在、歯科健診の受診義務は、1歳半と3歳の子ども、小中学校に通う児童生徒の学校健診などに限られ、大学生や社会人は対象外となっています。歯科疾患の多くは自覚症状を伴わず、ある程度進行した状態で歯科受診に至るのが実情であり、歯を失い、食生活に支障を来してしまう例も少なくありません。

本県の調査によると、20歳以上で定期歯科

健診を受けている人は26.5%にとどまり、40から50代で歯周病予防に有効な歯間ブラシなどの使用者は47.5%と半数に届かない状況にあります。

本県でも平成25年に歯と口腔の健康づくり推進条例を施行し、平成28年には当初目標の80歳で20本以上の50%超えを達成したんですが、歯周病罹患者の割合は増加しています。近年、歯の健康維持が全身の健康にも影響を及ぼすことが分かってきており、歯周病の発生や進行を防ぐには定期的な健診が効果的です。

成人に対する健診の場として、県内で歯周病検診を実施している市町村の割合は平成30年で66.7%であり、九州内では熊本と並んで4番目に高い状況です。しかしながら、全国的には80%以上が過半であり、本県でも全市町村での早期実施が望まれます。

そこで、お尋ねします。健康寿命のさらなる延伸のためにも歯科健診、とりわけ歯周病検診の受診の促進が不可欠と考えますが、福祉保健部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 歯科疾患の中でも、特に歯周病は自覚症状がほとんどないまま進行し、よくかまわずに早食いになることで肥満や糖尿病のリスクを高めます。さらには誤嚥性肺炎や脳梗塞等の全身疾患を引き起こす要因にもなるため、日頃の口腔ケアと定期的な歯周病検診が重要です。

こうしたことから、歯周病検診を行う市町村は徐々に増加しており、さきほどの平成30年66%から今年度は全市町村で実施されています。

各市町村では、40歳などの節目となる年齢の方に無料クーポンを配布し、受診を促していますが、残念ながら、受診率は伸び悩んでいます。その理由としては、必要性を感じないとか、時間がないといったことが挙げられています。

そこで、必要性の理解を深めるため、歯科医師会と連携して公開講座や街頭キャンペーンなどの普及啓発を行っています。

さらに、時間がない働く世代に対しては、健

康経営事業所への出前講座等を通じて口腔ケア指導を行うとともに、歯周病リスクの理解を促しています。こうした取組を進め、歯周病検診の受診率の向上を図っていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** よく分かりました。よろしくお願ひします。

次に、がん検診の受診について伺います。

コロナの影響はいろいろなところに波及しています。40年近く日本人の死因のトップを占めるがんについては定期的な検診が不可欠ですが、コロナによる受診控えなどで検診を受ける人が減少し、コロナ前の水準に戻っていないようです。

具体的には、県地域保健支援センターでは、コロナ前の令和元年に比べ、令和2年で受診者が25%減少、昨年は少し回復したものの、まだ20%弱下回っており、依然として低い水準であるとのことです。

がんの罹患率には年によって大きな変動はないと考えられることから、このままでは通常なら見付かっていた初期のがんが多数見逃された可能性があり、また今後、進行がんの患者の急増も懸念されます。県でも受診率の向上に努めているようですが、県民受診率はいまだ50%に達しておらず、実施主体である市町村と共に早急な対策が求められます。

他県では、未受診者に受診を促す個別の通知を送ったり、検診を休日や夜間に実施するなど工夫を凝らしていると聞いています。こうしたことを踏まえ、がん検診の受診控えに対し、市町村共々どのようにその受診率向上に取り組んでいられるのか、福祉保健部長に伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** がん検診受診率の向上は重要な課題であり、市町村ではこれまでも乳幼児健診におけるチラシの配布や、地域の健康推進員等の活用による検診の周知などに取り組んできました。

また、受診者の利便性を高める取組として、多くの市町村で特定健診との同時実施や夜間休日検診を行っています。

さらに、子育て世代に対する無料の託児付き検診やスタッフ全員が女性のレディース検診を実施している事例もあり、安心して受診できる機会の提供に各市町村が創意工夫を凝らしています。

コロナ禍をきっかけに、密を避けるための予約制の導入やWebによる申込みを可能とするなど、忙しい働く世代でも受診しやすい環境づくりも進んでいます。

こうした中、先週、県と市町村の意見交換会を開催し、乳幼児健診と同時に行う子宮がん検診など、県外の先進的な取組事例を情報共有したところでした。今後とも市町村や関係機関との連携を強化し、がんの早期発見に向け、検診を受診しやすい環境づくりを進めていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** コロナの影響により、がん治療において、例えば、手術が先送りされているなどの事例があるのではないかと心配するんですが、県内の医療機関の現状や課題についてはどう認識されているのか伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** そのところは、医療現場が大変逼迫しているということで私どもも心配しており、新型コロナの入院患者受入病院に対して毎月聞き取りを行っています。その中には、今、議員御指摘のとおり手術を延期しているというケースもあります。ただ、それは延期しても構わないような軽い症例で、がんで至急手術を要するものへの影響はないとのことでした。

病床使用率も、ここに来てやっと50%を切って少し落ち着いていますが、ピーク時には医療機関同士が連携して、例えば、救急患者の受入れを役割分担をあらかじめ決めてスムーズに行うといったようないろんな工夫を凝らしていることも伺っています。

県としても、こういった手術等が円滑に行われるように、コロナと一般療養の両立ができるようにしっかりと取り組んでいきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** よろしくお願ひします。

次に、災害への備えについて、火山防災対策について伺います。

本県には、鶴見岳・伽藍岳、九重山、由布岳の三つの活火山があります。このうち、別府市と由布市にまたがる鶴見岳・伽藍岳においては、7月8日5時10分に火山性地震が多発しているとして、噴火警戒レベル1の活火山であることに留意から県内で初となるレベル2、火口周辺規制への引上げが気象庁から発表されました。幸いにも7月9日以降、揺れは観測されておらず、7月27日にはレベル1に引き下げられましたが、火山災害は風水害や地震など他の自然災害と比べると発生頻度が低いことから住民の関心は高くないように感じています。

しかし、身近に活火山があり、噴火等が発生すれば甚大な被害が生じることをしっかりと認識しておく必要があります。平成3年の長崎県雲仙岳の噴火では、火砕流により行方不明者を含む43人が犠牲になりました。また、記憶に新しい長野県、岐阜県にまたがる御嶽山の平成26年の噴火では、噴石等により行方不明者を含め63人もの方が犠牲になりました。

こうした被災事例がある中で、火山災害や警戒レベルの引上げを経験している自治体では、山の日等の各種イベントや動画配信などで住民への啓発活動が行われています。

本県においては、今後30年以内の発生確率が70から80%とされる南海トラフ地震等の地震・津波対策や、毎年のように発生している風水害の対策については、様々な媒体により啓発活動を実施しています。

火山対策についても、住民への啓発活動を強化し、防災意識を高める必要があると考えますが、これまでの取組と今後の方針について防災局長にお尋ねします。

**古手川副議長** 岡本防災局長。

**岡本防災局長** 7月に鶴見岳・伽藍岳で噴火警戒レベル2への引上げが発表されましたが、関係機関との連携や地元住民の御理解等により、特に大きな問題は発生しなかったと認識しています。

本県の三つの活火山のうち、常時観測火山に

位置付けられている鶴見岳・伽藍岳と九重山では、平成26年以降に火山防災協議会を設置し、対策を講じてきたところです。

具体的な取組としては、避難計画の策定を始め、火山ハザードマップの作成や登山口情報看板の設置等を行っています。加えて、避難の基本となる火山防災訓練についても、九重山では昨年度に実施済み、鶴見岳・伽藍岳でも今年度に実施予定です。

一方、議員御指摘のとおり、本県の火山災害に対する県民の関心度は高いとは言えず、啓発活動の強化が必要であると考えています。

火山活動が活発な地域では、火山との共生等をテーマにしたシンポジウムの開催や子ども向けの体験教育プログラム等を実施しています。今後はこれらを参考にしながら、火山防災への理解醸成に努めていきます。あわせて、不測の事態に備え、火山災害警戒区域内の避難促進施設の指定等にも引き続き取り組んでいきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 私は由布岳の麓に住んでいます。由布岳に登山する方がこの秋多いのですが、ほとんどの方がヘルメットをかぶらないで、普通の帽子で登山している状況です。けれども、実際噴火等がいつ起こるか分からない状況においては、日頃からヘルメットをかぶって登山するか、そういう広報活動も非常に重要なのではないかと思います。その辺の取組についてはどのようにお考えでしょうか。

**古手川副議長** 岡本防災局長。

**岡本防災局長** 今、議員から御指摘がありましたが、他県でも、火山活動が活発な地域においてはそういったところが非常に住民の方々に周知されているので、今後、CG等の検討も視野に入れながら啓発活動を強化していきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 由布岳みたいな急峻な山では、一方で落石が結構あるんですね。上に登っている方が踏み外したり、滑落とかも起こっているし、火山だけではなく、日頃の事故防止としても、非常にヘルメットは重要なのではないかと思います。取組をよろしく願います。

次に、洪水ハザードマップ作成の支援と活用について伺います。

近年、地球温暖化による気候変動などにより、1時間当たりの降水量が50ミリから100ミリを超えるという激しい雨が1.4倍に増加するなど、異常気象と言われる極端な気象現象の発生が頻発化し、洪水や土砂崩壊による自然災害が激甚化しています。

頻発化、激甚化している水害や土砂災害から県民の命と暮らしを守り、本県の経済社会活動を将来にわたって持続的に発展させるためには、河川改修やダムの整備、砂防・治山ダム等による土砂災害対策などのハード対策と、地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒、避難を行うソフト対策の両面から取り組むことが必要です。

そのような中、平成27年に水防法が改正され、洪水に係る浸水想定区域について、これまでの100年から200年に1度の雨量の想定から千年に1度の想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表されることになりました。

本県でも、洪水により相当な被害を生ずるおそれのある一部の河川については、最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として新たに指定し、これを基に該当する市町が災害時の対応や避難場所の位置等の情報を具体的に記載した洪水ハザードマップを作成したところです。一方で、まだまだ住民に対し周知が不足しているなどの課題もあると聞いています。改めて住民に周知し、活用してもらうことが大変重要です。

また、中小河川において多くの浸水被害が発生したことにより、昨年、水防法が改正され、洪水ハザードマップの作成対象が中小河川にまで拡大され、今後取組を進めると聞いています。これが整備されることで、市町村長による避難指示等の発令や住民等の主体的な避難が円滑に行われるなど、その効果が期待されます。この早期作成には、県からの技術的な支援等が不可欠であると考えます。

そこで、お尋ねします。各市町における早期

作成に向けた支援と、既に作成済みのハザードマップのさらなる周知、活用に向けた取組について土木建築部長に伺います。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 大規模な洪水被害を防止、軽減するためには、河川整備とあわせて、住民が早期に自らリスクを察知し、主体的に避難できるよう行政が浸水範囲や避難場所など必要な情報をあらかじめ提供しておくことが重要です。そのため、令和3年までに水位周知河川など84河川の洪水ハザードマップを作成しました。

こうした中、近年、多くの浸水被害が中小河川でも発生している状況を踏まえ、県では、作成対象をまず優先度の高い255河川に拡大し、ハザードマップ作成の基礎となる浸水想定区域図を作成しています。今後、順次、各市町村へ成果を提供した上で、ハザードマップ作成費用も助成していきます。

加えて、作成にあたっては避難場所の選定、避難経路の設定や見直し等の考え方について助言を適宜行うなど、早期作成へ向けた技術的な支援もあわせて行っていきます。

また、ハザードマップの周知活用も重要な課題です。今後も防災局や市町村等と連携し、マイ・タイムラインの普及促進を図る中で、ハザードマップを活用しながら、防災教育や避難訓練を実施することによって住民一人一人の確実な避難行動につなげていきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** ハザードマップが、100年、200年に1度の雨が千年に1度が変わったということは見たら分かるんですが、実際、感覚的にどう違うのかは、住民がなかなか認識しづらい部分もあります。特に最近の線状降水帯が発生した状況においては、いきなりそれが起こってくるということで、そういうソフト面の認識、防災意識の高まりを、自分の住んでいるところはどのような状況にあるのかをしっかりと住民に知らせる必要があるのではないかと思いますので、その辺の徹底もよろしくお願いします。

次に、公金納付のキャッシュレス対応について伺います。



今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活様式に大きな変化をもたらしました。非対面、非接触が日常の様々なシーンで浸透し、一部のコンビニエンスストアなどでは精算時に店員が現金に触る場面がなくなっています。このような状況も追い風となり、国内ではキャッシュレス化が急速に進んでいます。

キャッシュレスのメリットは、現金の準備や持ち歩き、財布からの出し入れが不要になるだけではありません。家庭ではポイントの還元も受けられるし、企業でも現金を管理するためのコストの軽減や現金出納の電子化による経理作業の効率化など、経営の合理化につなげることもできます。さらには、今後インバウンドが再開すれば、受入地域がその恩恵を享受することが見込まれますが、そのためにはキャッシュレスに対応した店舗を増やしていくことが重要です。

経済産業省が今年6月に公表した我が国の2021年のキャッシュレス決済比率は、対前年比プラス2.8ポイントの32.5%となりました。ここ数年、堅調に上昇しており、国は2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の8割まで上昇させることを目標にキャッシュレス決済を推進していくとのことです。

このような中、今年の通常国会において、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律、いわゆるキャッシュレス法が成立しました。5月に公布され、11月に施行されます。今後、国に納付する行政手続の手数料などをクレジットカード、電子マネーなどのキャッシュレスで支払えるように順次対象を拡大していく方針です。行政のキャッシュレス対応により、民間のキャッシュレスの一層の拡大へ拍車がかかると考えます。

本県では、2月に大分県キャッシュレス実施計画が公表されました。計画では、6年度までに県への公金納付のキャッシュレス対応に取り組むこととしていますが、ただ単にキャッシュレスに対応した機材等を入れるだけでなく、県民の利便性の向上と行政の効率化にしっかりとつながる取組にしなければなりません。今後の

取組について総務部長に伺います。

**古手川副議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 民間の分野で様々な決済サービスが普及している中、県では、6年度までに公金納付のキャッシュレス対応の完了を目指し、取組を進めています。今年度は県庁舎の本館、新館、また、佐伯総合庁舎等の納付窓口でキャッシュレス対応を開始しました。

取組を進めるにあたっては、まず、県民の利便性の向上が重要と考えています。電子申請においても、支払までオンラインで完結できるようにするとともに、納付窓口においてはクレジットカードのみでなく、電子マネーやコード決済など様々な決済手段に対応していきます。

また、窓口で端末を置くだけでなく、県の業務の効率化にもつながるよう、あわせてPOSレジを導入しています。手書きの領収書からレシートに切り替える、また、現金出納簿を電子化する、自動釣銭機を導入することなどにより、現金管理の効率化も図っています。今後は、同一庁舎内の納付窓口の集約や窓口業務の委託なども含め、取組を進めていきます。

引き続き様々な工夫をしながら、キャッシュレス対応に効果的に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 太田正美君。

**太田議員** 私のところも宿泊業を営んでおり、以前はほぼ現金で、チェックアウトが終わると、その現金を数えるのに非常に時間と労力を費やしていましたが、今、そういう意味ではほとんど現金がありません。ほとんどカードか、ペイペイとか、いつの間にかそういう時代に変更になっているのが現状なので、やはりそういうところを——ただ、高齢者がなかなかその波に乗れていけない現状もあると思うので、その辺の取組もあわせて検討していただきたいとお願いし、私の一般質問を終わります。今日はありがとうございました。（拍手）

**古手川副議長** 以上で太田正美君の質問及び答弁は終わりました。小嶋秀行君。

〔小嶋議員登壇〕（拍手）

**小嶋議員** 30番、県民クラブの小嶋秀行です。早速、一般質問を分割方式で行います。知事始

め、執行部の皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

初めに、宇宙港化する地域の今後の広域的まちづくりについてお聞きします。

7月26日の報道によると、アメリカのシエラ・スペース社のジョン・ロス副社長が県庁を訪れ、2026年にも大分空港を宇宙ステーションと地球を結ぶ無人往還機の帰還先とする計画があり、将来的な有人機利用も視野に入れているとのことでした。打ち上げ拠点と考えられる種子島との距離が近いことも今回の判断につながったようです。

既に、ヴァージン・オービット社が1年に複数回、宇宙港として大分空港を利用することが見込まれており、この新たな利用が固まれば、名実ともに大分空港が宇宙港として国際的に不可欠な位置付けになるものと思います。

思いがけないと言えそうですが、二つの会社が宇宙港を宇宙港として活用するとなれば、どれだけの空港の使用頻度となるのかはまだ不明ながらも、業者による利活用が頻繁になるに従い、大分県、大分空港がさらに注目されることが期待されます。

その上、とりわけ空港が立地する国東市や、大分から空港までの動線上にある別府市や日出町、杵築市などにもさらに明るさが増すことになるし、内外から訪れる多国籍のお客様も増加し、注目が集まることとなりますが、この点、宇宙港化する地域にふさわしい、将来に向けた広域的まちづくりがどのように進められるかについても関心が高まるのではないかと予測します。

私は、宇宙港の実現により、産業創造、観光・文化振興、研究・教育振興が期待でき、ビジネス関連の産業の集積はもとより、打ち上げに伴って欧米などから訪日する事業家や投資家、エンジニアらが長期滞在する需要への対応や、進学や宇宙関連産業への就職を想定した人材育成の拠点づくりなど、宇宙港を核とし、これからの可能性は大きく広がっていくものと思います。

こうしたことを踏まえ、県としてどのように

産業を集積させ、にぎわいを創出し、広域的なまちづくりを進めていくのか、宇宙港を核とした振興策について知事の御見解を伺います。

また、このまちづくりに欠かせないのが、アクセスの改善です。既に、ホーバークラフトの運航は目前ですが、大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）における2050年度の乗降客数目標である約320万人を達成するためには、鉄道の建設も必要ではないかと思ひます。採算性も考慮が必要と考えますが、将来に向けて、上下分離方式で杵築駅から少なくとも空港までの間の線路建設を検討してはいかがかと考えますが、企画振興部長の御見解をお聞かせください。

以下、対面席から質問します。

〔小嶋議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの小嶋秀行君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 小嶋秀行議員から宇宙港に関する御質問をいただきました。

まず、宇宙港を核とした振興策について、私からお答えします。

宇宙港については、現在、ヴァージン・オービット社に加え、シエラ・スペース社及び兼松株式会社とのアジア初となる水平型宇宙港実現に向けた取組を最優先に進めています。

県では、今、宇宙港の夢を大きく広げるため、県民の声もお聞きして、大分空港・宇宙港将来ビジョンを策定中であり、三つの方向性で、宇宙港を核とした振興策を進めています。

一つは、宇宙関連産業の創出・集積です。県内企業が開発した衛星測位技術を活用したごみ収集を効率化させるシステムが関東の自治体で採用されるなど、衛星データの活用事例が増えました。宇宙ビジネスは、衛星製造や、宇宙エンタメ、通信など、産業の裾野も広いことから、引き続き、県内企業の参入支援や創業、企業誘致に取り組みます。また、将来的には、バイオ・素材分野等において、宇宙ステーションが研究開発や製造の拠点となることも期待されています。宇宙の拠点と地球とをつなぐ宇宙

港周辺において、関連産業の集積や活性化が進んでいくのではないかと考えています。

二つは、新たな観光需要の創出です。打ち上げ時には多くの観光客が大分空港を訪れることが考えられますが、空港のみにとどまることなく県内を周遊できるよう、観光資源の磨き上げを進めます。また、衛星会社など、関係者の長期滞在や、海外富裕層の来県も想定されます。この点は、先日、提携する米国企業2社の幹部が来県した際に、県内の宿泊施設や神社仏閣、現代アート作品などを体験され、受入環境に対して高い評価をいただいたところです。

三つは、教育・研究の振興にも夢が広がります。超小型人工衛星の研究開発を行う東京大学の教授と連携し、この夏、模擬人工衛星の実験教室を開催するなど、STEAM教育やものづくり教育の取組を始めています。また、令和6年度に宇宙コースが新設予定の国東高校では既に、英国で宇宙港計画を進めているコーンウォール州との交流を行っています。今後も、国内外の宇宙関係の研究者、技術者と、研究・教育分野での連携を進めます。

こうした方向性を持って振興策を進める上で、グローバル化の視点を持つことが大変重要だと思います。宇宙ビジネスは国を超えて展開されることから、地域が外国籍の企業や技術者などを受け入れられるよう、言語対応など、ビジネス環境の整備を進めることが必要です。また、既に交流が進む英国の宇宙港との連携など、国際的なネットワークの構築も大切です。このようにして、本県がアジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点として認められるよう、引き続き取組を進めていきます。

もう一つ、宇宙港へのアクセスについて御質問いただきました。この点については、担当の部長からお答えします。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 宇宙港へのアクセスについてお答えします。

宇宙港となる大分空港の利便性を高めるためには、多様なルートでアクセスできることが重要です。

その中で、議員御提案の空港最寄り駅であるJR杵築駅から大分空港への鉄道路線の建設も、将来的な選択肢の一つであると考えています。

具体的な空港アクセスとして鉄道の導入を考えるにあたっては、事業継続に必要な採算性を確保するための一定程度の安定的な利用者ニーズが前提となります。

そのためにも、国際線を含めた新規路線の誘致等による航空ネットワークの拡充や、宇宙港の実現、ホーバークラフト導入による新たな空港利用需要の創出などにより、まずは空港利用者数の増加を図っていきます。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** 振興策について、ありがとうございました。我々、素人からいろいろ、ああであろうこうであろうと申すよりも、やっぱり行政の企画部門のこれからの検討が、どういうものを目指してこれを進めていくのかという観点からは非常に重要であると考えます。そういう意味では、今、知事からお答えいただいた3点、これはビジョンの中にも含まれている内容かもしれませんが、このような3点を中心に進めていただくことがこれから先の空港の発展には大きいものがあるかと考えます。

ただ、さきほど言ったように、アクセスの関係については、まず1点伺いたいのは、いわゆるビジョンの中で、320万人を2050年度には目指したいと書かれています。途中では250万人という話もちろんあるし、これまでは200万人をちょっと超えたぐらいが実績だったと思いますが、320万人を目指すことになると、やはりホーバークラフトでは、あるいはバスだけでは、あるいは自家用車だけでは、私は賄い切れない可能性が出てくると考えます。

そういう意味では、今回、選択肢の一つと言っていたいただきましたが、これは積極的に今後検討していただいて、そして、私が言いたいのは、鉄道は上下分離方式と言いましたが、架線を引かずに、ディーゼル機関車を最初は通行させますが、将来的には水素エネルギーを活用した軌道を造っていくようなことも展望としては持てるのではないかと考えますが、まず320万人

の背景、考え方、それから、そういう鉄道を造る上において、エネルギーの問題については水素を活用するという選択肢もいかなものかについてお尋ねします。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 2050年の320万人の目標数値については、ターゲットとすべき路線を国内線、国際線でそれぞれ見定めて、その路線ごとに乗降客数を積み上げて試算した積み上げ方式で算出したものです。まずは、やっぱり私どもとしては、10年後の260万人を確実に達成していくために全力で取り組んでいきたいと考えていて、そうした中で、さらにその上の目標、今、320万人を掲げていますが、またそこも見えてくるのかなど。そうした取組の中で、乗降客数の増加に合わせた形で、アクセスをどうしていくのかを考えていきます。

今、もう一つお尋ねにあった、いろんな交通モードに技術革新は、今後起こるんだろうなと思っています。そういったことにもしっかり注視しながら、視野を広く検討していきます。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** ありがとうございます。これから先、進んでいく上においては、まだまだ検討課題も生まれてくると思っているし、私自身としては、アクセスの改善をもっともっていかない限りは、目標に掲げている数字を達成できないことになってしまう可能性があるので、この辺に注視して、ぜひ今後積極的な検討をいただければと考えています。よろしく願います。

続いて、豊予海峡ルートについて伺います。

本件は、かなり長い間、論議が行われており、既に本県及び愛媛県等を中心に豊予海峡ルート推進協議会を発足し、2年交代で大分、愛媛が事務局を担う形で、昨年は、国に対し、大分県、愛媛県ほか、広島県、山口県など近隣5県と各県商工会議所連合会、四国、九州経済連合会などと共同して要望活動が行われています。

以前は調査費を計上して具体的な調査事業などが行われていたと記憶しますが、近年は大がかりな調査や推進に関する予算計上はほとんど

ない状態が続いているのが実際のところでは。

一方、大分市では現在、様々な観点から研究や調査が進められており、最近では、令和4年3月に豊予海峡ルート推進に関する論集を発行し、数多くの有識者による推進のための見解などが示されています。特に、この論集では、日本の将来の一翼を担うであろう日本青年会議所においても、将来の本県を描く上で重要なプロジェクトと位置付けて、積極的な発言をされているし、大学教授始め、多くの有識者の積極的な意見が盛りだくさん掲載されています。

私は、これまでの30年の日本の経済や社会を失われた30年とやゆする風潮がある中で、これから先の30年をどのように描くかが問われていると考えます。かつてあった、単に公共事業に偏重した予算の在り方という観点ではなく、将来世代に渡すこの国を、第二国土軸構想をベースに、その姿をどう描くかという観点から、見解を伺いたいと考えた次第です。

そこで、お尋ねします。例年の予算計上をやめるべきだという意見もある中、県として、豊予海峡ルートについて、どのような対応を実際に取られているのでしょうか。豊予海峡ルートの現状と課題について、知事の御見解をお聞かせください。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 御質問の豊予海峡ルートは、四国や関西との人・物の流れの促進による本県経済の発展や災害時におけるリダンダンシーの確保の面において、重要であると考えています。

そこで、県では、九州の東の玄関口としての拠点化戦略において、豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想を、本県の将来の発展を支える交通体系の一つと位置付けています。

本県としては、夢のあるプロジェクトとして掲げた灯を消すことなく、関係県等で構成する推進協議会等を通じて、国に対し、引き続きその必要性を訴えていきます。

国の国土形成計画においても、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的な視点から取り組むと明記されています。

ただし、豊予海峡をつなぐ橋梁やトンネルの

建設は、技術的、経済的観点から、近い将来での実現は困難であり、まずは充実したフェリー航路により海峡間の人と物の流れを増やして、交流の軸を太くすることが重要です。

そのため、船内のレストラン等で利用できるクーポンの配布など、フェリー事業者による利用促進のための企画商品の造成等に対する支援や、豊予海峡を挟んでの関係団体間交流の支援等に取り組んでいます。

このように、まずはフェリーを活用して豊予海峡間の人・物の流れを活発化させ、交流をさらに促進する好循環を生み出せるよう、引き続き取組を推進していきます。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** ありがとうございます。私が一番気になっていることは、大分市主体で考えるということではないにしても、大分市が毎年1千万円ほど計上して、ほぼ5、6千万円から7、8千万円ぐらいの予算で研究なさっているという話を聞きます。

さきほど言った論集の発表の中には、今、知事がお答えした技術的に困難であるというところについても、可能性は全くないことはない、B/C（ビーバイシー）もいいんだという話まで既にいろんなセミナーなどでは進められています。そういう意味からすると、可能性が全くないわけではないなどは我々も感じるころです。

ただ、私がこの話をしようと思った背景には、これまで四全総だとか五全総だとか、いろいろ国の形成計画の協議をされてきて、そして、かねてからその形成計画の中には一極集中を止めようということが大きな狙いにあるという話で、それが今は第七次まで形成計画が来ていると認識しています。その中でも、一極集中はやめましょうねという話が掲載されているわけですが、そういう観点に立つと、やはり今後、県としても、ある意味では積極的に研究を進めていく必要があるのではないかと私自身としては考え、今日の質問に至ったところです。

今後また、長い期間かかる話だと思うので、その折々に議論したいと考えているので、どう

ぞよろしくお願いします。何かありましたら。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** せっかくの御質問ですから、県と市の関係を御心配のようですが、県としては、むしろ豊予海峡の問題については随分前から研究を進めていました。いろんなことについて、研究はだいぶ進んできていると思います。

ただ、その後、どうやって海峡からの交流を盛り上げていくかについては、まだまだこれからの課題があるというところで、我々が先行して進めていた研究は一段落したので、そっちはそれで置いておくとして、これから交流を進めていくためのいろんな方策について市が研究していただいていると、これはこれで結構なことではないかと思っています。

機が至れば、両方の成果を合わせながら前に進めていくことになってくるのではないかなと考えています。時間的にも、それから内容的にも、協議しながらやっていると考えていただきたいと思います。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** ありがとうございます。私も愛媛県に伺って、関係部門とお話ししましたが、今の県とほぼ同じ認識でした。

ただ、平成4年には大分県も第二国土軸構想推進のシンポジウムを開いたり一生懸命やっておられたので、そういうノウハウ、いろんな蓄積があるでしょうから、それらをぜひ今後有効に使っていただいて、国との協議などについても積極的に進めていく必要があるのではないかという思いを持っているので、どうぞよろしくお願いします。

それでは次に、ネット、あるいはメディア・リテラシー教育と呼ばれるものについてです。

様々な情報が氾濫する中で、これからを生きる青少年には、必要な情報を取捨選択できる能力を身に付けることが求められています。わけでも教育分野や消費者分野における対策は重要な課題です。

現在、高等学校では、令和4年度から必修化された情報Ⅰという教科で、教育分野を含む社会一般の情報化について広範な教えを行って

ます。そこで、この情報Ⅰの教科書を発行する主な出版社5社の内容を調べましたが、出版社ごとにその内容は異なり、どの教科書を採用して授業に使うかによっては、情報化社会への理解の深まりに差異があるように感じました。

もとより、教科書のみでネット・リテラシーだけを教えているわけではないことは十分承知の上ですが、子どもたちを取り巻く情報化社会の変化、発展の中で、各種情報に対する正常なアクセスや判断力、発信力を培うためには、よりリアルな学び、視聴も含めて、必要ではないかと思えます。

小中学校を含むネット利用の低年齢化の中で、ネット・リテラシー教育にどのように取り組まれているのか、現状と課題を含めて、基本的な考え方をお聞かせください。

また、リアルな学びに関し、群馬県では、ネットによるいじめに関する動画を編集、制作して、生徒がその動画の視聴に基づいて共に学ぶ機会が設けられています。実際をイメージしやすい動画の活用は、児童生徒に限らず、高齢者層も含めた幅広い世代にも有効です。

特に、ネット・リテラシーの学びは、持続的、計画的、体系的なものでなければならぬと考えます。本県でもリアルな学びのため、動画を活用してはどうかと思いますが、この点、教育長の見解をお聞かせください。

**古手川副議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 2点についてお答えします。

まず、ネット・リテラシー教育についてです。

ネット利用の低年齢化や情報化が進む中、ネット・リテラシーを含む情報モラル教育は、ますます重要になっています。

各学校では、学習指導要領に基づいて、小、中、高を通じ、児童生徒の発達段階に合わせて、各教科はもとより、特別活動や生徒指導等において情報モラル教育を行っています。

例えば、小中学校では、道徳科で情報に関するマナーや規範について、社会科や技術・家庭科では、情報流出等のインターネットの特性について指導しています。

このほか、学校からの要望に応じて、情報モラル出前授業を実施しています。昨年度は59校で、保護者を含め約9千人が参加しています。今年度は95校に拡大し取り組んでいます。

一方、ネットを介したトラブルは、依然発生しているため、子どものためのネットあんしんセンターを開設し、児童生徒、保護者の相談に対応しています。

また、家庭でのルールづくり等を啓発する講演会を行うなど、未然防止も図っています。

今後とも情報化社会をたくましく生きる力を育むため、教員研修の教科はもとより、GIGAスクール構想の推進とあわせて、情報モラル教育の充実に努めていきます。

それから、次は、動画の活用についてお答えします。

令和2年度に大分県内でインターネットやSNSなどで誹謗中傷が行われた、いわゆるネットいじめの件数は269件で、いじめの全認知件数に占める割合は2.1%となっています。

インターネット、SNS上でのいじめは、匿名性が高く外部から見えにくい、早期発見、早期対応が難しいなどの課題があります。児童生徒に対する情報モラル教育の取組が重要だと考えています。

情報モラル教育の必要性は、学習指導要領にも記載されており、県教育委員会では、専門家によるネットトラブル講演会やスクールロイヤーによるいじめ予防事業などの取組も行っています。

また、小中高校別に児童生徒向けの動画教材や指導案を作成しており、学校現場でも活用されています。さらに、文部科学省が制作した児童生徒向けの動画教材も、県教育委員会のホームページを通じて閲覧できるようにして、こちらも活用されています。

今後、児童生徒及び教員のタブレットにこれら動画のアイコンを表示して、よりアクセスしやすい環境を整えたいと考えています。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** いろいろ方法がというか、様々やり方はあるかと思えます。教育委員会として、

そこまで随分、セミナーを開いたりだとかいうことで進められていることについては、改めて認識しました。

それで、私は実は群馬県へ行ってきて、群馬県のネット・リテラシーの一端のそういういじめの問題の動画について見ました。県としては初めてのやり方だと言われていましたが、授業でそれを共に見ながら、共に考えることが必要ではないかと言われていました。そういう話を聞いてきて、なるほどなということでありました。

今の教育長の答弁では、ホームページで見ることではできるということであつたように今受け止めたんですが、授業の中でそういうことをきちんと使って、お互いが考え合うということ。それで、リアルに、こんなことってあるよねと子どもが感じるような状況をつくって、学び深めることが重要ではないかなと私は考え、今日こういう提案をしたので、ぜひその点については御理解いただきたいし、問題は、さきほど話があつたように、令和2年度の269件、2.1%とはいえ、このネット上でのいじめなどの相談件数が低減していくことが大事だと思うので、その点、集中的な取組をぜひお願いしたいと要望します。よろしくをお願いします。

それでは次に、アーバンスポーツの環境整備と人材育成についてお聞きします。

本件については、さきの東京2020オリンピック以降、日本各地で本格的に注目を浴びており、県議会では、大友議員を始め、これまでに何度も一般質問が行われています。その論議を踏まえて、少し踏み込んだ点についてお尋ねと提案もしたいと思い、あえて質問項目に挙げました。

昨年の第3回定例会の論議では、アーバンスポーツを「する」スポーツとして施設情報の発信に努めるとともに、関係団体等とも連携し、その振興を推進していくと、県から前向きな答弁がありました。

私は、この答弁を高く評価した上で、県が3か所のスケートボード練習場の情報をホームページに掲載したということだったので、早速、

その練習場を調査してみました。

まず、日田市が設置する大原公園スケートボード場は、本格的な練習場として整備されていました。

次に、大分市のT-Waveは、田ノ浦海水浴場の国道を挟んだ反対側にあり、太陽光発電施設の中で平坦な場所に、いろんな設置型の起伏、変化をフレキシブルにセットできる練習場で、雨天時やナイターに対応していました。

最後の大分スポーツ公園アーバンスポーツエリアは、昭和電工ドーム大分の東駐車場の一部を、スケートボード、BMX、インラインスケートの練習場としてエリアを区切っていますが、特に構造物は設置されていません。

東京2020大会で正式な競技として実施された競技種目だけに、これから潜在的なものを含め、競技人口が増加傾向にあると考えられる中で、本格的な練習場の確保はとても重要と思いますが、大原公園スケートボード場を除いて、本格的な練習場というには少々難がある感じでした。

提案ですが、例えば、大分市中心部においては、高架化後の鉄道残存敷を活用した公園が整備されつつあります。そういったアクセスのよい場所に、気軽にアーバンスポーツに触れられる環境があればいいと思います。

そこで、お尋ねします。アーバンスポーツの練習環境の整備及び、本格的かつ正式な競技会場の設置に関する基本的考え方について企画振興部長に伺います。あわせて、アーバンスポーツのそれぞれの競技ごとの指導者の育成と、競技人口の拡大についてお聞かせください。よろしくをお願いします。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** アーバンスポーツは、新しいスポーツであることから、競技上の安全性確保や周囲へのマナーアップに加え、認知度を高めていくことが重要であると考えています。

県では、今年度、安全にスケートボードを体験し、マナーを学べる場として、市町村と連携し、県内9か所で出張型のスケートボード体験スクールを開催しています。

また、来月には、日本最大級のキッズ向けスケートボードコンテストも大分市のパークプレイス大分にて本県で初めて開催します。

練習環境の整備や本格的な競技会場の設置、また、指導者の育成については、こうした体験スクール等での実績のほか、競技人口の状況や競技自体の盛り上がりなどを踏まえて、考えていくものと思っています。

県としては、市町村と連携して、こうした様々な取組を通じて、まずはアーバンスポーツの認知度向上を図るとともに、競技人口の拡大などにもつなげていきたいと考えています。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** 9か所の体験場所、あるいはパークプレイスの関係については、私も十分情報をキャッチしていませんでしたが、今、競技人口の数あるいは盛り上がりがどうかということが話にありましたが、この競技人口そのものについては、今どのような把握がされていますか、その辺について伺います。

私が、今回この質問をしようと思った一つの理由に、散歩で大分の駅南辺りを回っていると、子どもたちが5、6人集まってスケートボードをやっていますが、散歩する人が来るとずっとよけて遠慮しがちに、僕らがいなくなると大胆に滑ったりとかいうことをしている姿をよく見かけていて、やっぱり練習場がないんだなということで、こういうところであると危ないなとずっと感じています。であるならば、練習場をしっかりと確保してあげる、それから、練習した上では正式な競技場を確保してあげることが必要ではないかと思いが募ってきたのが一つの大きな理由です。

そうであれば、そうであるだけに、しっかりとした指導者もつくっていくことは、これは県の仕事かどうかは、様々考え方はあろうかと思いますが、やっぱり初期の段階といえ、指導者を県主導で育成していくことも必要ではないかと思っています。さきほど指導者の育成については触れただけでなかったので、その点についても改めて伺います。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** まず、競技人口をどう把握しているかについては、正確なデータは持っていませんが、やはり今、議員御指摘のとおり、私どもも、スケートボードを持って親子で近くの公園というのは見かけるようになったかなどは感じています。

今、私ども、このスケートボード協会とよく連携して、いろんな競技人口の普及などについて、どういう形で進めていったらいいか競技協会と連携を取っている中で、そうした中で、指導者の育成などについても話をしてみたいと思っています。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** それがいいと思います。というのは、やっぱり協会の皆さんと十分連携を取って、今後の課題が何なのかをはっきりさせていくことは正しいことだと思います。

東京2020オリンピックであれだけ注目を浴びた競技ですから、今後、大分県内からも選手が派遣できるような、そういう思いも持つ必要があるのかなという気がしているわけで、そういう意味では、指導者がどれくらいの規模で大分県内に存在するのか、私は存じ上げませんが、指導者をしっかりと育成していただいて、安全に、なおかつマナーをしっかりと守って、こういうアーバンスポーツを楽しむ青少年の育成にしっかりと取り組んでいただきたいと考えているので、その点、どうぞよろしくお願いします。

それでは最後に、本年6月から気象庁が開始した、線状降水帯発生予測の活用についてお聞きします。

今のところ、予測確率は25%程度とされていますが、この気象庁の取組が次第に確率、精度を上げて発表されるように大いに期待します。

7月から8月には、東北地方等で大変な大雨の状況が報道されていましたが、これから九州北部地域でも台風も近づいているということで、大雨が予想される折には線状降水帯発生予測に沿った防災対策が取れるという意味では、非常に重要な取組と思います。

もとより、この線状降水帯の発生予測は、6



時間前を建前にしていますが、その理由は、高齢者等の逃げ遅れによる被害の減少対策に第一義が置かれています。特に、ここ最近の大雨被害では、大がかりな降雨は比較的深夜帯に多く発生しており、先日も一夜が明けてみれば、大規模な範囲で床上浸水が発生していて、助けを求める住民が多くいたとの報道がありました。

このように明るいうちならまだしも、避難が極めて困難な夜間、深夜の大量降雨になる前に避難を誘導するという観点から、線状降水帯発生予測の取組は今後欠かせないと思います。

こうした大雨による災害等への対応は市町村が主体となりますが、県には、県庁に防災局が設置され、全県の情報を把握しています。また、振興局の局長は、それぞれの地域に居住し、24時間体制で災害に備えています。

振興局のほかに、教育事務所、土木事務所と関連機関もあり、線状降水帯発生予測を活用し、住民避難を始め、学校の休校判断や、道路の通行止め等の判断を早めに行うなど、これらの地方機関や市町村との密な連携によるリアルで本格的な避難対策を講じることが求められます。

そこで、線状降水帯発生予測をどのように今後活用する体制が取られているのか、防災局長に具体的に伺います。

**古手川副議長** 岡本防災局長。

**岡本防災局長** 線状降水帯による短時間の記録的な大雨で、過去には逃げ遅れによる人的被害が発生しており、本県の風水害対策において喫緊の課題となっています。

こうした中、本年6月から運用が開始された線状降水帯発生予測は、現時点で精度は高くないものの、極めて重要な情報であると認識しています。

また、本県を含む九州北部地方では、全国初の発生予測となった7月15日以降、これまでに計3回発表されています。その際の対応として、防災局では大分地方气象台と連携し、県や市町村等の関係機関を対象に速やかに説明会を開催するなど、防災気象情報や防災体制等の情報を共有しました。

加えて、大雨等の警報発表前であっても、県

防災センターや振興局に災害対策連絡室を設置し、市町村に対して明るい時間帯に避難情報を発令するよう呼びかけました。

市町村においても早めに自主避難所を開設し、高齢者等の早期避難を促してきました。

今後とも線状降水帯発生予測の空振りを恐れることなく積極的に活用し、関係機関との連携も強化しながら、豪雨災害による人的被害ゼロを目指します。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** 大量の降雨がこれまであって被害が多かった地域、特に大分県内でいえば、西部地域とか、県南地域もそうですが、西部地域は今まで非常に多くの災害に見舞われています。

今回こうやって气象台が、線状降水帯が6時間先に発生する可能性がありますよと発表して、外れる場合ももちろんあるのですが、その外れのとときにどういう状態であるかを、雨の降り方、それから低気圧の進路がどうだとか、角度も含めて、そういう精細、正味なデータをしっかり受け取るためには、判断する人が現場にいなければならないと感じるわけで、県庁の防災局のあのモニターの上では、なかなか詳細は把握できないであろうと思うし、振興局の中で、しっかりとそういう状況を把握して、雨の降り方を身を感じながら、これは早めの段取りを市町村と協議するためには、かねて言ってきたように、判断する専門家が欠かせないのではないかなと私は思っています。

かねて言っていますが、そういう専門家という観点からいえば、气象台から情報が出されるので、大体しっかり把握できていると言われてきてはいますが、現実には現場で把握する、現場で感知するという観点からいえば、現場に気象予報士というような知見があって、そこでこれはどういう動きなんだとしっかりと把握できて、知事が協議できる、そういう環境を整える必要があるのではないかと考えています。

せっかく气象台が、線状降水帯が出るかもしれないよと言ったときに、いつ出るんだろうと聞くのは、そこにいる気象予報士に具体的なことを聞くことができる環境づくり、これが今求

められていると、私はこのように考えています。その点、気象予報士の採用、あるいは雇用については、非常に人事上の問題もいろいろあるだろうと思いますが、季節的なそういう人たちの活用を私は検討すべきではないかなと思っていますが、その点、いかがお考えでしょうか。

**古手川副議長** 岡本防災局長。

**岡本防災局長** 平成30年3月に気象庁から報道発表がありました。大雨や台風など、豪雨となる可能性がある場合には、気象庁防災対応支援チーム——JETTという形で気象庁職員が県の防災センターへ派遣されることとなっています。

今年度も台風が何度か近づいてきましたが、その際も、それはJETTとしてはありませんが、気象庁の気象台の職員が県の防災センターに来て、Web会議等で市町村と情報が共有できるようになっています。

また、平成30年の中津市耶馬溪で山崩れが発生した際のように、災害発生時には必要に応じて、さきほど言ったJETTといった気象庁の職員を現場へ派遣していただいて、そちらで現在の気象状況とか、避難にあたっての危険度とか、そういったものを国土交通省のTEC—FORCE——こちら緊急災害対策派遣隊といいますが、そちらの一員となって一緒に活動するような形が既に整えられています。

**古手川副議長** 小嶋秀行君。

**小嶋議員** ありがとうございます。恐らくそういうことはあるだろうと私も思っていたし、実際にそういう話を聞いたことはありました。ただ、そういう状況であるが、あえて私がさきほど言ったように、現場で雨の状況を感じられる状況がないと、気象庁から気象予報士が防災局に派遣されると、それでWebでやることも無駄ではありませんが、やっぱり雨の降り方は現場に行かないと分からないということが言えるだろうと私は思います。

なお、これから気象庁は、今後10年を目標に、現在の地方ごとの予報ではなく都道府県や市町村単位などの対象範囲を絞り込む形で線状降水帯の発生を予測できるように今研究されて

いるし、今後そういうふうに進めていこうと、10年先ではありますが、そういうことにしようとしているようですから、そうなれば少しは改善されるのかなと思います。明け方に大雨が降ることはこれまで数多くあったので、高齢者の避難については早めに対応していくことが必要だと思うので、現場で状況が分かる人を配置するのが必要だということも、実は名古屋大学の坪木教授、気象学の方がこう言われています。予報情報は、災害の警戒レベルにひもついておらず、住民は避難行動の判断が難しい。災害の危険性や避難の必要性がどれほど高いかを自治体が情報発信する必要があると指摘しています。地域特性を理解した気象台や気象予報士らが自治体に対応方法を助言するシステムをつくるのが効果的ではないかと話したと言われています。

私はこのことが一つの背景になって言っていますが、今後、本当につぶさに状況が把握できる状況をつくっていただいて、被害者ゼロを目指していただきたいと考えているので、ぜひ今後もまた議論しますが、進んで検討いただければと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**古手川副議長** 以上で小嶋秀行君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

**御手洗議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。森誠一君。

〔森議員登壇〕 (拍手)

**森議員** 皆さんこんにちは。10番、自由民主党の森誠一です。今回も一般質問の機会をいただいたこと、先輩、同僚議員の皆様に感謝します。

また、本日も議場に傍聴にわざわざお越しくださいました。ありがとうございます。本日は大分県酪農業協同組合の関係の方、組合長ほか来てくださっています。本当にありがとうございます。

それでは、知事を始め、執行部の皆さんよろしく申し上げます。

まず、芸術文化の振興について伺います。

芸術文化は私たちに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育むものです。我が国においては、その重要性から、平成13年に文化芸術振興基本法が施行されました。本県においても、平成16年に大分県文化振興条例を制定、翌年に大分県文化振興基本方針が策定されました。

平成29年の基本法の改正では、新たに文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野でも文化芸術の活用が盛り込まれ、翌平成30年には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されるなど、芸術文化を取り巻く環境変化に対応してきた経過がうかがえます。

本県では、短期戦略として、平成28年に策定された大分県文化創造戦略を3年ごとに見直しており、来年度からが3期目の戦略となることで、現在、新たな戦略の準備が行われているとお聞きしています。2期戦略では、カルチャーツーリズム推進により、国内外から人を呼び込む魅力的な地域づくりの促進と、地域振興の担い手となる人材育成、活用を図るとされ、四つの重点戦略が策定されています。ただし、コロナ禍にあって、戦略の実現には非常に御苦労があったでしょうし、実現困難な施策もあることと思います。一方で、今回の経験を踏まえ、ウィズコロナに向けた新たな課題や施策が議論されていると思います。

「創造県おおいた」を掲げ、芸術文化の創造性を活用して様々な行政課題に対応する取組を推進している本県において、県立美術館や県立総合文化センターなど芸術文化ゾーンでの取組、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ、そして、昨年(2020)の東京2020オリンピック・パラリンピック大会、本年の東アジア文化都市事業への取組など、これまでの経験を踏まえ、今後、芸術文化振興施策をどのように展開していこうとしているのか、知事

の見解を伺います。

また、次期文化創造戦略策定にあたって、具体的にどのような方向性を考えられているのか、あわせて伺います。

続いて、大分県ゆかりの芸術文化を生かした取組について伺います。

8月6日の大分合同新聞に、「東京で見つけた「大分」八重洲の由来、麒麟の像、国会議事堂の設計者」という記事が掲載されました。東京駅のある八重洲は、臼杵に漂着したオランダ船リーフデ号の乗組員であるヤン・ヨーステンさんに由来すること、国会議事堂の設計者は国東市出身の吉武東里先生であることなどです。

そして、今回、私がクローズアップしたいのが、豊後大野市出身で彫塑家、渡辺長男先生です。東洋のロダンと呼ばれた朝倉文夫先生の実の兄であり、旧渡辺家は現在の朝倉文夫記念館の近くにありました。

新聞やテレビでも最近取り上げられ、渡辺長男先生や朝倉文夫先生の作品は東京だけでなく全国各地に展示されています。今日、皆様のお手元にもその資料をお配りしています。特に、日本の道路の起点である日本橋の獅子と麒麟の像は、渡辺先生の作品として秀逸であると評価されています。

残念ながら、これらの郷土の方々の作品が東京など多くの場所で皆さんに親しまれていることを大分県の皆さんが御存じないことが現実で、寂しいところです。

OPAMでは一定のサイクルで収蔵品の展示、コレクション展を開催していただいています。福田平八郎先生や高山辰雄先生を始めとする郷土の芸術家の作品も定期的に紹介されています。2年前のアジア彫刻展の際に、朝倉文夫記念館で開催された渡辺長男、朝倉文夫、大塚辰夫の三兄弟展は非常に価値のある作品展であったと思います。また、渡辺長男先生単独の作品展は22年前の2000年に東京都多摩市の旧多摩聖蹟記念館で行われています。渡辺長男先生を始め、芸術文化振興における大分県出身の芸術家とその作品ゆかりの都市との交流など、OPAMを飛び出し、ゆかりの地を結び付けた企画

なども期待しています。

こうしたことを踏まえ、大分県ゆかりの芸術文化をいかした今後の取組について、企画振興部長の見解を伺います。

あとは対面席から行います。

〔森議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの森誠一君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 森誠一議員から、芸術文化の振興について御質問いただきました。

芸術文化は暮らしに心の豊かさや喜びをもたららし、創造性を育む上でも大変大事です。本県では、文化の香り高いふるさと大分の創造に向けて、様々な施策を展開しています。

そうした中、新型コロナの感染拡大により、本県でも芸術文化公演や伝統文化行事が中止、延期を迫られるなど、大きな影響を受けました。今なおその影響は続いています。このコロナ禍の中で、芸術文化は、私たちに安らぎや勇気、明日への希望を与えてくれるものであり、改めてその重要性を認識しています。

我々の生活にとって大事な役割を果たしている芸術文化の振興については、次の三つの取組が重要だと考えます。

一つは、芸術文化による地域の元気づくりです。

豊後大野の大分アジア彫刻展を始め、別府の混浴温泉世界、国東・豊後高田の現代アートの取組は、地域の魅力発信にとどまらず、そこで暮らす人々の誇りにもつながっています。カルチャーツーリズムなどを通じ、芸術文化による地域磨きに継続して取り組み、再来年のJRデスティネーションキャンペーンにもつなげていきます。

二つは、次代を担う人材の育成です。

今年、大分県では、東アジア文化都市事業に取り組んでおり、音楽や美術、伝統文化、生活文化など、様々なジャンルで県内各地の幅広い世代の皆さんが参加して、文化を楽しんでいただいています。こうした本県の特色ある文化を次の世代にしっかりと引き継いでいけるように、

活動を発表する場づくりや、子どもたちが芸術文化に触れて、参加できる機会を設けていくことも大事なことで考えています。

三つは、障がい者の芸術文化活動の推進です。

昨年、本県で行われた東京2020聖火フェスティバルでは、特別支援学校の生徒と障がいのある作家とがコラボした手形アート作品に取り組みました。おおいた障がい者芸術文化支援センターと連携しながら、こうした障がい者の個性と能力を発表、鑑賞する場をさらに充実していきます。

以上のことも踏まえ、現在、第3期となる戦略の策定を進めています。文化振興県民会議では、若い世代の担い手育成や文化活動をコーディネートする人材の必要性、あるいは芸術文化の産業への活用など、様々な立場から多くの御意見をいただいています。また、ポストコロナを見据えた芸術文化の振興や、デジタル技術の進展への対応、芸術文化を通じた国際交流の推進などにも今後取り組んでいかなければならないと考えています。

県民会議を始め、いろいろな方と議論を重ねて、戦略を練り上げて、「創造県おおいた」の実現につなげていきます。

もう一つ、大分県ゆかりの芸術文化を活用した取組について、大変興味深い御質問をいただきました。これは残念ながら部長から答えます。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 大分県ゆかりの芸術文化をいかした取組についてお答えします。

県立美術館では、本県出身作家の作品を中心に、南画や日本画、洋画、彫刻、工芸など、約5千点の作品を所蔵しています。本県が輩出した我が国彫刻界草創期を代表する偉大な彫刻家である渡辺長男先生の作品も24点所蔵しています。

これらの所蔵品の魅力を紹介するため、年6回程度、様々なテーマでコレクション展を開催しており、渡辺長男先生の作品についても、「虎」や「子育て観音」などを展示してきています。

県立美術館では、世田谷美術館と共同企画し

た高山辰雄展など、県出身作家とゆかりのある県内外の美術館との間で作品の相互貸出しを行っており、幅広く鑑賞者に楽しんでいただいています。

今後も他の機関とも連携を強化し、魅力的な展覧会を企画しながら、大分の伝統や文化、県ゆかりの美術作品を県内外に広く発信し、認知度の向上にも努めていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。戦略の策定にあたって、三つポイントがあると。その中で、人材育成にさきほど知事も触れていただきました。正に芸術文化の人材育成を担う大分県の最高学府である大分芸術文化短期大学。この創設を具申したのが朝倉文夫先生でした。そういった御縁もあって、今回、この地図に朝倉先生、渡辺長男先生を中心にプロットして写真を掲載したのと、裏面には東京にある朝倉先生や渡辺先生の作品、また、右側には東京以外の県外にあるもの、また、右下には大分県内にある作品を私なりにまとめてみたところ。ぜひまたこれからブラッシュアップ、アップデートしていただけたらと思うのと、なかなかこういった資料がなく、自分なりに作らせていただいたので、東京に行く際とかには皆さんにも御活用いただければありがたいと思うし、正に野外美術館というか、大分の偉人の功績が残っていることが非常に誇らしいことだと考えています。

先日は練馬区の美術館で、朝倉文夫先生の長女である朝倉撰先生の生誕100年祭が開催されました。来月からまたアジア彫刻展が行われるのですが、朝倉文夫先生の生誕140年が来年となっています。カルチャーツーリズムを素材として渡辺先生、朝倉先生の作品を取り上げても、とても面白い企画が出てきそうですし、これはSNSなどで多くの皆さんを巻き込んだイベントの可能性があるかと思います。

また、渡辺先生、朝倉先生のコレクションの収集も今後、大分県の重要なミッションになると思います。ぜひともこれらに前向きに取り組んでいただきたいと思います。見解を伺え

ばと思います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 県立美術館においては、生誕などの節目となる展覧会については、これまでも糸園和二郎先生の生誕110年や、岩澤重夫先生の没後10年など、その機会を捉えて開催してきています。

今、話があった朝倉文夫先生の生誕140年も大変貴重な機会です。情報発信だとか、いろんな企画は今後考えられるのではないかと思います。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。ぜひとも大分のこういった財産をいかした取組を今後も続けていただきたいし、特に渡辺長男先生についてはこれまでの歴史の中で余りクローズアップされなかったところがありますが、作品は本当に秀逸なものです。重要文化財である日本橋の麒麟と獅子の像が渡辺長男先生の作品ということをもっともっとアピールしていただけたらいいのではないかと思いますので、今後とも情報発信をよろしくお願いします。

それでは次に、畜産振興に関する課題について伺います。

まず冒頭ですが、知事におかれては酪農家の窮状に御配慮いただき、6月補正に引き続いて、今回、緊急支援策を議会に提案していただいています。この場をお借りして感謝します。

畜産業を構成する主な蓄種は肉用牛、乳用牛、養豚、養鶏、そして、養蜂などです。産出額から畜産業を見ていくと、九州の農業産出額は全国の19%の1兆7千億円で、そのうち畜産業は47%の約8千億円です。大分県においては、農業産出額1,200億円のうち、36%の430億円を占めています。お手元の資料の数字を今読み上げています。

品目別に見ていくと、肉用牛が117億円、豚が105億円、生乳が79億円、ブロイラーが62億円、鶏卵が38億円などとなっています。

農業戦略会議においても、耕蓄連携事業や担い手対策が議論され、具体的な施策がスピード

感を持って進められています。

主な品目を見ていきます。肉用牛においては、10月の全国和牛能力共進会が目前となりました。本県も力を入れていただいております、上位入賞により、さらに大分県のブランド和牛が飛躍することを関係者と共に願っています。一方で、現在、ロシアのウクライナ侵攻や円安など様々な要因により飼料価格が高騰するとともに、毎月行われている子牛市場の平均価格も下落しており、生産現場では先行き不安の声が上がっています。

養豚においては、クラスター事業など生産拡大施策の成果として、ここ数年80億円台で推移していた産出額が、令和2年に前年から22億円増の105億円となり、農業産出額における3番目の100億円品目となりました。

酪農においては、高齢化などにより飼養戸数や搾乳頭数の減少が続いている中、乳価に対して生産原価が大きく上回っており、生産すればするほど赤字が拡大するという深刻な状況になっています。酪農は他の蓄種に比べ輸入粗飼料への依存度が高く、経営安定制度などもない中で、国際情勢による影響が直撃しています。

さきほど数字でも示したとおり、大分県の農業産出額の4番目は生乳の79億円であり、現在の状況が続くのであれば、現在、80数戸の酪農家の中には廃業を考えざるを得ない状況にある生産者がおられると聞いています。本県として酪農という産業をどう守っていくのか、そのような重要な局面にあると考えています。

もちろん、産地間競争や生産者の高齢化、消費志向の変化など様々な要因もありますが、農林水産業による創出額2,650億円の達成を目指し、畜産部分からも挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を目指していくべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、本県の農業産出額を牽引する畜産業の振興施策についてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

続いて、獣医師の確保について伺います。

畜産振興における獣医師の関わりは非常に重要であるのは言うまでもありません。県におい

ても、農林水産部では畜産振興、畜産研究部、農業大学校や家畜保健衛生分野で、生活環境部では食品・生活衛生、動物愛護分野で獣医師が活躍してくださっています。しかしながら、このような畜産振興を担う公務員獣医師や、牛や豚などの地域の家畜の健康を守る産業獣医師の不足が非常に深刻となっています。

獣医師養成を担う獣医学部は6年制で、設置している大学は国立大学10校、公立大学1校、私立大学6校の計17大学で、1年当たりの卒業生は約千人です。うち8割が獣医師資格を取得することです。獣医師資格を取得した獣医師のうち、4割は小動物診療で、国家公務員、地方公務員が2割強、その他、民間企業や産業獣医師として活躍しています。

獣医学部自体が医学部と同レベルの偏差値になっており、狭き門で合格が難しいことや小動物診療を希望する方が多いことなど、公務員獣医師の人材の確保が難しい現状があります。

公務員獣医師不足は処遇にも課題があります。医師と同じ6年制大学卒でありながら、その俸給制度が大きく異なること。本来、動物の命を育む意識を持って学んだ技術を、BSEや鳥インフルエンザなどの疾病対策において、殺処分時には最前線で活動しなければならないことなど、精神的にも大きなプレッシャーがあります。

再任用制度など、いろいろ工夫しながら人材確保に努められている状況は十分承知していますが、処遇改善やリクルートを含め、しっかりと取り組んでいかなければ、現場が立ち行きません。

本県として公務員獣医師確保にどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** まず私から、畜産振興についてお答えします。

畜産業は県農業を牽引する基幹的な産業であり、議員御指摘のとおりです。県としても、さらなる飛躍に向けて、強力に後押ししていかねばならないと思っています。そのため、生産基盤の強化と流通、販売の取組を確実に進めていきます。

まず、生産基盤の強化では、高齢化が進む肉用牛において、キャトルステーションの整備により、労働力不足の解消と、空きスペースを利用した増頭を図っていきます。

また、新規就農希望者に対し、初期投資軽減のための事業支援や継承情報の共有を行って、就農しやすい環境をつくっていきます。

一方で、不安定な社会情勢を背景に、飼料費が高騰しており、短期、長期的な取組が必要となっています。

まず、短期的には、セーフティーネットである配合飼料安定基金の生産者積立金の一部支援に加え、特に経営状況の厳しい酪農経営においては、輸入粗飼料の高騰に対して、粗飼料費の一部助成を本議会で提案しています。

長期的には、自給飼料の増産によって、酪農の輸入粗飼料依存度を低下させることが重要です。このため、飼料用トウモロコシや牧草の収穫を担うコントラクターの育成を図るなど、耕蓄連携による粗飼料供給体制づくりを進めていきます。

加えて、肉用牛や養豚、養鶏などにも利用可能な飼料用米の供給に向けて、県内流通の体制整備を図っていきます。

これからはデジタル化も必須です。分娩・疾病情報等を電子化し、分析情報とICT機器の連携を行うことで、肉用牛繁殖成績の向上や事故率低減につなげて、収益向上を図っていきます。

次に、流通、販売の取組では、国内外の需要の変化を捉え、ブランド力の強化と消費拡大を積極的に進めていきます。

おおいた和牛では、間もなく開催される全共で日本一を目指して、それを契機とした国内PRのさらなる強化を図っていきます。

また輸出は、景気回復で需要が伸びているアメリカに向けて、畜産公社の機能を充実し、拡大に努めていきます。

県産豚肉「米の恵み」は、ブランド統一と規模拡大をあわせて推進し、畜産公社出荷頭数は平成29年度の9万2千頭から令和3年度は11万2千頭に拡大しました。今後も県内でのP

R強化による販路拡大を推し進めていきます。

牛乳については、生乳の需要減退が大きな課題であることから、消費拡大や食育活動を引き続き支援していきます。

議員御指摘のとおり、畜産業こそ挑戦と努力が報われる産業であることから、さらなる成長に向けて、関係団体と一丸となって生産者所得の向上につなげていきます。森議員にもぜひよろしく御支援のほどお願いします。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 獣医師の確保についてお答えします。

家畜防疫対策や公衆衛生など、獣医師の役割はますます重要になっており、県ではこれまで様々な獣医師確保対策を講じてきました。

処遇面で申すと、初任給の引上げに加え、初任給調整手当の支給年数を15年から20年に延長するなど、これは他県に遜色のない水準と考えています。

また、大学への個別訪問やインターンシップの受入れに加え、県での一定年数勤務等により返還免除となる修学資金を高校生の段階から周知し、積極的な活用を進めています。

さらに、採用選考の受験者数を増やす観点から、年4回試験を実施しているほか、資格保有者には、その要望に合わせ個別に受験日を調整するなど、柔軟な対応も図っています。

こうした結果、動物病院等で勤務している獣医師が受験しやすくなり、昨年度も本県での人材の確保につながったこともありました。

今後とも卒業生による出身大学へのきめ細かなリクルートや動画等を活用した公務員獣医師の魅力発信など、その確保に向けた取組を粘り強く行っていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。知事からも畜産業に対するエールと力強いお言葉をいただきました。私自身も大分県畜産協会長としてしっかりと努めていきます。共によりしくお願いします。

全ての畜産業が今、飼料高、燃油高などの様々な影響を受けており、国や関係機関に繰り返

し現在の窮状を訴えています。今こそ全ての国民の食、すなわち命を育む産業を守っていくための政策が必要だと思います。

さきほどもいろんな政策を知事からも聞きましたが、食料安全保障の観点から畜産業をいかに守っていくかが大切です。改めてその視点からの見解を伺います。

また、特に酪農において、生乳の消費拡大の機運醸成、これはぜひとも県庁からの発信もお願いしたいし、県庁の皆さんにもぜひ消費拡大に努めていただきたいと思いますが、知事、いかがでしょうか。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 私から、畜産と食料安全保障の関係についてお答えします。

畜産は、もちろん肉や卵や牛乳など国民生活に欠かせない食品の安定供給以外にも、その堆肥が多くを輸入に頼る窒素、リンの貴重な供給源となっており、輸入に過度に依存しない食料安全保障の観点から、非常に重要な産業だと考えています。

こういった点から、県内各地でバランスよく畜産経営が営まれていることは本県農業の強みであり、この基盤を維持、発展させるため、本年は6月、9月補正で自給飼料増産や堆肥高品質化等に対する思い切った支援策を打ち出してきました。

今後もキャトルステーションの活用や事業継承、デジタル化の推進などの生産基盤の強化等、ブランド力の向上や輸出の拡大、さらには全共への取組の強化など、流通対策、これをあわせ行うことにより、畜産業の振興を図っていきます。

酪農については部長からお答えします。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 私から、生乳の消費拡大の造成についてお答えします。

県においても、これまでの農林水産祭等の各種イベントを通じ、県産牛乳のPRを行ってきました。

加えて、昨年末、牛乳や乳製品の需要の減少があり、そのときに知事と生産者の方々が一緒

になって、「毎日飲もう、さらにもう一杯の牛乳を」とPRしました。県庁においてもそのときに販売して、大体牛乳が約6,200本ぐらい、それから、バターは約120本ぐらい売上げがありました。

今後ともこうした県によるPRを引き続き積極的に行っていきます。それから、生産者の方々が自らPRを行うことも多くあると思うので、それについても幅広く支援を行っていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。今の乳価だと、今年は冬を越せるだろうか、本当に生産現場は非常に大変な状況になっています。ぜひとも、酪農だけではないんですが、今の状況に応じた政策を引き続き共に考えて実践する必要があるかなと思うので、よろしくをお願いします。

獣医師確保について、さきほど答弁いただきましたが、大分県庁内において生活環境部、そして農林水産部、それぞれの部局で獣医師が活躍されていますが、今の獣医師の充足状況とか課題などがあればお聞かせください。お願いします。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 生活環境部の現在の獣医師の状況です。全部で46人の公衆衛生の獣医師がいます。そのうち再任用職員が3人、非常勤の会計年度職員が9人、そういう状況です。

課題ですが、議員御指摘のように、新規採用職員がなかなか採れないのが大きな課題で、その原因としては、やはり公衆衛生獣医師の認知が余り広がっていないのが一番大きな問題だと考えています。

それで、獣医師系大学の学生からも意見を聞きましたが、一つは、公務員獣医師の仕事内容が余りよく分からないという状況、それからもう一つは、獣医学教育の中で、やはり行政の意義とか、あるいは魅力、そういったものが余りPRされていない状況があると聞いています。

それから、もう一つの課題がもしあるとすれば、新採の職員がいないので年齢構成がどうしても高くなるということで、偏りが出てくる状



況があると思います。

対応については、さきほど総務部長から言いましたが、広報を一生懸命やっています。生活環境部においては、動物愛護センターの職員が実際に働いている場面を動画にして、それを公開したり、あるいは大学に対するリクルート活動をやっているような状況です。それから、年齢の偏りにより技術の承継の問題が出てきますが、それについては、経験豊かな職員のOBをしっかり配置してOJTをやるといったようなことを努めてやっている状況です。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 私から、農林水産部の状況についてお答えします。

農林水産部の獣医師については、今70人います。そのうち、再任用職員が3人と、再雇用職員等が8人です。年齢構成でいくと50歳以上が約4割で、新規職員の確保について全力で今取り組んでいます。

採用にあたっては、さきほど生活環境部長からも話がありましたが、公務員獣医師の魅力が分かりづらいことと、やっぱり給与面の待遇がよい職場を学生は選ぶことを大学や学生から意見をいただいています。

そういった中で、農林水産部としては修学資金の制度を充実させているので、そういった内容を具体的に載せた募集ポスターを作成して、それを今年新たに大学とか県内の高等学校に掲示しています。

また、今年から高等学校にも出向いて、修学資金の話とか公務員獣医師の役割等について具体的に説明しています。今後も引き続き獣医師の確保について取組を幅広く行っていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。獣医師の仕事は非常に大切な仕事だし、県にとっても重要な職種であると思います。大学へのリクルートを含めて、積極的な動きが必要だと思うので、今後ともこの件については私もテーマとして取り組んでいくので、よろしく願います。

それでは次に、ものづくり産業について伺います。

ものづくり産業の人材育成について、本県は製造業が県内総生産の内訳で最大となる約24%を占め、製造品出荷額は九州2位、様々な業種の製造業が県内各地に立地するものづくり県です。

その製造業を取り巻く環境が大きく変わっています。米中対立やコロナパンデミック、ロシアのウクライナ侵攻は、国境を越えて複雑に絡み合うサプライチェーンのリスクというグローバル化の負の側面を世界に突き付けました。実際、半導体に代表される供給不足により、工場稼働の停止や製品の納期の大幅遅延などの事態が頻発しています。

そうした中、県では今年4月にものづくり未来会議をおいたを立ち上げ、本県の基幹産業である半導体、自動車、コンビナートの三つの企業群について、2030年、2050年を見据えた議論を開始しました。

会議では、人材育成やカーボンニュートラル、SDGsへの対応が議論の中心になるようですが、特に人材育成について考えることは次のような観点から大変有意義であると思います。

まず、熊本県に世界最大の半導体ファウンドリ企業TSMCが立地したことにより、半導体人材の不足が顕在化していることがあります。九州では国と各県が連携し、九州半導体人材育成等コンソーシアムを立ち上げ、人材育成に着手しましたが、人材をめぐる競争が激化することは必定です。

また、製造業に限定した話ではありませんが、IT人材、デジタル人材の不足が大きな課題とも言われています。国の調査では、IT企業などで働くIT人材が2030年には最大79万人不足、ユーザー企業も含めたデジタル人材は既に230万人不足しているという報告もあり、これを埋めることは容易ではありません。

ものづくり未来会議では、半導体、自動車、コンビナートの企業関係者がメンバーとなっており、それぞれの企業会等でも連動した議論が行われると聞いています。こうした厳しい環境の中で、大分のものづくり産業はどういう人材を求めようとしており、そのニーズに対し、県

としてどのような対応が必要と考えているのでしょうか。具体策の検討はこれからだと思いますが、考えられる方向性について知事に伺います。

続いて、サプライチェーンの強靱化について伺います。

様々な社会情勢変化の影響は、ものづくり産業のサプライチェーン全体に広がっています。2021年に行われた強靱なサプライチェーンの構築に向けた事業者における今後の取組についての調査によると、約半分の企業が調達先の分散を挙げ、また、国内生産体制の強化、標準化、共有化、共通化の推進の割合が増加しています。世界的な半導体不足などにより生産活動が影響を受ける中で、国内のサプライチェーンの強化に対し、経営資源を投下しようとする動きが広がっています。

九州半導体人材育成等コンソーシアムにおいても、本年度、企業取引の課題の分析や、ユーザーのニーズ整理、物流、インフラの実態整理が行われています。そして、来年度以降は大手と地場企業など国内企業間の事業のマッチングや、設計などの九州への新規立地誘致などに取り組むとしています。

今回提案されている補正予算案においても、半導体関連企業等の誘致によるさらなる投資を呼び込むため、必要な用水の確保に関する調査のための予算2,300万円が計上されています。本県への投資を呼び込むため、県内のサプライチェーンの強靱化についてどのような取組を行っていくのか、商工観光労働部長に伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 初めに私から、ものづくり産業の人材育成についてお答えします。

本県のものづくり産業は、半導体、自動車、コンビナート等、多様かつ重層的な構造を有しており、その産業バランスは我が国のものづくり産業の縮図と言ってもいいと思います。この産業を支えているのは、正に人材です。

労働力確保がますます難しくなる中で、デジタル化や脱炭素化といった大きな変化に対応す

るためには、成長を生み出す人づくりが重要です。

このため、本年4月にものづくり未来会議をおいたを立ち上げ、企業会代表や有識者と共に2030年、2050年を見据えた産業のありたい姿に思いをめぐらせ、それを実現するための人材育成等について議論しています。

幸い、ものづくり産業には多様な人材が集まって、それぞれが大事な役割を果たしています。その中で、今後の企業、産業の発展のために不可欠な人材像を想定すると、やはり喫緊の課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）等の新たな分野に挑戦する企画、開発を担う人材が挙げられます。

短期的に即効性が高い対策は、社員の学び直しです。各企業会が抱えている人材に共通する課題を洗い出して、その解決に向けた実践的なセミナーや、共同研究による技術交流の充実を図るリスキングを支援していきます。それが一つです。

中長期的には、大学や高専における若い人材の育成が不可欠です。これが二つです。

さきの全国知事会議で取りまとめた政府要望を受けて、国はデジタルやグリーン分野等の専門人材育成の機能強化を図る大学等の支援制度を来年度概算要求に盛り込んでいます。

大学でも、普通、教員の増員等については、スクラップ・アンド・ビルドということですが、それではこういう喫緊の課題に大学が応えられないということで、純増でいいのではないかと、純増でも認めてくれという要求を出しており、そういうものを踏まえて、大学でも人材育成の強化をしてもらおうということです。

県では、半導体分野の企業が社員を講師として大学等に派遣し、半導体産業の魅力の発信や企業の優れた技術を紹介する講義の実施など、できる取組から進めていきます。先生も企業からお借りしようということです。

また、県立工科短期大学校では、来年度の学科改編で、製造ラインへのIoT導入等に対応できる人材を育成していきます。

未来会議では、県内高校生へのSTEAM教育の推進状況についても報告があり、子どもたちの今後の成長が楽しみです。

また、多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組むことの重要性についても、様々な意見をいただいています。SDGsやグローバルの視点を取り込んだ企業経営や、女性が自ら望む形で活躍できるようなジェンダー平等の実現、オープンで流動的なキャリアの在り方等は、企業会と共に、さらに考えていきたいテーマです。

今後も未来会議で人材育成について議論を深めていき、年度末をめどに取りまとめて、本県のものづくり産業の持続的な発展を支える人材の育成につなげていきます。

**御手洗議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** サプライチェーンの強靱化についてお答えします。

ものづくり産業は、半導体などの部素材供給不足などにより、大きな影響を受けています。サプライチェーンの強靱化は、ビジネス上、そして、経済安全保障上もますます重要な課題となってきたものと認識しています。

このため、例えば、半導体産業では、台湾企業との商談会や展示会への出展などによる国内外の取引拡大を支援してきました。九州半導体人材育成等コンソーシアムにおいては、県内企業がワーキンググループの座長となるなど、企業間の取引強化や国内交流促進を通じたサプライチェーン強靱化の議論を開始しており、調査事業にも着手しています。

また、自動車産業においては、カーメーカーなどの部品の現地調達に向けた商談会への出展などを支援してきました。大分県産業創造機構には、EVなどの電動化分野に参入を図る企業への相談窓口を開設しており、国が設置した九州拠点との連携を深め、きめ細やかに対応していきます。

サプライチェーンの強靱化にあたっては、企業誘致の環境を整えておくことも非常に重要であると考えています。このため、関連産業のさらなる呼び込みに備え、用水の安定的な確保に向けた調査の補正予算を提出しています。

引き続き、ものづくり産業の集積の強みをいかし、県内サプライチェーンの強靱化に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。知事が言われたように、ものづくり人材、人材育成と、また、サプライチェーンの強靱化、これはセットで行っていくことが非常に重要だと思います。

その中で、熊本と大分を結ぶ中九州横断道路、TSMCは正に沿線の5分ぐらいのところ立地することになります。現在、急ピッチで工場建設が行われており、熊本県は周辺道路の渋滞を予想し、そのための道路整備計画にも取り組んでおられるということです。

中九州横断道路はシリコンアイランド九州の重要な横軸であり、今後、半導体関連企業等の進出も期待され、人材育成、用水調査などと並行し、中九州横断道路沿線における工業団地の造成も視野に議論を進めていくべきだと思いますが、見解を伺います。

**御手洗議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** 中九州横断道路の整備は、半導体関連を始め、県内に投資を呼び込む好機と捉えています。道路周辺の既存の用地に加え、例えば、廃校であったり、工場跡地であったり、そのような土地の利活用も含めた適地の確保などを各市に提案しています。

本年度、県としては補助上限額を引き上げるなど支援を手厚くしたので、正にそういった制度も活用していただきながら、市町村と共に用地のさらなる確保や整備に努めます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** 関連企業誘致にあたり、県の力も借りながら市町村と一体となってやる必要があると、スピード感も必要だと思います。

昨日から台湾で半導体分野の国際展示会が行われており、今朝のテレビにも出ましたが、熊本県は熊本県のブースをきちんと持って対応しているという話もありました。こういった積極的な取組をぜひ大分県も今後も続けていただければと思っているので、よろしくお願いします。

時間がないので次に移ります。

土木技術者の確保と育成について伺います。

土木技術とは自然環境や社会環境を開発、整備するために必要とされる全ての技術であり、いにしえより受け継がれ、我が国の発展を支えてきました。頻発する災害や国土強靱化に対応するために非常に重要な技術です。

しかしながら近年、土木技術者不足が深刻となっています。自治体においても、一部は通年採用が行われていますが、応募者が少ないということです。また、測量設計コンサルタントや土木建設事業者においても、土木技術者の高齢化や新規の技術者が採用できていないことで、施工管理に限られた技術者に集中し、オーバーワークになってしまうなど、事態は深刻です。

これらのことは、これまでの議会においても多くの議論が行われてきましたが、土木技術人材の不足の状況について、本県としてどのように課題を認識し、その対策を講じようとしているのか、土木建築部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 産学官で構成するおおいた建設人材共育ネットワークが令和3年度に実施したアンケートでは、事業者の約9割が技術者不足と回答しています。少子高齢化が進展する中、建設産業に求められる役割を果たしていくためには、生産性向上を図りつつ人材確保に取り組んでいく必要があると考えています。

人材確保には、給与、休暇、希望の新たな3Kの実現が重要です。このため、県では設計労務単価の引上げや週休2日工事の普及を始め、ICT機器の導入、女性が活躍する場の拡大等に取り組んでおり、業界が進める就労環境改善を支援しています。

この変わりつつある建設産業の実態とその魅力を、体験講座やSNS、動画配信等により、若者を中心に県内外へ強く訴えています。

こうした中、来年4月、大分大学理工学部に土木の専門科目を履修するコースが設置されることとなりました。県内の土木技術者確保につながることを期待しており、人材育成に向け、大分大学との連携を深めていきます。

今後も産学官一体となって、土木技術者の確

保にしっかりと取り組んでいきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** 新たに大分大学でのコースの設置というのは非常に明るいニュースだと考えています。

再質問ですが、現在、県庁において、一般土木と農業土木の技術者がこれまでもいらっしゃるんですが、今は総合土木という状況ですが、現在の充足状況と今後の採用方針について、総務部長、教えてください。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 過去3か年にわたる充足状況ですが、4月1日時点で見ると、令和2年度は一般土木、農業土木とも欠員はありませんでした。令和3年度は一般土木で3人の欠員、農業土木では欠員はありませんでした。令和4年度で申すと、一般土木で1人、農業土木で2人の欠員という状況になっています。

対応ですが、やはり人材確保を進めていくことが必要かと考えています。受験者を確保していくという観点から、大学、又は高校でのリクルート活動のほか、採用試験の日程の前倒しや社会人採用試験の導入にも取り組んでいます。

引き続き公務員として働くことの魅力発信など、リクルートに努めていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** 県庁においても、また、いろんな業態においても、技術者不足が深刻だということなので、次の項目で高校における土木教育について伺います。

県内において土木系学校を設置している高校は、中津東、大分工業、鶴崎工業、日田林高及び国東高校で、土木系コースを設置しているのが佐伯豊南高校となっています。また、三重総合高校においては2年生から総合選択科目の測量を履修でき、普通科、メディア科学科、生物環境科、それぞれから希望する生徒が、1学年当たり10人程度が学んでいます。

国東高校においては環境土木科が設置されて3年が経過し、来春に1期生が卒業となります。先日、木付議員と高校へ行き、状況を伺いました。学科設置以来、自治体や業界から注目されています。

環境土木科の進学や就職について伺ったところ、15人の3年生に対して、9月1日時点で求人が150社以上から来ているということでした。内訳を見ると、ゼネコンなどの建設系、測量コンサル系などです。また、3年間学んだ技術を生かすことのできる国家公務員、地方公務員、測量専門学校を目指し受験に備えている生徒もいるとのことでした。

残念ながら、国東高校の3学年とも定員を満たしている状況ではありませんし、これは学科としての実績、立地や認知度などいくつかの要因があるかと思えます。ただし、社会的な要請が大きいことは明らかです。

社会的ニーズが高く、地域で必要とされ、活躍する土木人材の育成に、教育委員会として積極的に取り組んでいくべきだと考えます。アンケート調査等でニーズ把握等もしていると思いますが、土木技術者の育成について教育長の見解を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 土木系人材の育成については、業界の人材不足や災害対策の観点からも必要性は十分認識しています。そのためにも、まずは県内に設置している土木系学科、コースの定員確保が重要な課題だと受け止めています。

現在、それぞれの土木系学科、コースにおいては、中学生の体験入学はもとより、中学校の教員を対象とした進路説明会を開催するなど情報発信に努めていますが、広報活動をさらに充実させて、より一層の理解促進に努める必要があると考えています。

各高校では、県内企業の協力の下、ドローン操作を体験するなど専門性を高めるとともに、県内建設業に対する理解促進に努めています。

しかしながら、昨年度建設業への就職が内定した69人のうち、県内就職者は44人ととどまっています。そのため、今後は関係機関との連携をさらに強めて、県内企業、県内就職に対する理解をより一層深める取組を行っていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** 特に県南地区において要望が強いのが、

三重総合高校にぜひコースを設置してほしい、これは川野文敏豊後大野市長を中心に、教育長のところにも先日伺って、10人でもいいから土木系コースを設置していただけないだろうかとお願ひしたところでした。

さきほど話したように、2年生、3年生、今18人が測量科目を選択しているし、専門の先生による授業が行われていると聞いています。総合選択制の三重総合高校なので、その仕組みをいかして、すぐにコース設置が難しいのであれば、学びを深めるため、例えば、オンライン授業を活用するとか、大分工業から実習の先生を招聘して指導を受けるとか、そういった生徒の学びをサポートする仕組みができないのか、それについて伺います。

**御手洗議長** 執行部に申します。再質問に対しての答弁は簡潔にしてください。岡本教育長。

**岡本教育長** 測量の授業を選択している生徒の希望や学校の考えを聞きながら、御提案があったICT等を活用した専門性向上、あるいは資格取得の支援などについて検討します。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。特にこの人材育成については、建設業界とか土地改良事業団体連合会が毎年知事を始め、皆さんに要望しています。また前向きに捉えていただいて、仕組みづくりをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

豊後大野市における道路整備について伺います。

豊後大野市における道路整備に関しては、以前からいろんな場面でお願ひしています。現在、三重新殿線バイパスを始めとする道路改良事業を着々と進めていただいています。しかしながら、管内の整備率はいまだ70%に届いておらず、県平均を大きく下回っています。

その中で今回は、最も重要な路線である三重新殿線バイパス整備における課題について伺います。さきほどの農業の裏面に資料を示しています。

大野川を渡河する橋梁の橋脚工事など、未開通区間である牟礼前田工区の供用に向け着々と

工事が進んでいます。全線開通のめどが立ってきたところで、今後、大きな課題であるのが三重の商業集積地の国道326号赤嶺地区における接続の改善です。秋葉内田工区の整備が進んだことで、内山観音付近の——これは宇目側から来たところですが、交差点からスムーズに三重新殿線バイパスに入れるようになり、交通量も増加してきました。しかしながら、赤嶺高架橋南交差点が立体交差になっていないことと、複雑な形状により、今も県民の皆様からたくさんの方々の抜本的対策に関する御意見をいただいています。

全線供用に向け、以前から懸案である赤嶺高架橋南交差点の立体交差整備なしにはスムーズな交通体系が確保されると言えないと考えています。事業の進捗を含め、土木建築部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 全長約10キロメートルの三重新殿線バイパスは、市中心部と中九州横断道路千歳インターチェンジのアクセス改善を目的として整備を進めており、これまで約7キロメートルが開通しています。

残る牟礼前田工区約3キロメートルは、三重町側から順次整備を進め、昨年度から大野川を渡河する延長226メートルの橋梁の下部工に着手し、来年度には上部工の発注を予定しています。まずは、この牟礼前田工区の整備に全力で取り組み、全区間の早期供用を図っていきます。

議員御指摘の赤嶺高架橋南交差点付近の約600メートルは、立体交差として計画していますが、立体化には新たに三つの橋梁が必要となるなど多額の事業費を要するため、全区間の開通を優先し、暫定系で供用しています。

本年3月の秋葉内田工区の供用に伴い、当該交差点の交通量が増加傾向にあるため、利用者の声を伺いながら、より円滑な通行確保に向けて即効性のある対策を検討します。

立体化については、今後の交通状況を見定めながら、事業化に必要な整備効果の検証を進めていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。この高架橋南交差点ですが、信号も長いし、カラー舗装もされていますが、例えば、下りてきて右折する方とかがどこに行っていていいかわからなくて危なかったという話も聞いています。抜本的な対策としては立体交差整備が必要だと思います。

この交差点は部長も行かれたと思いますが、課題があると思います。再度そのことについて伺います。

**御手洗議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 当該交差点については、平成25年8月に供用しています。その後、平成28年に、今、議員から御指摘があったカラー舗装とかポストコーン、あるいは右折レーンを新たに設置して安全対策を講じています。

今回、新たな工区の開通により交通量が増加しているため、まずは利用者への聞き取りや現地調査を改めて行った上で、交差点付近の現時点における問題点を改めて検証していきます。それを踏まえ、例えば、路面標示の追加や道路標識の改善など、必要な対策を講じていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。ぜひとも改善できるように前向きに検討をお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。

ネットワーク・コミュニティ維持に向けた取組について伺います。

県はこれまでネットワーク・コミュニティを地域政策の柱として推進しており、県内各地域で地域振興協議会を設立され、小学校区や中学校区の単位で自治会連携のネットワークの構築により、住み慣れた地域で暮らし、ネットワークの中でお互いが助け合える仕組みづくりが行われています。

一方で、高齢化する地域の状況には歯止めがかからず、ネットワーク・コミュニティの維持が難しくなっている地域の話も聞いています。それぞれにおける共通した課題は、子どもや若い世代がその地域に暮らしていないということです。地域の拠点施設の整備、改修や伝統文化

の継承などの事業メニューを活用することで、地域活力の維持に一定の効果はあると思います。しかしながら、次の世代につなぐ施策についてはどうでしょうか。空き家活用などは移住政策としては一定の効果があると考えますが、地域にルーツのある若い世代が、地域に暮らしたい、定住したいというときに、そのニーズに対応できているのでしょうか。

例えば、近年、同居を望まない若い世代が増加している中で、しかしながら、自分が生まれた中学校区に住み続けたいので、一定期間市営住宅などで暮らすが、その後、家賃を払うくらいであれば、自分の家を建てたいというニーズがあります。

しかし、農村地域には宅地がなく、農地から転用手续を取らなければならないことや、上水、下水の整備などハードルが様々あり、結局、市街地の宅地に建設する方が多いということです。地域に定住したいというニーズに社会として、政策として応えられていない実態があるのではないのでしょうか。

地域で生まれ、地域に住みたいという思いを実現することのできる定住政策は、いわゆる近居と言われる、近過ぎず遠からずの住宅政策が効果的であるし、そのための宅地造成など市街地でない地域の過疎対策として必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、子どもや若い世代の近居の促進を含め、ネットワーク・コミュニティの維持に向け、今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** ネットワーク・コミュニティは、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえるため、小規模集落を対象に、一つの集落の機能を複数の集落で補い合う取組です。

県では、地域活動の拠点整備や集落支援の専門家派遣などにより、組織の立ち上げや運営を支援しており、高齢者サロンや有償ボランティアの家事支援など、ネットワーク・コミュニティに取り組む集落が県内各地に広がっています。

集落維持のためには、ネットワーク・コミュニティの取組とあわせ、地域の担い手の定住も大切です。このため県では、子育て世帯の家屋改修支援などにより、三世代同居や近居のニーズに応えています。

また、今年度から空き家バンクの充実など、空き家対策を強化しています。昨年度の空き家バンクの実績では、473件の成約のうち、6割が県民の利用となっています。空き家の有効活用も図りながら、地域の担い手の定住をサポートしていきます。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** ありがとうございます。定住政策ということでテーマを捉えたんですが、先日、土木建築部から資料をいただき、各市町村の住宅着工件数のデータを見て、年ごとの住宅着工戸数について私も分析してみました。

人口に対してどれだけの住宅着工戸数があるのかや、各市においてどれぐらいの新規の住宅が建設されているのかを調べていくと、まだ全ては分析できていないんですが、それぞれの市町村の人口動態との関連が見えてくるようになりました。そういった意味で、新規の住宅着工については各市とも確実にあるんですが、私はそれがどこに建てられているかが課題ではないかなと思います。

それまで市営住宅とかで、割と便利な水回りや、トイレ、バスなどが備わったところに住んでいた方が、今言われたように、空き家を改修してということになると、またそこで十分な環境が整わないという場合もあるんじゃないかと考えています。

そういった意味で、ネットワーク・コミュニティのこれまでの取組に合わせて、やはりソフト事業だけでなく、しっかりとしたそういった担い手を定住させる仕組みづくり、それはやはり宅地造成等を積極的に市町村等と働きかけていくことが周辺部ほど大切だと私は考えているのですが、その点について見解を伺います。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** 宅地造成については、費用対効果とか、特定個人の財産形成に対する公平、

公正性など、いろんな課題があると思っています。それぞれの市町村で住宅政策等を考える中で、県として応援できるものがあれば当然応援する。基本的にはそういう考え方ではないかと思っています。

**御手洗議長** 森誠一君。

**森議員** 最後に、ネットワーク・コミュニティの事業に取り組んでいる集落では、やはり高齢化が進んで先細りの状況になっているところが多い。今年3月に策定されている地域コミュニティ組織に係る施策ガイドブックを拝見したのですが、どこも悩みは次の支援員がいないこと。高齢化が進んでいることが多くのネットワーク・コミュニティでの課題となっているようです。ここにやはり抜本的な対策を打つ必要があるのではないかと、私はそれが住宅政策ではないかと考えているので、また今後も議論していきます。

(拍手)

**御手洗議長** 以上で森誠一君の質問及び答弁は終わりました。末宗秀雄君。

〔末宗議員登壇〕 (拍手)

**末宗議員** 皆さんこんにちは。昼の食事もした後で、だいぶ眠たい気持ちも分かるので、ごゆっくり休む人は休んでください。また、傍聴に来ていただき、手を振ってくれてありがとうございます。しっかり頑張ります。

今年は何ととっても、世界が新型コロナウイルスでパンデミックの真ただ中、2月24日にロシアが突如ウクライナに侵略し、世界が震撼する戦争が勃発しました。プーチン大統領による身勝手な侵略戦争ではありますが、一刻も早く終わらせなければなりません。

歴史の中で、ナポレオンは英雄、プーチンは大極悪人という違いについて、いろいろ考えさせられるところがあります。また、「虎は死して皮をとどめ人は死して名を残す」という日本のことわざがあります。正にウクライナの今現在の実情、また、行動がそれを表しており、ウクライナ国民に対して心から尊敬する次第です。

さて、国内では9月27日、安倍元総理の国葬ということで、今、世論が二分されている状況ではありますが、ちょうどそれと一緒になっ

て、エリザベス女王の国葬、夕べから今朝見ていると非常に厳粛に行われて、また、国家が本当に国葬に向けて、一体感というのがおうかがいできます。そして、日本の天皇もエリザベス女王の国葬には出席するわけですが、そこで問題なのは、イギリスの国葬には天皇陛下が行って、日本の国葬には天皇陛下は出席しないのではないかと今言われています。それから見たら、そういう国葬は必要ないのではないかと私は思っています。

国葬というのは、日本では天皇陛下、そして、天皇を務めた上皇たちがおられますが、その人たちに限っておけばこういう議論も行われず、そういう事件があっても平和裏に進んでいくのではないかと。天皇だけで十分ではないかと日本国民は納得するのではないかと私は思っています。

褒めることが私は余り好きではないので、よくオリンピックのレガシーとか、ラグビーでワールドカップのレガシーとか言われますが、安倍元総理の負のレガシーをよく思い起こします。とにかく村度政治、要するにうそつき官僚をつくって、うそつき役人が出世する、そういう構図が日本に出来上がりました。正に公務員に対する国民の信頼が大きく失墜しました。これは今後何十年も取り返しのつかない失敗ではなかったかと思っています。特に広瀬知事を私は眺めているので、広瀬知事は高級官僚として通産省の中で務めました。恐らくその頃と今の村度政治、随分違うのではないかと、そういう感想を持って前段とします。

これから質問に入ります。

まず第1に、人口減少対策についてですが、急速な少子高齢化と人口減少の進行は、社会保障制度や活動、社会生活などに大きな影響を及ぼすことから、国・地方にとっても地方創生が大きな課題となっています。

大分県人口ビジョンでは、このまま何もしなければ2100年には45万8千人と、人口減少がさらに進行するものと推計しています。一方で、県民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現など自然増を図り、あわせて若者の流入、



定着など社会増を促進することで、2100年でも90万から100万人程度の人口を維持できるとされています。そのため、自然増、社会増の取組により人口減少に歯止めをかけていくことが重要です。

こうした中、6月1日時点の人口推計見通しによれば、令和4年10月1日の人口は110万6千人で、前年に比べ7,749人減少すると推計されています。内訳として、自然減が8,106人、社会増が357人とのことですが、目標を下回り、依然として人口減少状態が続いています。

もともと昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、若者を中心に農山漁村などの地方の人口が都市部へ流出した結果、地方では過度の人口減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障を来すなど、いわゆる過疎問題が生じていました。これに昨今の急速な少子高齢化が追い打ちをかけ、人口減少に歯止めがかかっていません。

本県では、住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、そして、地方に人をつくり人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好循環で地域を活性化しようと様々な施策を推進してきましたが、特に過疎化が進む地方部においては、なかなか人口増に向けては効果が出ていないように感じます。

そのような中、令和2年国勢調査では豊後高田市、中津市、別府市、日出町の4市町が転入超過となっており、特に豊後高田市と中津市は20代以降の年齢区分で転入超過が多くなっています。両市とも企業誘致に成功していることに加え、豊後高田市では子育て支援策や移住政策が充実していることがその要因ではないかと聞いています。このように思い切った施策を打ち出すことが人口減少の歯止めへとつながっていくのではないのでしょうか。

折しもコロナ禍により私たちの社会生活に大きな影響を与え、価値観の変化により地方回帰の傾向も強まってきています。こうした流れもしっかりと捉えていくことが大切です。

そこで伺います。過疎化が進む地方部にも波

及するよう、思い切った人口増に向けた施策を展開していく必要があると考えますが、知事の考えをお聞きします。

〔末宗議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの末宗秀雄君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 末宗秀雄議員から御質問いただきました。初めに前段の独白がありました。謹んで承りました。

御質問は、人口減少対策についてでした。

県では、急速に進む人口減少に正面から向き合って、自然増、社会増の両面から全力で対策を講じてきました。

自然増対策では、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援が大切です。出会い応援では、サポートセンターの開設以来、125組のカップルが誕生しています。国に先んじて開始した不妊治療助成は、保険適用外の先進医療に対し助成するなど、さらなる充実を図っています。加えて、保育料の減免や子育てほっとクーポンの配布など県独自の対策を次々と打ち出し、子育て世帯の負担軽減に努めてきたところです。

健康寿命の延伸も重要です。全国一の参加率を誇る高齢者の通いの場や、2千を超える健康経営事業所での健康づくりが功を奏し、全国順位は男性1位、女性4位に躍進しました。

社会増対策では、特に県内各地での魅力ある仕事づくりや移住促進が重要です。地域の隅々まで仕事を生み出す農林水産業は、主要園芸品目への重点支援等により成長産業化を図るとともに、担い手確保の取組を強化し、昨年度の新規就業者は県外からも含め、過去最多の469人となりました。

地域経済を支える商工業では、中小・小規模事業者の生産性向上やDXを支援するとともに、企業の国内回帰の流れを捉え、昨年度は過去最多の企業誘致が実現しました。さらに、ドローンやアバターなど先端技術を活用した新産業の創出や、成長著しい宇宙産業にも果敢に挑戦しています。

移住施策も好調です。コロナ禍での地方回帰の流れを追い風とし、転職なき移住や移住希望者へのIT技術の取得支援等を進めた結果、昨年度の移住者数は過去最多の1,416人となりました。

こうした取組の成果とあわせ、水際対策の緩和による外国人材の流入等によって、本年10月の社会動態は、平成19年以来15年ぶりに転入超過となる見込みです。

社会動態の成果が見えてきた一方で、自然動態はコロナ禍での婚姻数減少等により本年の出生数は過去最低を更新する見込みとなるなど、苦戦が続いています。もとより、人口ビジョンでは息の長い取組を通じた自然増を目指しているところであり、引き続き粘り強く取り組んでいきます。

平成27年に設置したまち・ひと・しごと創生本部会議では、市町村長と知恵を出し合いながら多くの議論を重ね、人口減少対策を進めてきました。これからも市町村と連携しながら、実績に新たな施策を積み上げ、難局を打破し、人口減少に少しでも歯止めをかけていきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 人口減少に少しでも歯止めということですが、私が思うに150年以上前か、明治維新以降、日本が富国強兵、殖産興業、それによって地方の次男以降、人口を都会の工場にとにかく集めて、そして、地方の人口で日本の国を興していくという興業、また、軍事も含めてですが、そういう時間が150年以上続いてきました。150年も経ったのだから、とにかく少しずつの努力ではなくて、根本的に日本の計画として改革しないと、地方の過疎化と人口減少、正に風前のともしびという感じがします。それを大分県、そしてまた、知事は九州知事会の会長でもあるので、日本という国に強く働きかけていただきたいという思いです。

そして、その方法としては、今まで人口減少はソフト事業が多い。大分県でいえば企画振興部を中心にして、何というか、ソフト事業ですね。それを今から直接人口を増やすには、家とか、地区や地域にハード対策として持ってい

ないと、その転換が非常に難しいのではないかと思います。例えば、農村だったら土地は山ほど空いている。その空いている土地に住宅団地をいっぱい造って、そして、土地はただでやるから、その代わり家だけは自分で建ててくれとか、何か思い切ったやり方をしないと、過疎化と人口減少が二つ重なっているから対応できないのではないかという気がしています。そこらあたりで答弁をよろしくお願いします。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 今、2点御提案があったと思います。

一つは、人口集中から今度は思い切った人口分散を図ったらどうだということですが、思い返してみると、日本の人口が1億人を超えたのは、人口が都市に集中して高度成長をなし遂げたあの頃だったと思います。そういう意味から言うと、むしろ人を地方に分散させた方が人口増につながるんだということが言えるかどうか。人はみんな集中したいんだが、それをいろんなことで無理して分散させることが人口増につながるのかなのかどうかは、もうちょっと検証しないとということがあります。人口増という観点からだけだと、そういうところを検証しなければならない。

それからもう一つは、地方が非常に疲弊しているから、地方にもっと人が住みつくように、ハードだけではなくてソフトも含めて思い切った対策をやる。これは大変に私も魅力的な施策だなと思いますが、こっちも今、農業をやるならば、水産業をやるならば、あるいは地方で工場を造るならば相当な応援をしますよというやり方でだいぶ力を入れているつもりです。今、都会に工場を造ることは、相当、土地にもお金がかかるし、税金もかかるということで、分散をやるという動きがあるわけです。それはハードもソフトも含めてです。国を挙げてやっていますが、だからといって地方にみんなが喜んで来る兆しがあるかということ、これはなかなかなくて、むしろ今度、コロナで東京、大阪には危なくて住めないから、あんなところは人の住むところではないというので、地方に戻ってくる人が多くなってきているのかなという気も

します。

そういう意味では、議員御提案の一極集中から地方への分散、それから、ソフトを含めて政策を打ち出すこと、どちらもそれが本当に効果があるのかどうかについては、もうちょっと検証してみないと分からないところがあるのではないかなという気がします。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 知事が言うのもよく分かります。第一、日本の適正人口がいくらか分からないんだから、本当に日本がどのくらいを目指していくのか、目標も立てていないし、ただひたすら人口減少を少なくしようというだけの目標で今やっていますから、そこらあたりの検証もなかなか難しいなとは思っています。とにかく頑張る以外ないので、よろしくをお願いします。

それでは次に、コロナの関係ですが、新型コロナウイルス感染症においては、やっと最近、山を越えたように見受けられます。その中で、オミクロン株B A. 2系統からB A. 5系統等の新たな変異株への置き換わりの影響等により、多くの地域で過去最多の新規感染者数を記録するなど、全国的に急速に感染拡大しています。このままでは社会全体が停止状態に陥ってしまうことから、さらなる感染拡大を防止しながら、社会経済活動との両立を図っていくとともに、今後も新たな感染症が発生することを想定した社会づくりを着実に進めていくことが重要です。

こうした中、国では、B A. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への具体的な対応として、ワクチン接種のさらなる促進、メリハリのある感染対策、保健医療提供体制の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルスと併存しつつ、平時への移行を慎重に進めていくとしています。また、今月には内閣感染症危機管理統括庁の設置など、次の感染症危機に備えるための対応の具体策が決定し、今後、法律案が国会に提出される予定になっています。

私はかねてから、今回の感染症を2類相当としているのがネックとなっているのではないかと考えています。

感染症法は感染症を1から5類、指定感染症、

新感染症などに分類し、講ずるべき措置を細かく定めています。新型コロナは新型インフルエンザ等感染症の分類で、2類相当の扱いとされており、結核やジフテリアと同等で3類のコレラより重い、2番目に厳重な対処が求められています。

2類相当では、診療などにかかる費用が全額公費負担となる一方で、診察を許される医療機関に限られ、医療提供体制逼迫の一因になっているとされています。人の命を救うことは医者の本分であって、全ての医療機関で本来診療を行うべきです。

季節性のインフルエンザは5類の位置付けとなり、一般外来で受診できるほか、流行の状況は定点観測から推計され、全数報告の義務はありません。コロナへの対応を一般の医療に少しづつ近づけ、医療現場の負担を軽減していく必要があると考えます。

ただし、分類の見直しには問題もあります。仮に季節性インフルエンザと同じ扱いとなれば、外来窓口での3割負担が発生します。まだ治療薬が十分でない中で公費負担にならなくなってしまうと混乱が生じてしまいますから、無償にすべきと考えます。また、検査体制や保健所機能など整理すべき課題は多いと思われます。

もちろん国が決めるべきことですが、保健所の逼迫など現場の実情が分かっているからこそ、国に対して声を上げていくべきと考えます。こうしたことを踏まえ、コロナ対応の平時への移行について知事の見解を伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 政府もだいぶ末宗議員の考えと近くなってきたのではないかなと思います。

2年半にも及ぶ新型コロナウイルスにより、本県の社会経済は相当に傷んでいます。社会経済活動の停滞が今後も長引くことになると、家計の厳しさも増し、また、本県経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営は耐えきれなくなるものと心配されます。感染対策に万全を期すことはもちろんですが、社会経済の再活性化も喫緊の課題です。

感染力が非常に強いB A. 5による第7波の

感染者は僅か2か月半で10万人を超えていますが、ワクチン接種の進展もあって、重症者は20人余りにすぎず、重症化リスクは大きく低下しています。

さらに、これまでの経験により、コロナに対する感染防止策や感染後の療養等について、多くの知見が蓄積されてきました。また、新たなワクチンや治療薬の開発、実用化が進むなど、コロナへの対応力は格段に高まっています。そうしたこともあり、海外では感染対策の緩和が主流となっています。我が国もそろそろ感染対策と社会経済の再活性化の両立に向けた具体的な行動に踏み出すべきではないかと考えます。そのための感染症法上の見直しを含めた出口戦略の提示については、かねてより九州地方知事会としても国に対して要望してきたところです。

また、全国知事会でも必要十分な診療、検査体制の構築や、医療、予防接種に係る公費負担の在り方の検討を含め、感染症法上の取扱いの見直しに向けたロードマップを早急に示すように要望しています。

そうした中、先週、海外からの入国制限の緩和や陽性者の療養期間の短縮などとあわせて、全国一律での全数届出の見直しが決定されました。これらは、オミクロン株の特性を踏まえた平時への移行に向けたステップと考えますが、届出対象外となる方のフォロー体制の確保や医療費の公費負担の継続など、全ての感染者が安心して療養できる環境整備が不可欠です。そのところがまだ不明確というところもあります。

こうした観点に立って、医療関係者の意見も伺いながら、平時への移行に向けた検討を進めたいと考えています。国から提示された基本的な内容を基にして、我々の心配、さきほど言ったように負担の問題や届出の問題について、どうやってフォローできるかということも手直ししながら考えていきたいということです。

コロナとの共生に向けては、今後も様々な課題を解決していく必要があります。そのためには、国に対して主張すべきは主張しながら、地方がそれぞれの地域の実情に応じて責任を持って対応していくことが重要だと思っています。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 知事の今の答弁で、国に対して主張すべきは主張すると。主張をこの前、全国知事会でやったが、厚生労働省が一枚上手で、何か問題をすり替えて、保健所の職員が忙しいのに全数把握だけに絞って、2類と5類の話はしなかった。しっかり主張すべきは主張していただきたいのでよろしくお願いします。

それともう一点、大分県は何年前だったか覚えていませんが、保健所を随分廃止しました。それで今回のようなパンデミックになって、保健所を廃止したのがどういう影響を与えているのか、ちょっと見解をお聞きます。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 平成20年に保健所の体制の見直しを行いました。そのときは地域医療圏の見直しを行って、それに合わせた形で保健所の体制を再編成したということです。

それまで12だったと思いますが、保健所があったものを、県が6、大分市保健所と合わせて7という形だったと思いますが、そのときは逆に集約化することで専門性の高い職員がそれぞれの保健所に複数確保できて、個々の保健所の体制としては強化されました。そのとき保健師の数自体は大きく減ってなくて、管理部門とか管理職の職員数を削減したということです。

それによって感染症に対する対応が脆弱になったということではなくて、逆にそれぞれの保健所の体制が強化されたことによって有効な手が打てる体制ができたと私どもは考えています。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 答弁はよく分からなかったのだが、まあいいや、次に行こう。

農政に行きます。国営かんがい排水事業について。

私の地元である宇佐市においては、国営かんがい排水事業により築造された日出生ダムや日指ダムを源に県営事業等により整備された水路が張り巡らされ、水稻を中心とした農業が展開されてきています。

こうした中、昨年11月26日、宇佐市を流れる二つの水路、広瀬井路と平田井路が歴史的

に価値のある施設として世界かんがい施設遺産に県内で初めて登録認定されました。南一郎平ら先人たちが力を注いできたかんがい事業や農業水利施設の大切さが世界でも認められたことであり、大変喜ばしいことです。地元では早速、地域振興に向けた組織を設立し、朝ドラの誘致を始め、登録を生かした地域の活性化に取り組んでいます。登録に御尽力された方々にこの場を借りて敬意を表します。

農業の構造改革には、その基礎となる生産基盤がしっかりと整備されていることが重要ですが、宇佐平野の水路は整備からかなりの年月が経過しており、老朽化の進行に伴い、維持管理に多大な労力が費やされているとともに、機能低下による用水の安定供給が不安視されています。

このような中、ダムや幹線水路等の基幹的農業水利施設について再整備を検討するため、国による国営かんがい排水事業の地区調査が進められていると聞いています。現在、国の調査が具体的にどのように進んでいるか、そして、今後の展望について農林水産部長に伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 駅館川地域は、昭和33年の大干ばつを契機に総合開発事業に着手し、ダムなど基幹的農業水利施設や農地の大規模整備を行い、県下最大の農業地域を形成してきました。農業施設は整備から40年以上が経過し、老朽化が進行しており、将来を見据えた農業水利システムの再構築に向け、県からの要望を踏まえ、令和元年度より国が地区調査に取り組んでいます。

現在、県や市を中心に作成を進めている営農計画を基に、今後、国が水利用計画や水利施設整備計画の作成及び概算事業費、事業効果の算定を行い、令和5年度をめどに取りまとめられる予定です。

営農計画では、日本有数の園芸団地育成や大規模経営体による徹底した圃場の汎用化を行い、麦、大豆を本作化することで、大型食品企業と連携した産地を創出することなどといったことを盛り込む予定です。

地区調査が次の段階に進むには、営農計画の実現に向けた調査の取りまとめが重要です。担い手の多様な水需要に対応した農業水利システムとなるように、国や市、地元としっかり協議、調整を行っていきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** どうもありがとうございます。国、県、市を挙げて、その計画を実現していただきたいと思います。

ちょっと1点、令和5年に計画ができるという話だが、何年ぐらいの計画でやる予定なのか。それと、地元負担はいくらで検討しているのか。その2点を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 何年ぐらいの整備かというのは、今、営農計画をつくっていますが、その営農計画を基にして、どれだけの整備が必要なのかということによって事業の規模が決まってくると思います。その事業の規模が決まらなると、なかなかどのくらいという年限は今の段階では言えないと思います。ただ、どちらにしても、せっかく大きな農地が広がっているところなので、ここにはきちんとしたもうかる施設として整備が行われるような形を整えていきます。

それから、地元負担については、国の集積を行うことによって、集積率に応じて地元負担の軽減という措置があります。促進事業ですが、これについてもしっかりと今後協議していく中で、国とも協議していきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 地元負担をなるべく軽減していただきたいと思っています。

次に入ります。

さきの世界かんがい施設遺産のように、国際的な機関等による遺産等の登録制度は広範に及んでいます。世界遺産はその最たるものであり、県内を見ても、ジオパーク、エコパーク等の認定が行われており、多くの地域がこれをいかした地域振興に取り組んでいます。このうち、今回取り上げたいのは世界農業遺産についてです。

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある

伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化などが相互に関連して一体となった世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域であり、国際連合食糧農業機関、FAOにより認定されます。県内では、平成25年5月に国東半島宇佐地域がクヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環のシステムが評価され、認定に至っています。

県では、農林水産部に世界農業遺産地域の振興を図る組織を置き、各種振興策を取っているのですが、県の事業評価等を見ると、認知度が向上しない等苦戦が続いているようです。その要因を考えると、例えば、世界遺産やジオパークであれば、その見どころがあり、それを目的とした観光が成り立ちますが、農業システムが評価された世界農業遺産には分かりやすい見どころが存在せず、観光という面では大変難しい課題があります。

このため、県においても地域の農産物のブランド価値を上げるべく、認定商品制度を設けるなどの取組を進めてはいますが、その効果はどうなのでしょう。今後もこの農業システムを守り続ける農家の所得向上につながっているのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、県として世界農業遺産という世界的ブランド価値を付加し、活用して何を売り出しているのか、その振興戦略について農林水産部長の見解をお聞きします。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 世界農業遺産では、これまで次世代への継承と地域の元気づくりの二つのビジョンを掲げ、様々な取組を行っています。

議員御指摘のとおり、システムを認証する世界農業遺産は、分かりやすい観光名所には欠けています。その価値を広く伝えるという面では、観光というよりも、むしろ地域産品の魅力を伝えることが有効と考えています。本地域では、正に地域を象徴する産品として、GI制度の登録を受けている七島藪や、システムのコンセプトそのものである乾しいたけなどがあり、その価値を伝える主役となっています。このため、

農家所得向上にもつながる取組として、世界農業遺産地域ブランド認証品や応援商品などを活用し、ブランド向上を促進しています。

成果として例えば、七島藪加工品がNHKの全国放送に取り上げられたり、乾しいたけではJR九州が運行するななつ星のコースにしいたけほだ場の散策が組み込まれるなど手応えを得られています。今後もブランド認証品を中心に、特徴を前面に出しながら売り出していきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 部長の答弁を今聞いていて、真面目な答弁だが、何か発想力がないと思う。とにかくそういう発想では、なかなか観光までを含んだ振興は難しいのではないかと。

例えば、僕は京都に10回近く行ったことがあるかな。京都で一番見どころといたら、皆さん何が一番印象に残っているかなと思ったら、僕が一番見どころで思ったのは、京都市から50分ぐらい山に登ったところに、川の中で食事をする川床料理というのがある。夏場とか春からね。あれはなかなか、この中は涼しいのでいいなと思いました。山と川だったら大分県も山ほどあるからね、そういう発想が何かないか。京都は寺院が山ほどあるが、僕が一番印象を持ったのはその川床料理だった。とにかくいつとき大分県中を眺めながら、発想を豊かにしていただきたいと要望しておきます。

次に、DX問題。

現在、効率化や利便性等の観点から行政のDXが重要視されており、県でも積極的に取り組んでいると思います。特にこのコロナ禍において、Webサイトでの感染状況確認のほか、特別定額給付金の申請やワクチン接種予約など住民が行政と関わる機会が増えたこともあり、オンラインで申請ができるなど、そのメリットを享受された方も多いと思います。

しかし、物事には両面があり、ペーパーレスや人との接触が不要なオンライン申請・予約への期待が高まる一方で、高齢者を中心とした、いわゆる情報弱者への配慮も忘れてはなりません。機器を持たない、あるいは操作方法が分からない方には使い勝手が悪く、かえって不便に

なってしまいます。

一概にデジタルにすればいいというものではなく、紙を使った方が利便性の高いものはこれまでどおりとするべきです。行政のDXを進めるにあたっては、こうしたいわば光だけでなく、影の部分にも十分配慮して進めるべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、行政のDXを進めるにあたり、いわゆる情報弱者に対してどのように支援していくのか、総務部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 県では、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、また、スマートフォン等に不慣れな方への配慮もしながら、行政のデジタル化を進めています。

行政手続の申請については、当面は紙で申請を希望される場合には、それも当然受付を継続することとしています。あわせて、将来デジタル社会が到来することも見据えて、不慣れな方でも電子的な申請を安心して利用してもらえよう取り組むことが重要と考えています。

具体的には、ホームページの申請手順の案内をより分かりやすく充実していくほか、今年5月からは電話窓口を設置し、利用者からの問合せにも対応しています。こうした県民から改善意見があった場合には、それを反映し、より使いやすいシステム、仕組みに改良していくことが大事と考えています。

また、高齢者等を対象としたスマホ教室の開催などを実施し、最終的には地域で気軽に電子機器やサービスの利用方法を教え合う体制づくりに結び付けていくことも重要と考えています。国が実施するデジタル活用支援員に加え、県独自の支援員も育成することにより、各市町村における体制づくりに取り組んでいます。

こうした取組を通じて、県民誰もがデジタル技術を活用し、よりよく暮らしていける環境づくりを進めていきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 今の時代の流れみたいな、模範答弁みたいな感じもしたんだが、このDX化、デジ

タル、今はやりのサイバー攻撃というのがある。例えば、アノニマス、キルネット。キルネットというのは、この前、日本政府に戦争を仕掛けたとか言っているあの集団なんだろうが、恐らく総務部長が今言われたような程度の形では、このサイバー攻撃は防げないのではないかとと思う。大分県の実力では、この世界的なサイバーに全然追い付かない。

今、例えば、日本の国がサイバー攻撃から守られているのは何かといったら、ファックスなんです。こういうデジタルは、今言ったキルネットとかアノニマスにしたら非常にもろいと言われている。例えば、中国だったら3万人ぐらいサイバーの専門の職員がいて頑張り、日本は540人というから、もう守れないことは自明の理だと思います。守れる形を取ってからこういうDXをやらないと、恐ろしい損害を生じる可能性があると思います。そこらあたりの見解を。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** サイバーセキュリティについてでした。

議員御指摘のとおり、DXの時代において、サイバーセキュリティへの備えは大変重要と考えています。県でも、セキュリティについてはポリシーを策定するとともに、何らかシステムのダウン等が生じた場合の復旧についてのICT-BCP等も策定しています。

引き続き、国全体のサイバーセキュリティ対策の強化等も動向を見据えながら、県においても講ずべきサイバーセキュリティ対策についてしっかりと取り組んでいきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** サイバー対策も取り組むのはいいんだが、例えば、半日で復旧したならいいです。まあ1週間経ってもいいです。それが6か月サイバー攻撃でダウンしたとか、結局良くならなかったとか、そういう可能性があるわけです。そこらあたりを本当に制度の中で組織立てて、きちっと頭の中で、例えば、8か月ぐらいダウンするようなときはどう持っていくとかいう対策をあらかじめ講じておかないと、そういうD

Xだ何だとはばけたことを言ってもだめですよ。

それと、私がこの質問をするとしたら、ある課から提案があって、実は県の職員録とか、あれはペーパーレス化で活用できるものではありません。もともと作って出さなければ、あんなタブレットに入れて持ち歩いていて、一年中使えるわけないです。スマホに入ればまだどのくらいいいが、そういうこともしなくて、要するに紙が必要なのを紙に頼らないという形で職員録を作ったが、やり直すというから僕は感心しているのだが、そういうペーパーレスが必ずしも万能ではないと思うが、そこらあたりをちょっと含んでお願いします。

次に、旧統一教会との問題……（「回答を」と呼ぶ者あり）はい。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** DXに関連してセキュリティーの御心配をされていますが、そのとおりでと思います。それから、いろんな国と比べると、DXのセキュリティーについては、日本の国自体、弱いところもあると思います。もちろん、そこを強化する動きもあるし、あわせて地方のDXもセキュリティーを強化しようという動きもありますが、これはいずれにしても、軍拡と同じように競争なので、万一のときにどうするか。被害を最小限に食い止め、可及的速やかにシステムを回復する、そういうデータを盗まれることを最小限に食い止める。それから、最大限に早くするというのを、言われるように危機管理として考えておく。絶対はないのだから万一のときにはどうするのだということを考えておくことが必要であり、そういう点を今から行政のDX導入にあたって、民間には行政以上に大きなシステムもあるわけですから、そういうものについてやっておかなければいけないし、我々は行政としてそこのところはきちっと考えていかなければならないと思っています。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 知事どうもありがとうございます。本当に気合の入った回答が来ました。

それでは最後に、今話題の旧統一教会問題です。

まず、旧統一教会との間に、関連団体への後援も含め、県としての関係性があるかないか、簡潔にお願いします。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** こちらで平成29年4月から令和4年7月まで過去5年分を調査しましたが、後援などを行った事実はありませんでした。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 実は、僕は平松知事の時だったか、広瀬知事になってから分からないが、日韓トンネルの案内が僕に来たことがある。知事にも恐らく行っていると思うが、知事については、個人的に統一教会の問題について関わりはどんな具合ですか。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** ありません。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 意外と言っていいか、何かよく分かりませんが、関係ないんですね。分かりました。

それでは次に、靈感商法と高額寄附の消費相談と被害防止についてお聞きます。

さて、旧統一教会は1954年、韓国で創立され、日本では64年に宗教法人の認証を受けています。80年代以降は先祖の災いがあるなどと称し、印鑑やつばなどを売り付ける靈感商法が社会問題になりました。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、87年から2021年に連絡会などに寄せられた旧統一教会などによる被害件数は3万4,500件、被害金額は約1,237億円に上ると言われていますが、これは氷山の一角と言われています。

こうした靈感商法や高額寄附と言われる法外な金額の献金要求などの被害が後を絶たないことを踏まえ、県民が被害を受けた場合を念頭に体制を整え、被害者からの相談に応じることが大切です。

本県でも、消費生活センターアイネスや市町村消費生活相談窓口が設置されていることから、たらい回しにすることなく、必要に応じて専門家につなぐなど丁寧な対応が求められています。

そこで、お尋ねします。こうした靈感商法や高額寄附の消費相談の現状と被害防止に向けた



取組について生活環境部長に伺います。

**御手洗議長** 高橋生活環境部長。

**高橋生活環境部長** 靈感商法等の消費相談と被害防止についてお答えします。

いわゆる靈感商法が統計上含まれる開運商法の県内の相談件数は、昨年度までの過去5年間で179件です。その相談内容については、財布など開運グッズの購入に関するもの等が多くなっています。

次に、寄附等に関する相談については、宗教的な色合いのあるものは過去5年間で8件です。これらのうち、例えば、100万円以上で高額という整理をさせていただきますが、その寄附の相談は4件です。

県や市町村の相談窓口では、苦情相談に対応するほか、クーリングオフの助言や、消費者に代わって事業者と交渉するなど解決に努めています。その上で、解決困難な相談については、弁護士等の関係機関につないでいるという状況です。

被害防止については、出前講座を通じて靈感商法等が契約取消しの対象となり得ることを周知してきたほか、市町村と連携し、地域の見守りネットワークによる声かけ等を行ってきたところです。

現在、国の検討会で靈感商法等の対策が議論されており、国の動向を注視しながら、引き続き市町村消費生活センター等と連携し、被害防止等に向けた啓発をしっかりと行っていきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** ありがとうございます。これは179件とか8件とか4件と、初めて僕もこの質問で聞いて、これを公表したのは本当に評価します。なかなか難しい中でよくできたなと思います。

それで、ちょっと僕が聞き忘れたのが1点あります。被害者救済の件は、県はどう考えていますか。

それともう一点は、国は七つも八つも省庁が関係あるとあって、特命大臣を作ったらどうかという話があるんですが、県も今、旧統一教会の問題は大変な問題だから、この際、早急な対策

として一人担当の部長あたりを作ってやってみるのも一つの考え方で、時機に適しているのではないかと考えていますが、そこらあたりの見解をお聞きします。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 救済と特命担当を置くべきではないかということでした。

今回の問題については、特定の宗教団体に対する自発的な行動について信教の自由等憲法で保障されている価値であるといった面、他方、そういった行動が家族とか周囲の方々にとって大きな負担になっているといった声も寄せられています。これは非常に難しい問題であると認識しています。

救済等については、国においても靈感商法等の法的な整理とか救済の問題について、今後、法的な手当ても含め、現在、検討会や連絡会議で議論が正になされているところと考えています。その議論を十分に踏まえた上で、組織的な対応を含め、引き続き動向をしっかりと注視していきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** とにかく臨機応変に、時機に適して対策を取ってください。

最後に警察本部長にお聞きしたいと思うんですが、また被害者の相談に対応するだけでなく、靈感商法や不当勧誘行為等により法外な献金を強いる事案での検挙も被害防止には欠かせません。靈感商法や違法な手段により高額寄附を強いた事案の検挙の状況について、県警本部長に伺います。よろしくお願いします。

**御手洗議長** 松田警察本部長。

**松田警察本部長** いわゆる靈感商法については、県警察において令和元年以降の検挙はありませんが、過去には平成22年に印鑑の売買契約に係る事案の検挙が2件あるものと承知しています。

また、違法な手段により高額な寄附を強いる事案については、統計上、そのような区分がなく、検挙の状況をお答えすることは困難です。

いずれにしても、県警察としては、刑事事件として取り上げるべき事案があれば、法と証拠

に基づき適切に対処していきます。

**御手洗議長** 末宗秀雄君。

**末宗議員** 2件とか何件かあるみたいなのだが、警察本部長、法と正義、いくらか解釈の仕方もあるし、いろいろ難しい面もあるんだろうが、今、正に——私は、もともとこれは岸元総理からの話で今まで来ているんだから、戦後すぐならしやうがないところもある。だが、途中でこれを違法な形ということで取り締まるようにきちっと整備しないといけなかったのが、それが逆に腐れ縁になって今のような事態が生じていると思っている。こういうときに、正に社会の法と正義を実践してくれるのが警察ですよ。そこらあたりを踏まえて、今後、警察の権力をそういうふうな形でよろしくお願いします。

これで一般質問を終了します。皆さんありがとうございました。（拍手）

**御手洗議長** 以上で末宗秀雄君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

**御手洗議長** 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

**御手洗議長** 本日はこれをもって散会します。

午後3時10分 散会

令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 5 号 9 月 1 6 日

# 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和4年9月16日（金曜日）

## 議事日程第5号

令和4年9月16日  
午前10時開議

- 第1 一般質問及び質疑、委員会付託
- 第2 特別委員会設置の件

## 本日の会議に付した案件

- 日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託
- 日程第2 特別委員会設置の件

## 出席議員 42名

議長 御手洗吉生	副議長 古手川正治
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	羽野 武男
二ノ宮健治	守永 信幸
藤田 正道	原田 孝司
小嶋 秀行	馬場 林
尾島 保彦	玉田 輝義
平岩 純子	吉村 哲彦
戸高 賢史	河野 成司
猿渡 久子	堤 栄三
荒金 信生	麻生 栄作
末宗 秀雄	小川 克己

## 欠席議員 1名

浦野 英樹

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	後藤 豊
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

御手洗議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、8月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、第75号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び第76号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、地方公

務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配布しています。

以上、報告を終わります。

—————→…←—————  
**御手洗議長** 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第5号により行います。

—————→…←—————  
**日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託**

**御手洗議長** 日程第1、第70号議案から第98号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。吉竹悟君。

〔吉竹議員登壇〕（拍手）

**吉竹議員** おはようございます。3番、自由民主党、吉竹悟です。

今回、質問の機会を与えていただきました自由民主党全ての皆様に心より感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

答弁をいただく知事、そして、部長の皆様、私の質問の後ろにいるたくさんの方々へ寄り添った、心温まる答弁をいただきたいと思うので、どうかよろしくお願ひします。

さて、季節はもうすっかり秋です。私ども竹田市は農業の算出額トップとなっていますが、この週末、あいにく稲刈りができない状況になっているし、運動会、体育祭も予定されていますが、今回の台風第14号で全てがキャンセル、中止になっているようにお聞きしています。何とか被害のないことを心から念じ、一般質問に入ります。どうかよろしくお願ひします。

今回の一般質問は、四つの問題について質問します。

まず最初に、今後の林業振興の展望について質問します。

日本の森林は、国土面積3,780万ヘクタールの3分の2に当たる2,505万ヘクタールあり、そのうち1,348万ヘクタール、約5割が天然林、1,020ヘクタール、約4割が人工林、残りが無立木地及び竹林となっています。

森林資源を見てみると、人工林を中心に蓄積量が毎年約7千万立方メートル増えており、現在は約54億立方メートルです。面積ベースで考えれば、人工林の約半分は50年生を超えた主伐期を迎えています。資源を有効利用すると同時に、今後の循環利用に向け、計画的に再造林することが重要です。

本県の森林面積は約45.3万ヘクタールで県全体の面積の71%を占めており、この森林資源を活用し、木材の産出や質、量とも日本一を誇る乾しいたけなどの生産も盛んで、中山間地域の林業や木材産業の活性化に寄与しています。つまり農山村の振興に大きく貢献していることとなります。

県民生活には、森林が持つ国土保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材など林産物供給などの多面的機能が公益的な機能も発揮することで、安心・安全な日常を提供しています。

しかしながら、現在、林業を取り巻く環境は決してよい状況にあるとは言えません。さきに述べたように、主伐期を迎えた杉、ヒノキの人工林は伐採を待っている状況ですが、一方では、植栽15年以下の若い人工林は非常に少ない状況となっています。このため、主伐後の再造林、植栽を着実に行わなければ、将来にわたり十分な森林資源が確保されず、林業の経営環境は今後ますます厳しくなると考えます。

こうした現状を踏まえ、県における今後の林業振興の展望と、いよいよ11月12日、13日に開催される第45回全国育樹祭への知事の思いを伺います。

後段の質問は対面席で行います。よろしくお願ひします。

〔吉竹議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの吉竹悟君の質問に対す

る答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 吉竹悟議員から林業振興の展望について御質問いただきました。

昭和33年に本県で開催された第9回全国植樹祭は、拡大造林を推進するきっかけとなり、以来、先人たちのたゆまぬ努力により植え、育てられてきた森林は、今や多くの資源を蓄えています。

この豊かな森林資源をフル活用し、再生していく循環利用の確立が、持続可能な林業経営を行う上で誠に重要になってきました。このため、新たな視点で次の二つに取り組んでいきます。

一つは、文字どおり、年輪を重ねた大径材の伐採と活用です。県内の人工林は60年生をピークに大径材が多いことから、これらを積極的に活用し、森林資源の偏りを解消していくことが必要です。

このため、大径材の伐採を見据えた路網の整備や高性能林業機械の導入を進めるとともに、製材加工に必要な機械等の整備を支援していきます。加えて、大径材製品の消費拡大に向けて、大消費地である関東・東海地域等に拠点を設け、販売力を強化していきます。

二つ目は、早生樹による着実な再造林です。本県の再造林は、植栽本数を減らす疎植造林や民間企業などからの支援により、令和3年には再造林率が74%となるなど、目標の80%に向けて堅調に推移しています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、若い人工林が非常に少ないことから、30年後の森林資源に不安が残ります。そのため、今後の再造林では、伐期の大幅な短縮が見込まれるエリートツリーやコウヨウザンといった早生樹の導入を進めていきます。

大径材を伐採し、資源の若返りを進めることは、結果として森林による二酸化炭素吸収量を増加させることから、本県が目指す脱炭素社会の実現にも大いに役立つものと思います。

このような中、あと57日と迫りましたが、本県では2度目となる全国育樹祭を、皇族殿下の御臨席を仰いで開催します。

今大会では、「伐って使い、植えて育てる」をコンセプトとしており、高林齢化した大径材を切って、そこに早生樹による再造林を行うなどの新たな循環型の森林づくりをアピールしていきます。

また、各行事において、多くの子どもたちに活躍の場を設けるとともに、大会後の森林・林業教育を充実させることで、未来の森林づくりを担う人材を育成していきます。

このように、大分の豊かな森林とその恵みを次代につなぐ大会にしていきたいと思っています。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 知事、どうも答弁ありがとうございました。育樹祭への思い、それから森林に対する思い、私も共通した思いがあります。何せ大分県は70%を超えて森林です。私も竹田市も同じように7割を超えた森林があるので、それを活用する、そして、それが県民ないし国民にその林業のありがたさ、林業がなくてはならない、その森林がなくてはならないという気持ちはどこかで伝わっていただきたいので、今回の育樹祭の御成功を心から御祈念します。

続いて、2番目の質問に行きます。

林業の担い手確保についての質問を行います。

現在の山林の現状から見ると、将来的に水源涵養機能の低下による災害の発生や獣害の多発化といった不安があります。

林業従事者や一人親方、森林所有者などの高齢化が進むと同時に担い手が不足している現状では、林業が魅力的な産業として位置付けられていないのではないのでしょうか。とりわけ、林業は危険性が高く労働環境も決してよい方ではなく、林業そのものの情報や就業に関する情報も少ないようです。

山林を守り林業振興を図るためには、今現在、活動している森林管理の作業員、新規就業者や後継者、各種団体など林業に関わる人や団体の支援や育成などが重要です。最近では林業を目指す若い人も現れているし、就業や研修のための支援もありますが、農業に比べると就業希望者が少ないのが現状のようです。現在、林業者の

事業体向けや後継者育成のための様々な補助事業や制度がありますが、現状の課題を解決できずにその効果が十分に発揮できていない面もあると考えます。また、林業用の機械導入は多額の費用が必要ですが、新規就業者や一人親方向けの支援制度は少ないようです。

林業に関わる若い人材や後継者、森林を守る人や団体の確保と育成、そして、魅力ある林業の産業化が大切だと考えますが、林業の担い手確保について今後どのような方策で進めていくのか、農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 林業は、森林を守り次世代に受け継ぐ魅力ある産業です。一方で、労働強度や雇用環境の面で就業のミスマッチも生じています。このため、担い手の確保に向けては、段階的に対策を講じていきます。

まず初めに、林業への就業を選択肢としてもらえるよう、ガイダンスや就業支援サイトでの情報発信に加え、高校生などを対象とした職場見学などを行います。

次に、就業を決意された方々には、給付金を受けながら、必要な知識、技術を習得できるおおいた林業アカデミーでの研修や作業体験研修を実施していきます。さらに、雇用就業後は、緑の雇用制度の活用や造林OJT研修などフォローアップを行い、着実な定着を図っていきます。

また、伐採や造林作業を独立で行う一人親方に対しても、生産性向上や資格取得に向けた研修を実施するとともに、蜂毒や振動病対策への助成など、林業者として経営できるよう支援していきます。

今後とも160万立方メートルの素材生産や循環型林業を担う人材の確保、育成に向け、必要な対策をしっかりと行っていきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁ありがとうございます。思いはさきほどから言うように共通しています。現状は若干、その気持ちが林業者にとってまだ通じていないものがあるので、ここで再質問します。

林業の現状を人という観点、視点から見てみ

ると、本来経営者であるべき山林所有者に不在地主が増加し、あわせて、山に関わる林業従事者や森林作業員の高齢化が進み、山を管理する人も減少しています。そのことから慢性的な人手不足となっています。

小規模事業体も含め、林業者や新規参入者にとって補助事業や制度は現状を踏まえたものとなっているのか、補助制度の要件は林業者にとって取り組みやすいものとなっているのか、再度お尋ねします。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 就業前から就業後のフォローアップまで段階的な支援を実施しており、取り組みやすいものになっているとは認識しています。事業体においても同様に、雇用管理の実態や生産規模に応じ、段階的に支援を行っています。

また、やはりきめ細かな支援は大事になってくると思うので、そこについては今、市町村に対し、森林環境譲与税を活用した担い手確保対策などを提案し、またアドバイスも行って、市町村にもそういった支援を拡大していただくようお願いしている状況です。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** ありがとうございます。今、森林環境譲与税の活用も話されましたが、さきの一般質問の中にあつたように、半分は返している、使っていない状況があるので、本当の意味で活用していただきたいと思うので、よろしく願いします。

そこで要望します。山から木材を効率よく出すためには、作業道の大型化などが必要になります。いろいろな主体や要件が絡み合って、なかなか前に進まない事案もあるようです。ぜひ林業家の視点に立って解決してもらいたいと思います。どうかよろしく願いします。

続いて、しいたけ振興について伺います。

先月、8月6日に佐伯市で、2022年全国乾しいたけ振興大会 in オーガニックシティさいきが開催されました。

大会の趣旨は、近年の地球温暖化の進行や異常気象などが、しいたけの生産に大きなダメー

ジを与えていること、高齢化や担い手不足から生産量が減少していること、若い世代の乾しいたけ離れが進んでいることから、生産者の意欲を喚起するとともに、消費者に対して乾しいたけの魅力を伝えることでした。

本県は乾しいたけの質、量ともに日本一を誇っていますが、しいたけ生産の現状や消費の減退と、菌床しいたけによる乾しいたけの流通量が増加していることを踏まえ、今後は生産者の収入を確保しつつ、原木乾しいたけ生産日本一を維持していくのが施策の課題と考えています。特に、生産者の高齢化により原木伐採などができなくなり、生産者、植菌量、生産量が減少しています。これは原木伐採からしいたけの栽培までの工程が一戸の農家の一貫作業となっていることもその要因となっています。生産の減少から、伐期をはるかに過ぎ荒廃したクヌギ林も年々増加しています。

県は、原木しいたけにこだわりを持って施設機械整備や研修制度などの施策も充実し、安定したしいたけ生産を進行しているが、生産者や生産量の減少に歯止めをかけることは厳しい状況のようです。今後は、原木伐採から、種駒打ち、ほだ木運搬などの重労働となる部分の分業化を考えていかなければならないと思っています。分業においては、運送業や建設業などとの連携も考えられます。

しいたけ栽培を一つの産業として捉え、現状の課題を解消し、新規参入を目指す若者や後継者、また、高齢化している生産者にとって魅力のある産業化と栽培の継続が大切であると考えますが、しいたけの振興について今後どのように進めていくのか、農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** しいたけの振興にあたっては、生産体制の整備と担い手の確保、育成、消費拡大を総合的に進めることが重要です。

生産体制の整備では、竹田市などの生産者グループによる原木伐採、玉伐り、運搬の分業化や、県椎茸農協のA I選別機導入による省力化の取組を支援しています。

担い手の確保、育成では、しいたけ版ファーマーズスクールの設置や、新規参入者を対象とした生産施設整備等の支援を行い、4年間で109人の新規参入者を確保しています。

また、建設業など異業種からの新たな担い手の確保も進めており、重機を活用した大規模経営に取り組んだ結果、全国品評会で農林水産大臣賞を受賞した事例もあります。

消費拡大では、県内観光施設と連携した食べる機会の創出や大消費地での商談会、有名料理人を起用したPRなどを行っており、うまみだけの取扱店は去年の3倍となる222か所まで増加しています。

今後とも質、量ともに日本一の地位を維持できるように、総合的に支援していきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁ありがとうございます。今、部長の答弁にあったように、ファーマーズスクール、竹田市もその取組で若干は持ち直しているが、県全体でいえば減少傾向は歯止めがかかっていないので、さらに支援をよろしく願います。

次に、竹田市の治水対策について質問します。

昭和57年7月24日、大洪水をもたらした梅雨末期の集中豪雨が竹田地方を襲い、7人の尊い人命を奪うとともに、家屋の全半壊、道路、鉄道の流失、稲葉川、玉来川の氾濫などにより、未曾有の大惨事をもたらしました。

まず、県では災害復旧事業に取り組み、その後、再度災害防止のため、昭和59年から玉来川、昭和60年から稲葉川で河川改修事業に取り組みられました。

その僅か8年後の平成2年7月2日には、これを上回るかつてない豪雨が再び竹田地方を襲い、家屋の流失、全半壊、道路、鉄道の流失など市民生活に大被害を与えるとともに、尊い5人の人命を奪いました。

この大被害を契機に、市街地上流に稲葉ダム、玉来ダムを建設する竹田水害緊急治水ダム建設事業が平成3年度に事業採択され、河川改修とダム建設を組み合わせた治水対策を行うことになりました。その後、河川改修については平成



12年度に概成し、稲葉ダムについては平成22年度に完成しました。

一方、玉来ダムについては、事業を本格化しようとした平成21年からダム検証作業が始まり、約2年間を要しました。平成24年7月12日に、九州北部豪雨により、浸水家屋217戸、2人の人命を奪うなど大災害を受けました。特にダムができていない玉来川流域では、国道、鉄道の寸断や家屋浸水など甚大な被害があったことは残念でなりません。

被災後、竹田水害緊急治水ダム建設促進委員会が中心となって、住民の安全・安心のために一日も早く玉来ダムを完成させると掲げ、市民1万1千人の署名を集めるなど、被災を受けた下流域、ダムを建設する上流域の住民が手を取り合って取り組んできました。また、知事を筆頭とした関係者の御尽力により、工事は着実に進んでおり、改めて感謝します。

こうした中、今年2月、玉来ダム早期完成を求め尽力してきた竹田水害緊急治水ダム建設促進委員会の前会長の丹統司さんが亡くなりました。最後に現場を訪れた昨年8月の堤体完成式典では、全体像が見えてうれしいと涙を浮かべていたのが印象的でした。

昨今は、線状降水帯の発生など記録的豪雨が頻発する気候変動によって、これまで経験したことのない異常気象が発生すると言われていきます。

竹田市における過去3度の大水害を踏まえ、これまでのダム事業を始めとする治水対策の経過と、いよいよ完成を迎えるにあたっての知事の思いをお聞かせください。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 竹田市の治水対策について御質問いただきました。

竹田市民悲願の玉来ダムですが、工事也大詰めを迎え、いよいよ竣工式を11月7日に執り行う旨、こうして発表できるまでになりました。苦難の歴史を乗り越えた今、万感の思いです。

振り返ると、昭和57年、平成2年の集中豪雨により、合わせて12人もの尊い人命が奪われ、鉄道や国道などあらゆるライフラインが寸

断し、未曾有の被害を受けました。

たび重なる災害を受けて、県では平成3年から稲葉ダムの建設に着手し、20年間に及ぶ事業期間を経て、22年にこの稲葉ダムが完成しました。

次はいよいよ玉来ダムだというところで、時の政府の検証作業により2年間の事業中断を余儀なくされたところでした。ようやく再開した矢先に、平成24年九州北部豪雨の襲来です。この間、既に完成していた稲葉ダムの下流域では、被害が最小限に食い止められた一方で、玉来川流域では三たび甚大な被害を受け、落胆する被災者の姿を目の当たりにしました。

県土を守る立場にある者としてじくじたる思いで、何としても玉来ダムを早期に完成させなければならないと強く決意したところでした。

まず、計画にあたっては、ダムは治水効果が大きい反面、地形改変など自然への負荷も大きいことから、自然環境に配慮して、ふだんは水をためない流水型を採用することとしました。

事業進捗を左右する用地取得は、地元関係者の御協力のお陰で、僅か1年で約9割の面積を契約していただきました。前例のないスピードで工事の準備が大変進捗しました。

工事に備えた調査設計では、阿蘇のたび重なる噴火活動による、全国まれに見る複雑な地質に対し、綿密な検討を行ったところでした。

こうして29年に着工しますが、いざ施工になると、亀裂が多い岩盤への止水対策など、新たな技術的課題が露見したため、職員をダム技術センターへ派遣するとともに、国土交通省には一貫して大変丁寧な御指導をいただいたところでした。

このように多くの方々に御協力いただいて、技術の粋を集めてダム建設に取り組んだ結果、昨年、本体コンクリート打設が完了し、先月、主要工事を終えて、現在、ダムの安全性を確認するため、試験湛水を行っています。

完成を迎える今、整備促進に多大な御尽力をいただいた、今は亡き和田至誠元県議会議員長や丹統司前建設促進委員会会長のお二人に思いをはせると、さぞ喜んでおられることと思います。

また、円滑な工事の進捗に御理解、御協力いただいた当県議会の皆様はもちろんですが、地域の方々、あらゆる関係の皆様は心より感謝します。

約30年という長い年月を要しましたが、二つのダム completionにより、ようやく竹田市民に安全・安心が届けられるとともに、地域振興にも寄与するものと期待しています。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁ありがとうございます。私も万感の思いですし、和田至誠先生、そして丹統司さん、そして知事の話にあったように、僅か1年で9割の方々の賛同を得た。つまり、竹田市において治水対策は喫緊の課題だったということがそこで証明されているし、知事の答弁にあった11月7日、竣工式をやっていただけということで大変ありがたく、心から感謝します。

次の質問に入ります。

畜産振興についてです。耕畜連携による堆肥の活用について質問します。

ロシアによるウクライナ侵攻後、原材料価格高騰、肥料価格高騰、飼料価格高騰、そして、社会経済を取り巻くほとんどの生活必需品価格の高騰と生活環境において厳しさを増す状況です。

特に農業生産物は買手市場という中で、生産者は自らの生産物に対して自らが値段をつけることがなかなかできません。反面、生産に必要な資材や肥料、飼料など、どんどん値段が上昇しています。こうした厳しい環境の中、国や県において飼料価格上昇分の補填等の経営支援が行われており、大変ありがたく感じています。もう一つ大事な観点も、影響の長期化も懸念される中でも継続できるかです。その経営体質の転換が必要だと考えています。

そういった意味で、今非常に注目されているのが堆肥の活用です。堆肥は、肥料価格高騰の影響を受けにくい生産体制づくりが鍵となるが、地域によるばらつきが大きく、供給側である畜産農家と使用側である耕種農家との、いわゆる耕畜連携の体制構築が困難で、これまでなかなか

活用が進んできませんでした。

県では6月補正で耕畜連携堆肥活用推進事業を予算化し、県域での堆肥の流通体制を構築する予定であると聞いています。そのためには、これまで実現できなかった理由や課題を丁寧にひもとき、解決策を構築していく必要があります。

そこで、耕畜連携による堆肥活用の課題と今後の取組について、農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 長年の課題である耕畜連携の取組を進めるためには、供給側、活用側の課題を並行して解決する必要があります。

まず、供給側の課題として、高品質堆肥の安定生産と、堆肥供給力の地域ごとのばらつきを解消することが挙げられます。このため、ペレット製造機など、高品質化機器の整備を支援するとともに、堆肥の成分を分析します。これによって品質の確保に努めていきます。あわせて、産地ストックヤードの整備や、運搬、散布を請け負うコントラクターの育成を進め、県域での供給体制を構築していきます。

活用側は、これらの堆肥をいかに効率的に使用し、経営を強化できるかが課題です。本年度は、ねぎや麦で堆肥活用モデルの大規模な実証を行っており、その有効性を示すことで、さらなる活用促進を図っていきます。その上で、需給バランスについて責任を持って調整することが重要です。このため、JAグループ等による耕畜連携広域マッチングチームを立ち上げ、県下全体での需給体制を整えました。

こうした取組を不退転の覚悟で進め、県域での耕畜連携体制を確立していきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁いただきありがとうございます。需要と供給のバランスが非常に重要だということで、なかなか旗を揚げても実際に本当のバランスが取れていないのが現状です。そこにさらに踏み込んで呼びかけをしながら、今非常に肥料、飼料は高騰しているので、何とか安価でできるような体制づくりをしていただきたいと思います。

うので、よろしくをお願いします。

続いて、人工授精師の免許取得について伺います。

肉用牛繁殖経営において、所得の基礎となる子牛を安定的に出荷するためにも、繁殖成績の向上は経営の核となります。そうしたことから、畜産農家にとって人工授精は重要な工程です。母親牛の発情期にタイミングよく授精させることは、計画的な分娩には欠かせない作業です。そのタイミングは決まった時間に始まるものではありません。時間帯もまちまちです。人工授精師を雇うことがたやすくできるわけではありません。規模拡大が大幅に進んだ地域では人工授精師の不足により、繁殖適期に人工授精ができないなどの問題が発生していると聞いています。また中には、自ら人工授精業務を行うことを希望している生産者も多くいると聞いています。

現在、年に1回、畜産研究部において人工授精師の講習会が行われていますが、希望する方が何年待ってもできない状況になっています。受入れの人数を増やすことや回数を増やすことができれば、希望する方々がタイムリーに受講できるのではないかと思いますし、授精適期に人工授精ができるようになることで、県内における繁殖成績の向上につながるのではないかと考えています。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思いますが、農林水産部長の見解を伺います。

**御手洗議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 繁殖農家の所得の向上には、雌牛の分娩間隔を短縮して、子牛を効率よく生産することが重要です。このため、雌牛の発情適期に種付けを行うことが大切であり、この業務を行うのが人工授精師です。

人工授精師の免許取得については、学科と実習を受講した上で修業試験に合格する必要があります。講習会は、受講者の希望を踏まえて、農閑期の11月に開講して、12月に閉講するように調整して、畜産研究部において年1回開催しています。

近年、農業大学校生の受講希望者の増加に加

え、規模拡大に伴い、所有する雌牛に授精を行うため、免許取得を目指す生産者も増えたことから、定員15人の枠を超えて、生産者の受講枠が不足する状況が生じています。

このため対策として、令和3年度から農業大学校生については、自校で講習会を受ける体制に改めるとともに、畜産研究部の指導体制を強化したことから、定員を18人に増員し、全てを生産者の受講枠に割り振っています。

県としても、今後とも人工授精師の確保、育成を図るとともに、畜産農家の繁殖成績並びに所得の向上に努めていきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁ありがとうございます。恐らく今の答弁で、免許を受講する期待を持っていた方がいます。今回これを取り上げたことを、そういう方々にお知らせしていて、その答弁がどうなのか皆さん興味を持っておられます。受講の機会、人数が増えたことで、さらに皆さんが畜産経営に対する希望、夢を持てるのではないかと思います。どうもありがとうございます。

続いての質問に行きます。

障がい者をめぐる諸課題について。

まず最初に、発達障がい児の早期発見、早期支援について伺います。

発達障害者支援法では、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。生まれつきの脳機能の障がいであり、コミュニケーションや想像力を働かせることが苦手であるといった特徴があります。

また、同法第3条では、国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見及び発達支援のための必要な措置を講じるものとされています。発達障がいは早期に療育や支援を開始することにより、そうしない場合よりもはるかにその後の社会生活の困り感が違うと言われていています。つまり、いかに早く気付いてあげることができるか、そして、いかに早く適切な支援

ができるかが重要な鍵となるわけです。

本県でも早期発見、早期支援に力を入れてきていると聞いていますが、健診のときだけではなく、日常の幼児教育や保育の中でいち早くその特性に気付き、専門家につなげていくこと、そして、早期に児童発達支援事業所などの療育機関による発達支援に結び付けていくことが肝要です。加えて、小学校へと進む中で適切な連携を取れるかも忘れてはなりません。幼児教育や保育の現場から小学校へ適切な報告がなされていることが重要になっていきます。

こうしたことを踏まえ、発達障がい児について本県での早期発見、早期支援の現状と幼児教育や保育から小学校への連携についてどのように取り組まれているのか、福祉保健部長に伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 発達障がい児の早期発見、早期支援についてお答えします。

おおむね5歳になると、通常は相手の気持ちを理解して行動できるようになるため、発達障がいの特性に気付きやすくなると言われています。

そのため県では、市町村が行う5歳児健診等に専門医を派遣し、見極めが難しい軽度の発達障がいの早期発見に努めています。

また、早期支援としては、専門的な相談にワンストップで対応する子どもの発達支援コンシェルジュを6圏域の児童発達支援センターに配置し、関係機関との支援調整を行っています。

加えて、保育所等での集団生活の現場では、本県独自に養成した約700人の保育コーディネーターが、発達障がい児の早期発見と必要な支援につなげています。

さらに昨年度からは、国の無償化の対象外である3歳までの障がい児に対し、児童発達支援サービスの利用者負担を県独自に全額助成し、早期の療育支援を下支えしています。

小学校との連携については、健診情報等を記録した相談支援ファイルを活用して、情報共有を図るとともに、発達支援コンシェルジュや保育コーディネーターとの協働による切れ目ない

支援も行っています。

今後とも関係機関との緊密な連携の下、発達障がい児が伸び伸びと育つことのできる環境づくりに力を入れていきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 答弁ありがとうございます。1点、今、幼稚園、保育園、それから小学校へとつなげていくときに、個々のいろんな内容がありますよね。もちろん個人情報等々いろいろあるんですが、それが本当に的確に小学校側につながっているのかといたら、実はそうではない部分もあるということが、私もそれを調査しているので知っています。

ここで詳しい内容を言うべきではないと思いますが、そういうことを本当にきめ細やかなつなぎ、そして、さきほど言ったように早期発見することが、その子どもたちのための支援になるので、1点だけ要望します。

発達障がいの診断を受けていないものの、発達が気になる子どもへの対応も大切です。本年度から切れ目ない支援に向け、就学前後を通じた支援体制づくりを進めていくと聞いていますが、ぜひとも教育、福祉などの関係機関が連携し、しっかりと体制の構築を進めてもらいたいと強く要望しておきます。

続いて、発達障がい児の通級指導について伺います。

平成23年度に実施された文部科学省の全国調査では、公立の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は全体の6.5%と推計されています。つまり、30人学級であれば、そのうちの2人は発達障がいの可能性があるということです。今や身近であるこうした児童生徒への支援が大切であると考えています。

特に最近では、障がいに合わせて個別に指導する必要性への理解が広まったこともあり、通常学級に在籍しながら、週に1、2回、障がいに応じた特別な指導を受ける通級指導が増えており、本県でも現在59教室、約470人の児童生徒が学んでいます。

しかしながら、教師は発達障がいの専門的な

立場ではありません。また、多くの児童生徒を指導していかねばなりません。そういうことから、一人一人に多くの時間を割いていくことは現場ではなかなかできないのが現状です。

そのような中、先日、発達障がい児をサポートする作業療法士（OT）とお話する機会がありました。作業療法士であれば、その専門的知識をいかして、その現場で行動観察して適切な指導の方向性を見出していくことができるということであり、特別支援学校や特別支援学級だけではなく、通級指導教室や通常学級においても、作業療法士の視点が入ることで、生徒の学習や生活環境はよくなっていくと考えていますとのことでした。

現在でも発達障がいの訓練を専門機関で行う際には、作業療法や理学療法など必要な専門家が携わっていますが、なかなか通常の教育現場までには入っていないのが現状です。

本県の障がい者計画では、多様な障がいへの対応として、外部人材の活用による幼稚園、小中学校、高等学校における障がいのある幼児、児童生徒への対応の強化を掲げており、理学療法、作業療法等の専門家等とのネットワーク構築により、各分野における専門性の高い外部人材を活用した授業研究会の実施など効果的な専門性向上を目指すこととしています。

また、本年度から小中学校通級指導教室充実事業として、通級における指導システムの構築と担当教員の専門性の向上を図る事業がスタートしています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、外部人材等と連携しながら、増加する発達障がい児への教育を充実させていくことが必要であると考えます。こうしたことを踏まえ、発達障がい児への通級指導の充実に向け、外部人材との連携を含め、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の見解を伺います。

**御手洗議長** 岡本教育長。

**岡本教育長** 県教育委員会では、発達障がいのある子どもを担当する教員を支援するため、特別支援学校教員による巡回相談、個別の指導計

画推進教員の派遣、医師などの専門家による個別相談会を実施しています。このうち個別相談会には、全7地域中4地域で作業療法士に参画いただいています。

加えて、大分県発達障がい者支援センターが養成した支援専門員が学校を訪問指導する制度もありますが、その支援専門員の中にも作業療法士等の療育関係者がいます。

さらに、就学中も療育機関等で継続して支援を受けている子どもについては、その担任が療育の様子を見学し、学校での指導にいかすなど、連携した取組を進めているケースも見られます。

通級による指導の充実に向けて、今年度から小中学校通級指導教室充実事業を開始し、モデル校で自立活動の指導や校内体制の充実を図っています。

今後は、モデル校でのノウハウを各学校に広めるとともに、巡回相談や個別相談会などの活用を十分に促し、発達障がいのある児童生徒の通級による指導のさらなる充実を進めていきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

公務部門の合理的配慮について伺います。

県庁においても、障がい者雇用率日本一の旗振り役として、隗より始めよの精神で既に多くの障がいのある方が雇用されていると思いますが、障がいも外見上把握し得るものから、心疾患、肝疾患のように臓器に障がいのある方や、知的、精神の障がいのある方まで多岐にわたり、その態様に応じて職務に従事されていると思います。こうした方々が安心して職務を遂行するためには合理的配慮が必要となります。

合理的配慮の提供については、平成25年の障害者雇用促進法改正によってその提供が事業主に義務付けられたもので、働きやすいハード面の環境整備はもとより、職務従事者誰もが円滑に職務を執行することができる人的環境の形成も必要であると考えます。

特にハード面の整備は、古い庁舎ではなかなか難しいと思います。職員の皆さんの意識付け

により対応しやすくなることもあると思います。一方で、前回の定例県議会の総務企画常任委員会においても報告があった別府庁舎の再編統合では、ハード面での合理的配慮を実践する好機です。合理的配慮を踏まえ、整備がなされ、障がい者にとって魅力のある職場となることを期待しています。

適材適所の人材配置と合理的配慮の行き届いた職場環境が整備されるべきだと考えているので、そのことが障がいの有無に関わらず優秀な人材を確保することにつながると思います。県において公務部門の合理的配慮をどのように確保するのか、総務部長に伺います。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 県では、障がいのある職員一人一人が、その特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、大分県障がい者活躍推進計画を策定し、取り組んでいます。

例えば、知事部局では、車椅子利用者に合わせた机の配置や聴覚障がい者に対して会話を即時に文字化できるアプリを導入したほか、障がいのある職員のための時差通勤などを行っています。

また、令和元年度の職員採用選考から、障がいの区分にかかわらず募集をしているが、精神障がい等への理解を促進するため、周囲の職員に対する研修も実施しています。

今年度からは、職場定着支援の観点から、障がいのある職員が働く上で、自分の特徴や希望する配慮などを就労パスポートといった形で整理し、職場と情報共有しています。

さらに、人事課に職場支援員を配置して、本人及び職場への定期的な相談を行うことにより、本人の能力をいかせるような仕事の切り出し方、その他のアドバイス等を行っています。

引き続きこのような取組を通じ、合理的配慮が行き届き、誰もが働きやすい魅力ある職場環境づくりに努めていきます。

**御手洗議長** 吉竹悟君。

**吉竹議員** 以上です。ありがとうございました。

(拍手)

**御手洗議長** 以上で吉竹悟君の質問及び答弁は

終わりました。守永信幸君。

[守永議員登壇] (拍手)

**守永議員** 27番、県民クラブの守永信幸です。一般質問の機会を与えてくださった先輩議員、同僚議員の皆様に心から感謝します。

台風第14号が勢力を強めながら近づいています。予報では、予報円の中心をたどると、19日の朝3時に長崎市を經由し、強い勢力を保ったまま長崎市周辺を經由して福岡県を横断するような経路で予測されていますが、ぜひとも大きな被害とならないように、常に最新の情報を基に、大分県に接近する前後も含めて注意喚起をいただいております。よろしくお願いいたします。

では、早速、質問に入ります。知事を始め、執行部の皆様には前向きな答弁をお願いします。

最初に、コロナ禍における健康寿命日本一への取組についてお尋ねします。

本年第1回定例会の代表質問で健康寿命について質問しました。広瀬知事は健康寿命の延伸について、3年に1度の調査であり、毎年の評価が困難なことや、主観的な指標が用いられ、市町村ごとの結果も分からないため、取り組むべき課題の分析、評価が難しいことを課題とし、健康寿命のさらなる延伸に向け、お達者度、有所見率、健診受診率、生活習慣と健康行動等に関する、合計12からなる客観的な指標を新たに設け、市町村ごとに、それぞれの強み、弱みを明確にして、対策を講じていくと答弁されました。

このような中、2020年から流行した新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常を大きく変え、健康づくりに向けた取組の状況にも変化をもたらしたと感じています。

コロナ禍で私も毎日体温を測って出かけるようになりました。37度のときは不安にもなるのですが、しばらくして測り直すと37度未満となって、それを確認してほっとする状況です。このほかにも、帰宅時の手洗いの徹底や食生活の見直しなど、多くの方がこうした新しい生活習慣と、高い健康意識を身に付けたのではないかと感じています。

厚生労働省の定点報告によると、2021年のインフルエンザ患者報告数は、全国で1,071件で、コロナ前の2019年と比べると99%の減少となっています。全世代を通じて感染予防が徹底され、インフルエンザの流行を抑制したことがうかがえます。

一方で、気になる点もあります。

例えば、特定健診の受診率についてです。40から74歳を対象に実施される特定健診、いわゆるメタボ健診について、厚生労働省の発表によると、受診率は2008年度の制度創設時に38.9%からスタートし、2019年度までは毎年右肩上がりに上昇し、55.6%にまで達しました。しかし、2020年度に初めて減少に転じ、53.4%と前年度比2.2ポイントの減少となっています。減少率は、特に65歳以上の層で大きくなっており、新型コロナの重症化リスクが高いと言われる世代が、外出等による感染リスクを恐れて、受診率が低下したものと見られています。

厚生労働省の公表数値では、まだ都道府県別の状況は分かりませんので、大分県内の特定健診受診率について、国民健康保険中央会の速報値を引用しますが、県内の2020年度の特定健診受診率は35.4%で、前年度から5.1ポイントの減となっています。国民健康保険中央会の集計値は、保険者種別や市町村国保の方だけを対象としたものですが、これらのデータを参考にすると、県内全体の受診率も同様に低下していると考えられます。

また、コロナ禍における外出自粛の長期化等により、高齢者を中心に筋力の低下や、それをきっかけとした老年症候群の一つであるフレイルの進行も気になるところです。

このように、新型コロナの流行により、健康への関心が高まった面もある一方、これまで順調であった健康行動、つまり健康づくりの取組にブレーキがかかっている面もあるのではないのでしょうか。

コロナ禍により醸成された県民の健康意識をばねにするとともに、特定健診受診率の向上やフレイル対策に取り組むなど、状況の変化や悪

化等をしっかりと把握し、それらに対し軌道修正を加えながら、男女ともに健康寿命日本一の目標実現に向けて取組を加速させることが重要であると考えますが、知事の考えをお聞かせください。

この後は対面席から質問します。

〔守永議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**御手洗議長** ただいまの守永信幸君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 守永信幸議員には、近づきつつある台風について御心配いただきました。

今年は本当に台風が多くて驚いていますが、特に今度は、秋のちょうど連休、観光関係の事業者にとっては書き入れ時であり、その辺でも被害が大きいわけですが、加えて、台風による被害が実際に起こったら大変ですから、十分に気をつけてもらいたいと思っています。

コロナ禍における健康寿命日本一に向けた取組について御心配いただきました。

新型コロナウイルス感染症と向き合いながら日常生活を送る中で、私たちの健康に対する意識は大きく変化しています。

昨年12月に公表された男性の健康寿命日本一達成の朗報は、そうした県民の皆さんの健康への関心をさらに高めてくれました。

これを追い風に、県民向け健康アプリおおいた歩得（あるとつく）のダウンロード数も、目標を上回って、7万4千件を超えるなど、多くの方に活用していただいています。

また、今年から開始した、議員が御指摘された客観的補助指標の活用についても、指標ごとに市町村の強みや弱みが一目で分かるように見える化したこともあり、早速、新たな動きが始まっています。

例えば、由布市ではプロジェクトチームを編成し、我が町の健康上の強みや弱みを広報誌に毎月連載して住民に伝えるなど、市を挙げての取組につながっています。こうした好事例を横展開できるように、今年度新たに設置した健康寿命延伸アクション部会において、市町村間の情報共有を進めています。

一方、2年半に及ぶコロナ禍がもたらしている不安要素にも的確に対応していかなければなりません。

中でも、御指摘の高齢者の特定健診受診率の低下については、外出自粛による受診控えに加え、健診自体の中止なども影響していると考えられました。そこで、県医師会と連携し、身近な医療機関において、コロナ禍前と同様に特定健診を実施していただくよう働きかけを行い、高齢者の方々が安心して受診できる機会を確保しました。あわせて、受診者同士の距離の確保、受診時間の分散など、密の回避策等を盛り込んだ感染防止対策チェックリストを健診機関に配布し、感染リスクの低減にも努めています。これらの取組により、令和3年度の特定健診受診率は、高齢者層を含めて、全ての年齢層で上昇に転じています。

コロナ禍で用心して家に閉じ籠もりがちな高齢者のフレイル対策も重要な課題です。

日本一の参加率を誇る、通いの場の確保に向けては、ウィズコロナ仕様として、オンラインによる開催方法の紹介や支援員の派遣等を通じ、活動の継続を支援しています。加えて、日頃から高齢者が自身の運動、口腔機能や栄養状態等を的確に確認できるフレイルチェックシートを分かりやすく改訂し、積極的な活用を促しています。

今後とも、コロナ禍に的確に対処しながら、男女ともに健康寿命日本一を目指して、県民総ぐるみで取り組んでいきます。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。高齢者の様々な対策、特にフレイル対策も含めてチェックリストを作っていく、また、健康寿命について、市報等を通じていろんな人に知ってもらい、意識してもらい機会ができるのは大変よいことだと思うので、ぜひ県としても積極的に進めていただければと思います。

また、新型コロナ禍で医療機関が様々な影響を受けたわけですが、子ども医療費助成事業費の執行額にコロナ以降減少が見られます。インフルエンザが流行しなかったことによる面だけ

でなく、新型コロナへの感染を恐れて病院の受診を控える実態とあわせて、子どもたちの健康状態がどのようになっているかが気になります。

将来ある子どもたちの現在の健康状態はどのようになっているのか、現状分析が必要ではないかと考えます。子どもたちの健康状態の把握やその分析の必要性について、福祉保健部長に再質問します。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 子どもたちの健康状況に関わるデータとして、子どもの感染症の発生状況を分析したところ、インフルエンザと同様に、プール熱とか、夏風邪の一種であるヘルパンギーナ、こういったものはマスクの着用や手洗いの徹底等のお陰で、この2年間、コロナ禍の間、流行が抑えられています。

一方、同じ感染症の中でも、RSウイルスとか手足口病、これも子どもに多い感染症ですが、これは令和2年度は少なかったんですが、3年度になって流行しました。長期間罹患していないことから免疫力が低下することで、その反動で流行が大きくなるという可能性もあるので、これからインフルエンザの流行期を迎えるにあたり、決して油断することなく、感染動向をしっかりと注視していきたいと考えています。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。医療機関に足が遠のくことによって様々な病気に気付かないことがあっては大変なので、そういったことを常に県民の皆さんに注意喚起を促す、そして、今のような情報についてもできるだけ広く発信することでお互いの注意が深まるんじゃないかと思うので、取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、女性の活躍推進についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々、とりわけ、女性の生活に大きな影響を及ぼしています。日本では、女性の就業者数は大幅に減少し、雇用や生活面で大変厳しい状況にあります。また、DVの相談件数や女性の自殺者数も増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の男女共同参画の遅れを改



めて顕在化させたところです。

スイスの非営利団体、世界経済フォーラムが発表した2022年のジェンダー・ギャップ指数において、日本は146か国中116位で男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れていると言わざるを得ません。特に政治分野と経済分野における値が低くなっています。

また、内閣府の調査でも、男女の地位は平等になっていると思うかと聞いたところ、社会全体で見た場合には、平等と答えた人の割合は21.2%にすぎない状況となっています。各国もジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本もスピード感を持って取組を進めていく必要があります。

この数十年間で、女性を取り巻く環境は急速に変わりました。人生100年時代を迎えようとする現代、男性が働き、女性が家庭を守るといふかつての家族像は、もはや過去のものとなっており、女性の人生と家族の姿は多様化しています。こうした社会の変容も念頭に置きながら、社会のあらゆる分野において、女性と男性が共に意思決定に参加すること、また、多様性を受け入れる社会をつくり、多くの国民がこの社会は平等であると感じられるような社会の変革が必要です。

本年6月に閣議決定された女性版骨太の方針2022では、女性活躍推進法に基づき、労働者301人以上を常時雇用する事業主を対象に、男女間の賃金格差について開示の義務化を行い、女性の処遇改善につなげることをしています。

県では、男女共同参画社会を実現するため、昨年3月に第5次おおいた男女共同参画プランを策定し、基本目標として、男女共同参画に向けた意識改革、女性の活躍の推進、男女が安心できる生活の確保といった三つを掲げ、各種施策に取り組むこととしています。99%が中小企業である本県においては、経済団体と連携して積極的に女性活躍推進に取り組んできたところですが、女性の登用や継続就労には、まだまだ課題があると思います。

女性の活躍をより一層推進していくことこそが大分県版地方創生実現の大きな鍵になると考

えます。女性が活躍できる社会の実現に向け、どのように取り組んでいくのか知事の見解を伺います。

**御手洗議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 女性の活躍推進について心配をいただきました。

今年度で19回目となった内閣府の女性のチャレンジ賞では、これまでに県内8団体、個人が受賞し、特にこの5年間は県関係者が連続受賞しています。また、農業分野では、昨年度、県内の新規就農者280人のうち女性は78人と4年連続で過去最多を更新するなど、女性が自信とやりがいを持って働き、様々な分野で活躍する場が次第に増えてきています。

こうした成果の一方で、県内企業の管理職に占める女性の割合は13.1%、男性の育児休業取得率も9.6%にとどまるなど、男女共同参画社会の実現には、まだまだ道半ばです。

また、新たな課題として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、飲食・宿泊業を始め、女性の就業者が多いサービス業の雇用情勢が悪化する事態も起きています。

こうした状況を踏まえ、県では女性が輝くおおいたアクションプラン2022に基づき、経済界と連携して三つの視点で取組を強化しています。

一つは、働きたい女性への支援です。女性向け合同企業説明会や職場体験において、新たに配置した就職アドバイザーが伴走型で丁寧にサポートします。また、私立学校的女子生徒に理工系分野を深く知ってもらうためのバスツアーを企画し、ものづくり企業の職場体験会などを3回にわたって実施しました。参加者からは、理工系分野への興味が沸いた、企業の雰囲気を感じ、将来を決める機会になったなどと好評でした。これが働きたい女性への支援です。

二つは、働いている女性への支援です。建設産業での活躍の場を拡大するため、経営者向けのセミナーを実施するほか、ドローン操縦や施工管理などのスキルアップ講座を開催しています。

また、女性の継続就労や管理職登用に向けて

障壁となっているのが、男性だから、女性だからといった無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスです。今年度は企業と共に深掘りした事例をSNSで発信し、まずは多くの人に気付いてもらうよう努めます。

三つは、仕事と家庭を両立できる環境づくりです。女性の活躍には男性の家事参画や働き方改革も不可欠です。一昨日公表された男性の家事・育児力に関する民間調査では、本県が全国4位と高い評価を得ました。家事の達成感を夫婦やパートナーで共有することの大切さや、少しの工夫で楽しく楽にできることなどを、家事シェアアップやセミナーを通して、引き続き周知していきます。また、男性の育休取得の促進やテレワークの導入等、働き方改革もしっかり進めていきます。

こうした取組をたゆまず進め、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる大分県をつくってほしいと思っています。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。大分県が男性の家事・育児力が全国4位になっているのは私も初めて知りました。その4位には私はひょっとして貢献していないのではないかなど不安になるんですが、私自身も含めて、また、様々な職場環境を改善することによって女性が働きやすい職場環境と働くことを助長できる、また、様々なワーク・ライフ・バランスの取れる環境というのを、磨きを含めてつくっていただけるように取り組んでいただければと思います。

次の質問に入りますが、次に、地域の小児医療体制について尋ねます。

医療は、県民生活に欠かすことのできないものであり、誰もがどこに住んでいても必要な医療を受けられる環境をつくっていくことが重要です。

2020年時点の大分県と全国の人口10万人当たりの医師数を12ある診療科目別に比べてみると、眼科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、救急科の医師数は全国水準より少ないものの、小児科を含む七つの診療科目が全国水準を

上回っている状況であることが分かりました。

全国水準を上回っていることは好ましいことですが、それで県内の医師数が充足していると断じることはできません。

例えば、小児科について、全国平均が14.3人に対して、大分県では15.1人、全国比プラス0.8人という状況ですが、全国的に小児科医の不足が問題視されていることを踏まえれば、本県において、小児科医が十分であるとは言えません。

また、この小児医療については、医療計画上で、特に政策的に医療の確保が必要であるとされていますが、小児科の医師数は、全体の医師数に比べ伸び率が低いという課題もあるわけです。

医師の偏在には地域ごとの特殊性も影響するとは思いますが、県民の皆様は医療面で安心していただくには、県内で必要な医師数を具体的に把握し、計画的に医師の確保に取り組むことが重要であると考えます。

昨年3月にまとめられた第7次大分県医療計画の中間見直しでは、小児医療については、地域の実情に応じて各種事業を活用して初期、二次の小児救急医療体制が整備されているものの、小児科医師の不足や地域偏在から、十分な小児救急医療体制が整備できていない地域もあると記述されており、地域間格差があることがうかがえます。さらに、同計画の中では、現在の小児救急医療体制が開業小児科医師や病院に勤務する小児科医師の献身的な就労実態により支えられており、小児医療を安定的、継続的に提供するためには、病院小児科医師の勤務環境を早急に改善する必要があるともうたわれています。

そこで、小児救急医療体制の充実や勤務環境改善を含む小児科医の確保対策に、県としてどのように取り組んでいかれるのか、また、その取組の状況について、福祉保健部長に伺います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 小児医療体制の充実を図るためには、小児科医の確保が何よりも重要です。

これまで、自治医大や地域枠、研修資金等の制度を活用して、55人の小児科医が誕生して

おり、今年度もさらに11人が研修中で、小児科医の確保は着実に進んでいると考えています。

また、質の向上に向けて、地域の中核病院に派遣される若手小児科医を、大分大学の専任指導医が支援する体制も構築しています。

確保した小児科医の県内定着には勤務環境の改善も重要であり、県が設置している医療勤務環境改善支援センターが、時間外労働の縮減に向けた相談等に応じています。

加えて、小児科医の4割近くが女性であることから、育児との両立に向けて、短時間正規雇用制度の普及にも力を入れており、今年度は新たに南部医療圏の病院が導入されたところです。

こうした取組もあって、唯一未整備であった西部医療圏の2次小児救急医療体制も昨年度から整備されるなど、小児救急の地域間格差は改善されてきています。

県民の皆さんが安心して子育てできる環境づくりに向けて、引き続き小児科医の確保と小児医療体制の充実に努めていきます。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。自治医大と地域枠、そういった取組によって55人確保したという話でしたが、何年間で55人確保できたのかは後で教えていただきたいと思います。

今11人が研修中ということですが、毎年何人ずつ確保できているか分かればイメージがしやすいと思うので、それを教えていただければと思います。

4割が女性ということだけでなく、やはり小児科医を目指す方が少ないから小児科医の確保がなかなか難しかったということだろうと思いますが、なぜ小児科医が医師を目指す方々の中で避けられてきたのか、その辺の分析はできているのでしょうか。その辺に対してどのような対策を講じているのか教えていただければと思います。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 小児科医の確保がなかなか難しいことについての分析については、現場の声を聞いてみると、やはり小児科医は24時間勤務を迫られると。子どもが熱を出したら、何

時であっても小児科の病院に電話をかけて子どもを連れていくと、そういう親御さんの気持ちもよく分かるわけで、小児科医としてはそれに対してきちんと対応するという義務があるので、他の診療科でも同様に、産科とか救急科とかそういったところも同じように24時間対応が発生するわけですが、そうしたところをカバーするために、学生さんになるべくそういった診療科を目指していただくように、さきほど言った研修資金を特別に設けて育成に努めています。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。それぞれの診療科目ごとにその医師が確保できない課題があると思うので、そういったことを把握した上での取組と、あわせて、大分県の各地域ごとに、どういう地域でどういう診療科目の医師が足りていない、そういった地域特性も踏まえながら対策を講じていただければと思います。

もう一点質問なんですけど、本県の産科における医師の不足も心配しています。医療圏では周産期医療体制として大分市、由布市、別府市、中津市に二次施設、三次施設となる周産期母子医療センター等があるわけですが、一次施設である身近な産科の病院が地元でない状況で、果たして安心して子どもを妊娠、出産できるのでしょうか、考えをお聞かせください。

**御手洗議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 産科については、少子化の進展に伴い非常に経営が厳しい状況であり、県内八つの市町村で分娩施設がないという状況にあります。

最近では、昨年10月、豊後大野市で唯一の産科である病院が分娩の取扱いを廃止したということで、県としても大変心配しましたが、これまでのところ妊婦からの不安の声は聞かれています。

これを調べてみると、交通利便性が向上して、豊後大野市の妊婦さんの多くが、もともと大分市の産科で分娩している方が増えていたということ、それから、豊後大野市が保育士や助産師による戸別訪問等を通じ、安心して出産に臨めるようなきめ細かな対応を取っていると、そう

いったことも安心確保の要因ではないかと考えられます。

そうは言っても、産科についても地域偏在の解消に向け、さきほどの小児科と同様に、地域枠や研修資金制度等を活用して産科医の確保に努めていきたいと考えています。

それから、さきほど御質問のあった件ですが、小児科医が年間に何人ほど育成されているかということですが、小児科医、この地域枠については、年間13人ずつ枠を設けていて、その中でなるべく小児科に進むように誘導に努めているということです。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。医療制度の整備は県民としても大変重要なことなので、これからもよろしくお願いします。

では、次の質問に移りますが、県職員の職場環境についてお尋ねします。

地方分権の推進により、様々な事務や権限が地方自治体に移譲されるとともに、住民ニーズの多様化ともあいまって、地方自治体はこれまで以上に自立性の高い行政主体となること、また、地域間競争に勝ち抜くために、政策立案と実行能力が求められています。そして、こうした情勢の中、高度なサービスを提供するためには、優秀な人材を採用し、職員一人一人が高いモチベーションを持って、生き生きと働くことが何よりも重要であると考えています。

本定例会の代表質問で、木田議員から本県の将来を担う県職員の確保について質問がありました。優秀な職員を確保するためには、国や他の自治体との人材獲得競争を勝ち抜くことが必要です。競争を勝ち抜く重要な要素の一つには、給与面があげられると考えますが、大卒の初任給を見ると、大分県は18万8,700円である一方、お隣の福岡県については20万1千円程度と紹介されており、一見すると見劣りしてしまっている状況です。

また、新採用職員のモチベーションの維持について、職員の方から心配される声を聞きました。コロナ関連業務が保健所等に勤務する職員の大きな負担となっている状況は皆さんも御承

知のことと思います。感染者数が膨大であるため、超過勤務を余儀なくされる状況であることに加え、新規採用職員が配置された職場では、その育成に手を割く余力がない状況とのことでした。若手職員は、研修や指導を通して、様々なことを学び、吸収するべきですが、コロナの対応に追われ、現場で十分な指導を受けられないために、日々の膨大な業務に疲弊し、仕事に魅力を感じることができずに辞めていく人が出てくるのではないかと危惧しています。

県民サービスの向上のためには、まずは県職員を志す人を増やし、優秀な人材を確保していくこと、そして入庁後は、モチベーションを維持したまま意欲的に働いてもらうことが何より大切です。例えば、政策的な給与の引上げや、配属先でのきめ細やかな人材育成など、働く上でのやりがいと将来への展望を抱ける職場であることが重要だと思いますが、働きやすい職場づくりについて総務部長の見解を伺います。

次に、職員の定年年齢の引上げについて伺います。

公務員の定年年齢の引上げが決定し、国家公務員については2023年4月から定年の段階的な引上げが開始されることになっています。本県においても、今議会に、関連する条例の改正案が上程されています。

改正後は、任期の終期が65歳以降の3月末日までとのことですが、あわせて、管理監督職勤務上限年齢、役職定年というようですが、その年齢を60歳とすることとしています。つまり、部・課長級の職員は、60歳を超えた翌年度は課長補佐級での任用になるということです。

これまでも、再任用や再雇用として新たな公務職場で任用されたわけですから、同様の状態で法的に整理されるということなのでしょうが、定年という敷居を超えて継続して勤務するのと定年年齢が引き上げられた中で勤務するのでは、気持ちの持ちようも違うのではないかと思います。さらに、御本人だけでなく、周囲と一緒に働く若い方々にしても、どのようなスタイルで働くことになるのか戸惑うことも多いのではないのでしょうか。

現行の再任用制度でも、再任用後に非管理職となった職員とのコミュニケーションに課題があるとの声も聞こえますから、こうした課題の解決に向けて、例えば、役職定年を迎えた職員に対して、周囲との関わり方等に関する研修を行う、また、若い職員に対して、定年の引上げや、役職定年の仕組をしっかりと理解してもらうことなどが必要ではないでしょうか。

そこで、定年年齢の引上げにあたり、全ての職員が働きがいを感じながら生き生きと、持続的に活躍できる、居心地のよい職場環境を実現するために、どのようなことに取り組まれるのか、総務部長の考えを伺います。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 2点お答えします。まず、働きやすい職場づくりについてです。

生産年齢人口の減少により官民間わず人手不足が顕著となっている中、優秀な人材を確保していくためには、職員一人一人が健康で意欲を持って働き続けることのできる職場づくりがこれまで以上に重要と考えています。

本年3月に大分県庁働き方改革基本方針を定め、部局長、所属長が働き方改革の先頭に立ち、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい職場づくりを進めています。

また、人材育成に際しては、新採用職員ごとに職場の指導担当者や特別相談員等を割り当て、相談・指導体制を整えるとともに、若手職員向けに自身のキャリア形成について考える研修を今年度から新たに実施しています。

給与についても御指摘がありました。本年の採用試験申込者のアンケート結果を見ると、志望理由では給与等の勤務条件は、アンケート9項目あるうち8位であった一方、1位は郷土愛、2位は仕事のやりがいといった結果が出ています。

将来の大分県庁を支える優秀な人材を確保し、育成していくため、県庁の働き方改革を推進し、人を育て、人をいかす組織、働きやすい職場づくりを進めていきたいと考えています。

次に、定年年齢の引上げについてお答えします。

定年の引上げは、これまでの再任用制度のように60歳で退職し、一旦区切りをつけた後の勤務とは異なり、培った知識、技能をいかして65歳まで継続任用となるものですが、高年齢期の職員には大きな制度改正となると考えています。

また、中堅、若手の職員にとっても、自らの定年年齢の見直しはもとより、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、新たに60歳以降の職員が配置されるということで、職場環境に変化が生じることとなります。

このため、全ての職員に対し、定年引上げ制度の意義、役職定年制の仕組み、60歳以降における働き方の選択肢や給与の取扱い等について、丁寧に説明していきたいと考えています。

特に、役職定年となり新たな業務に従事する職員と、受け入れる側の職員との円滑なコミュニケーションを図る観点から、各階層の研修において、それぞれの心構えや期待される役割等について理解を促していきたいと考えています。

引き続き、職員が士気高く働き続けることができるよう、職員一人一人の制度理解の促進や、これまでの知識、経験をいかした人事配置など、様々な工夫を行いながら、活力のある職場環境づくりに努力していきたいと考えています。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。再質問しますが、賃金水準の問題と職場環境の問題とがあるわけですが、働きやすい職場環境を整えることは大事なことだと思います。特にワーク・ライフ・バランスの充実については、執行部からも言葉としては出てくるわけですが、現実的に働き方や職員の意識がそれほど大きく変化したのかなというのが感じられない面もあるわけです。

自分自身が何のために働くのか、私生活の面から見つめ直し、働く意欲をかき立てるためにワーク・ライフ・バランスを整えることが大切だと考えます。

先日、大分県地方自治研究センター主催の地方自治研究集会の地方活性化分科会に参加する機会がありました。その際に気が付かされたこ

とですが、県職員が公務に追われ、夜遅くまで働き帰宅する生活、そんな毎日の中で、自分が暮らす地域のことになかなか関わることができていないのが実態だと思います。それは民間企業の方も同様です。

一方で、仕事では地域の活性化のために苦労しながら、地域に人がいないと手をこまねいていると言っている言い過ぎかもしれませんが、活路を見いだせずにいるわけです。

ワーク・ライフ・バランスの充実、地域の活性化のために自分自身の時間を少しだけ割くことができる環境をつくり出すことができるということでもあります。その充実がそういう点で必要なだろうと思うのです。県が率先してそのような環境をつくり出していただきたいと思うし、そのためには、人員が不足している状態ではとても実現できるものではありません。充足された人員体制の整備に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてはどのように思われるでしょうか。

**御手洗議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** ワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでいますが、充実させていくためには様々な取組が必要と考えています。

例えば、年次有給休暇の取得のしやすさなど、客観的な目標も定めながら、その取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

体制についても御指摘がありました。現在、一般行政部門で見ると、人口10万人当たりの職員数は、本県と類似する中身でも、これは平均的な体制は取れているのではないかと私も考えていますが、引き続きスクラップ・アンド・ビルドなど業務の効率化もしっかり行っていく中で、特定の職員に業務が集中することのないように配慮しながら、業務実態に応じた定数配分体制の構築に努めていきたいと考えています。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。ある意味では、定年延長のこの期間が一つの体制を見直すチャンスとなると思うので、ぜひしっかり検討をお願いします。

本題に戻りますが、大分県の賃金水準が劣るという状況であれば、地方で若い人を雇おうにも賃金水準の高い地域に人が流れてしまい、そうでない地域では応募者が少なくなると考えられます。

基本的に公務員の賃金は、人事院や人事委員会が民間の賃金実態を調査し、公務員賃金を民間賃金に準拠させるために勧告を出します。しかし、地方によっては、民間企業が公務員賃金水準を参考に従業員賃金を決定している面もあるわけです。民間賃金水準の向上を図って、それが公務員賃金の向上につながるというのが、人事院や人事委員会から見ても理想だとは思いますが、地方における景気の好循環をつくり出す施策を進めていくために考えるべき点がそこにあると思います。

職員賃金の在り方については、今後、労使で議論を踏まえ、任命権者である広瀬知事が責任を持って判断されることだし、県議会から口を挟むべきものではないと心得ています。しかし、大分県の大きな課題でもあるので、一言だけお願いします。

それは、大分県に憧れ、大分県職員を目指す若者が増えるように意識していただきたいということとあわせて、これまで大分県民のために昼夜を分かたず努力を重ねてこられた職員がモチベーションを維持できるような賃金制度の運用について、大分県内も工夫を凝らして組合との協議に臨んでいただきたいのです。

職員が県民や地域の課題に真剣に向き合い、その課題をやり遂げた充実感ややりがい、生きがいを感じられることは、県民にとってみれば暮らしやすい大分県づくりに即結び付くことです。そんな職場環境の実現に向け、広瀬知事にしっかりと采配を振るっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次の質問に移りますが、鉄道路線について尋ねます。

議場内の皆様には、お手元に資料として日豊本線の小倉駅から宗太郎駅までの駅名と、杵築駅の下り線側にある鉄橋の写真を印刷したものを用意しているので、参考にしていただきたい

と思います。

日豊本線は小倉一大分間においては、立石－中山香間、杵築－日出間を除いて複線化ができていますが、大分駅以南は単線のままとなっています。大分市も人口が減少に転じましたが、大分市の大在・坂ノ市エリアは人口増となっているエリアです。大分市中心部に通勤する人も多いと思われませんが、鉄道等の利便性が向上すれば、通勤手段として電車やバスを利用される方が増加することが見込まれます。2013年に行われた第2回大分都市圏パーソントリップ調査の結果を基に策定された大分都市圏総合都市交通計画でも、鉄道利用時の利便性がよくなることで、1日当たりの鉄道利用者が現行の9,900人から1万3,800人に増加すると推測しています。しかし、現状は大分駅以南が単線であるため、ダイヤの編成に制約があり、著しい利便性の向上も難しい状況にあります。

電車の本数を増やし、利用者の利便性を高めれば、自家用車から電車への移行が進み、そのことによって、渋滞が緩和され、バスの定時性が保たれるようになるでしょうし、そうなれば、バスの利用も増加が見込めると考えられます。また、日豊本線などの鉄道を基軸として、バス路線との連携による公共交通網を整備することは、自家用車利用によるCO2の排出抑制につながり、地球温暖化対策、ひいてはカーボンニュートラル社会の実現に向けた施策としても重要であると考えます。

公共交通をより多くの方々に利用していただくためには、その利便性を高めることが必要です。県も長期総合計画の中で以前から日豊本線の複線化を掲げていますが、具体的にどのように促進していくのか、企画振興部長の見解をお聞かせください。

また、日豊本線は1897年に、豊州鉄道が行橋－長洲駅間まで延長開業してから、大分県下での鉄道の延伸が始まります。大分駅まで延伸したのが1911年、さらに神原駅、現在の直川駅ですが、そこまで延伸したのが1920年、1923年に豊州本線と宮崎本線が結ばれ日豊本線となったわけです。このように古い歴

史のある鉄道だけに、河川に架かる鉄橋などの中には老朽化が進んでしまっているものもあります。

例えば、小倉－大分駅間の中で、杵築駅から日出駅までの8キロメートルはさきほども触れたとおり単線区間となっていますが、その単線区間に八坂川を渡る鉄橋があります。万一、老朽化によってこの鉄橋が通れなくなるようなトラブルが生じれば、大分－小倉－博多間の利便性は大きく悪化してしまうし、状況によっては大分県の経済活動に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

近年、豪雨災害や大規模な地震など、予測が難しい自然災害が頻繁に発生しています。

基本的にこれらの施設については、JR九州が維持管理しているのですが、老朽化が懸念されているインフラ施設を把握し、その整備に努めることは、災害に強い本県の実現にもつながります。万が一、老朽化によるトラブルが危惧されているのであれば、早めに対応すべきと考えます。

また、この問題は、新幹線の計画が具体化する前に対策しておかなければ、計画が具体化すると、先延ばしになりかねません。

実際にトラブルが起こってからでは遅いと考えますが、日豊本線の老朽化対策について、県としてどのようにお考えか、これも企画振興部長にお尋ねします。

**御手洗議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** まず、日豊本線の複線化についてお答えします。

日豊本線は、沿線の方々の通勤、通学などの日常生活に加え、観光や経済活動に伴う人流、物流を支える重要な社会基盤です。

そのため、県及び沿線市町と商工団体等で構成する日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会では、日豊本線の複線化や増便等について、JR九州に毎年要望し、協議を行っています。

一方、全線複線化に向けては、さらなる需要を喚起していくことが必要です。このため、期成同盟会では、沿線市町のPR動画をYouTubeや博多駅等の電子掲示板に掲載し、旅行需

要の喚起を図る取組を行っています。

また、JR九州においても、36ぷらす3等のD&S列車を活用した旅の魅力向上や、割引切符の設定など、日豊本線の利用促進に向けた各種施策を実施しています。

特に、単線区間の大分駅以南については、県南の豊かな食材や自然を体験できる鉄道を利用した旅行商品の企画などを行っています。

引き続きJR九州や沿線市町と連携し、日豊本線の複線化に向けた取組を進めていきます。

日豊本線の老朽化対策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、鉄橋等の鉄道施設がたびたび被災すると、復旧に至るまで大変長い時間を要し、沿線住民の方々の日常生活や観光、経済活動に重大な支障を来します。

また、日豊本線は、東九州と日本全国を結ぶ貨物ネットワークの一翼を担っているため、その寸断は、全国の物流にも多大な影響を及ぼします。

このため、日豊本線の老朽化対策は、当県のみならず、九州各県が連携して取り組むべき課題であると認識しています。

現在、県は、九州各県で構成する九州地域鉄道整備促進協議会等を通じて、老朽化した鉄橋の改修、改築等をJR九州に要望しており、JR九州は、河川改修等に合わせて施設の改修を順次進めています。

また、国においても、JR河川橋梁対策検討会が設置され、JR各社と鉄道のさらなる安全・安定輸送の確保を図るための検討が行われています。

県としては、国の動きも注視しつつ、引き続きJR九州、九州各県、沿線自治体と緊密に連携しながら日豊本線の老朽化対策に取り組んでいきます。

**御手洗議長** 守永信幸君。

**守永議員** ありがとうございます。交通施策については、特に鉄道に関しては、JR九州との調整が非常に難しいのは分かるし、状況も踏まえながら、なるべく続けていただければと思います。

また、老朽化対策、また、中には新駅を造っ

てほしいという要望も上がっている状況もありますから、そういうことを工夫しながら、県民の皆さんが使いやすい環境をいかに実現していくかということで議論を深めていただき、JR九州と進めていただきたいと思います。

ちなみに、この写真の一番下の橋脚の看板については、塗り替えた年月が書いてあります。実はいつ架かったのかというのを知りたかったんですが、このプレートはあったんですが、すぐに見えるところにはありませんでしたので、ちょっといつ架かったのか分かりませんが、架け替えられていないという状況、かなり古くなっていると思うので、その点も含めて今後情報を取っていただければと思います。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。（拍手）

**御手洗議長** 以上で守永信幸君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

—————>…<—————

午後1時 再開

**古手川副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。小川克己君。

〔小川議員登壇〕（拍手）

**小川議員** まず、質問に入る前に、豪雨災害等の復旧、復興に向けて、広瀬知事を始め、土木建築部長、そして、農林水産部長などには、復旧、復興に向けて大変な御尽力をいただいていることに深く感謝し、お礼を申し上げます。ありがとうございます。まだ道半ばなので、引き続きよろしくお願いします。

それから、今日は玖珠では農繁期の真っただ中で、しかも台風第14号が通過予測で、その心配もされる場所ですが、遠路のところを傍聴に来ていただいた皆さん方にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

令和2年7月豪雨災害等への対応について、3点伺います。

まず1点目は、災害対応の高度化と人材育成



についてです。

令和2年7月豪雨災害では、私の地元、玖珠郡2町もかつて経験したことのない甚大な被害を受けました。

本県は、中央構造線断層帯が横断し、土砂災害危険箇所が1万9,640か所あるなど、災害の発生しやすい地理的条件を有しており、甚大な被害をもたらす大規模災害が頻繁に発生しています。

県においては、これらの災害が発生するたびに検証等を行い、対応の強化に努めていますが、私は災害対応を考える上で重要なポイントは、大きく二つあると考えます。

一つは、情報の収集、分析です。災害発生の予測から発生後の現地の状況把握まで、情報の質や量によって、応急活動や被害の拡大防止が左右されると言っても過言ではありません。

気象庁では、頻発する線状降水帯による大雨災害の被害軽減のため、本年6月からスーパーコンピューター富岳も活用し、線状降水帯発生予測を開始しました。現時点では、正確な予測は難しく、必ずしも線状降水帯が発生するわけではないとのことですが、災害発生の危険度が急激に高まる場合に備えて、私たち一人一人が心構えを一段高めることに、この予測の大きな意味があると思います。

また、国土交通省が設置するTEC-FORCE、緊急災害派遣隊は、ドローンを使用して被災状況の迅速な把握等に取り組むなど、様々な機関が新技術の導入に取り組んでいます。

こうしたことから、本県においても、迅速かつ確実に情報を収集し分析を行うために、AIやドローンなど先端技術を活用し、災害対応を高度化していく必要があると考えます。

もう一つは、人材育成です。県庁以外での業務や過去の災害対応等で培った人脈や経験を持つ人材は、関係機関との調整役を担う県において、大変貴重な存在です。

県では、これまで国や被災自治体に多くの職員を派遣していることから、これらの職員を積極的に活用し、防災力の向上を図るべきだと考えます。加えて、県の防災部門の職員や市町村

に情報連絡員として派遣される職員など、実際の災害対応でしか培うことのできない経験等を有する人材の育成にも継続して取り組むことが必要です。

激甚化する豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震などの大規模災害に立ち向かうために必要な災害対応の高度化と人材育成について、知事の見解を伺います。

次に、2点目です。土木施設の復旧についてです。

令和2年7月豪雨では、玖珠川や野上川など、多くの河川が氾濫し、また多数の道路や砂防施設も甚大な被害を受けました。

被害が広域に及んだこともあり、復旧、復興にあたっては、関係機関の皆さんは大変御苦労されていることと思います。あれから2年が経過した7月に発表された復旧・復興推進計画の進捗状況では、道路82.3%、河川69.5%と進んではきましたが、まだ道半ばです。今年7月には九州北部に線状降水帯が複数発生し、玖珠町及び日田市で記録的短時間大雨情報が発表されるなど、大規模な災害がいつ発生してもおかしくない状況の中、一日も早い復旧が待たれます。

については、土木施設の今後の復旧の見通しについて、土木建築部長に伺います。

次に、3点目です。農地・農業用施設の復旧についてです。

農地・農業用施設の復旧の進捗が気がかりです。本年7月時点での進捗状況では、復旧率は県全体で約51%、玖珠郡に至っては約27%であり、進捗を非常に心配しています。玖珠郡の住民を含め、いつになったら復旧するのか、不安に感じている生産者もいます。今後の復旧の加速に向けて、どのような工夫を行い、進捗率を上げていくのか、また今後の復旧の見通しはどうか、農林水産部長に伺います。

以上、3点よろしくお願ひします。

[小川議員、対面演壇横の待機席へ移動]  
古手川副議長 ただいまの小川克己君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

[広瀬知事登壇]

**広瀬知事** 令和2年7月の豪雨災害については、お地元、西部地域を中心に、本当に大きな被害がありました。改めてお見舞い申し上げるとともに、ようやく復旧のめどが立ってきましたが、改良復旧でもあり、抜本的に復旧を、施設を強化しようということをやっているものですから、時間がかかっており、御心配をおかけしています。後ほどまた答弁します。

私には災害対応の高度化と人材育成について御質問いただきました。

近年、全国各地で自然災害が頻発して激甚化しています。今年も、3月に福島県沖を震源とする震度6強の地震があり、また、8月には東北・北陸地方等で記録的な大雨を観測し、それぞれ甚大な被害が発生したところです。

県内でも、1月の日向灘地震や7月の線状降水帯の発生など、自然の猛威は私たちの生活と常に隣り合わせにあることを痛感したところです。

このため、県では、これまでに得た教訓、知識をいかしながら、災害対応の高度化と人材育成を図って、大規模災害等への即応力を強化することが重要だと考えています。

まずは、先端技術を活用した災害対応の高度化です。

現在、大分大学と世界有数のIT企業であるSAP、それから、地場のIT企業のザイナスが防災・減災のための情報活用プラットフォームEDISON（エジソン）の構築に取り組んでおり、県も全面的に協力しています。

具体的には、気象庁の雨量解析や、国・地方の災害データなどを基に、AIで15時間先までの災害リスクを予測する機能を活用して、企業が操業停止や再開を判断するためのモデル作りに取り組んでいます。

また、ドローンによる被災状況等の映像を関係機関と共有することで、早期の情報収集や迅速、効率的な初動対応につなげています。

今後、これらの取組については、産学官で構成する防災テック検討会において、さらなる活用方法や仕組み作りを検討していきます。加えて、超小型人工衛星の時代が到来する中、国内

外で機運の高まっている衛星データの活用についても、次の一手として研究を進めていきます。

次に、防災分野における人材育成です。

県では、5年前から内閣府の防災部門に職員を研修派遣しており、そこで得た知識やネットワークを防災行政にいかしています。

また、大規模災害発生時には、災害対応業務に習熟した防災局OBの職員を県の災害対策本部に動員するとともに、市町村にもリエゾンを派遣する体制を整えています。

今後、これらの実効性を確保するため、防災に関する研修や訓練の充実を図っていきます。

次世代を担う若者や子どもたちの育成も大変大事です。大学生や高校生との座談会など、若い世代のアイデアをいかせる環境作りも積極的に行っていきます。

防災・減災対策に終わりはありません。引き続き、先端技術の活用による災害対応の高度化と、実践力、対応力を備えた経験豊かな人材の育成に取り組み、防災力の底上げを図っていきたくと思っています。

あわせて、ただいま土木施設の復興状況、それから、農地・農業用施設の復興状況について御質問がありました。これについては担当部長から答弁します。

**古手川副議長** 島津土木建築部長。

**島津土木建築部長** 私から土木施設の復旧についてお答えします。

令和2年7月豪雨では、県が管理する道路や河川など公共土木施設で645か所、約229億円と、平成24年、29年の被害額を大きく上回る甚大な災害となりました。

特に現場条件の厳しい中山間地域に多くの被害が集中したことから、入札参加エリアの拡大や複数工事での技術者の兼務を認めるなど、弾力的な運用も行い、現在、全箇所ですべての工事着手済みとなっています。

直近の8月末時点の進捗は、道路、河川など全体で501か所、約78%の復旧が完了したところです。

未完了箇所では、工事に先立ち、土砂が堆積した区間の河床掘削を行うなど、暫定対策を講

じた上で、暑い夏場の出水期間中も、施工業者の献身的な努力と工夫により可能な限り工事を継続し、鋭意進捗を図っています。

こうした取組により、改良復旧を行う一部の箇所を除き、次期出水期までに全て完了させるよう全力で工事を進めています。

改良復旧を行う玖珠川、野上川等については、用地買収を行い、川幅を拓げる等の抜本的な対策を行うため期間を要しますが、一日も早い復旧、復興を目指していきます。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 私からは農地・農業用施設の復旧についてお答えします。

令和2年7月豪雨では、玖珠郡、それから由布市を中心に、5, 834件に及ぶ農地・農業用施設の甚大な被害が発生しました。

県では、発災直後から事業主体である市町への人的支援や技術的支援を行うとともに、早期の営農再開に向けて、県の普及指導員等による仮畦畔設置等への支援を行い、現在、93%の農地で作付が可能となっています。

一方、小規模な農地が点在している箇所などについては、受注業者の技術者不足等の影響で不調、不落が発生している状況です。このため、工事発注時の地域要件の拡大や、県から市町への発注支援の強化、さらには、他の工事との技術者の兼務などに取り組み、積極的に進捗を図ろうとしています。

また、玖珠町の戸畑地区では、河川の復旧工事の完了に合わせて農地の復旧工事を行っており、今年度中に完了する見込みです。さらに、大規模な被害があった由布市の高津原地区においては、高度な技術力が必要なため、県が受託し復旧工事に取り組んでいます。

今後とも市町と連携を図り、早期発注を進め、大規模復旧地区を除き、来年の作付けに間に合うよう復旧に努めていきます。

**古手川副議長** 小川克己君。

**小川議員** 力強い回答をいただき、安心しているところです。

特に人材育成、あるいはまた高度化対応については、先端技術を駆使してやっていける、そ

れからまた、大分大学等々の産官学の連携等をフルに活用して今後の災害対応に当たっていただけるということで、よろしくお願ひします。

それから、土木建築部長からは、県内の災害箇所、約300億円を、これは中山間地域が主体ということもありましたが、全力で今後取り組んでいくという回答もいただきました。ぜひよろしくお願ひします。

それから、農地・農業用施設の復旧については、特に戸畑の農地が数キロメートルにわたって河川の護岸の決壊と同時に、水田に土砂が流入したわけですが、これも今年度中に完成させて、来年度は作付けができるようにしていただけるということで大変安堵したところです。今後ともよろしくお願ひします。

次に、肉用牛の生産基盤強化について伺います。

いよいよ来月には、和牛のオリンピックとも言われる第12回全国和牛能力共進会が鹿児島県南霧島市などにおいて開催されます。5年に1度開催されるこの大会での審査結果が、産地のその後の販売力の向上に直結するため、飼料高騰など非常に苦しい中ではありますが、県内の肉用牛生産者や関係機関は丸一となって出品対策に取り組んでこられました。ぜひとも本大会で優秀な成績を収め、おおいた和牛のブランド化を強力に推し進めていただきたいと思います。

また、3年連続でおおいた和牛推し隊長に就任された中村獅童さんですが、コロナ禍を乗り越えて本年ようやく来県が実現し、PR活動を充実させていると伺っています。こうした取組を着実に積み重ねることにより、おおいた和牛のさらなる認知度向上や需要の拡大が実現することを期待しています。

一方、おおいた和牛の競争力強化を図る上で重要となってくるのが生産基盤の強化です。本県の肉用牛振興計画では、令和5年度までに繁殖雌牛を2万頭、肥育牛を1万5,500頭とする増頭目標を掲げています。本年2月時点の頭数は、それぞれ繁殖雌牛が1万7,700頭、肥育牛が1万4千頭であることから、さらなる

増頭が求められますが、県内の各産地では高齢化に伴う廃業により飼養戸数は減少の一途をたどっています。私の地元である玖珠郡は竹田市とともに肉用牛の産地ですが、特に繁殖農家が多く、玖珠町の繁殖農家戸数は25年前と比べると約5分の1にまで減少しています。また、県全体で見ると、70歳以上の繁殖農家戸数の割合は約45%、頭数で見ても約25%程度にも及んでおり、今後の生産基盤の脆弱化が懸念されます。

今のところ、畜舎整備への支援等といった増頭対策によって1戸当たりの規模拡大を図り、繁殖雌牛の飼養頭数は何とか横ばいを続けているものの、労働力不足や後継者の確保、育成といった課題が、さらなる規模拡大の阻害要因となり、今後の継続的な生産基盤の強化は困難な状況となっています。

こうした中、今般、県西部におけるキャトルステーションの整備が進められることになっていますが、繁殖農家で生まれた和牛子牛を預かり、共同育成するこの施設が完成した際には、作業外部化により各農家の労力が軽減されるだけでなく、牛舎の空きスペースをいかした飼養頭数の純増も期待できます。

そこで伺います。おおいた和牛の競争力強化に向け、キャトルステーションの整備も踏まえた生産基盤の強化について、どのように取組を進めていかれるのか、知事の答弁をお願いします。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 肉用牛の生産基盤強化について御質問いただきました。

本県の肉用牛は、地域農業を牽引する核であり、県としても、増頭や規模拡大、本県のリーディングブランドであるおおいた和牛の流通拡大など、各種施策を積極的に推進しています。

肉用牛のさらなる競争力強化のためには、議員御指摘の生産基盤の強化はもちろんのこと、ブランド力の向上も欠かせません。

そのため、全国トップレベルの肉用牛産地を目標に、次の2点に重点的に取り組んでいます。

一つは、担い手の確保、育成と労働力不足へ

の対応による生産基盤の強化です。

肉用牛繁殖経営における70歳以上の生産者の割合は約45%になっています。うち半数近い農場については、後継者を有しており、今後も継続した経営が期待されるが、その他の農場では近い将来、離農により飼養頭数の減少が心配されます。

そのような状況を踏まえ、親元就農者や新規参入者を対象に、補助率をかき上げして、積極的な支援を行い、4年間で16件が事業に取り組み、計525頭の増頭が行われました。

今後も意欲ある生産者及び新規就農者に対する多様な支援策を継続して、担い手の確保、育成を図っていきます。

また、玖珠町において県内2か所目となるキャトルステーションの整備を令和6年度の運営開始に向けて進めています。本施設は、労働力不足の解消及び牛舎の空きスペースをいかした繁殖雌牛の増頭を目的とするほか、学生や担い手の技術習得の場として活用することも計画しており、地域産業の活性化につながることを目指しています。

二つ目は、高付加価値化戦略としてのおおいた和牛のブランド力の向上です。これによって高付加価値化を進めていこうと思っています。

現在、中村獅童氏にお願いしているPR大使を活用したキャンペーンや取扱認定店等でのフェアにより、認定店舗数は令和2年度の178から、8月時点では268と大幅に拡大しています。

また、大消費地における認知度についても、平成30年度の4%から令和3年度には16.3%へと着実に向上しています。令和5年度の目標である30%に向け、県内外の企業と連携したプロモーションや、年間を通じた県外への情報発信を強化していきたいと思えます。

ブランド発信の最大の機会である第12回全国和牛能力共進会まで、残すところあと20日となりました。県内でも最終予選を終えて、大会に向けた機運が高まっています。

前回大会では種牛の部で日本一を収めました。今大会では生産者、関係団体が一丸となり、肉

牛の部でも日本一を目指しており、これを契機に、さらなるおおいた和牛の生産基盤、競争力の強化につなげていきたいと思えます。

**古手川副議長** 小川克己君。

**小川議員** 知事から、おおいた和牛をトップクラスに持っていきたいということで、ブランド力の向上、それからまた、担い手の確保、あるいはまた労働力不足等々についても様々な支援策を講じていただけるということでした。

また、認知度が、言われるように、我々も豊後牛という話を各地でするわけですが、宮崎牛とか佐賀牛、鹿児島、こういったところは非常に有名ですが、なかなか豊後牛の認知度がいまちなので、今後は16.3%から30%に引き上げていく努力をされるということでした。

恐らく今、私の知り合いだけでも、新規に畜産経営をやりたいということで就農した者もいるし、あるいはまた、後継者ができて、今日も傍聴に来ていますが、畜産関係者の皆さん方もおられます。

今、農業を取り巻く状況の中では、私は畜産が一番もうかると言っては語弊があるかもしれませんが、意欲が湧く種目の一つであると思っているので、引き続きこの肉用牛の基盤確立に向けてはよろしくお願ひします。

次に、3番目に行きますが、児童福祉をめぐる諸課題について2点伺います。

1点目は、ヤングケアラーへの支援について伺います。

ヤングケアラーは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているため、やりたいことができていないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもであり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が指摘されています。

本県では、昨年、県内の実態調査を行ったほか、本年4月にはヤングケアラー相談窓口を設置するなど、支援に向けた取組を本格化させていると認識しています。しかしながら、そのヤングケアラー相談窓口では、現時点でも相談件

数はごく僅かと伺っています。やはり子どもにとって相談することのハードルは想像以上に高く、自らSOSを発するのは難しいのだろうと思われまます。また、そもそも家事や家族の世話は当たり前のことや、自分が我慢すればいいことだと思っていて、人に助けを求めたり相談するという発想が全くない可能性もあります。

国がまとめた多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルでは、必要に応じて、福祉、介護、医療、教育などといった様々な分野が連携し、アウトリーチを行うことが、潜在化しがちなヤングケアラーへの支援において重要としています。

ここでいうアウトリーチは、制度や窓口を設けて相談者が来るのを待つのではなく、必要としていそうな人に積極的に届けることを意味していると思えます。支援を必要としているヤングケアラーを発見するために、まずは、常に子どもに接している学校現場のほか、同居する家族に接する機会が多い高齢者、障がい者、生活困窮者などに対応する専門職など、多くの周囲の大人が、ヤングケアラーがいるかもしれないと常日頃から意識し、早期発見、早期支援につなぐことが重要だと考えます。

そこで、こうしたヤングケアラーへの支援について、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

次に、2点目は、児童養護施設退所者、ケアリーバー等への支援について伺います。

児童福祉法第2条では、全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないと、児童育成に係る国民の義務について規定しています。

その児童福祉法の趣旨にのっとり、令和2年3月に策定された大分県社会的養育推進計画は、親元を離れて暮らさざるを得ない子どもに対して、生活の場から自立に至るまでを、家庭養育優先原則の下、一体的かつ全体的な視点を持って着実に取り組んでいくことを目的としたものです。

これまで県では、当該計画に基づいて里親委託を強力に推進するとともに、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、高機能化等を計画的に進めてこられました。本県の令和2年度の里親委託率は34.9%で全国第6位となるなど、家庭に代わる養育、いわゆる代替養育の環境は、より家庭的なものへと変化しており、子どもを権利の主体として捉えた取組が着実に進んでいることを表しています。

一方、社会的養育にある子どもの側から見れば、施設や里親での暮らしが権利を守られたものであると同時に、施設等を離れた後の日々が支えられ、見通しを持った人生を主体的に構想できることが重要です。

国が令和3年4月に公表した児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査、いわゆるケアリーバーの実態調査では、現在困っていることや不安なことはとの問いに対して、生活費や学費のことが最も多い33.6%、次いで将来のことが31.5%、仕事のことも26.6%となっています。彼らケアリーバーの多くは困ったときに頼れる家族がおらず、生活や就労に関して不安を抱えているものと思われます。奨学金や貸付金等の支援策につなげることはもちろんですが、例えば、大学生や新社会人が新生活の悩みを保護者に相談するように、困り事を気軽に相談できる誰かが必要であると考えます。

そこで、本県における児童養護施設退所者等、いわゆるケアリーバーへの支援の現状について、福祉保健部長に伺います。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 2点お答えします。1点目は、ヤングケアラーへの支援についてです。

昨年、県内約8万人の児童生徒を対象に行った実態調査では、支援を必要とするヤングケアラーが千人程度存在すると推計される一方で、ヤングケアラーという言葉自体を知らないといった回答が7割に上りました。

そこで、現在、相談体制の整備とあわせ、児童生徒への相談先カードの配布等による周知啓発や、周囲の気付きを促すための教員などの関

係者向けの研修を実施しています。

そうした中、先月開催したフォーラムには、10代から80代に及ぶ様々な年代や職種の方が約170人参加し、この問題に対する関心の高まりを実感したところです。

講師からは、子どもだけを見るのではなく、家族丸ごとの支援が必要であるとか、何げない会話からの気付きが重要といった、今後に向け示唆に富んだ教示をいただきました。

ヤングケアラーへの取組は、学校はもとより、事業所や医療機関、子ども食堂等の様々な関係機関が連携し、子どもや家族の気持ちに寄り添いながら、プッシュ型、伴走型で支援することが重要です。

今後とも周囲の大人が早めに気付き、本人のみならず家族全体への包括的な支援が届けられるよう、体制の充実を図っていきます。

2点目は、児童養護施設退所者、いわゆるケアリーバー等への支援についてです。

昨年国が実施した調査では、本県のケアリーバーのうち、施設や里親とのつながりが途絶えた方が約半数に上っています。

こうした社会的養育経験者の多くは、虐待体験等の影響から、生活スキルやコミュニケーションスキルに困りを抱えており、トラブルに巻き込まれても自ら相談できず、時間の経過とともに問題が深刻化していくケースも少なくありません。

そのため、退所者等の支援を担う児童アフターケアセンターおおいたでは、退所後の生活設計や困ったときの相談先等を本人と直接話し合い、一人一人の支援計画を策定し、継続的にサポートする体制を整備しています。

また、積極的に家庭訪問や行政手続等の同行支援も行うなど、プッシュ型の丁寧な支援に努めており、令和3年度の対応実績は、前年度の42人106回から182人729回へと大幅に増加しています。

さらに今年度は、当事者同士が気軽に集い、語り合える場を新たに設けるなど、ピアサポートを充実させることにしています。

今後ともセンターと連携しながら、ケアリー

バーが抱える困りに対して、早期に適切な支援が行えるように努めていきます。

**古手川副議長** 小川克己君。

**小川議員** ありがとうございます。プッシュ型の支援を今後、継続的に努めていくということで、私も今後、他人事ではなくて、里親も含めて、私の身の回りからそのような受入体制の加速もしていきたいと思っています。

大分県は、広瀬知事のリーダーシップの下で、子育て満足度日本一に向け様々な取組を進めていますが、こういったヤングケアラーやケアリーダーなど、言わばなかなか目の行き届きにくい、でも、とても困っておられる、そういう子どもたちにもぜひしっかり目を向けていただき、全ての子どもが誰一人取り残されることのない大分県を築いていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

次に行きます。商工行政をめぐる諸課題について、2点伺います。

1番目は、水素の地産地消に向けた取組についてです。

カーボンニュートラルの達成に向けた次世代エネルギーとして、今、水素が注目されています。水素は、使用しても二酸化炭素を排出せず、水はもちろん、石炭やガスなど、多様な資源から作ることができるという大きな利点があります。

化石燃料から作られた水素はグレー水素、グレー水素の製造工程で排出される二酸化炭素を回収、貯蔵した水素はブルー水素、そして、本県の強みである再生可能エネルギーを活用して作られた水素はグリーン水素と呼ばれていますが、私の地元である九重町では、大手企業2社により、豊富な地熱やバイオマスを活用したグリーン水素製造の実証事業が進んでいます。

昨年7月から実施されているのは、地熱発電による電力を活用して水を電気分解し、水素を製造する実証事業です。再生可能エネルギーによる水電解により、二酸化炭素を排出せずに、安定的に水素を製造することができます。

また、今年8月からは、地熱とバイオマスとを組み合わせ水素を製造する実証事業も実施さ

れています。木質チップに含まれる炭素に水蒸気を反応させることで水素を製造する新しい技術ですが、二酸化炭素の排出削減と低コスト化を図ることができると伺いました。製造方法は異なるものの、いずれも地域の資源をいかしながら、グリーン水素を製造できるのではないかと期待しています。

これらの九重町で製造された水素は、県内の水素ステーションやオートポリスの自動車レースで活用されるなど、地産地消の取組も進んでいます。

政府が目指す2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、水素の製造から利活用まで、水素の地産地消に向けた取組を加速させていく必要があると考えます。県として水素の地産地消に向けて今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

次に2点目は、玖珠工業団地への企業誘致についてです。

昨年度の企業誘致件数は、過去最多となる68件でした。地域別に見ると中部地域が21件と一番多く、次に北部地域が20件です。西部地域は2件で、いずれも日田市への進出と地域的な偏りを感じています。

玖珠郡には、県営玖珠工業団地があります。この玖珠工業団地は構想から整備まで20年ほどかかりましたが、平成29年に合板会社の進出が決まったときには地域で大変喜んだところです。この会社は令和元年に操業を開始し、雇用や地域の活性化に尽力いただいております。

一方で、1区画がまだ未分譲であり、地域では次はまだかと期待の声が高まっています。昨年度の好調な企業誘致の背景には、前年度、新型コロナウイルスの影響により企業が投資を先送りしていた案件が動き出したことによるものと伺っていますが、製造業、特に半導体分野については、今後も旺盛な投資が見込まれると思います。

特に、自動車のEV化の流れの中で、半導体関連産業は活況を呈しており、その中で隣の熊本県で大型投資が行われるなど、九州では勢い

があると思います。

こうした動きを受け、県においては、市町村向けの補助金を拡充するなど大規模工業用地の整備を促進しようとしています。まずは今ある玖珠工業団地をしっかりと売ること、後に続く市町村も出てくるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。1区画が大きく、大規模投資に適した県内でも貴重な玖珠工業団地への企業誘致の現状と、現状を踏まえ今後どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長に伺います。

**古手川副議長** 利光商工観光労働部長。

**利光商工観光労働部長** まず、水素の地産地消に向けた取組についてお答えします。

水素は国のエネルギー基本計画の中においても、カーボンニュートラルの達成に向けて、必要不可欠なエネルギーとして位置付けられています。

本県は、日本一の発電規模を誇る地熱などのエネルギー資源に恵まれているほか、大分コンビナートは全国の副生水素発生量の10%を占めるなど、正に水素製造に優位な環境にあるものと認識しています。

水素の地産地消を実現するためには、供給だけでなく需要もバランスよく立ち上げていくことが必要であると考えています。既に県内では、水素の製造や利活用に向けた様々な取組が進展しています。

議員御指摘の九重町での水素製造に関連して、その次の段階ということで、現在、県エネルギー産業企業会を中心に、水素の圧縮、運搬に関する実証事業に着手しており、県内の水素ステーションなどへの供給を予定しています。

また、同企業会では、水素を活用した海上から停泊船舶への電力供給だったり、燃料電池式港湾クレーンへの水素供給に向けて、参加企業間でのマッチングも実施しています。

現在、県で開催しているものづくり未来会議おおいたにおいても、副生水素の活用や、太陽光発電の余剰電力などによる様々な形での水素製造の可能性を議論しています。

引き続き、水素の地産地消を推進し、水素エ

ネルギーの産業化に取り組んでいきたいと考えています。

続いて、玖珠工業団地への企業誘致についてお答えします。

地域のバランスの取れた企業誘致に向けて、県では中山間地域や離島へのIT関連企業などの誘致にも積極的に取り組んでいます。本年7月には玖珠町に1件の進出が決定しています。

製造業の誘致では、旺盛な国内投資が期待される半導体企業などに対するアプローチを強化していきたいと考えています。県内各所における水の確保に向けた調査費を今議会に提出しています。

また、受皿となる大規模工業用地の整備については、整備費用の補助上限を引き上げ、市町村に対し手厚く支援するとともに、団地開発を担う開発業者への営業を強化しています。

現状、県内で即時入居可能な10ヘクタール程度の大規模工業用地は、玖珠工業団地の1区画のみなので、県としても積極的に売り込み、現地案内なども行っています。

引き続き、玖珠町や県外事務所との連携により企業の投資動向をいち早くつかんで、玖珠工業団地の魅力である農林業など地域の基幹産業の特性などもメリットとして最大限PRすることで、誘致につなげていけるよう努めていきます。

**古手川副議長** 小川克己君。

**小川議員** ありがとうございます。水素のクリーンエネルギーを積極的に今後活用していただけるということで、重ねてよろしく願います。

それから、玖珠工業団地については、御存じのとおり、未分譲の部分も広大な面積なのでですね。したがって、複数社で分譲でもいいのではないかと考えています。今、既に1社という話がありましたが、引き続き地域に活力をもたらすためにも工業団地の活用をぜひよろしくお願いして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

**古手川副議長** 以上で小川克己君の質問及び答弁は終わりました。麻生栄作君。



〔麻生議員登壇〕（拍手）

**麻生議員** 時の会・県民の声の麻生栄作です。私も還暦を迎え、県議会初当選時の保守系無所属一議員の原点に戻って、県民・地域の声を届けていきます。この一瞬を大切に質問するので、どうぞよろしくをお願いします。

まず、県民の生活に対する意識等の変化について、知事に伺います。

最近、パンデミックや戦争の勃発が起因しているのか、世の中全体の大きな変化を感じるのには私だけでしょうか。

県民の暮らし、生活について、特に食料やエネルギーの脆弱性が明らかになったことから、それらに対する意識や志向について、劇的な変化に気がきます。しかも暮らしている地域や世代によっても、その変化は多様であり、大きな違いがあります。

大都市や地方拠点都市から田舎への移住も増えています。生活水準の向上から生活の質の向上を求めるといった若者の志向の変化も見受けられます。

暮らしを豊かにする要素や今までにない視点から選ばれる地域づくりをサポートすることが地方自治体としても避けては通れなくなったように思います。

社会起業家であり、「まちづくり幻想—地域再生はなぜこれほど失敗するのか—」の著者、木下斉氏は、「田舎になくて都会にあるのは利便性だけ。逆に言えば田舎には利便性以外の全てが揃っている。」と語っています。

その全てがそろっているはずの大分県ですが、過疎や人口減少、さらには格差拡大といった点で、深刻かつ危機的事態が迫っているように感じます。

今こそ既成概念にとらわれることなく、発想の転換と県民の意識改革及び情熱によって、新たな一步を踏み出すときです。

このように、コロナ禍によって、あるいはロシア、ウクライナ戦争勃発によって、県民の暮らし、生活に対する意識や志向の変化について、動向把握のために統計数値などで把握していく必要があると思います。まずは、そうした指標

で特に注目しているものがあればお示し願います。その上で、科学的な手法ではなくとも、県民と接し、こうした変化を肌で感じることもあろうかと思えます。そうした県民の意識、志向の変化をどのように捉え、政策を議論し、施策に反映させていこうとお考えなのか、お示し願います。

〔麻生議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの麻生栄作君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** ただいま麻生栄作議員から、県民の生活に対する意識等の変化についてどう感じているかと、大変難しい御質問をいただきました。

私たちは今、大きな時代の変わり目にいます。新型コロナウイルスによるパンデミックや米中対立の常態化などにより、サプライチェーンが寸断され、部品供給の途絶など、自動車関連産業を始め、多くの業種に影響が生じました。

加えて、国連の常任理事国であるロシアによる思いがけないウクライナ侵略を契機に、エネルギー、原材料価格が高騰するなど、国際情勢に変化が見られ、県民生活や社会経済活動にダイレクトに影響を与えていると思います。

県民の皆さんも、平和の大切さや経済安全保障の重要性を改めて認識するとともに、よりグローバルな視点を持って物事を捉えるようになったのではないかと思います。この点は本当に最近の世の中の動きに応じて、もう一度県民の皆さん、頭の中でよく考えておられるのではないかと思います。

時あたかも、世界では、日々拡大する膨大なデータをネットワーク化し、あらゆる分野で活用するDXが急速に進んでいます。

これまで様々な統計指標を政策立案に活用してきましたが、私は、こうした時代の潮流の中にあっては、特にビッグデータに注目しています。

例えば、新型コロナウイルスの流行に際しては、スマートフォンの位置情報などを基に、人の流れや感染の状況が瞬時に分析され、感染拡大防止に活用されたところ。果たして成功したか失

敗したかは、また議論があるところですが、そういうところまで志向は来ているということです。

また、衛星データも今後の活用の期待が膨らむ楽しみな分野です。世界では、衛星から得られるデータを、防災、防衛はもとより、農林水産分野や土木分野など、あらゆる分野で活用しています。県内でも、海洋浮遊ごみの効率的な回収など、既に将来のビジネス展開を見据えたチャレンジが始まっています。

こうしたデータを活用する一方で、県民の声をくみ上げ、意識の変化を的確に捉えることも大事です。

データのみによる政策立案では、データに現れにくい県民の声を見過ごすことにもなりかねません。このため、職員には、現場をよく見て、常に県民の声に耳を傾け、県民の心を心として政策県庁の本領を発揮するよう促しています。

私も、データなどによって、大きな時代の流れを読みながら、県政ふれあいトークや各種審議会の場などを通じて、幅広く県民の皆さんの声を伺い、多くのヒントをいただいています。

こうした現場での声を、新型コロナ感染者に対する丁寧なフォローアップや、物価上昇に対応した中小企業・小規模事業者の適切な価格転嫁の促進など、県民の思いに寄り添った施策にいかしていきます。

**古手川副議長** 麻生栄作君。

**麻生議員** ありがとうございます。知事からデータの統計の重要性というか、新しい視点もお示しいただきました。

私が今注目しているのは、県民の暮らしに関わる統計数値、特に地域の暮らしを映す消費者物価指数です。この中でも特に光熱水道及び食料の費目の動向が気になります。また、それに連動する可処分所得なども気になりとなります。日銀大分支店によると、大分市の消費者物価指数の伸びは、全国に比べると抑えられていると聞きます。

そこで、可処分所得について、本県の実態について調べてみました。お手元に資料を配布していますが、総務省の2019年全国家計構造

調査の都道府県別全世帯平均年間可処分所得の従来型算定は、お手元に配布の資料のとおり、東京都の490万8千円に対し、地方でも富山県が499万4千円、福井県も494万9千円と東京都を上回っています。大分県は386万5千円です。九州では福岡県がトップと聞いていたんですが、佐賀県がトップで448万1千円、熊本県、福岡県、長崎県と続き、本県は5位です。

都道府県別の可処分所得について、産業別就業者割合などとの関係についても、配布資料の裏面に添付してあるので御覧ください。

産業割合などと可処分所得の因果関係についての要因分析によって、本県の強みを伸ばすことも可能はずです。

本県のその他世帯の女性世帯主の場合、全国13位と高い方で、全世帯及び無職世帯において女性世帯主の場合、可処分所得が全国都道府県で最下位となっています。その要因分析が、女性活躍や女性から選ばれる地域づくりの参考となるとも思われます。この点に関する見解があればお示しいただくとともに、このように大分県民の暮らしや生活の豊かさを示す統計データやその分析があれば、あわせてお示し願います。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** この世帯可処分所得のデータは、一つの世帯全体の可処分所得となっています。同一世帯で働いている人の数だとか、複数世代の同居の状況など、これは各県まちまちです。さきほど御指摘があった富山県、福井県が高いのは、3世代同居というか、一つの世帯でたくさんの方が住まわれているという特徴もあるのかなと思っています。そういうことであり、各県の状況が同一ではない中での比べ方になっているので、これだけをもって他県との違いを分析するのは困難です。

しかしながら、その他世帯の女性世帯主、これは一番右端にあります。この区分には、社長とか会社役員などがここに含まれていますが、これが全国で13位と大分は高くなっています。この要因については、別のデータでは、大分県

は全企業に占める女性社長の割合が高いといったデータもあります。そういったことが要因の一つではないかと考えています。

また、県民の暮らしや生活の豊かさを示すデータとしては、例えば、本県の通勤、通学時間の短さは全国2位、休養、くつろぎなどの自由に使える時間の長さは全国8位となっています。こうしたものは大分県での暮らしやすさを他県にアピールしていけるものと思っています。

**古手川副議長** 麻生栄作君。

**麻生議員** ありがとうございます。問題は、暮らしを豊かにするために、データをどう読み解くかではないかなと思います。

2021年、令和3年の消費者物価地域差指数を見ると、全国平均を100として、大分県は住居が84.4と低く、光熱水道が105.0、教育が104.0と高いのが特徴でした。

可処分所得、九州トップの佐賀県は、住居が88.0、教育も91.2と低く、光熱水道は111.6と高いのが特徴ですが、食料も本県より低い99.1であり、食べ盛りのお子さんを抱える子育て世代に優しい家計が想像できます。

実際にかかる出産費用と出産育児一時金との差額や出産祝い金、油布勝秀議員が第1子100万円、第2子200万円、第3子300万円というような提案もしていましたが、そのような祝い金とか、あるいはお祝い品の地域農産物として提供するような、そういった支給、これによって子育て世代の消費者物価指数を抑え、その分の可処分所得を確保するなど、打つ政策や施策が確実に子育て世代に届いているかなど、AIを駆使して、消費者物価指数、10大費目指数のクラスター分析などによって、データで読み解くことも可能なはずです。

本県の可処分所得についても、金額にこだわる必要はないと思っています。それよりも、中身を読み解くことが大事となります。

例えば、自給自足の暮らしが可能な大山町の文産農場で働く高齢者の皆様の稼ぎは、東京での同じ金額の何倍もの価値があると思われれます。桃栗植えてハワイ旅行に行っていた皆様が、孫

やひ孫にお小遣いを渡して、ほほ笑んでいる姿が目には浮かびます。

ぜひ豊かな暮らしとは何かについて、AIも活用の上、あらゆる角度、視点からデータを読み解き、選ばれる地域づくりに全庁挙げて工夫していかしていただくことを強く求めておきます。

それでは、次の項目に行きます。

次に、食と農業、農村の振興について知事に伺います。

農林水産省は8月5日、2021年度の食料自給率を発表、カロリーベースで38%、生産額ベースでは過去最低の63%でした。ロシアのウクライナ侵攻を機に世界で穀物価格が高騰する中、日本の食料の海外依存と国内農業の荒廃という二重のリスクを抱え、その懸念が高まっています。

昨年11月に公表された2020年農林業センサスでは、直近5年間で、本県農業の担い手の高齢化率は72.8%から77.3%と4.5ポイントも上がり、農業経営体も24.7%減少して、2万を割り込みました。流通実態は違うのですが、いざというときには110万人の県民の食を、2%にも満たない平均年齢70.1歳の農家の皆様に頑張って支えていただくこととなります。構造改革が遅れ、危機的状況に陥っているのみならず、この状況が続けば、農村社会、経済の崩壊につながりかねないとして、大分県農業非常事態宣言を発出したことは周知のとおりです。

最近、ツイッターで知った東大の鈴木宣弘教授の日々のつぶやきは、大変刺激的です。鈴木教授は、「これまではお金を出せば食糧を輸入できるという前提でいられたが、いくら払っても買えない状況になりつつある。肥料原料なども含め、真の意味での食料自給率の向上に今こそ本腰を入れるべきだ。」と警鐘を鳴らされています。

鈴木教授は、著書「農業消滅」によって、その危機認識を伝え、農業従事者へ支援の必要性を関係者のみならず、消費者にも、今だけ、金だけ、自分だけの社会風潮からの脱却を訴え続

けておられます。農林水産省でも仕事をされており、当時の経済産業省と農林水産省との認識の違いやあつれきについての記述もあります。

いつの時代でも、食は日々の暮らしの中で意識せざるを得ない自分ごとでした。戦後は食料難が続きましたが、経済と社会の発展によって、生産者と消費者という言葉が使われるようになり、食の確保は徐々に他人ごとになっていきます。今問われているのは、食と農のつながりの中身であり、自分ごととしてのつながりとも言えます。その食と農のつながりをどう修正し、再構築するのかの視点に立ち、多様な農業の担い手を育て、食と農をつなぐ仕組みをつくるのが重要です。持続可能な自分ごととしての食卓の姿がイメージできるか、県民の皆さんと一緒に考えていくことが鍵を握っているのではないのでしょうか。

県農業・農村の疲弊と消滅の危機は深刻度を増しており、一刻の猶予もありません。最近、大分市竹中の市道脇で1人、佐伯市宇目の林道そばで2人が相次いで白骨化遺体で見付かったことは御存じのとおりです。どんなに少なくとも地域には人が住み、道路には人の往来や道路管理者によるパトロールもあるはずなのですが、安全・安心を掲げる本県の出来事とは信じられません。鈴木教授の「農村消滅」の指摘が身近に迫っています。

本県農業の現状を見ると、高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、集落消滅の危機が拡大し、今頑張ってくれている農家がいつまで耐えられるのかも分からない、そんな状況が続いています。食料こそが県民の命の源です。その生産を担う農業を余りにも軽視してきたのではないのでしょうか。鈴木教授によると、農政の失敗が招く国家存亡の危機は、食と農を犠牲にした貿易の自由化と言及されておられることは御承知のとおりです。

水田畑地化やもうかる農業についても、本県全ての地域で目指すべきものか、もうかるの定義についても考えさせられます。

このような指摘や実態などを踏まえ、知事は本県の農業、農村の現状についてどのように思

っておられるのか、まずは率直な感想をお聞かせ願います。

また、これからの本県の政策の柱における農業・農村政策の位置付け並びに優先順位についても考えをお示し願います。

さらに、今年のウクライナ危機勃発後、農業システム再生に向けた行動宣言及びおおいた農林水産業活力創出プラン2015及び同アクションプラン2022、あるいは大分県果樹農業振興計画など農政に関する各プランについて、この危機的な状況を踏まえ、緊急見直しが必要不可欠と私は感じますが、見直しの必要性についての考えもあわせてお示し願います。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 農業・農村の振興について御心配いいただきました。

農は国の基との言葉に表されるように、県内各地で幅広く営まれている農業は、県民の食を支え、地域に活力を生み出す重要な産業であり、県勢発展にその振興は欠かせない一つだと思っています。

一方、農業を取り巻く状況は、消費の多様化、気候変動、国際情勢の急変など、年々複雑さを増しており、変化に対応し発展する農業を目指して、私は就任以来、県政の最重要課題の一つとして農業の構造改革に取り組んできました。

この結果、近年では毎年200人を超える方々が新規に就農するとともに、力を入れてきた園芸の産地化も着実に進み、ねぎの令和2年度の産出額は78億円と、いよいよ100億円が視野に入るところまでやってきました。

しかしながら、まだまだ解決すべき課題は多く、県では、近年ようやく危機感を強くしてきた農業団体と共に農業総合戦略会議を設置し、さらなる改革に取り急ぎ取り組んでいます。

中でも、県内の多くの農村集落で見られる、米に依存した生産・収益構造からの脱却は、何としても実現しなければならない大きな課題です。米は、国家貿易という自由貿易内の例外とされながら、その消費は、人口減少だけではなく、共働きや単身世帯の増加に伴う簡便化志向など需要面の要因で減少し続け、価格も長期

的に下落傾向にあります。昨今の国際情勢から、米粉等を見直す動きもありますが、その消費量は極めて限定的です。国際的に米が足りないというので、米の粉も扱ったらどうかと考えていますが、余り売れなかったです。

国産農産物は高値でも買い支えるべきといった議論もありますが、本質的には国民の需要を捉えるかどうかであって、米を作っていれば大丈夫という時代への回帰は困難と言わざるを得ません。

真に持続と成長が可能な農業実現のため、御指摘の各種計画に水田の畑地化や、集落営農法人の強化を掲げてきましたが、昨今の情勢を受けても、その必要性は何ら変わらず、むしろ高まっているものと考えています。

本県の先哲に、江戸時代の三大農学者に数えられる大蔵永常がいます。永常は、グローバル化とは無縁の江戸時代においても、農家が収益を得るためには米だけに頼るのではなく、地域の特産となる品目を振興すべきと考え、農業改革の必要性を訴え続けました。

くしくも、今年の戦略会議の議論において中山間地の担い手の皆さんから、経営があつてこそ農地、地域を守れるのであつて、園芸などで収益を上げ、持続可能な経営を確立したいという価値観をお聞きしました。

我々も、こうした現代の価値観にすら通ずる先人の先見の明と高い志に負けないよう、強い覚悟を持って農業の構造改革を進めて、後継者が夢を持ち、活躍できる農業・農村づくりを進めていきたいと確固たる信念を持ってやっています。

**古手川副議長** 麻生栄作君。

**麻生議員** 確固たる信念で農業、農村をしっかりと取り組んでいただけるということなので、次に、中山間地域集落における集落営農組織・法人について、3点に絞って聞いていきます。

まず初めに、私の生まれ故郷を始めとする山奥の中山間地域の集落営農組織・法人の事業承継について質問します。

本県でも戦略品目などの指定を受け、そのような製品によって経営規模拡大が進んでいるエ

リアの農業については、それなりの成果が現れているように感じます。しかし、問題は、中山間地域集落・農村です。有効な手が打てていないか届いていないように思います。

県では、令和3年度から農業の経営継承を推進する取組を強化し、今年3月に大分県版の農業者のための事業承継ブックを作成、活用を始めています。

これですが、一方、全農では、6年前の2017年1月から既に事業承継ブック親子版を発行し、その活用を進めています。しかし、法人化は進みつつあるものの、高齢化に歯止めはかからず、世代交代は進んでいないとして、農業の担い手に出向くJA担当者TACが、その翌年、5年前の2018年3月からこの事業承継ブック集落営農組織版を発行し、その活用、啓発を進めてこられたことは周知のとおりです。本県では、大分県集落営農推進本部を平成17年に設置し、具体的取組に着手しています。

本県の令和3年集落営農任意組織は346、法人は222ありますが、機械の共同利用や基幹作業の受託などを行う補完型集落営農の3タイプと集落全体で農業経営を行う集落一農場型の計4タイプに分類されます。その4分類タイプ別の事業承継に関する課題ごとに、その有効な緊急対策が求められています。

2020年農林業センサスにおける県内農業集落3,312を分母とする令和3年の集落営農組織のカバー率は44%、担い手不在集落数が1,248となっていますが、実際の担い手不足はさらに深刻と言えます。

そこで、新しく農業を始める雇用就農や新規参入など、就農ルートの多様化に合わせ、限られた経営資源、例えば、農地とか資金、農機具、施設、作業場、倉庫や営農技術といった経営資源や、住宅や生活情報といった生活資源に加え、人間関係や、ここが大事ですが、地域からの信用力の調達及び住み込み型や通い型、あるいは宿泊施設準備型などのスタートラインに立てるような段階的かつ戦略的な集落営農組織・法人の担い手づくりによる事業承継が早急に求められています。

広域営農システムを支える担い手の確保に向け、集落営農組織・法人が抱えるタイプ別の事業承継の課題とそれに対する有効な具体的な緊急対策をお示し願います。

法人経営体の強化に向けた取組について2番目に伺います。

都市に人口を集中させることが効率的な社会の在り方として推進されてきましたが、コロナによって結果として、過密な都市部の暮らしは人々をむしばむ脆弱性が明らかになってしまいました。都市への人口の集中という3密構造を改め、地域を豊かにし、地域経済が観光や外需に過度に依存しないで、地域の中で回る循環構造を強化する必要があります。そして、その核に、農林水産業、食料産業を柱に据えることが大事です。

その中でも、集落消滅の深刻な危機にある地域農業、農村の中心を担っている米農家の存続が危ぶまれるような米価下落がさらに深刻さを増しています。今ここで発想の転換が不可欠です。相対的貧困率が最悪な水準の15.4%の我が国、しかも本県の可処分所得の実態からしても、コロナ禍による収入減で一日一食に切り詰めるようなひもじい思いをされている人々がきつと増えている中、飼料、肥料も海外に依存し、しかも農村も消滅の危機にある中、中山間地域にとっては、さきほど知事から話がありましたが、生産効率のいい飼料米とか飼料稲、WCSを含めて、米を減産している場合ではありません。中山間地域においてですが、そここのところの認識がちょっとまだ違うような気がしています。

食料こそが命を守るわけであり、その鍵を握るのが中山間地域の集落営農組織・法人です。地域経済循環構造において、この集落営農組織・法人をどのように位置付け、また、集落営農を継続発展させていくためにどのように法人経営体の強化に取り組んでいかれるのかお示し願います。

3点目に、みどりの食料システム戦略を踏まえた取組について聞きます。

農林水産省の使命は、命を支える食と安心し

て暮らせる環境を未来の子供たちに継承していくこととし、海外に依存している食料について、持続可能な食料システムをつくるとして、みどりの食料システム戦略策定に着手しています。

そこで、中山間地域集落における最後のとりでである集落営農組織・法人において、みどりの食料システム戦略策定を踏まえた取組を今後どのように進めていくのか伺います。

**古手川副議長** 佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** 3点質問いただきました。

まず、集落営農組織・法人の事業承継についてお答えします。

集落営農法人は、地域農業の中心的な役割を担うとともに、営農を通じて耕地や水利の保全等の役割も果たしており、その発展は中山間地域農業の振興に欠かせません。

そのため県では、集落営農法人の事業承継も進めていますが、いずれのタイプにおいても、承継の前提となる法人の経営強化を急ぎ進める必要があります。

経営強化には、園芸品目等を導入し、経営の多角化を図ることが必要です。

これまでも園芸品目の導入支援や、効率的な営農に向けた機械化、省力化等を支援してきましたが、今後はこれをさらに強化し、大規模な複合経営への転換を進めていきます。

また、戦略会議の議論の中で、集落の機能維持という名目で、草刈りなどの過度な負担を強いられており、これが経営面の足かせになっている実態も明らかになりました。

このため、区画が狭く非効率な農地については、粗放的な管理を前提に受入れを行うなどのルールづくりにも取り組みます。

今後も集落営農の高収益化と生産体制の効率化を進め、スムーズな事業承継につなげていきます。

続いて、法人経営体の強化に向けた取組についてです。

集落営農法人の持つ食料供給や集落維持の機能は、法人自体の健全な運営が大前提であり、収益力向上による集落営農法人の経営強化が欠かせません。このためには、長引く需要の低下

により、価格が低下し続ける米に依存した収益構造からの脱却が必要です。

県内には、中山間地域にあっても、かんしょやスイートコーンなど、マーケットニーズに対応した品目を導入することで、高い収益力を上げている集落営農法人もあります。戦略会議の議論の中でも、集落営農法人代表者、また経営者の方から、米のみに頼ってはだめで、経営の多角化を進めるべきだといった意見をいただきました。また、人手などクリアしなければならない課題は多いが、今後の経営発展には園芸品目の導入などが必要だなどの意見もいただいたところです。

県では、引き続きこういった導入への課題を解決しながら、前向きなチャレンジを積極的に支援し、地域農業の中心的な役割を担う集落営農法人の経営強化と、中山間地農業の振興を図っていきます。

最後に、みどりの食料システム戦略を踏まえた取組についてお答えします。

みどりの食料システム戦略は、イノベーションにより生産性向上と持続性を両立するという高い目標を掲げたものであり、その実現には革新的な技術開発と各当事者の思い切った構造改革が必要です。

国は本年7月に関連法を施行し、9月にその実現に向けた基本方針を公表、それを受けて各県において市町村と共同して基本計画を作成することとなっています。

基本方針は、昨日公表されましたが、これに掲げられる有機農業については、県内の集落営農法人でも既に取組が進んでいます。また、堆肥の積極的な活用と地域循環を目指した集落営農法人が関わる耕畜連携の取組も始まっています。

今後とも国の動向を注視するとともに、こういった前向きな取組について、しっかりと支援していきます。

**古手川副議長** 麻生栄作君。

**麻生議員** ありがとうございます。集落営農法人の事業承継、これは本当に喫緊の課題であり、県で作っているこの事業承継ブックの最終

項、このQRコードを読み込むと、伊東悠太郎さんと、県庁マンらしいんですが、MC一カボC一さんの動画が見れます。この動画は実に秀逸であり、これを大いに活用していただいて、農家の悩みと共通する部分がよく伝わってこようかと思うので、大いに活用して取組をしてほしいと思います。

いろいろ準備はしていたんですが、なぜ集落営農法人を質問したかという、実は私自身が所有している田畑についても、集落営農法人に頑張って作っていただいていたんですが、もう作れんぞと、どうにかしてほしいということで、広域合併とか、由布市の中で9法人が一つになってやっていますが、それでもなかなかうまくいかない実態があります。

例えば、中山間地域だから、畑地化するにしても非常に問題があるわけです。畜産農家の方にWCS、稲作として、飼料稲としてそのまま梱包して持って行ってもらうとか、そのときの畜産コントラクターの位置付けとか、いろんな部分はあるんですが、やっぱり最後は人が足りないんです。人が足りない、これをどうするか。そこで考えなければならないのが、例えば、私の田舎では、梨農家も含めて、あるいはニラ農家とか、いろんな形で認定農業者で頑張っておられる方もたくさんいます。

そういったことについて、昨日答弁がありました。産地を絞って、また、150の経営体という話もあったんですが、認定農業者は自分のところなんですね。集落営農法人の組織の構成員にはなっていない3059が、それはそれ、法人、地域を、集落を守っていく維持活動もあるものですから、なかなかあれもこれも全部できないので、どうやって分けていくか。そして、今いる集落の担い手だけでは足りない。都市の住民とか、都市と田舎の住民が価値交換しながらお互いに助け合っていくような交流を、価値交換をどうやって具体化していくかが課題になってこようかと思います。例えば、台風が来ているということで、梨が落果するのは大変だといったときに、出荷できなくなったときどうするかという部分を含めて、庄内梨のフローズン

とか今非常においしい新商品を開発して、梨ロードには何と自動販売機を置いて、ひっきりなしにお客さんが来るようなところもあるし、あるいはそういった販売店で、菜果野アグリさんの契約社員が現地に出向いて行って手伝っているというようなこともあります。そういった人たちが常に、周年を通じて農村集落営農をサポートできるような、臨時雇用とかパートとかアルバイト、そういったものもひっくるめていかにやっていくか、そういったことが事業承継の鍵を握ってくるのではないかなと思っているので、もし農林水産部長、具体的なそういった部分での事業承継についての考えについてあればお願いします。

それから、経営の強化の部分については、この事業承継ブックの12ページ、13ページに記載されている法人化にあたっての留意点の部分があるんですが、こういった部分についての課題、例えば、会計経理の負担増とか、規模が小さい場合の利益がなくても7万円程度の法人住民税がかかるとか、こういった問題、社会保険加入等々についての課題について、いろんな形で人的サポートを含めて、技術的なサポートを含めて、今、人員を配置して、中小企業診断士か何かを配置してサポートしてくれていると伺っていますが、農繁期が終わって、収穫が終わって、本当に短い期間で一気に集落営農組織はやらないといけないものですから、そういったことについても、もう瞬時で、今年の収穫の後、来年の土作りの間までに方向性を出さないといけない。そのことをお願いします。

私も農山漁村の振興交付金とか各種指定起債事業の活用、畜産クラスター事業や畜産コントラクター、あるいは特定地域づくり事業の協同組合制度を活用した組合との連携とかいろいろ調べてみたんですが、なかなかうまくいきそうにありません。だったらどうするかですので、ぜひそういった、だったらこうしてみようよというような具体的なアイデアを集落営農法人の皆さんと共に作っていただくように、これはお願いします。

そしてあわせて、集落営農法人組織の役員の中

中に、やっぱり女性をもっと登用して、女性の視点から参画いただくことも大事ではないか、あるいは県庁職員の中でも、集落営農法人組織の構成員がたくさんいると思います。そういった方々にも参画していただいて、共に考えていくことも大事ではないかなと思います。そのことをお願いします。

ただいまの件と、そして、営農の基本的な部分で、収益を上げるという部分で、人道支援として子ども食堂とかフードバンク、こういったところと集落営農法人をマッチングして何かいい手ができないかなという思いもあるので、これは検討課題として意識していただければ幸いです。まず、農林水産部長にただいまの点について伺います。

**古手川副議長** 必要であれば質問のポイントをもう一回確認した上での答弁でも結構です。佐藤農林水産部長。

**佐藤農林水産部長** ただいまの中で、一つは事業承継をどうやっていくかということと、今後担い手のところをどうやって確保していくかが再質問の中心であったと思います。

まず一つは、事業承継についてですが、やはり事業承継は、事業承継したいという集落の方の気持ちもあると思いますが、そこに入りたいという担い手となる人の気持ちもあると思います。ということは、やはりその集落に入って自分が活躍できる、もうかる集落があるということがないと、なかなか担い手もそこに入りたいという気持ちにならないと思うので、やはり事業承継にあたっては、その集落が、まずは自分たちが経営をきちんと保って、少しでももうかる形の経営基盤を整える努力をすることがまず大事になってくると思っています。その上で、担い手等について、県としても農業大学の学生とかとマッチングして、活躍できる場として集落営農法人という組織、法人をそういった活躍の場にしていきたいと考えています。

それから、担い手についての労働力不足という話がありましたが、一つは、労働力の確保については、地域農業サポート機構等で労働力の調整を行っています。それから、さきほど梨の中



話もありましたが、6次産業化に向けても、6次産業化のプランナーという形での支援策も持っているのです。そういったことを活用していただければと思います。

それから、全体として担い手が今後いないことについての対策をどう考えるかということも質問の中にあつたと思いますが、今年、国でも法改正があり、今までの人・農地プランについては、今後法制化されて、地域計画ということで、法の計画ということで位置付けられています。市町村、地域、それから、農業団体等が今後の10年後の地域の農業の姿について、現場の農業者、それから、市町村等も含めて、その在り方を考えた上で、目標地図を策定することになっています。そういった中でも、全体としての地域の農業の在り方をみんなでしっかりと検討していく必要があると思います。県としてもそこは一緒になって取組をします。

**古手川副議長** 麻生栄作君。

**麻生議員** ありがとうございます。いずれにしても、集落営農法人、御苦勞していただき、山村をしっかりと守ってこられた、例えば、今回、私なぜこの質問をするかというときに、21世紀にまさかの戦争が勃発したわけですよ。そんな中、私の祖父は赤紙召集で、百姓だったものが30歳を過ぎて現地に行つたと。そのとき、石垣の棚田をずっと築いて、それを守ってきた方々が帰りたくても帰ってこれない、そんな人たちの思いを考えたときに、やっぱりこの農村集落の在り方をもっと真剣に覚悟を持って取り組まないといけないなと思って今回質問しました。

時間がないので、最後になります。

公共交通をめぐる諸課題についてですが、まず、地方創生に資する公共交通の在り方について、いろんな課題があります。

今回、JR九州の初代社長であつた石井幸孝さんは、現職時代から2050年に全国の全ての鉄道業が人口減少とICT化によって赤字になり、コロナによって赤字化はさらに30年早まったと言つておられ、著書「人口減少と鉄道」に根拠が詳しく記載されています。

また、元トヨタ副社長の栗岡完爾さんもモノの流れ、人の流れこそ、地域間の格差の元凶と指摘されています。地方がいくら頑張つても、この人やモノの流れの距離に関するコストの違いは、このままではどうすることもできないと思います。

だったらどうするかということで、今回、国への要望についてですが、この国で暮らす人々ではなく、訪日外国人旅行客限定の定額乗り放題プランパス導入実績もある中、国への要望、提言に鉄道や高速道路について、地方創生の視点から距離料金制度の定額料金制度への抜本の見直しを提言できないものかと考えるが、これについての見解を伺います。

また、東九州新幹線の整備についてですが、今年7月27日、貨物鉄道の強化に関する国土交通省有識者検討会中間報告案は、新幹線ルートに貨物専用車両の導入の可能性を検討すると明記され、今後、国交省、JR貨物、JR旅客各社が貨物鉄道改革として物流機能強化について協議を始めるとのことです。

そこで、新幹線物流の発想を取り入れた前提条件の見直しについては、要望の選択肢とスケジュールの見極め問題も含め、県行政としての基本的な考え方として議論しておく必要があるかと思つています。

東九州新幹線の整備において、旅客と貨物の混載新幹線物流導入を検討せざるを得ないと考えるが、企画振興部長の見解を伺います。

**古手川副議長** 大塚企画振興部長。

**大塚企画振興部長** まず、地方創生に資する広域交通の在り方についてお答えします。

産業振興や観光振興など、地方創生の各種取組を力強く推進するためには、鉄道や高速道路等の広域交通ネットワークを積極的に活用し、人、モノの流れを一段と活性化させることが不可欠です。

一方で、鉄道や高速道路の利用料金を利用距離にかかわらず一律の料金とする定額料金制度については、利用者間の負担の公平性等の課題があると認識しています。

他方、一定期間、一定区間内の鉄道や高速道

路等が定額で乗り放題となるサブスクリプションサービスについては、長期滞在型観光等の需要創出に大いに寄与するものと期待しています。

現在、JR九州全線が乗り放題のぐるっと九州切符、あるいはネクソコ西日本が管理する九州内の高速道路が乗り放題のぎゅぎゅっと九州まんきつドライブパスなど、様々な企画商品が現在発売されています。県としては、先行事例の効果を注視しつつ、各事業者の魅力的な商品造成を支援し、広域交通ネットワークの活性化を図っていきます。

次に、東九州新幹線の整備についてお答えします。

旅客と貨物の混載新幹線物流については、既にJR各社において、既存車両の一部を活用した取組が始まっていると承知しています。

国においては、これをより本格的に展開すべく、今後の鉄道物流の在り方に関する検討会を設置し、新幹線による貨物輸送の拡大を課題の一つとして掲げ、検討を始めたところです。

その実現にあたっては、車両の新規開発や安全確保など解決すべき課題が山積しており、今後、国やJR各社と関係者による検討や必要な調査に着手すると聞いています。県としても、新幹線を活用した鉄道物流の推進は、地球温暖化対策やカーボンニュートラルの実現、トラックドライバー不足の解消に資するものと認識しています。

国等の動向を注視しながら、まずは東九州新幹線の整備計画路線への格上げを目指し、引き続き国への要望を行っていきます。

**古手川副議長** 以上で麻生栄作君の質問及び答弁は終わりました。（拍手）

次に、上程案に対する質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

**堤議員** 共産党の堤です。議案に対する質疑を行うので、よろしくお願ひします。

まず、コロナウイルスの感染拡大防止対策についてです。

大分県では、コロナウイルス感染症陽性患者

数が約16万9千人、第7波で10万5千人、死者数は9月15日までで331人に上っています。オミクロン株は軽症者が多いといっても、罹患者が多くなれば死者の絶対数は増えていきます。無症状患者を含めた患者の早期発見と保護が基本でなければなりません。

そこで、第7波が拡大した要因についてですが、新自由主義によって社会保障制度の後退や感染症対策を怠ってきた政治の責任が重大です。パンデミックになる以前は、感染症対策の体制を無駄で費用がかかるとして縮小してきました。これはこれまでの保健所の整理統合による削減、感染症病床の縮小・削減、医師・看護師等や感染症対策研究の縮小・削減などに現れています。このようなことが原因で感染拡大が収まらないということを感じているのか、答弁を求めます。

次に、無料のPCR検査についてです。

重症化を防ぐためには、感染者を早期発見し、保護するなど検査体制の強化が必要です。

そこで、共産党県議団が実施した県政アンケートでも、コロナ対策としてウイルス検出の科学的な精度、正確性、検出限界の判断のためのゴールドスタンダードと言われるPCR検査の拡大を無料で実施すべきと6割の方が答えています。

世田谷区のようにプール方式を採用すれば、コストや時間を抑制できます。このような方式などを活用し一気に検査を拡大すべきではないか、答弁を求めます。

次に、感染拡大に伴う死者数の増加です。

また、オミクロン株は軽症者が多いと言われていますが、8月の全国の死者数は、1か月当たりとしては過去最多となる約7,300人を記録しています。大分県でも第6波の1月から6月までは81人の死者数であったのが、第7波の7月では23人、8月で91人と一挙に死亡者数が増加しています。また、全国の死者数の中には子どもの死亡も見られます。軽症者が多いと安易に捉えてはいけない数字です。その認識はあるか、答弁を求めます。

次に、感染症対策のための保健所職員の増員

の問題です。

コロナウイルスに罹患した方に話を聞くと、かかりつけ医に電話しても、発熱外来はいつばいで受けられない、保健所に電話しても、ホームページを見て病院に連絡してくれと言われるだけ、不安な状況で過ごしたことを話していました。

県下の保健所職員が3年近くに及ぶコロナ感染症拡大で心身ともに疲弊していることは理解していますが、専門的な指示がなされないと、患者は不安な中で過ごさなければなりません。

この間、保健所職員は若干名増員されていますが、それでも他部署や人材派遣会社等から人員を配置しているのが実態で、パンデミックに対応できない状況となっています。専門性と継続した技術の習得のためには、応援という小手先の対応ではなく、職員の増員や増設を思い切って行い、今後来るであろう新たな感染症に対応できる体制を講じる必要があると考えるが、答弁を求めます。

以下、対面にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

**古手川副議長** ただいまの堤栄三君の質疑に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** 堤栄三議員から、新型コロナウイルス対応について厳しい御質問を承りました。まず私から、新型コロナウイルス感染拡大防止についてお答えします。

我が国の感染症対策は、患者の人権を尊重し、隔離を目的とする入院を少なくする考え方に基づき、実施されてきました。

この間、入院勧告が必要な結核など2類感染症の患者数が減少してきたこともあり、感染症病床は全国的に減少しています。

そうした中での極めて感染力の強い新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、私は、感染者の重症化を防ぎ命を守ることを第一に、時には国とも意見を闘わせながら、絶えず変化する状況に対処してきたところです。

まず、医療の提供が必要な感染者を確実に受け入れることができる体制の確保です。

県内で初の感染者が確認された令和2年3月には、八つの指定医療機関が確保している40床にすぎなかった入院病床数は、感染拡大に応じて上積みを進め、現在では53病院に御協力いただいて、最大で545床を確保しています。

医療機関の従事者の確保や感染防止も重要です。県では、医療計画に基づき、地域の実情に応じた医師及び看護師の確保を進めており、ともに増加傾向にあります。

しかし、今回のコロナ禍では、医療機関におけるクラスターの発生や、医療従事者自身の自宅待機等により、安定した医療提供が困難となるケースが生じています。そのため、県医師会や看護協会の協力の下、感染管理認定看護師等を派遣し、専門的知見を踏まえた感染管理を徹底しています。

次に、地域における感染者と医療をつなぐ保健所の体制強化です。

平成20年の再編は、広域交通網の整備や市町村合併等を踏まえ2次医療圏を6圏域に見直した際、限りある公衆衛生人材の集中による機能強化に向けて、適切に実行したものです。

コロナ禍においても十分期待に応じて来ていますが、その機能を維持するため、保健師等の増員や会計年度任用職員の配置に加え、人材派遣会社やICTの活用等による負担軽減も図りながら、臨機に対応しています。

なお、国において、感染症の研究と対策を一本化する日本版CDC創設の動きも出ており、今後、県の感染症対策にもいかすことができるものと期待しています。

私は、今回のような未曾有の危機に備えて、平時から健康被害が最小限となるよう可能な限り対策を講じた上で、有事には状況に応じて迅速かつ的確に対応していくことが肝要だと考えています。

私からは以上ですが、その他の御質問については担当の部長からお答えします。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 私からは3点お答えします。

1点目、PCR検査についてです。

新型コロナウイルスの対策において、検査体

制の強化は何よりも重要と認識しています。

議員御提案のプール方式による検査は、陽性率が高い現在の状況下では、再検査数が増加するため、むしろ効率的でないと言われており、全国的にも簡易で迅速な抗原定性検査が多く用いられています。

本県では、感染に不安を感じる無症状の方のために、県内82か所に無料検査場を設置し、その不安解消に努めています。加えて、先月、若年の有症状者に対し、希望に応じて抗原検査キットを無料配布し、自己検査の上、陽性登録できる体制も整えました。また、先月末からは、インターネットでも抗原検査キットが購入できるようになったところです。

なお、行政のPCR検査については、高齢者施設等のハイリスク施設に重点化することで、クラスターの早期探知を図っています。あわせて、高齢者入所施設における職員からの感染拡大を防ぐため、職員の定期検査用に約14万個の抗原検査キットを配布しました。

こうした検査体制の拡充により、感染者を早期に発見し、感染の拡大防止に努めていきます。

2点目は、感染拡大に伴う死者数についてです。

第7波における県内の死亡者数は、昨日までに166人と高い水準にあります。死亡率は0.15%で、第6波までの0.28%から大きく低下しています。

一方、死亡者の平均年齢は、第7波で84.2歳となっており、基礎疾患のある方がほとんどとはいえ、死亡者の増加は深刻な問題であり、高齢者の感染防止や重症化予防が喫緊の課題であると認識しています。このため、保健所では、重症化リスクの高い高齢者等に対し、重点的に健康観察や疫学調査を実施しています。

また、高齢者施設でのクラスターが多発したことから、先月中旬には、高齢者入所施設1,100か所余りに、全職員の定期検査用として抗原検査キット約7万個を配布しました。一定の効果が見られたことから、先週、同じ規模で再度配布し、定期検査を継続しています。

重症化予防については、ワクチンの4回目接

種を急ぎ進めるとともに、ひとたび感染した場合には、受診や入院の調整を迅速に行い、適切な治療につなげていきたいと考えています。

3点目は、保健所の体制についてです。

これまで県では、各保健所に保健師9人を恒常的体制として増員するとともに、会計年度任用職員を30人増員したほか、人材派遣会社に委託し、現時点で看護職23人、事務職36人を追加しています。

また、保健師のOBや市町村保健師に加え、本庁や近隣地方機関の職員など、全庁を挙げて応援派遣し、感染状況に応じた機動的な体制を確保してきたところです。

業務の効率化では、クラウドサービスを利用して疫学調査票を電子化するとともに、スマホ入力による健康観察の省力化を図りました。また、検体や患者の移送、夜間電話対応等の業務の外部委託や、ショートメールを活用した陽性者への一斉連絡などにより、職員の負担軽減を順次図ってきたところです。

こうした業務効率化によって捻出したマンパワーを、高齢者等の重症化リスクの高い方の命と健康を守る業務に重点的に振り向けています。

引き続き国におけるウィズコロナに向けた新たな段階への移行の動きも見据えながら、感染状況に応じた適切な保健所の体制を確保していきたいと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 一つは、臨機応変にいろいろ対策等やってきた、医者体制とかスタッフの体制とか、そういうことで非常に臨機応変に対応してきたと言われましたが、さきほどの保健所の関係で、会計年度任用職員と、もう一つは人材派遣会社ではなくて、やはり私はここは正規職員を雇うべきだと思います。じゃないと、さきほど質問しましたが、今後何が起きるか分からない。前は結核があったり、今はCOVID-19とか、いろんな新たな感染症が出てくる危険性もあるわけですね、地球温暖化の問題も含めて。だから、そういうものに対応していくためには、やはり保健所機能の体制強化、正にこれには正規の方々を増やして、そこで研究してもら

って、常日頃のこういう感染症対策の技術を蓄積していただいて、そういう方が次回に備えるという体制を取るべきだと思うが、それについて考えがあれば再度お聞かせください。

それと、死者数の関係で、確かに死亡率については、絶対数が増えていますから死亡率としては下がるのは当たり前のことですが、ただ、亡くなるのは事実です。数が多いのも事実。これに対して、軽症者が多いことを発信するのではなくて、やっぱり危険なんだよと、こういうところをもっともっと情報提供すべきだと思うんだが、そこら辺はどうなのかを再度伺います。

その2点を再度質問します。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** 初めに、保健所の体制について私からお答えします。

さきほど私からも、それから、部長からも言いましたが、保健所の体制強化については、限りある公衆衛生の人材の集中による機能強化ということであり、人を増やしていこうとか、体制を整理しようということでは決してありません。できるだけいろんなことに対応できるように機能を強化していこうということであり、今度正にそういう事態が起こったわけですが、御存じのように、保健所の職員、保健師はなかなか今全体として不足しており、すぐにはなかなか採用できないところもあるものですから、他の方で対応できる分はぜひそこをお願いして、何とか全体として機能が果たせるようにやったということです。

これからも体制についてはよく考えながら、必要に応じて対応を考えていくということです。

**古手川副議長** 山田福祉保健部長。

**山田福祉保健部長** 死亡者が増えているということで、その対応ですが、今回、オミクロン株の特徴として、以前のデルタ株のときは結構肺炎症状が生じて、そういったものが体力を奪うようなケースがあったんですが、オミクロン株については、肺炎症状ではなくて、コロナが発症したことによって全体的に体力が低下した。肺の呼吸器症状は余りないんですが、体力が低下して、その方が持っている慢性心不全とか脳

梗塞とか、そういった基礎疾患が悪化して亡くなったようなケースが多いということです。

さきほど言ったように、亡くなった方の平均年齢は82歳ということで、やはり高齢者の感染拡大をいかに抑えていくということが死亡者を抑えていくための最大の課題ではないかと思っています。

そのための対応策として、ワクチン接種は重症化を予防する効果が明確になっているので、今回、オミクロン株に対応する新しいワクチンが開発されたので、今月末からその接種がスタートします。高齢者で4回目を打っていない方には、そういったものを積極的に接種していただくようなことをしっかりと訴えかけていくとともに、高齢者施設、あるいは病院に入所されている方に感染が拡大しないように、施設や病院の感染管理対策をしっかりとさせていただくということで、さきほど知事答弁にもあった感染管理認定看護師の派遣とか、そういった指導を強化していきたいと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 今後、保健師の体制はぜひ強化をやっていただきたいのと、また、PCR検査もぜひ全ての小中学校、やはり件数を増やす、抗原検査を含めて件数を増やしていくことが大切だと思うので、その点は強く要望します。

次に、物価高騰対策に入ります。

この問題については、具体的な景気対策を取っていきべきではないかと思えます。

まず一つには、消費税の減税とインボイス制度の中止で景気回復を図るべきだと思います。

物価高騰対策としては、全ての県民が恩恵を受けられる消費税の減税が一番効果的だと思います。しかし、大分県は社会保障の充実のために、消費税率引下げは適切でないと、かたくなに減税を拒否しています。では、2021年度まで累計440兆円の消費税収がどのように社会保障に使われたというのでしょうか。これほどまで社会保障制度が後退している現状から考えると、必ずしも社会保障制度に使われてこなかったのが事実です。こうした認識及び消費税減税に景気回復の効果があるという認識はある

のか、答弁を求めます。

また、インボイス制度について、大分市内の建築業者は下請として一人親方を雇っているが、インボイス制度の登録を言えない、元請と単価の引上げの交渉をしようと思うが、どうなるか不安、料飲業者は、接待交際費で経費にするから領収証をと言われれば、課税事業者にならざるを得ない、これ以上とても負担できないと語っていました。

県はインボイスについて、消費税の適正課税を行うために必要、円滑な導入に取り組むと答弁していますが、インボイスがなければ適正課税ができないと認識しているのでしょうか。

また、来年3月末が登録期限ですが、今年7月末でも対象事業者の7%しか登録されていないのが実態です。これで円滑な導入などできるわけなく、混乱が広がるだけです。周知徹底すればするほど、内容を知れば知るほど、現場は混乱します。現在の2段階の複数税率でも帳簿方式の申告、納税で十分対応できています。インボイス制度導入は必要ありません。大分県としてもこの立場に立つようにすべきと考えるが、答弁を求めます。

**古手川副議長** 広瀬知事。

**広瀬知事** まず私から、消費税についてお答えします。

コロナ禍が長期化する中で、ロシアによるウクライナ侵略や急激な為替変動などによる物価高騰は、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、国・地方を挙げて、きめ細かな対応策を講じています。

議員からは、物価高騰対策として、全ての県民が恩恵を受けられる消費税の減税が一番効果的であるとの御意見をいただきました。

しかしながら、消費税は、急速に進む少子高齢化の中で、厳しい日本の財政状況に鑑み、財政健全化への内外の信任を得て、世界に誇るべき社会保障制度を次の世代へ引き継ぐために必要な財源であると認識しています。

消費税率の引上げによる増収分は、その全額を社会保障財源に充てることとされており、幼児教育・保育の無償化や医療・介護保険制度の

改革などに活用され、全世代を通じた社会保障の充実につながっています。

社会保障制度については、年々増加する社会保障費に対処するため、国において社会保障給付の重点化や効率化が進められており、これまでも必要な給付やサービスの質を維持しながら、制度の見直しが図られてきました。その中で負担が増えている部分もありますが、持続可能な社会保障制度を次の世代に引き継ぐために、国として必要な見直しを行ったものであると認識しています。

持続可能な社会保障制度の確立とそのための安定財源の確保、財政の健全化のためにも、これ以上、将来世代に過重な借金を背負わせないためにも、消費税率の引下げについては慎重に考えるべきではないかと思えます。県としては、コロナ禍で傷んだ社会経済の再活性化に向けて、原油・物価高騰等に苦しむ生活者、中小企業者等への支援や消費喚起のための対策を、国や関係機関と連携しながら、引き続き講じていきたいと考えています。

**古手川副議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** 私からインボイス制度についてお答えします。

インボイス制度については、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、複数税率の下、税制の公平性や透明性を確保するために必要な制度であると考えています。

また、インボイスにより、売手は納税に必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、事業者にとって消費税を転嫁しやすくなる面もあると考えています。

現行の区分記載請求書等保存方式においては、売手側に区分記載請求書等の交付義務やその写しの保存義務はなく、また買手側は、少額取引等、一定の場合には、証拠書類の保存がなくても仕入税額控除が可能な制度となっています。

このため、仮に売手が軽減税率で申告したものを、買手が標準税率で税額控除したとしても、適用税率や税額を明らかにする書類が保存され

ていなければ、現行制度下では事後の確認が困難な面があるとされています。

こうしたことから、インボイス制度は、より透明化や公平性が高まり、消費税の適正な課税を確保するために必要な制度であると考えています。

今後とも県としては国や関係団体と連携しながら、その円滑な導入に取り組んでいきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 価格転嫁の問題で、実際価格転嫁できると思いますか。元下関係で、消費税がインボイスしないといけないからといって、その分、価格に転嫁していいよと、それができないから、さっきは元請の人に相談してみましようという話をしたわけでしょう。実際に部長、最近来られたばかりだが、大分県でそういうインボイス制度で価格転嫁できますよという事業者は10割いますか。調べていないでしょう。

だから、まず、そういう実態があるかどうかをあなた自身が足を使って調べなければ、インボイス制度がどれだけひどいかは、生の声を聞けば分かりますよ。そういうことをまずやってみてください。どうですか。

**古手川副議長** 若林総務部長。

**若林総務部長** インボイスの導入にあたっては、これまでも制度に関する理解が深まるよう、国と連携しながら、県でも周知、広報に取り組んできました。

私は直接お聞きした機会はこれまでありませんが、様々な業者の方から不安とか相談が国なども含めてあることは承知しています。

引き続き国においても、中小事業者が不当な取扱いを受けないような相談体制の強化とか取引の実態把握等を行っており、県としてもそういった動向をしっかりと把握しながら、引き続きしっかりと連携していきたいと考えています。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 価格転嫁は基本的に、実際6割、7割ができないんですよ。僕たちは数年間そういう話を聞いてきていますよ、実際にできないと。

だから、そういう生の声をやっぱりあなた自身が現場に行って聞いてどうなのか、そういう

声を国に出していく。アンケート結果ではなくて、そういうことはぜひやっていただきたいし、不安な声を国に届けることは県としての責務でもあるから、ぜひその点は要請しておきます。

時間がないから最後に行きます。

個人消費の引上げのための賃上げと家計応援についてです。

GDPの約6割を占める個人消費の引上げをするためにも、賃上げ等が絶対必要です。県議団が行った県政アンケートでも、国保や介護、医療の負担を軽くしてほしいという要望が7割に及んでいます。こういうふうな小学校の給食の無料化、中小業者や家計の負担が大きくなっている家賃や電気、ガスなどの固定費等への助成を行うことで、可処分所得が増えると思いますが、これについて基本的な考え方を伺います。

**古手川副議長** 利光商工労働観光部長。

**利光商工観光労働部長** 最低賃金の大幅な引上げは、労働者の処遇改善や人材確保、加えて家計負担の緩和などが期待される場所です。

一方で、中小企業や小規模事業者には負担となり、その雇用や事業継続への影響も懸念される場所です。そのため、県としては、生産性向上と賃金引上げをあわせて行う中小企業などへの支援、加えて下請取引の適正化推進など、企業が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに努めています。今後も引き続き取り組んでいきます。

議員御提案の全国一律1,500円とすることについては、都市と地方における経済実態の差や企業の賃金支払能力などについて十分考慮が必要であると考えています。

また、可処分所得を増やす取組として、話があった国民健康保険税の均等割については、今年度から未就学児について5割軽減制度が導入されましたが、さらなる拡充について、国に要望しています。

また、給食費の無償化については、臨時交付金の活用を含め県内では3市で実施されていますが、他の市や町においては負担軽減策を講じています。

足下の物価高騰に対し、国としては低所得世

帯への給付金支給のほか、物価高騰を踏まえた臨時交付金の拡充などの追加策を打ち出しています。県としても引き続き必要な生活者、事業者への支援策を検討し、実施に移していきます。

**古手川副議長** 堤栄三君。

**堤議員** 中小企業を支援しないと賃上げなんか大変だといつも言うが、国としてそこにちゃんと財源措置をすればいいわけでしょう。だって、大企業には内部留保がこの8年間で130兆円ため込まれたわけでしょう。残高だけで480兆円。この一部をそういう賃上げのための中小企業支援のために使う、税金として納めてもらって。そういうことをすれば財源はできるじゃない。それで中小企業を支援しながらやっ

て、これを強く求めて質疑を終わります。(拍手)

**古手川副議長** 以上で堤栄三君の質疑及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている各案のうち、第70号議案から第83号議案まで及び今回受理した請願3件は、お手元に配布の付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第70号議案	令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)	総務企画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農林水産 土木建築 文教警察
第71号議案	令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第1号)	土木建築
第72号議案	令和4年度大分県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	商工観光労働企業
第73号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	総務企画
第74号議案	職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	総務企画
第75号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務企画
第76号議案	職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務企画
第77号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総務企画
第78号議案	工事請負契約の締結について	農林水産
第79号議案	工事請負契約の締結について	土木建築
第80号議案	工事請負契約の変更について	土木建築
第81号議案	工事請負契約の締結について	土木建築
第82号議案	大分県建築基準法施行条例の一部改正について	土木建築
第83号議案	損害賠償請求に関する和解をすることについて	文教警察

—————→…←—————

**日程第2 特別委員会設置の件**

**古手川副議長** 日程第2、特別委員会設置の件を議題とします。



特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

1、名称

決算特別委員会

2、目的

令和3年度決算審査のため

3、期間

令和4年9月16日から令和4年12月31日まで

4、付託する事件

第84号議案から第98号議案まで

5、委員の数

21人

令和4年9月16日

発議者	大分県議会議員	井上	伸史
〃	〃	志村	学
〃	〃	吉竹	悟
〃	〃	清田	哲也
〃	〃	衛藤	博昭
〃	〃	井上	明夫
〃	〃	木付	親次
〃	〃	成迫	健児
〃	〃	木田	昇
〃	〃	羽野	武男
〃	〃	尾島	保彦
〃	〃	玉田	輝義
〃	〃	戸高	賢史

大分県議会議長 御手洗吉生 殿

古手川副議長 井上伸史君ほか12人の諸君から、お手元に配布のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり決算特別委員会を設置し、第84号議案から第98号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古手川副議長 異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり決算特別委員会を設

置し、第84号議案から第98号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することに決定しました。

決算特別委員会に付託した議案

第84号議案 令和3年度大分県病院事業会計決算の認定について

第85号議案 令和3年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

第86号議案 令和3年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第87号議案 令和3年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

第88号議案 令和3年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

第89号議案 令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第90号議案 令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第91号議案 令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第92号議案 令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第93号議案 令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第94号議案 令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第95号議案 令和3年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第96号議案 令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第97号議案 令和3年度大分県港湾施設整備  
事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

第98号議案 令和3年度大分県用品調達特別  
会計歳入歳出決算の認定につい  
て

—————→…←—————  
**古手川副議長** お諮りします。ただいま設置さ  
れた決算特別委員会の委員の選任については、  
委員会条例第5条第1項の規定により、お手元  
に配布の委員氏名表のとおり指名したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**古手川副議長** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した21人の諸君を決  
算特別委員に選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は委員長及び副委員長  
互選のため、本日の本会議終了後、引き続き議  
場において委員会を開催願います。

—————→…←—————  
**古手川副議長** 以上をもって本日の議事日程は  
終わりました。

お諮りします。20日及び21日は常任委員  
会のため、22日は常任委員会予備日及び議事  
整理のため、それぞれ休会としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**古手川副議長** 異議なしと認めます。

よって、20日から22日までは休会と決定  
しました。

なお、17日から19日まで及び23日から  
25日までは県の休日のため休会とします。

次会は、26日定刻より開きます。日程は、  
決定次第通知します。

—————→…←—————  
**古手川副議長** 本日はこれをもって散会します。  
お疲れ様でした。

午後3時20分 散会



令和 4 年 第 3 回  
大分県議会定例会会議録

第 6 号 9 月 2 6 日

# 令和4年第3回大分県議会定例会会議録（第6号）

令和4年9月26日（月曜日）

## 議事日程第6号

令和4年9月26日

午前10時開議

- 第1 第70号議案から第83号議案まで並びに請願19及び請願21  
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第99号議案から第101号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第3 議員提出第16号議案から議員提出第21号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続審査及び調査の件

## 本日の会議に付した案件

- 日程第1 第70号議案から第83号議案まで並びに請願19及び請願21  
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第99号議案から第101号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議員提出第16号議案から議員提出第21号議案まで  
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件

## 出席議員 43名

議長 御手洗吉生 副議長 古手川正治  
志村 学 井上 伸史

吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
三浦 正臣	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

## 出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	吉田 一生
教育長	岡本天津男
公安委員長	岩本 光生
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	磯田 健
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	高橋 強
商工観光労働部長	利光 秀方

農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	廣末 隆
防災局長	岡本 文雄
観光局長	秋月 久美
労働委員会事務局長	田邊 隆司

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

御手洗議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る16日に設置した決算特別委員会の委員長に河野成司君が、副委員長に馬場林君が互選されました。

以上、報告を終わります。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配布の議事日程第6号により行います。

日程第1 第70号議案から第83号議案まで並びに請願19及び請願21

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長二ノ宮健治君。

〔二ノ宮議員登壇〕

二ノ宮福祉保健生活環境委員長 皆さんおはようございます。福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件、請願1件及び継続請願1件です。

委員会は去る21日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願20物価高騰に見合う年金額引上

げを求める意見書の提出について及び継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについては、さらに審査を要するので、いずれも別途議長宛て閉会中継続審査の申出をいたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

御手洗議長 商工観光労働企業委員長井上明夫君。

〔井上(明)議員登壇〕

井上(明)商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る20日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会関係部分について及び第72号議案令和4年度大分県工業用水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

御手洗議長 農林水産委員長太田正美君。

〔太田議員登壇〕

太田農林水産委員長 おはようございます。農林水産委員長の太田正美です。農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件及び継続請願1件です。

委員会は去る20日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会関係部分及び第78号議案工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、継続請願12コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出については、さらに審査を要するので、別途、議長宛て

閉会中継続審査の申出をしました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

**御手洗議長** 土木建築委員長清田哲也君。

〔清田議員登壇〕

**清田土木建築委員長** おはようございます。土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案6件です。

委員会は去る20日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分について、第71号議案令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、第79号議案工事請負契約の締結について、第80号議案工事請負契約の変更について、第81号議案工事請負契約の締結について及び第82号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

**御手洗議長** 文教警察委員長阿部長夫君。

〔阿部（長）議員登壇〕

**阿部（長）文教警察委員長** おはようございます。文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る20日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分について及び第83号議案損害賠償請求に関する和解をすることについては原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第83号議案の損害賠償請求に関する和解をすることについての審査では、委員から主に、加害教諭に対する求償権の行使を求める意見がありました。

被害者の救済、教育行政の信頼回復、そして

各種の教育改革にはまだ多くの課題が残っています。

今後も県民の理解を得ながら対応していくことが重要であり、教育委員会に対し、今後二度とこのようなことが起こらないよう再発防止を徹底するとともに、加害教諭に対する求償権の行使を求めます。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

**御手洗議長** 総務企画委員長今吉次郎君。

〔今吉議員登壇〕

**今吉総務企画委員長** おはようございます。総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案6件及び請願2件です。

委員会は去る21日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、第75号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、第76号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について及び第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

また、請願19消費税インボイス制度実施延期を求める意見書の提出について及び請願21安倍晋三元首相の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める意見書の提出については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定しました。

なお、第73号議案及び第74号議案については福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に、第77号議案については土木建築委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

**御手洗議長** 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

**堤議員** おはようございます。共産党の堤です。今回の議会に上程された各議案に対する討論を行います。

まず、第70号議案2022年度大分県一般会計補正予算（第2号）議案に対して意見を付して賛成討論とします。

今回の補正予算は、総額約92億円で原油価格高騰対策としての社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に約16億円、中小企業金融対策費に約11億円などが計上されています。物価高騰は社会福祉施設関連だけではなく、質疑でもただしましたが、一般家庭及び中小事業者にも大きな影響が出ています。鳥取県では、生活困窮世帯へのエアコンなどの光熱費について市町村と協調した助成を実現しています。

また、中小企業金融対策も必要ですが、コロナ感染拡大、ウクライナ侵略戦争、金融政策の失敗による異常な円安による景気後退局面がこれほど長期にわたり、返済すら厳しい状況となっています。条件変更が可能であったとしても返済しなければなりません。景気後退は正に政権の失政によるものです。ぜひこのことを自覚し、さらなる支援策を今後実施するよう国に求めると同時に、県独自の助成策を講ずるよう求めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、大分県に対し、共産党県議団はこれまで、PCR検査の拡大、雇用、医療、エッセンシャルワーカーへの支援、中小事業者への支援策強化と拡充、農林水産業への抜本的な支援策の要望などを求めてきました。来年度予算は、安心して大分県で暮らし、なりわいができる施策の拡充を望みます。

しかし、今回の補正予算には、大企業誘致のための必要な用水の確保に関する調査経費2、

300万円など、大企業優遇の施策も含まれています。さらに建設資材の価格高騰による大分空港海上アクセス整備事業も含まれています。反対するものではありませんが、コロナ禍で県民が不安な中で、予算執行の優先順位としてはどうかなど疑問は残ります。そして、20年間にわたるホーバークラフトの事業継続の安定化問題でも、企業が利潤追求のために安全対策を後回しにすることのないようにしっかりと県として監視し、指導する責務があります。

以上の問題等をしっかりと改善、対応することを求めて賛成討論とします。

次に、第71号議案2022年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）及び第72号議案2022年度大分県工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

港湾施設整備事業は港湾管理と重要港湾などの港湾機能施設の整備を目的とした事業です。工業用水道事業とあわせて、一部の大企業のために県民の税金を投入することに反対します。

続いて、請願に対する賛成討論を行います。

請願19消費税インボイス制度の実施延期を求める請願です。いよいよ来年10月に実施が予定されている消費税のインボイス制度は、大分県内で約3万3千者の免税事業者や民間企業の調査によると、全国に約1,670万人いると言われるフリーランスに納税義務を広げます。事業者の登録が始まっていますが、一部報道によると7月末時点でも対象事業者の7%しか登録されていません。コロナ禍で苦しむ多くの国民にさらに負担を強いる制度の導入は直ちにやめるべきです。

年間の課税売上高が1千万円以下の業者は現在、消費税の納税を免除されています。インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細業者に課税業者になることを迫ります。廃業が増えかねません。

消費者に物やサービスを売った事業者は、客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税します。仕入税額控除の仕組みです。今は帳簿、請求書等で行っているこの計算を、インボイスと呼ばれる請求書等で



行って納税することが必要となります。インボイスには、発行者の氏名、社名、登録番号、取引年月日、取引の内容、金額、適用された消費税率と税額が記されます。インボイスは税務署に申請し、登録した課税事業者しか発行できません。

課税事業者が免税事業者から仕入れた場合、現行では、消費税がかかっているとみなして控除ができます。インボイス導入後、6年間の経過措置終了後はインボイスのない仕入税額控除は認められません。免税事業者からの仕入れにかかった消費税を差し引くことができず、納税額が膨らみます。これを避けるために免税事業者との取引停止が増えるおそれがあります。

インボイスを発行するには課税事業者になるしかありませんが、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければなりません。煩雑な納税事務にも悩まされます。免税事業者のままでいた場合、取引から排除されるほか、消費税の納税額が増える取引先から値引きを強要されることが懸念されます。

個人タクシー業者は、免税事業者のままでいれば、インボイスを必要とするビジネス客から利用を避けられ、旅行会社から発注を打ち切れかねないと訴えています。

シルバー人材センターで働く約70万人の会員にも影響が及びます。会員はセンターから業務を委託される個人事業主です。インボイス導入後、センターが消費税納税で仕入税額控除をするには会員が発行したインボイスが必要です。平均年収40数万円の会員が課税業者になって消費税を負担させられることになりかねません。全会員が課税事業者になることは困難なため、報酬から消費税分が引かれるようになる可能性があります。

約9割が免税事業者の農家や、ウーバーイーツの配達員など単発で仕事を請け負うフリーランス、文化、芸術、イベント分野で働く人たちも同じ影響を受けます。

全国商工団体連合会や様々な団体がインボイス制度実施の中止を求めて運動し、日本商工会議所は導入の延期、日本税理士会連合会は見直

しと実施の延期を要求しています。政府はこの声に耳を傾けるべきです。インボイス制度の延期、中止はもちろん、コロナ禍で納税困難な業者には消費税を減税することこそ必要です。消費税率を5%に引き下げ、不公平税制を正すことが急務です。

本請願が求めているように、中小零細事業者への過大な負担を求めるインボイス制度の実施は当面延期すべきが事業者の声です。ぜひ本請願を採択するように求めるものです。

討論の最後に、知事は明日行われる安倍元総理の国葬に参加されるということですが、憲法14条の法の下での平等、さらには憲法19条の内心の自由に抵触する可能性があります。ゆえに国民の過半数以上は国葬に反対しています。また、法律の規定のないものに税金を支出することも問題があります。鳥取県では、知事や議長の国葬への県費支出は地方自治法違反として鳥取県弁護士会が住民監査請求を求めています。このようなことから、知事として国葬に参加しないことを強く求めるものです。

以上、本議会に上程された議案のうち、継続審査となった議案を除く14本のうち、12本に賛成し、2本に反対、また請願1本についての賛成討論を終わります。(拍手)

**御手洗議長** 猿渡久子君。

[猿渡議員登壇]

**猿渡議員** 日本共産党の猿渡久子です。請願21国葬中止を求める請願に対する賛成の討論を行います。

岸田政権は、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようとしています。これに反対です。

国葬の強行は、憲法14条が規定する法の下での平等に反するものだと考えます。なぜ安倍元首相のみを特別扱いにして国葬を行うのか、岸田首相は国民が納得できる説明を何一つしていません。時の内閣や政権党の政治的思惑、打算によって、特定の個人を国葬という特別扱いをすることになり、憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかです。

また、国葬の強行は、憲法19条が保障する

思想及び良心の自由に反するものです。岸田首相は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べています。我が国は、国民主権の国であり、国全体とは国民全体ということになり、憲法19条に違反した弔意の強制であることは明らかです。

現在、国葬の根拠と基準を定めた法律は存在しません。法的根拠のない国葬を一片の閣議決定によって強行することは、法治主義を破壊するものです。

儀式に直接かかる費用だけで約2.5億円、これを含め16.6億円も支出し、今後増える可能性もあります。総額も示さず、国会での説明も議決もなしに国民の血税を使うのは無法に無法を重ねるものです。物価高、コロナ禍で苦勞している国民のためにしっかり税金は使うべきだと考えます。

国葬強行がもたらす政治的害悪は計り知れません。それは、安倍元首相が行った憲法違反の安保法制の強行を始めとする立憲主義破壊の暴政の数々、憲法9条改定に向けた暴走、アベノミクスなど貧困と格差を広げた経済政策、森友、加計、桜を見る会などの数々の国政私物化疑惑を国家として公認し、安倍政治への敬意を国民に強要することになります。

さらに、今国民の強い怒りを広げている反社会的カルト集団、統一教会と自民党との関係において、安倍元首相は最も深刻な癒着関係にあった政治家の一人です。国葬の強行は、この癒着関係を免罪することになります。

どんな世論調査でも、国民の多数が国葬強行に反対しているのは当然のことであり、国葬強行こそが日本の民主主義を破壊することになり、死者の最悪の政治的利用と言わなければなりません。

日本共産党は、憲法違反の国葬の計画を直ちに中止することを強く求め、請願21への討論とします。(拍手)

**御手洗議長** 原田孝司君。

〔原田議員登壇〕

**原田議員** 請願21安倍晋三元首相の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める意見

書の提出について、県民クラブを代表して採択を求める立場で討論します。

まずもって、参院選の選挙応援中に安倍晋三元総理が凶弾に倒れ亡くなられた事件は絶対に許すことができない事件です。しかしながら、今回の国葬の実施に関しては、県民クラブとして認められるものでないと考えています。

そもそも国葬は大日本帝国憲法下の勅令である国葬令において定められていましたが、現日本国憲法の施行に伴い、その後、1947年12月31日限りで国葬令は失効し、以後、国葬について規定する法律は制定されていません。それは、国葬が国民主権や内心の自由などを保障している日本国憲法になじまないと解釈されているからだと考えています。

今回、岸田内閣は、内閣府設置法に基づく国の行事として閣議決定を行いました。過去に内閣法制局長官が国葬の実施について三権の長の了承が必要という見解を示したと言われていますが、今回、国権の最高機関たる国会の審議もせず、法的根拠が曖昧なまま全費用を国の予算で実施することは、立憲主義の観点からも問題だと考えています。

また、国葬を行う理由として、長期にわたる首相在任期間や歴史に残る業績等が挙げられています。しかし、アベノミクスを始め、これまでの政策や政治手法に対する国民の評価は様々で、さきの事件以降、旧統一教会との関係も表面化し、国葬に対する世論調査では、反対とする意見が賛成を上回っています。

政府は、国民に弔意を強制するものでないとしながらも、地域によっては所管の学校に対し、半旗掲揚などの形で弔意表明を求める教育委員会があるなど、国の儀式として国葬を行うことが弔意の強制につながりかねない状況ともなっています。

よって、我が国が民主主義法治国家である以上、このような手続や多くの国民が反対する中での国葬の強行は認められず、本請願は採択すべきものであることを訴え、討論とします。

(拍手)

**御手洗議長** 以上で通告による討論は終わります。

した。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第70号議案及び第73号議案から第83号議案までについて採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、第71号議案及び第72号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決であります。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願19について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

次に、請願21について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

—————→…←—————  
**日程第2 第99号議案から第101号議案**

まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

**御手洗議長** 日程第2、第99号議案から第101号議案までを一括議題とします。

—————→…←—————  
**第99号議案** 人事委員会委員の選任について

**第100号議案** 教育委員会委員の任命について

**第101号議案** 土地利用審査会委員の任命について

—————→…←—————  
**御手洗議長** 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

**広瀬知事** ただいま上程された人事議案について御説明します。

その前に、今年19日に県内へ最接近した台風第14号に関して御報告します。

非常に強い勢力であったことから警戒を強めていたところですが、幸い大雨特別警報の発令もなく、また、地域における防災への備えが奏功し、被害は予想よりも小さく抑えられたと思っています。それでも11人が重軽傷を負い、物的被害は住家等に浸水被害などが生じたほか、各地の道路や農地、農業用施設なども様々に被災していることから、引き続き迅速、着実な復旧に向けた対応を鋭意進めていきます。

それでは、人事議案について御説明します。

第99号議案人事委員会委員の選任については、和田久継氏の任期が10月22日で満了するため、同氏を再任することについて、第100号議案教育委員会委員の任命については、高橋幹雄氏の任期が10月8日で満了するため、同氏を再任することについて、第101号議案土地利用審査会委員の任命については、同委員の任期が10月31日で満了するため、木口優子氏、足立高行氏、亀野辰三氏及び木上雄二氏を再任し、栗屋しのぶ氏、橋本昌樹氏及び長紗恵子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただくようお願いいたします。

**御手洗議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案はこれに同意することに決定しました。

**日程第3 議員提出第16号議案から議員提出第21号議案まで**

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

**御手洗議長** 日程第3、議員提出第16号議案から第21号議案までを一括議題とします。

**議員提出第16号議案** 私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

**議員提出第17号議案** 新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業の延長等を求める意見書

**議員提出第18号議案** コロナ後遺症及び新型コロナウイルスワクチン後遺症への対応強化を求める意見書

**議員提出第19号議案** 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書

**議員提出第20号議案** 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

**議員提出第21号議案** 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

**御手洗議長** 順次、提出者の説明を求めます。大友栄二君。

〔大友議員登壇〕

**大友議員** ただいま議題となった議員提出第16号議案、第17号議案を一括して提案理由を説明します。

まず、第16号議案私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書についてです。

私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしています。

急激な円安の進行を始めとして、経済情勢が混乱し、また、少子高齢化がさらに進行していくといった状況下においても、我が国が国力を維持し発展していくためには、将来を担う子どもたちを時代の状況変化に対応できる真のグローバル人材として育成することが重要となってきます。

私立学校はいかなる状況下にあっても、それぞれの学校が有為な人材の育成を通じて国や社会の発展に寄与していくことを目指して、日々教育活動を続けています。

私立学校が新しい教育への移行、教職員の資質向上や学校のICT環境の整備などを進めていくには、まずは学校経営を安定的に継続していくことが前提です。そのために経常費助成をさらに拡充するとともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公立を問わない支援や授業料の支援が強く求められています。

よって、国会及び政府に対し、現行の私学助

成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実や私立学校におけるICT環境の整備充実、生徒保護者の経済的負担軽減のための就学支援金制度の拡充強化について強く要望するものです。

次に、第17号議案新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業の延長等を求める意見書についてです。

我が国で初めて新型コロナウイルスの感染例が確認されて2年半が経過し、その間、私たちは7回の大きな感染拡大の波を経験しました。特に第7波では、これまでにないスピードで新規陽性者数が増加し、全国の1日の新規陽性者の数が20万人を超える日が続きました。

このように猛威を振るった第7波も、このところ減少傾向ですが、長引くコロナ禍の影響を受けて売上が減少し、業績悪化を来す事業者は依然多い状況です。

このような事業者を支援する目的で政府系金融機関により実施されている実質無利子融資は、多くの事業者の経営を支え、経営の継続と働く意欲をつなぎ止める非常に重要な事業ですが、国はこの実質無利子融資を9月末で終了することを発表しました。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は来年3月末まで継続されるとのことであり、低利子での融資を受けることはできますが、実質無利子での融資を受けられなくなることは、飲食業や宿泊業などを始めとする全国の個人事業主や中小企業にとっては、正に死活問題です。

よって、国会及び政府に対して、特別利子補給事業のさらなる延長、又は同事業に代わる救済措置を講ずるとともに、個人事業主や中小企業の返済負担を軽減する措置を講ずるよう強く要望するものです。

案文はお手元に配布しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同いただくようよろしくお願いいたします。

**御手洗議長** 羽野武男君。

〔羽野議員登壇〕

**羽野議員** ただいま議題となった議員提出第18号、第19号議案について一括して提案理由

を説明します。

まず、第18号議案コロナ後遺症及び新型コロナウイルスワクチン後遺症への対応強化を求める意見書についてです。

新型コロナウイルス感染症から回復した後も、長期にわたって疲労感、呼吸困難、筋力の低下、記憶障害などのコロナ後遺症に苦しむ人が多いことが厚生労働省研究班の調査で分かってきました。コロナ後遺症によって活力が低下し、仕事の能率が下がったと自覚する人もいます。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種が進む一方で、接種後の体調不良や歩行困難、関節痛など、いわゆる新型コロナウイルス後遺症を訴える人も少なくありません。

しかしながら、これらの後遺症は、発症の仕組みも効果的な治療法も確立しておらず、後遺症患者は今後さらに増える可能性があります。今年6月時点で全国の自治体の4割が相談を寄せられても医療機関を紹介していないとしており、体制整備が課題となっています。

加えて、自治体が総合病院やクリニックなどをつなぎ効率的に診察できるようにする仕組みや、身体的、精神的ケアに加え、社会復帰を支援する医療ソーシャルワーカーの充実が不可欠だと訴える医療関係者もおり、これらの後遺症への対策を強化する必要があることから、国会及び政府に対し、後遺症に悩む人の相談体制の整備や医療機関の拡充、後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人に対する職場復帰や再就職支援など5項目について、その施策の実施を求めるものです。

次に、第19号議案旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書についてです。

旧統一教会は、その信者が、宗教団体であることや教義を隠して信者を勧誘し、多額の献金を強要したり、印鑑やつぼなどを高額で売り付けたりするなどの活動を行い、団体に対して献金の返金などを命じる判決がされるなどの事案を多数発生させています。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、2010年以降の被害額は約138億円にも上ると報告されています。

以上のことから、旧統一教会等による被害の

防止と救済を実現するため、国会及び政府に対して、現行法制度を最大限活用し弾力的な救済を行うことや、相談窓口の強化に資する予算の増額、被害者を旧統一教会と引き離すための支援など、7項目についてその対策を講じるよう求めるものです。

案文はお手元に配布しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようよろしくお願いいたします。

**御手洗議長** 戸高賢史君。

〔戸高議員登壇〕

**戸高議員** ただいま議題となった議員提出第20号議案、第21号議案について提案理由を説明します。

まず、第20号議案女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書についてです。

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要です。政府は本年4月、女性デジタル人材育成プランを取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしています。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が日本の発展に不可欠であり、デジタル化の進展は都市部における人口の過密の偏在緩和や、感染症等のリスク低減も図れるとし、大きな期待が寄せられています。

よって、国会及び政府に対し、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、記載の五つの事項について実施するよう強く求めるものです。

次に、第21号議案地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書についてです。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在約440万ヘクタールと大幅に減少し、従事者の高齢化や担い手不足などに

より、農地の減少は止められない状況にあります。耕作が放棄された農地は、数年で根抜きや整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難となっており、今この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっています。

世界的な規模での感染症の蔓延や、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題であります。この課題解決に向けた農地中間管理機構による農地の集積、集約や民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしていますが、この担い手の確保が困難な状況となっています。

よって、国会及び政府に対し、荒廃農地の発生防止と解消を図るため、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境整備と予算の拡充、さらには耕作放棄地を活用した国産飼料の生産拡大の推進など、記載の五つの事項について実施するよう求めるものです。

案文はお手元に配布しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようよろしくお願いいたします。

**御手洗議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。発言の通告がありますので、これを許します。羽野武男君。

〔羽野議員登壇〕

**羽野議員** 議員提出第21号議案地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書について反対討論を行います。

まず最初に、私ども県民クラブは、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求めることについては、何も異議を挟むものではないことを申し上げておきます。

その上で申し上げます。本意見書案に記載の要請項目3では、多面的機能支払交付金と農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について民間企業等への適用範囲の拡大を求めています。現行の制度は既に民間企業等の参入が可能となっており、意見書案で求めている民間企業等への適用範囲の拡大の意図するところに不整合な部分があるのではないのでしょうか。

また、関係者に民間企業等が地域の活動団体への参加を希望した場合について思いを尋ねたところ、喜んで受け入れられるのではないかということでした。

以上のような状況で、要請内容が不明確なままでは本意見書案に賛成も反対もできないことから、本意見書案の提出には反対せざるを得ないことを申し上げ、討論とします。

**御手洗議長** これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、議員提出第16号議案、第17号議案及び第20号議案について採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第18号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議員提出第19号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議員提出第21号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**御手洗議長** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

**御手洗議長** 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

出前県議会「おんせん県議会 in 佐伯市」出席のため

2 場所

佐伯市

3 期間

令和4年9月28日

4 派遣議員

吉竹悟、清田哲也、阿部長夫、太田正美、井上明夫、古手川正治、成迫健児、浦野英樹、二ノ宮健治、守永信幸、小嶋秀行、吉村哲彦、猿渡久子

**御手洗議長** お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり各議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するとき、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

→…←

**日程第5 閉会中の継続審査及び調査の件**

**御手洗議長** 日程第5、閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

→…←

閉会中の継続審査事件

福祉保健生活環境委員会

継続請願16 犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて

請願20 物価高騰に見合う年金引上げを求める意見書の提出について

農林水産委員会

継続請願12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について

→…←

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 6、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 7、広報及び統計に関する事項について
- 8、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 9、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 10、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について

- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画、青少年及び学事に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、情報化の推進に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会の指導に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会



- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

**御手洗議長** 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**御手洗議長** 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

**御手洗議長** 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

**御手洗議長** これをもって令和4年第3回定例会を閉会します。御苦労様でした。

午前10時52分 閉会



請

願

繼

統

請

願

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
19	令和4年9月7日	大分市大津町一丁目1-29 大分県商工団体連合会 会長 木村鉄男	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>消費税インボイス制度実施延期を求める意見書の提出について</b></p> <p>コロナ禍や物価高騰により中小事業者の経営困難が続く中、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されようとしている。</p> <p>インボイス制度は、消費税の事業者免税点制度を実質的に廃止するものであり、消費税免税業者を取引から排除しかねない。やむなくインボイス発行事業者登録をすると、消費税の申告と納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなる。</p> <p>さらに、登録したインボイス発行事業者の個人情報国税庁のサイトから一括ダウンロードされ、商用利用される懸念も広がっている。</p> <p>多くの中小企業団体や税理士団体も凍結や延期、見直しを表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げている。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠であり、中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税インボイス制度の実施は当面延期すべきである。</p> <p>については、消費税インボイス制度実施延期を求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三	総務企画	不採択	

<b>請 願</b>			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
20	令和4年9月7日	大分市下郡1602-1 全日本年金者組合大分県本部 委員長 笠村伸一	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について</b></p> <p>総務省の発表によると、7月の消費者物価指数は前年同月比で2.6%上昇しており、4か月連続で2%を超える状況となっている。パンや冷凍食品、生鮮食料品のほか、原油高により電気、ガス代なども大幅に値上がりし、年金受給者に対する影響、被害はあまりにも重大である。</p> <p>相次ぐ物価の高騰にもかかわらず、政府は6月支給分から年金支給額を0.4%削減している。年金削減は消費を冷やし、地域経済にも深刻な打撃となるため、年金削減ありきの仕組みを改め、直ちに増額すべきである。</p> <p>については、安心して暮らせる年金制度とするため、現行の年金改定ルールを見直し、年金改定時は物価上昇率に基づき増額（改定）することを求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三	福祉保健生活環境		継続審査

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
21	令和4年9月9日	大分市豊饒二丁目5番53号 赤とんぼの会 代表世話人 宮崎 優子	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>安倍晋三元首相の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める意見書の提出について</b></p> <p>政府は、安倍晋三元首相の国葬を9月27日に実施する閣議決定を行った。国葬は大日本帝国憲法下で皇族と偉功のあった者に対して、国葬令に基づき実施されてきたものであるが、国葬令は平等主義や基本的人権の保障に反するとして、日本国憲法の施行と同時に失効している。</p> <p>政府は、当該国葬を内閣府設置法に基づく所掌事務として形式的に実施するとしているが、内閣府設置法は国や内閣の儀式、行事に内閣府が関わりうることを定めたものであり、国葬を実施する法的根拠にならない。</p> <p>また、国葬費用が国会の議論を経ることなく予備費で賄われることは、財政民主主義の精神に反し、報道各社の世論調査でも反対意見が多いことが明らかである。加えて、国が全額費用負担する国葬は、国民の内心の自由を侵害するおそれもある。</p> <p>については、安倍晋三元首相の国葬について、次の事項を実施するよう国会及び政府に対して意見書の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安倍晋三元首相の国葬を行わないこと。</li> <li>2 いかなる場、いかなる形であれ国民に弔意を求めるなど事実上の弔意強制を一切行わないこと。</li> </ol>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
高橋 肇 平岩 純子	総務企画	不採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
12	令和3年9月8日	大分市古ヶ鶴1-4-26 大分県農民運動連合会 会長 佐藤 隆 信	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について</b></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2020年産米の過大な流通在庫が生まれ、市場価格は大暴落した。2021年産米についても、政府が打ち出した36万トンの上乗せ減反と、感染拡大によるさらなる消費減少により、昨年以上の米価下落が危惧されている。</p> <p>加えて、国内消費量は30年間で4分の3に減少しているが、ミニマムアクセス米は年間77万トン輸入されており、一切見直されていない。</p> <p>また、コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援では、米をはじめとする食料配布が歓迎されている。</p> <p>については、農業者の経営と地域経済を守るため、次の事項を実現するよう、国に意見書の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。</li> <li>2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。</li> <li>3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について、当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。</li> </ol>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	農林水産		継続審査

<b>請 願</b>			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
16	令和4年6月14日	大分市大字一木1212番地の60 おおいた動物との共生を考える会 会長 土井 篤子	
件 名 及 び 要 旨			
<p><b>犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて</b></p> <p>現在、動物の殺処分に関しては、各自治体はその方法を判断しているが、環境省からは、できる限り苦痛を与えない方法に努めることとされている。</p> <p>本県では、未だ大多数の犬猫は、二酸化炭素ガスで苦痛を与えられながら殺処分されている。</p> <p>については、犬猫の殺処分に関して、少しでも苦痛を与えぬよう、麻酔投与による安楽死とすることを要望する。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
後 藤 慎太郎	福祉保健生活環境		継続審査